

タイ王国  
社会開発人間安全保障省  
人身取引対策課

**タイ王国**  
**人身取引対策のためのメコン地域**  
**ネットワーク強化プロジェクト**  
**短期専門家（人身取引対策）**  
**業務完了報告書**

2022年11月

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

株式会社クニエ

ガ平
JR
22-076

為替レート

1 米ドル(USD)=147.546 円

1 カンボジア・リエル(KHR)=0.035880 円

1 ラオス・キープ(LAK)=0.008670 円

1 ベトナム・ドン(VND)=0.005940 円

1 タイ・バーツ(THB)=3.901570 円

(2022年11月 JICA レート)

# 目次

調査対象国地図 .....	i
略語表 .....	vi
写真 .....	x
第1部 プロジェクトの概要と成果 .....	1
第2部 調査の概要と結果 .....	5
1. 調査の目的、概要、手法 .....	6
2. 人身取引 (Trafficking in Persons) .....	9
3. 国際社会およびメコン地域における人身取引対策の取組 .....	10
3.1 国際社会における人身取引対策への取組 .....	10
3.2 メコン地域における人身取引の概況 .....	13
3.3 人身取引対策に係る域内政策 .....	13
4. カンボジアにおける調査結果 .....	17
4.1 概況 .....	17
4.2 人身取引に係る法的枠組み .....	21
4.3 政策および調整機能 .....	22
4.4 政府および地方行政による対応、取組 .....	29
4.5 国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体 .....	34
4.6 COVID-19 の影響 .....	39
4.7 JICA による支援のレビュー .....	39
4.8 支援ニーズおよび課題 .....	40
4.9 JICA による協力の方向性 .....	42
5. タイにおける調査結果 .....	44
5.1 概況 .....	44
5.2 人身取引に係る法的枠組み .....	47
5.3 政策および調整機能 .....	49
5.4 政府および地方行政による取組 .....	53
5.5 国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体による取組 .....	65
5.6 COVID-19 の影響 .....	69
5.7 JICA による支援のレビュー .....	70
5.8 支援ニーズおよび課題 .....	72
5.9 JICA による協力の方向性 .....	74
6. ラオスにおける調査結果 .....	75
6.1 概況 .....	75
6.2 人身取引に係る法的枠組み .....	78
6.3 政策および調整機能 .....	79
6.4 政府および地方行政による取組 .....	83
6.5 国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体による取組 .....	86
6.6 COVID-19 の影響 .....	88
6.7 JICA による支援のレビュー .....	89

6.8 支援ニーズおよび課題 .....	90
6.9 JICAによる協力の方向性 .....	91
7. ベトナムにおける調査結果 .....	93
7.1 概況 .....	93
7.2 人身取引に係る法的枠組み .....	96
7.3 政策および調整機能 .....	99
7.4 政府による取組 .....	101
7.5 国際機関、二国間援助機関、NGO等民間団体による取組 .....	103
7.6 COVID-19の影響 .....	105
7.7 JICAによる支援のレビュー .....	106
7.8 支援ニーズおよび課題 .....	108
7.9 JICAによる協力の方向性 .....	109
8. ミャンマーにおける調査結果 .....	111
8.1 JICAによる支援のレビュー .....	111
第3部 メコン地域ワークショップの実施 .....	113
1. 業務の概要 .....	114
2. MRW開催準備 .....	114
3. MRWの実施 .....	116
4. MRW実施後のフォローアップ .....	118
第4部 提言 .....	120
1. メコン地域ワークショップに係る提言 .....	121
2. その他の提言 .....	122
付録：参考文献 .....	124

## 図表目次

表 1：本件業務における活動実施状況 .....	3
表 2：本件調査における調査項目 .....	6
表 3：5つの側面に基づく調査項目の整理 .....	7
表 4：人身取引に関連するSDGsのターゲットおよび指標一覧 .....	12
表 5：2018年に捕捉された人身取引被害者の出身地の割合（%） .....	13
表 6：AHTJPによる人身取引事案の取扱件数 .....	18
表 7：カンボジアにおける人身取引被害者数 .....	18
表 8：カンボジアが批准・締結している国際条約、地域条約等 .....	21
表 9：カンボジアにおける人身取引対策関連文書一覧 .....	29
表 10：カンボジアにおける支援案① .....	42
表 11：カンボジアにおける支援案② .....	43
表 12：タイにおける人身取引被害者数（2017～2022年） .....	45
表 13：タイにおける人身取引種別に基づく被害者数（2020～2022年） .....	45
表 14：タイにおける人身取引事案の起訴状況 .....	45

表 15 : タイが批准・締結している国際条約、地域条約等 .....	47
表 16 : タイにおける人身取引対策関連文書一覧 .....	60
表 17 : タイにおける支援案① .....	74
表 18 : ラオスにおける人身取引犯罪件数 .....	75
表 19 : ラオスにおける人身取引被害数 .....	75
表 20 : ラオスが批准・締結している国際条約、地域条約等 .....	78
表 21 : ラオスにおける支援案① .....	91
表 22 : ラオスにおける支援案② .....	92
表 23 : ベトナムにおける人身取引犯罪件数 .....	94
表 24 : ベトナムにおける人身取引被害者数 .....	94
表 25 : ベトナムが批准・締結している国際条約、地域条約等 .....	96
表 26 : ベトナムにおける支援案① .....	109
表 27 : ベトナムにおける支援案② .....	110
表 28 : MRW テーマおよびアジェンダ案 .....	114
表 29 : 第 10 回 MRW のアジェンダと概要 .....	117
図 1 : 人身取引の形態 (性別、年齢別) .....	9
図 2 : カンボジアに本国送還 (repatriation) された人身取引被害者の保護プロセス .....	20
図 3 : カンボジアにおける中央省庁・地方行政の調整機構と連携体制 .....	25
図 4 : タイにおける被害者認定と保護プロセスの概要 .....	47
図 5 : ラオスにおける被害者認定プロセスの概要 .....	78
図 6 : 第 10 回 MRW 参加者の理解度 .....	118
図 7 : 第 10 回 MRW 参加者の満足度 .....	118

# 調査対象国地図

【カンボジア】



出所 : <https://www.un.org/geospatial/content/Cambodia>

【タイ】



Map No. 3893 Rev. 2 UNITED NATIONS  
July 2006

Department of Field Support  
Cartographic Section

出所 : <https://www.un.org/geospatial/content/thailand>

【ラオス】



出所 : <https://www.un.org/geospatial/content/lao-peoples-democratic-republic>



【ベトナム】



出所 : <https://www.nationsonline.org/oworld/map/vietnam-political-map.htm>

【ミャンマー】



出所 : <https://www.un.org/geospatial/content/myanmar>

## 略語表

### 【共通】

略語	英語名	和名・和訳
ACWC	ASEAN Commission on the promotion and Protection of the Rights of Women and Children	ASEAN 女性と子どもの権利擁護促進委員会
AIHCR	ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights	ASEAN 人権委員会
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASEAN-ACT	ASEAN–Australia Counter Trafficking	ASEAN オーストラリア人身取引防止対策
CAC	Child Advocacy Centre	チャイルド・アドボカシー・センター
CBO	Community Based Organization	地域社会を拠点とした市民団体
COMMIT	Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking	人身取引対策メコン地域閣僚イニシアティブ
COMMIT IMM	COMMIT Inter- Ministerial Meeting	COMMIT 省庁間会議
COMMIT MOU	Memorandum of Understanding on Cooperation against Trafficking in Persons in the Greater Mekong Sub-Region	メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書」
COMMIT SPA	COMMIT Sub-Regional Plan of Action	COMMIT サブ地域行動計画
COVID-19	Novel Coronavirus	新型コロナウイルス感染症 (正式名称：重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV-2))
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DV	Domestic Violence	親密なパートナー間の暴力およびその他の家族・親戚関係における暴力
DX	Digital Transformation	デジタル・トランスフォーメーション
EU	European Union	欧州連合
GBV	Gender-Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GNI	Gross National Income	国民総所得
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JP-MIRAI	Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society	責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MOU	Memorandum of Understanding	基本合意書
MRW	Mekong Regional Workshop	メコン地域ワークショップ
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operation	活動計画表
R/D	Record of Discussions	政府間技術協力プロジェクト合意文書
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEAH	Sexual Exploitation, Abuse and Harassment	性的搾取、虐待およびハラスメント
SEZ	Special Economic Zone	経済特区
SGBV	Sexual and Gender-Based Violence	ジェンダーに基づく暴力

略語	英語名	和名・和訳
SOP	Standard Operating Procedures	標準作業手順書
TIP	Trafficking in Persons	人身取引
ToT	Training on Trainers	指導者育成のための研修
TRM	Transnational Referral Mechanism	多国間リファール制度
TVPA	Trafficking Victims Protection Act of 2000	米国人身取引被害者保護法
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物・犯罪事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関）
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VOT	Victim of Trafficking	人身取引被害者
WBS	Work Breakdown Structure	作業分解構成図

### 【カンボジア】

略語	英語名	和名・和訳
AHTJP	Anti-Human Trafficking and Juvenile Protection Police	反人身取引および青少年保護警察
CBPNs	Community-Based Protection Networks	コミュニティベース保護ネットワーク
CWCC	Commune Council for Women and Children	女性と子どものためのコミュニオン評議会
CWCC	Cambodian Women's Crisis Centre	カンボジア女性救援センター
DOSVY	Department of Social Affairs, veterans and Youth Rehabilitation	州社会問題・退役軍人・青少年更生局
LSCW	Legal Support for Children and Women	子どもと女性への法的支援
MOEYS	Ministry of Education, Youth and Sports	教育・若者・スポーツ省
MOI	Ministry of Interior	内務省
MOJ	Ministry of Justice	法務省
MOLVT	Ministry of Labor and Vocational Training	労働職業訓練省
MOSVY (または MOSAVY)	Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation	社会問題・退役軍人・青少年更生省
MOWA	Ministry of Women Affairs	女性省
NCCT	National Committee for Counter Trafficking	国家人身取引対策委員会
NRM	National Referral Mechanism	国内リファール制度
PCCT	Provincial Committee for Counter Trafficking	州人身取引対策委員会
PTC	Poipet Transit Center	ポイペト・トランジット・センター
RBC	Regional Border Committee	地域国境会議
SHG	Community-Based Self-Help Group	コミュニティベース自助グループ
UNTAC	United Nations Transitional Authority in Cambodia	国連カンボジア暫定機構
WCCC	Women and Children Consultative Committee	女性と子どものための諮問委員会
WG	Working Group	ワーキング・グループ

### 【タイ】

略語	英語名	和名・和訳
ATP	Anti-Trafficking in Persons Committee	人身取引対策委員会
ATPD	Anti-Trafficking in Person Division	(タイ国家警察)人身取引対策部

略語	英語名	和名・和訳
BCATIP	Border committee on Anti-Trafficking in Persons	人身取引に係る国境会議
CMP	Coordinating and Monitoring of Anti-Trafficking in Persons Performance Committee	人身取引対策調整・モニタリング委員会
CWP	The Child Woman Protection and Anti-Human Trafficking Centre	(タイ国家警察) 子どもと女性の保護および人身取引対策センター
DATIP	Division of Anti-Trafficking in Persons	(社会開発人間安全保障省) 人身取引対策部
DSI	Department of Special Investigation	(法務省) 特別捜査局
E-aht	Electronic Database for Anti-Human Trafficking	人身取引対策電子データベース
FBI	Federal Bureau of Investigation	米国連邦捜査局
GPS	Global Positioning System	全地球測位システム
IJM	International Justice Mission	インターナショナル・ジャスティス・ミッション (NGO)
IMM	Inter-Ministerial Meeting	COMMIT 閣僚級会合
IUU	Illegal, Unreported and Unregulated (Fishing)	違法・無報告・無規制 (漁業)
MDT	Multi-Disciplinary Team	多分野協働チーム
MSDHS	Ministry of Social Development and Human Security	社会開発人間安全保障省
NCPO	National Council for Peace and Order	国家平和秩序維持評議会
NPTC	National Programme Steering Committee	国家プログラム常任委員会
NRM	National Referral Mechanism	国内リファールメカニズム
PSDHS	Provincial Social Development and Human Security Office	県社会開発人間安全保障事務所
NOCHT	National Operation Center for the Prevention and Suppression of Human Trafficking	中央人身取引防止抑制オペレーション・センター
OAG	Office of Attorney General	最高検察局
OBEC	Office of Basic Education Commission	(教育省) 基礎教育委員会事務局
POCHT	Provincial Operation Center for the Prevention and Suppression of Human Trafficking	県人身取引防止抑制オペレーション・センター
PSDHS	Provincial Social Development and Human Security Office	県社会開発人間安全保障事務所
TATIP	Thailand Against Trafficking in Persons Task Force	タイ人身取引対策タスクフォース
TICAC	Thailand Internet Crimes Against Children Task Force	タイ児童インターネット犯罪対策タスクフォース

## 【ラオス】

略語	英語名	和名・和訳
ATD	Anti-Trafficking in Persons Department	(公安省) 人身取引対策局
CHARI	Combating Human Trafficking through Reinforcing Judicial Capacity	司法能力強化を通じた人身取引対策
GLO.ACT	Global Action against Trafficking in Persons and Smuggling of Migrants	人身取引と移民の密入国に対するグローバルアクション
LWU	Laos Women's Union	ラオス女性連合
MICS	Multiple Indicator Cluster Surveys	複数指標クラスター調査
MLSW	Ministry of Labor and Social Welfare	労働社会福祉省
MOICT	Ministry of Information, Culture and Tourism	情報・文化・観光省

略語	英語名	和名・和訳
MOES	Ministry of Education and Sports	教育・スポーツ省
MPS	Ministry of Public Security	公安省
NCATIP	National Committee on Anti-Trafficking in Persons	国家人身取引対策委員会
OSPP	The Office of the Supreme People's Prosecutor	最高人民検察院
POLSW	Provincial Office of Labor and Social Welfare	県労働社会福祉局
VFI	Village Focus International	ヴィレッジ・フォーカス・インターナショナル
VTC	Vientiane Transit Centre	ビエンチャントランジットセンター

### 【ベトナム】

略語	英語名	和名・和訳
DCA	Department of Child Affaire	(労働傷病兵社会省) 児童保護局
DOLISA	Department of Labor Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会局 (省レベル)
DSVP	Department of Social Vice Protection and Combat	(労働傷病兵社会省) 社会悪予防局
IAWT	Inter-Agency Working Team	省庁間ワーキングチーム
MOLISA	Ministry of Labor Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会省
MPS	Ministry of Public Security	公安省
NPA	National Plan of Action	国家行動計画
SPP	The Supreme People's Procuracy	最高人民検察院
VWU	Vietnam Women's Union	ベトナム女性連合

# 写真

【カンボジア】(2022年3月下旬撮影)



CWCC プノンペンのシェルター (トレーニングルーム、カウンセリングルーム、居室)



CWCC プノンペン (トレーニングルーム、職業訓練で作成した製品)

ポイベト・トランジット・センター(PTC)



PTC (送還された移住労働者の受入施設、送還用トラック)

PTC 内の NGO 等のオフィス



A21 シェムリアップ 子どもにやさしいインタビュールーム



教育省が作成した  
人身取引に係る教科書

【タイ】（ラノン県：2022年5月初旬撮影、パトゥムターニー県・MRW：2022年8月中旬撮影）



ラノン県人身取引被害者福祉保護センター（エントランス、裁判所を模した設備、職業訓練設備）



パトゥムターニー県人身取引被害者福祉保護センター（休憩室、保育所、裁判所を模した設備）



パトゥムターニー県人身取引被害者福祉保護センター（職業訓練で作成した製品、職業訓練で使用する器具、保健室）



第10回メコン地域ワークショップ（MRW）



MRW グループワーク（タイ）



MRW グループワーク（多国間）



MRW 共有セッション



MSDHS が作成した人身取引被害者向け指差し会話帳（ベトナム語、中国語、ラオ語、ミャンマー語）



## 第1部 プロジェクトの概要と成果

## 1. 対象国

タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

## 2. 案件名

人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト（人身取引対策）

## 3. プロジェクト期間

計画：2022年1月～2025年1月

上記期間のうち、短期専門家（人身取引対策）の業務期間は2022年1月～11月

## 4. 実施機関

タイ国社会開発人間安全保障省人身取引対策課（Division of Anti-Trafficking in Persons: DATIP）

## 5. プロジェクトの背景

経済や情報の急速なグローバル化に伴い人々の移動が活発化する中で、人身取引はメコン地域（タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムおよび中国南部）における各国共通の深刻な問題となっている。メコン地域における人身取引に係る人の流れには、域内の移動および域外への移動がある。タイでは経済発展や少子高齢化に伴い、建設業、水産業、水産加工業、性産業を含め安価な労働力への膨大な需要がある。このような社会経済的な要因を主な背景として、タイは域内の人身取引被害者（Victims of Trafficking : VOT）の主要な目的国となっている。さらにタイは、タイおよび域内各国から中東、欧州、日本を含めた東アジア等域外へのVOTの送出国・経由国ともなっている。

このようにメコン地域におけるVOTの目的国・送出国・経由国となっているタイでは、1980年代より人身取引対策を進めてきた。タイ国内においては、人身取引予防や抑制のための国家戦略・計画の策定、政府機関間および官民の間の覚書の締結、中央政府と地方政府との覚書の締結、人身取引対策法の制定等を通じた取組を進めている。域内においては、2004年に形成されたメコン地域6か国による域内協力枠組みである「人身取引対策メコン地域閣僚イニシアティブ」（Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking : COMMIT）の多国間覚書に署名するとともに、COMMIT参加各国との二国間覚書も締結し、積極的な対応を行っている。またタイ政府は2014年にZero Tolerance for Human Trafficking政策を打ち出し、人身取引問題を国家最重要課題として位置付け、人身取引撲滅に向けた取組を強化している。

このように国をあげて人身取引対策を進めているタイ政府の取組を後押しするため、JICAは、社会開発人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security : MSDHS）を実施機関とする「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（2009－2014年）および「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015－2019年）の2件の技術協力プロジェクトを実施し、特に人身取引対策の保護・社会復帰分野における協力を行った。これら2件の技術協力プロジェクトでは、タイ国内の関係者の対応能力強化のみならず、タイおよびその周辺国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の実務レベル関係者間のVOT保護や帰国／帰還支援に係る知識・経験の共有やネットワーク構築を促進した。具体的には、年に一度、バンコクでメコン地域ワークショップ（Mekong Regional Workshop : MRW）を開催し、タイを含めた5か国および日本からの実務レベルの関係者が一堂に会する機会を提供した。

国境を越えた課題である人身取引対策のためには、各国が自国内のみならず、域内諸国と連携した取組を行うことが重要であり、そのための定期的・継続的なネットワークの場が必要である。そして、周辺国と比較して人身取引対策が進んでいるタイは、COMMITの枠組み

等を活用した周辺国への協力に意欲を示しているが、他国を支援するための十分な経験を有しておらず、支援方法を模索している状況にある。このような背景を踏まえ、2022年1月から JICA は MRW 開催を通じた MRW 参加者の対応能力や域内諸国のネットワークの更なる強化を目指して「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）（2022年～2025年）を開始した。

## 6. 上位目標、プロジェクト目標および成果

### (1) 上位目標

人身取引対策に係るタイ・カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム間の連携が継続する。

### (2) プロジェクト目標

人身取引対策のためのタイ・カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム間のワーキングレベルの地域ネットワークがさらに強化される。

### (3) 成果、活動

1. メコン地域の人身取引対策のためのタイ・カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム間の共通課題と効果的でイノベーティブな施策が特定される。
  - 1-1 机上調査を実施し、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、日本における人身取引対策、経験、課題、ニーズ、グッドプラクティス、イノベーティブ・アプローチを特定する。
  - 1-2 現地調査を実施し、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおける人身取引対策、経験、課題、ニーズ、グッドプラクティス、イノベーティブ・アプローチを特定する。
  - 1-3 参加国と日本における人身取引対策、経験、課題、ニーズ、グッドプラクティス、イノベーティブ・アプローチに係る情報収集のため課題別研修に参加する。
  - 1-4 3年間の MRW の計画について検討する。
2. 人身取引対策に係るタイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの政府職員と NGO スタッフの知見とスキルが強化される。
  - 2-1 MRW の詳細について計画、準備する。
  - 2-2 MRW を実施する。
  - 2-3 MRW の参加者が MRW での学びを自国で関係者に共有する。
3. タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム各国および多国間のアクティビティ・プランが作成される。
  - 3-1 多国間アクティビティ・プランについて議論を行う。
  - 3-2 国別アクティビティ・プランについて議論を行う。

## 7. 業務の概要と成果

本件業務では、本プロジェクトの短期専門家（人身取引対策）として、上記活動のうち、以下の通り業務を行った。

表 1：本件業務における活動実施状況

活動	活動の実施状況
成果 1：メコン地域の人身取引対策のためのタイ・カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム間の共通課題と効果的でイノベーティブな施策が特定される	
1-1. 机上調査を実施し、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、日本における人身取引対策、経験、課題、ニーズ、グッドプラクティス、イノベーティブ・アプローチを特定	タイ、カンボジア、ラオス、ベトナムにおける人身取引に係る机上調査を行い、現状、課題、ニーズ、グッドプラクティスを特定した（イノベーティブ・アプローチは一部の国において

活動	活動の実施状況
する <sup>1</sup>	特定された)。
1-2. 現地調査を実施し、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおける人身取引対策、経験、課題、ニーズ、グッドプラクティス、イノベティブ・アプローチを特定する <sup>2</sup>	タイ、カンボジアにおいて人身取引に係る現地調査を行い、現状、課題、ニーズ、グッドプラクティスを特定した(イノベティブ・アプローチは一部の国において特定された)。
1-3. 参加国と日本における人身取引対策、経験、課題、ニーズ、グッドプラクティス、イノベティブ・アプローチに係る情報収集のため課題別研修に参加する	本件業務での実施なし。
1-4. 3年間のMRWの計画について検討する	1-1, 1-2の実施結果に基づき、4カ国(タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム)共通の課題を抽出し、3年間のMRWのテーマとアジェンダを検討、提案した。
成果2: 人身取引対策に係るタイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの政府職員とNGOスタッフの知見とスキルが強化される	
2-1. MRWの詳細について計画、準備する	2022年度の第10回MRWの計画を立案し、開催準備を行った。
2-2. MRWを実施する	2022年度の第10回MRWを実施した。
2-3. MRWの参加者がMRWでの学びを自国で関係者に共有する	本件業務での実施なし。
成果3: タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム各国および多国間のアクティビティ・プランが作成される	
3-1. 多国間アクティビティ・プランについて議論を行う	2022年度の第10回MRWにおいて、多国間アクティビティ・プランが1件立案された。
3-2. 国別アクティビティ・プランについて議論を行う	2022年度の第10回MRWにおいて、国別アクティビティ・プランが8件立案された(タイ4件、カンボジア1件、ラオス1件、ベトナム1件)。

本報告書では、1-1、1-2の実施結果については「第2部 調査の概要と結果」、1-3、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2の実施結果については「第3部 メコン地域ワークショップの実施」、調査およびMRWの実施に基づく提言については「第4部 提言」にて報告する。

<sup>1</sup> 計画には日本が含まれているが、本件業務では日本における調査は実施していない。またミャンマーについては、現地関連機関・団体へのインタビューは実施せず、過去のJICAによる支援のレビューのみを行った。

<sup>2</sup> 現地調査対象にラオス、ミャンマー、ベトナムが含まれているが、本件調査で実施した現地調査はタイ、カンボジアのみ。

## 第2部 調査の概要と結果

## 1. 調査の目的、概要、手法

### 1.1 調査の目的と概要

本件業務では、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの5カ国を対象とし、本プロジェクトの1年目の活動の一部として以下の目的のもと、基礎調査を実施した。

- 1) 調査対象国における人身取引被害の実態およびその対応に係る課題と取組を包括的に分析する。
- 2) 調査対象国における新型コロナウイルス感染症（正式名称：重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV-2) : COVID-19) 影響下固有の人身取引被害の現状と課題、支援ニーズを明らかにする。
- 3) 1)および2)の結果を踏まえ、調査対象国に対する日本政府の支援方針や、JICA 事業の特性や経験、比較優位性、国内・周辺国で活用可能なリソース等も考慮し、人身取引関連課題に対応するための支援の方向性や概要、事業枠組み(案)を提言する。

本件調査は右目的のもと、海外への渡航に制約がある現状にも鑑み、オンラインでの国内調査（タイを含むメコン地域4カ国：カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム）と、現地調査（タイおよびカンボジア）の2段階で実施された。

国内調査は2022年1月から4月にかけて実施され、対象4カ国における人身取引の関連資料のレビューを通じた基礎情報の収集、およびラオス、ベトナムにおける現地関係機関・団体へのオンラインインタビューを通じた情報収集を行い、表2に示す調査項目に従って調査、分析を実施した。現地調査はカンボジアとタイの2カ国において実施され、2022年3月にカンボジア、2022年4～6月にタイにおいて現地関係機関団体へのインタビューや関連施設、団体への視察等を実施した。なお、ミャンマーについては現地関係機関・団体へのインタビューは実施せず、過去のJICAによる支援のレビューのみを行うものとした。

### 1.2 調査項目および調査フレームワーク

本件調査における調査項目は以下の通りである。

表 2：本件調査における調査項目

#	調査項目
1	メコン地域における人身取引対策に関する地域政策や戦略
2	メコン地域4カ国（カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム）における、人身取引被害の実態と課題（COVID-19 影響下における固有の状況と課題も含む）
3	調査対象各国における人身取引課題への対応に関する法律や政策の整備状況
4	調査対象各国における人身取引課題への対応に向けた政府の実施体制、取組の現状、課題、ニーズ ➤ 関係省庁および地方自治体等の実施体制、機能、権限、予算等 *デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation : DX）等、革新的な取組や好事例、COVID-19 影響下における政府の取組の現状や課題など、新たな情報の収集を含む
5	調査対象各国における政府以外の機関・団体による他ドナーや国連機関、女性団体、NGO 等による人身取引課題への支援状況 ➤ 他ドナーや国際機関等による人身取引課題への支援状況 ➤ 女性団体やNGO を含む民間による人身取引課題への取り組み状況 *特に、革新的な取組や好事例、COVID-19 影響下における取組の現状や課題の把握など、新たな情報の収集を含む
6	JICA のこれまでの人身取引対策への取組のレビュー ➤ アプローチの妥当性、主な成果と教訓、残された課題などを抽出し総合的分析を行う *これまでの JICA の協力レビューに限り、ミャンマーを含む5カ国とする

調査に際しては、多様なステークホルダーや対象者、対象分野を包括的に分析するために、「政策（Policy）」「加害者処罰（Prosecution）」「予防（Prevention）」「保護・社会復帰（Protection）」の4側面（「4P」）および「調整・連携（Partnership）、モニタリング評価、データ収集・管理」を加えた5つ（5P）の側面に沿って課題特定を目的とした調査分析フレーム

ワークを作成し、当該調査フレームワークに基づいて情報収集を行った。「政策」「加害者処罰」「予防」「保護・社会復帰」「調整・連携、モニタリング評価、データ収集・管理」の5側面について表3のように調査項目を整理・細分化したうえで、対象、内容、アクターごとに実施中／実施予定の施策を確認し、施策の実施状況や不足している施策、課題の抽出を行った。

表3：5つの側面に基づく調査項目の整理

分野	内容	主な確認事項
政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国における人身取引課題への対応に係る政策</li> <li>人身取引課題への対応に係る地域政策（メコン地域）</li> <li>各国における移民および労働に係る政策</li> </ul>	以下の項目に係る現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制</li> <li>進捗状況</li> <li>担当省庁/機関ごとの役割、機能、人員体制、予算配分</li> <li>中央省庁、地方自治体の役割、連携体制</li> <li>二国間MoU等の締結状況、内容</li> <li>被害状況に係るデータ</li> <li>ドナー、国際機関、NGO等による支援状況</li> <li>COVID-19のパンデミック下における具体的取組、対応状況</li> <li>民間企業、学術機関等との連携体制</li> <li>ICT等の利活用事例</li> <li>JICAによる支援実績・成果</li> </ul>
予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する国際条約等の批准状況</li> <li>人身取引の予防に係る法律</li> <li>人権、ジェンダー平等、人身取引を含むSGBV等に係る啓発</li> <li>企業、サプライチェーンにおける各種規定</li> </ul>	
保護・社会復帰	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の保護に係るプロセス（国内、広域）</li> <li>人身取引対策に特化した警察・司法機関の設置</li> <li>サービスプロバイダー（ソーシャルワーカー等）の養成に係る体制、研修等の実施</li> <li>ホットラインの設置・運営</li> <li>医療機関との連携体制</li> <li>被害者の社会復帰（生計向上、就業支援等）に係る取組</li> <li>シェルター等支援施設の設置状況（公共/民間）</li> </ul>	
加害者処罰	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者処罰に係る法律・司法システム</li> <li>加害者の検挙、訴追に係るプロセス（国内、広域）</li> <li>司法手続き（訴追）における被害者への法的支援</li> <li>メコン地域における加害者処罰に係る連携体制</li> </ul>	
調整・連携 モニタリング・評価 データ収集・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁、支援機関、NGO等を交えた調整メカニズム（国内、広域）</li> <li>人身取引対策のモニタリング・評価フレームワーク</li> <li>人身取引に係る包括的なデータ収集・管理システムの構築・運用</li> </ul>	

出所：筆者作成

### 1.3 調査手法

本件調査は1) 文献レビュー、2) オンラインインタビュー（国内調査）または対面インタビュー（現地調査<sup>3</sup>）、の2つの手法により実施した。

#### 1) 文献レビュー

調査分析フレームワークと調査項目に基づき、報告された事例や公式のデータ集・報告書などの一次資料、国際機関や専門家、NGO等が作成した二次資料、主要な国際ニュースの報道を抜粋したメディアレポートなど、オープンソースの資料の収集・レビューを実施し、現状と課題の把握を行った。各調査対象国における人身取引被害については、特に定量的なデータによる実態の把握に努めた。対象、内容、アクターごとに実施中／実施予定の施策を確認し現状を明確にするとともに、実施中の内容についてもどのように機能しているかを確認し、十分に機能していない場合はその原因を分析して課題を抽出した。

#### 2) オンラインインタビューおよび対面インタビュー

文献レビューの結果に基づきインタビュー対象機関・団体の選定を行い、人身取引の予防・対応に係る政府機関、警察、司法関係者、ドナー、国際機関、国際NGO、現地NGO等にインタビューを実施した。インタビューに先立って、効率的な情報収集のため事前に各インタビュー対象者に文献レビューの結果に基づくアンケートを送付し可能な限り回答を得ることとし、調査結果やアンケートの回答を基にインタビューにおいてより詳細な確認が必要な項目や定性的データについて情報収集を行った。

### 1.4 調査のスケジュール

本件調査は以下のスケジュールで実施された。

- 1) 国内調査：2022年1月中旬～2022年4月
- 2) 現地調査（カンボジア）：2022年3月中旬～2022年3月下旬

<sup>3</sup> COVID-19 感染予防対策により、現地調査であっても一部のインタビューはオンラインで実施した。

3) 現地調査（タイ）：2022年4月中旬～2022年9月下旬

#### 1.5 調査者

本件調査は、主管部である JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室との調整のもと、以下のコンサルタントが実施した。

➤ JICA 短期専門家（人身取引対策）：株式会社クニエ 三浦 雅子（シニアコンサルタント）



## 2. 人身取引 (Trafficking in Persons)

人身取引は、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて移動を強いられたり、支配下に置かれたりしたうえで、買売春や工場労働などの労働や搾取を強要される犯罪であり、同時に重大な人権侵害でもある。その形態は、強制売春、強制結婚、強制出産、性的搾取、危険な形態を含む児童労働、臓器摘出、乳児の売買など多岐に渡り、また国境を越えて展開されることもある国際的な犯罪である（国内で被害に遭う場合もある）。人身取引、人身売買、現代の奴隷制<sup>4</sup>など、様々な呼称で認識されているが、それぞれに明確な定義による違いがあるわけではなく、いずれも奴隷状態での労働や商業的性的搾取、強制労働、強制結婚などを含んでいる。2021年には約5,000万人が現代の奴隷制と呼ばれる状態で生活していると報告されており、このうち2,800万人が強制労働に従事し、2,200万人が強制結婚の被害に遭っているとされている<sup>5</sup>。

国連薬物・犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime : UNODC) が発行した“Global Report on Trafficking in Persons 2020 (GLOTIP 2020)”によると、2018年に確認された人身取引被害者のうち、46%が成人女性、19%は18歳未満の女性で、7割近くの被害者が女性であることが明らかとなっている<sup>6</sup>。一方で、過去のデータと比較すると、被害者全体における成人女性の割合は減少しており、逆に18歳未満の子ども、特に男児の割合が増加していることも報告されている<sup>9</sup>。

人身取引の目的は、図1の通り年齢、性別によって大きく異なっている。全体としては、性的搾取が約50%を占めており、特に女性の被害者の中では最も多い形態となっている（図1参照）。一方で、2006年から2018年までのデータに基づく、確認された件

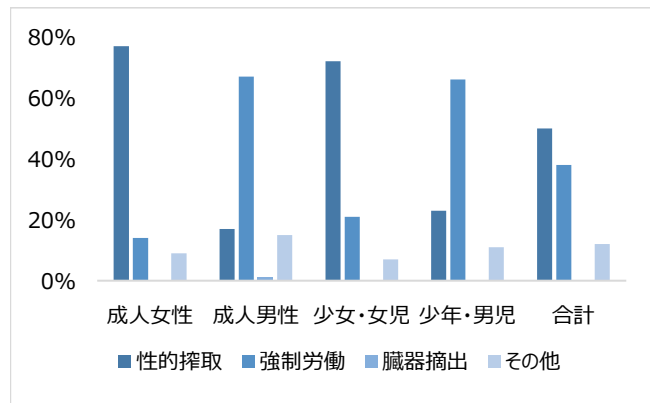


図1：人身取引の形態（性別、年齢別）

\*「その他」には、強制的な物乞い、強制的な犯罪行為、強制結婚、乳児の売買などが含まれる

出所：UNODC (2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020, P.32 より筆者作成

<sup>4</sup> 「現代の奴隷制」は人身取引などのあらゆる搾取や奴隷制に似た慣行など、より広い概念を指すと説明されることもある。 <https://www.walkfree.org/what-is-modern-slavery/>, 2022年9月20日閲覧  
本報告書では、直接的な文書からの引用やインタビュー結果からの引用以外では「人身取引」に統一することとし、その定義は国連の人身取引議定書（パレルモ議定書）に則るものとする（第1部3.1.1参照）。

<sup>5</sup> ILO. Et.al, (2021), Global Estimate of Modern Slavery Forced labor and Forced Marriage, P.2

<sup>6</sup> 「被害者 (Victim)」という用語は、人身取引に係る諸犯罪の被害に遭った人を指し、加害者との関係性やその法的な責任の所在を明確にするものとして使用される。しかしながら「被害者」という用語は、当事者に対して『被害から抜けられない人』としてのスティグマを与え、特に自立・社会復帰の過程において当事者の尊厳を傷つける可能性があるため、近年は文脈によっては「被害を生き抜いた人」という意味を込めて「サバイバー (Survivor)」という用語が使われることもある。他方、「サバイバー」という用語を用いることで、暴力や被害そのものが軽視される危険性があるとの指摘もある。これらの解釈、指摘を考慮した上で、被害と加害の関係性を明確にし、あらゆる人身取引被害の責任の所在は加害者側や社会にあることを示すために、本報告書では「人身取引の被害に遭った人」を指す場合、「被害者」という用語を統一して使用する。

<sup>7</sup> UNODC(2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020, P.31

「The Counter Trafficking Data Collaborative」などでも一部の政府による公式統計などのデータが確認できる。 <https://www.ctdatacollaborative.org/>

<sup>8</sup> “Global Report on Trafficking in Persons 2020”は148カ国から提出されたデータを基に分析されているが、ほとんどの国の行政記録ではLGBTQI+の人々の被害について記録されておらず、女性、男性のみのデータしか報告されていない。しかしながら同報告書では、LGBTQI+の人々が法的、社会的、経済的な理由から人身取引の被害に遭いやすい傾向にあり、それらの人々を保護する仕組みを強化する必要があることについて指摘している。同時に、男性、少年・男児への性的搾取についても見過ごされる傾向にあることを報告している。

UNODC (2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020, P.38

<sup>9</sup> UNODC (2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020, P.31

数全体における性的搾取の割合は減少しており、逆に強制労働の割合が増加している<sup>10</sup>。強制労働としては、家事使用人、建設業、漁業、農業、衣料、鉱業、露天商、配達業などが、リスクの高いセクターとして挙げられており<sup>11</sup>、東南アジア地域ではグローバル・サプライチェーンにおける児童労働も大きな課題となっている<sup>12</sup>。加害者は個人、複数人のグループ、大人数の組織的犯罪グループなど様々で、人材派遣会社などの企業を装う場合や、被害者の知人や親族が関わる場合もある。

人身取引に係る犯罪の形態は多様性を増しており、騙す、脅迫する、借金をさせて働かせる、マインドコントロールをするなど、様々な手法で隷属状態を作り出すようになってきている。加害者による勧誘は以前は対面で行われることが多かったが、近年は何らかの IT 技術を用いた犯罪が急激に増加し、ゲームサイトや SNS など、オンラインアプリケーションを用いた搾取も横行している<sup>13</sup>。人身取引の形態、手法はますます多様化し、より実態が見えにくくなってきている。また、2020 年から始まった COVID-19 のパンデミックによって脆弱性が高まることで、人身取引のリスクが増加しているだけでなく、支援が必要な被害者へのサポートが滞ったり、加害者が人身取引事案において今まで以上に IT 技術を駆使したりするようになり、人身取引の予防と対応に大きな影響を及ぼしている<sup>14</sup>。

### 3. 国際社会およびメコン地域における人身取引対策の取組

#### 3.1 国際社会における人身取引対策への取組

##### 3.1.1 国際組織犯罪条約および人身取引議定書（パレルモ議定書）

2000年11月の国連総会において、国際的な組織犯罪に対処するための法的枠組みを定める「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（通称：国際組織犯罪防止条約）」が採択された（翌12月にイタリア・パレルモにおいて署名会議が開催されたため、「パレルモ条約（The Palermo Convention）」とも呼ばれる）。同条約には以下の3つの議定書が付属しており、これら3議定書も2000年11月の国連総会において採択され、12月に署名された。

- 人身取引議定書（通称「パレルモ議定書（The Palermo Protocol）」<sup>15</sup>）、正式名称：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書）
- 密入国議定書（正式名称：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書）
- 銃器議定書（正式名称：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書）

これにより国連各加盟国は、同条約および3つの議定書に署名・批准するとともに、それぞれの国際的な法的枠組みに基づいて国内法の整備や関連施策の立案・実施が求められることとなった。

このうち、人身取引議定書（以下「パレルモ議定書」）ではこれまでの国際条約や国際枠組みの中で初めて人身取引の定義が以下の通り明記された（第三条）<sup>16</sup>。

- a) 『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者

<sup>10</sup> UNODC(2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020, P.33

<sup>11</sup> Ibid, P.12

<sup>12</sup> Alliance8.7 (2019), Ending Child Labour, Forced Labour and Human trafficking in Global Supply Chains, P.9-10

<sup>13</sup> ICAT (2019), Human Trafficking and Technology: Trends, Challenges and Opportunities

<sup>14</sup> UNODC (2021), Impact of the COVID-19 Pandemic on Trafficking in Persons

<sup>15</sup> 3つの議定書をまとめて「パレルモ議定書（The Palermo Protocols）」と呼ぶこともある。

<sup>16</sup> 和文は外務省による和訳を参照。

外務省, [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162\\_1a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf), 2022年9月5日閲覧

を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

- b) a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられていない場合であっても、人身取引とみなされる。
- d) 『児童』とは、18歳未満のすべての者をいう。

これ以降、同条約および人身取引議定書に署名・批准した国連加盟国（2022年9月現在、179カ国・地域が批准している<sup>17)</sup>は、基本的に上述のパレルモ議定書における人身取引の定義を踏襲し、法律や政策の整備を進めることとなった。本報告書においても人身取引の定義をパレルモ議定書での定義に倣うこととし、調査対象国でパレルモ議定書と異なる定義が用いられている場合は、その旨言及することとする。

### 3.1.2 米国人身取引被害者保護法

同じく2000年には米国連邦議会で人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000:TVPA）が成立した。これは人身取引の3P（Prevention、Protection、Prosecution）に基づき人身取引の防止、被害者の保護、加害者の訴追に係る各種取組の法的枠組みを定めたものである。成立以降数回にわたり改正されているが、主な概要は以下の通りである<sup>18)</sup>。

- 毎年国務長官に対して、人身取引に関する各国の取組状況に係る報告書を提出する。
- 被害者保護のための公的支援を行う。
- 重大な侵害を受けた被害者に毎年5,000件の暫定在留許可(T-visa)枠を設定する。
- 人身取引およびそれに関わる行為の犯罪化および処罰を行う。

これにより米国国務省は2001年以降毎年6月下旬に国連加盟各国の政府による人身取引課題への対応に係る「人身取引報告書（Trafficking in Persons Report: TIP Report）」を発行し、各国の取組状況を以下のTier1~Tier3の各ランクで評価している<sup>19)</sup>。

- Tier 1：政府がTVPAの最低基準を完全に遵守している国と地域
- Tier 2：政府がTVPAの最低基準を完全には遵守していないが、それらの基準に遵守するために多大な努力を払っている国および地域
- Tier 2 Watch List：政府がTVPAの最低基準を完全には遵守していないが、それらの基準に準拠するために多大な努力を払っている国および地域のうち、
  - a) 深刻な形態の人身取引の被害者の推定数が非常に大きい、または著しく増加しているにもかかわらず、国はそれに比例した具体的な行動をとっていない
  - b) 深刻な形態の人身取引に対抗するための取り組みが前年度より増加していることを示す証拠がない
- Tier 3：政府がTVPAの最低基準を完全に遵守しておらず、そのための多大な努力を行っていない国や地域

このTIPレポートは米国の国内法の基準に照らした評価を行うものではあるものの、当該報告書における評価が各国政府の取組の強化を後押ししてきた側面もある。本件調査の対象

<sup>17)</sup> United Nations Treaty Collection, [https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XVIII-12-a&chapter=18&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-12-a&chapter=18&clang=_en), 2022年9月22日閲覧

<sup>18)</sup> United States (2000), Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000

<sup>19)</sup> U.S. Department of State, <https://www.state.gov/report-to-congress-on-2022-trafficking-in-persons-interim-assessment-pursuant-to-the-trafficking-victims-protection-act/>, 2022年3月1日閲覧

各国でも、TIP レポート作成のための情報提供や現状共有のための協議などを行い、評価や指摘事項への対応に取り組んでいる。

### 3.1.3 持続可能な開発目標（SDGs）と Alliance 8.7

2015 年までに国際社会が目指すべき開発目標として設定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）には人身取引に関連する目標は設定されていなかったが、2015 年に新たに採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）では、ゴール 5、8、10、16 において人身取引に関連するターゲットと指標が盛り込まれた。

表 4：人身取引に関連する SDGs のターゲットおよび指標一覧

ターゲット	グローバル指標
<b>Goal.5</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	5.2.1 これまでにパートナーを得た 15 歳以上の女性や少女のうち、過去 12 か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、心理的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別）
	5.2.2 過去 12 か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた 15 歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別）
5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	5.3.1 15 歳未満、18 歳未満で結婚又はパートナーを得た 20～24 歳の女性の割合
<b>Goal.8</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
8.7 強制労働を撤廃し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	8.7.1 児童労働者（5～17 歳）の割合と数（性別、年齢別）
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	8.8.1 労働者 100,000 人当たりの致命的及び非致命的な労働災害（性別、移住状況別）
	8.8.2 国際労働機関（ILO）原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別）
<b>Goal.10</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する	
10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ月収に占める、その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって（自ら）負担した費用の割合
	10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する移住政策を持つ国の数
	10.7.3 国外の目的地への移住途中で死亡・行方不明になった人々の数
<b>Goal.16</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	16.2.2 10 万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別)

出所：外務省「Japan SDGs Action Platform」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>) を基に筆者作成。

上記関連目標、ターゲットのうち、ターゲット 8.7 を達成するために、2016 年に国連を中

心として「Alliance 8.7」が設立された。Alliance 8.7は、26の国と国連、研究機関、民間企業、NGO等375のパートナーから構成されるグローバルパートナーシップで<sup>20</sup>、人身取引、現代の奴隷制、児童労働を根絶させるために、1) サプライチェーン、2) 移民、3) 法の支配とガバナンス、4) 紛争と人道支援、の4つの分野で調査、研究、ガイドランスの作成、各種ツールの提供などを行っている。

### 3.2 メコン地域における人身取引の概況

UNODCによる“Global Report on Trafficking in Persons 2020 (GLOTIP 2020)”によると、東アジア<sup>21</sup>および大洋州地域では2018年に5,699件の人身取引被害者が確認されており、そのうち48%が女性、20%が少女・女児、21%が男性、11%が男児となっている<sup>22</sup>。また、人身取引の形態について報告された5,144人（2018年）の被害者のうち、64%が性的搾取、29%が強制労働、7%がその他の形態の搾取となっている。特に性的搾取の被害者のうち72%が女性と少女であり、女性・少女に対する性的搾取の被害が依然として深刻であることが確認されている（男性および少年に対する性的搾取も約28%と高い数値であることも報告されている）<sup>23</sup>。同地域から送り出された人身取引被害者は中東、ヨーロッパをはじめ、世界中で確認されている。表5の通り、他地域出身の人身取引被害者の分布と比較しても、東アジア・大洋州地域の被害者は域外に移動を強いられる割合が高い。

表5：2018年に捕捉された人身取引被害者の出身地の割合（%）

被害者が捕捉された地域 被害者の出身地	西・南欧	中央・南東欧	東欧・中央アジア	南アジア	東アジア 大洋州	北米	南米	サブサハラ アフリカ	中東
西・南欧	37	17							
中央・南東欧	17	60							
東欧・中央アジア	3	10	100						8
南アジア	5			100	6				12
東アジア・大洋州	9	24			88				18
南米						3	97		
サブサハラアフリカ	19							99	37

出所：UNODC(2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020 より筆者作成

しかしながら同地域の多くの国は人身取引の送出国になっている一方で目的国ともなっており、被害者の詳細（出身国、年齢、性別など）が報告されている1,429件（2018年）のうち、国内の被害者が46%であるのに対し、東アジアおよび大洋州地域からの被害者も42%と非常に高い数値となっており、域内で国境を越えた人身取引が行われるケースが頻繁に発生していることも確認されている<sup>25</sup>。特に経済規模の大きいタイやマレーシアは、周辺諸国からの人身取引の主要な目的国であると指摘されている<sup>26</sup>。

### 3.3 人身取引対策に係る域内政策

第1部3.1で述べた国際社会における対応枠組みや取組の強化に伴って、2000年以降は東南アジア地域でも、地域的な国家間の協力枠組みの設立の必要性が認識されるようになり、地域的枠組みの中で域内に係る人身取引の予防と対応を進めるための取組が実施されてきた。本項ではそのうちの代表的な施策について概説する。

#### 3.3.1 バリ・プロセス（Bali Process）

アジア太平洋地域の人身取引およびその他の関連犯罪に係る中長期的な戦略を検討するこ

<sup>20</sup> Alliance 8.7, <https://www.alliance87.org/the-alliance/>, 2022年10月22日閲覧

<sup>21</sup> 当該報告書における「東アジア地域」とはブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、日本、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモールの13カ国を指す。したがって本件調査の対象国のうちベトナムおよびラオスは当該調査対象国には含まれていない。

<sup>22</sup> UNODC (2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020, P.151

<sup>23</sup> Ibid, P.152

<sup>24</sup> 出典元においては南アジアと東アジア・大洋州の合計値のみ記載されているため、両欄を統合した。

<sup>25</sup> UNODC (2021), Global Report on Trafficking in Persons 2021, P.152, 153

<sup>26</sup> Ibid, P.153

とを目的に、2002年2月にインドネシア・バリ島にて「密入国、人身取引および関連する越境犯罪についての地域閣僚会議（Regional Ministerial Conference on People Smuggling, Trafficking in Persons and Related Transnational Crime）」が開催された。50カ国以上の閣僚が参加した同会議において、アジア太平洋地域において人身取引および関連犯罪に係る連携を強化に向けた継続的な活動を行うための緩やかな国際的枠組みとして「バリ・プロセス（Bali Process）」が立ち上げられた。同枠組みは共同議長であるインドネシアとオーストラリアが主導し、基幹メンバーとしてタイ、ニュージーランド、一般参加国としてアジア太平洋地域の各国の各国および中東、米国の45カ国（2022年1月時点）と、国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR）、国際労働機関（International Labor Organization: ILO）、UNODCの4つの国際機関がメンバーとして加盟している<sup>27</sup>。また、欧州連合、欧州各国、南アフリカなど18カ国・機関、9つの国際機関がオブザーバーとして名を連ねている<sup>28</sup>。

バリ・プロセスでは年次閣僚会議、運営会議を実施するとともに、中長期戦略の立案、人身取引、移民の密輸、強制労働などの課題に係るワークショップや研修等を実施し、加盟各国の対応能力の強化に取り組んでいる。また、2017年には「政府とビジネスフォーラム」を立ち上げ、企業における強制労働の撤廃とサプライチェーンのマネジメント強化を目指した施策の検討やツールキットの開発などを行っている<sup>29</sup>。

### 3.3.2 ASEAN における取組

東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations : ASEAN）は1967年の「バンコク宣言」によって設立された東南アジア地域の政府間組織である。原加盟国はタイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5か国で、現在はそこにブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスを加えた10か国で構成されている。

ASEAN では 1970 年代から麻薬取締に関する議論が行われ、1990 年代には越境犯罪についての議論が開始されたが、人身取引が地域的な課題として認識されるようになったのは、国際社会で人身取引に係る議論が活発化したのと同様、2000 年以降のことである<sup>30</sup>。2004 年 11 月の ASEAN 非公式首脳会議で「人身取引（特に女性と子どもの人身取引）に対抗する ASEAN 宣言(ASEAN Declaration Against Trafficking in Persons Particularly Women and Children)」が採択され、初めて ASEAN において人身取引防止のための具体的な措置が示された。

その後も域内の人身取引対策に係る議論が続けられ、2009 年には ASEAN 人権委員会（ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights: AIHCR）、2010 年には ASEAN 女性と子どもの権利擁護促進委員会（ASEAN Commission on the promotion and Protection of the Rights of Women and Children: ACWC）が設立された。これにより、各国の治安担当省庁から構成される組織犯罪や越境犯罪の取り締まりを行う会議体とは別に、各国の女性や子どもの保護、社会福祉等を担当する省庁から成る人身取引被害者の保護について検討する会議体が設置されることとなり、ASEAN における議論の中で人身取引関連犯罪の取り締まりだけでなく、被害者の保護という視点も重視されるようになった。

そして2015年11月に、「人身取引、特に女性と子どもの人身取引対策に関するASEAN協定（ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children: ACTIP）」の署名が行われ、2017年3月に同協定が発効された。ACTIPは、1) 人身取引、特に女性と子どもの人身取引を防止すること、2) 人身取引の被害者を保護し支援すること、3) 1)と2)を達成するために当事者間の協力を促進すること、の3つを目的とし<sup>31</sup>、人身取引の予防と対応に関す

<sup>27</sup> Bali Process (2022), Regional Support Office (RSO) Fact Sheet, P.1

<sup>28</sup> Bali Process, <https://www.baliprocess.net/membership/>, 2022 年 3 月 1 日閲覧

<sup>29</sup> Bali Process, <https://www.baliprocessbusiness.org/>, 2022 年 3 月 1 日閲覧

<sup>30</sup> JETRO アジア経済研究所 (2014) 山田美和編『「人身取引」問題の学際的研究』調査報告書、第 2 章 P.5

<sup>31</sup> ASEAN (2015), ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children, P.3

るASEAN各国による連携を促進する地域条約である。またACTIPを補完する文書として「人身取引、特に女性と子どもの人身取引対策に関する行動計画」も作成されており、1) 人身取引の防止、2) 被害者の保護、3) 加害者の訴追、4) 地域・国際協力の推進、の各項目で実施すべき施策が記載されている。

### 3.3.3 人身取引対策メコン地域閣僚イニシアティブ（COMMIT）

域内における人身取引対策を促進するため、大メコン圏6カ国（タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、中国）は2004年に「人身取引対策メコン地域閣僚イニシアティブ」（Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking : COMMIT）を立ち上げ、「メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書」（Memorandum of Understanding on Cooperation against Trafficking in Persons in the Greater Mekong Sub-Region : COMMIT MOU）を締結した。COMMIT MOUは各国政府内の多部門間連携の促進を目的に、人身取引関連犯罪を取り締まる治安担当省庁と被害者の保護を担当する社会福祉担当省庁による4P（Policy, Prevention, Protection, Prosecution）の取組を強化し、各国ごとの行動計画の策定や同行動計画の実施推進・管理のための多部門によって構成される国内委員会「COMMITタスクフォース」の設置、連携促進のための多国間および二国間協定の締結などの取組を規定している<sup>32</sup>。

この枠組みに基づき、COMMIT では具体的な施策や指標を設定した COMMIT サブ地域行動計画（COMMIT Sub-Regional Plan of Action: COMMIT SPA）が策定され、国内法の整備や計画立案、二国間 MOU 締結協議などが積極的に進められた<sup>33</sup>。COMMIT SPA はこれまでに SPA1（2005-2007）、SPA 2（2008-2010）SPA 3（2011-2013）、SPA 4（2015-2018）が作成され、現在は SPA4 を 2022 年末まで延長した上で実施している。各国の COMMIT タスクフォースは SPA に基づく作業計画を 1 年ごとに策定し、その実施のモニタリングを行っている。

COMMIT プロセスは複数の国際機関のサポートを受けて設立、運営されている。設立当初は ILO、UNODC、IOM や NGO 等から構成される「人身取引に対応する国連機関合同プロジェクト」（United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking : UNIAP）からのサポートを受けていた。2014 年から UNIAP は「人身取引対策協力のための国連行動計画」（United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons: UN-ACT）として国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）所管のプログラムに再編成され、COMMIT は UN-ACT の支援を受けることとなった。UN-ACT が終了した現在は IOM や ILO と連携しながら UNDP アジア太平洋地域バンコク事務所および各国の UNDP 事務所が引き続き COMMIT 事務局として SPA の策定や実施の支援を行っている。

UNDPでは現在、COMMITプロセスの枠組みの中でメンバー国による多国間リファール制度（Transnational Referral Mechanism : TRM）の確立に向けて、アセスメントや関係者との協議を実施している。TRMは特定された、または仮認定された人身取引被害者の国境を越えた包括的な支援や移送のための標準化された協力枠組みである。人身取引への対応は複雑であり、かつ国境を越えた対応が必要とされる。しかしながら、各国では法律や政策に違いがあり、また運用レベルでも異なる対応が行われていることがあるため、地域間で被害者のリファールプロセスを統合し、包括的で効果的な対応を可能にするためTRMの策定が求められている。UNDPではILOやIOM等の他の国際機関と連携しながらTRMの具体的な内容についての協議を各国の政府関係者と進めており、2022年6月にはカンボジア、ラオス、タイにおいてTRMデザインワークショップを開催した。今後UNDPはTRMのドラフト策定作業を進め、

<sup>32</sup> ILO (2004), Memorandum of Understanding on Cooperation against Trafficking in Persons in the Greater Mekong Sub-Region

<sup>33</sup> 2021 年までに締結された二国間 MOU/二国間協定は以下の通りである（（）内は締結年）。  
タイーカンボジア（2003、2014）、タイーラオス（2005）、タイーベトナム（2008）、タイーミャンマー（2009）、タイー中国（2006、2007、2008）、カンボジアーベトナム（2005、2009）、カンボジアー中国（2016）、ラオスーベトナム（2010）、ラオスー中国（2014）、ベトナムー中国（2010）、ミャンマーー中国（2009）

2022年8月に予定されているCOMMIT省庁間会議（COMMIT Inter- Ministerial Meeting: COMMI IMM）におけるフィードバックを踏まえて同年12月から試験的な導入を目指している<sup>34</sup>。

#### 3.3.4 ASEAN オーストラリア人身取引防止対策（ASEAN-ACT）

ASEAN オーストラリア人身取引防止対策（ASEAN-Australia Counter Trafficking: ASEAN-ACT）は ASEAN 地域の人身取引の撲滅を目指して、オーストラリアから約 60 億円の資金提供を受けて 2019 年に設立された（活動は 2028 年までの 10 年間の予定）。地域統括事務所はタイ・バンコクに設置され、ASEAN における地域レベルの人身取引対策の支援を行うとともに ASEAN10 カ国のうちタイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、フィリピンに事務所を置き、各国における人身取引対策に係る支援を実施している。

主に政策レベルでの ACTIP の実施支援を行っており、人身取引関連調査や情報収集、各種政策やガイドラインの策定、法執行機関等の政府機関への研修の実施、多国間ワークショップの開催などを行っている。

---

<sup>34</sup> UNDP The Bangkok Regional Hub への聞き取り（2022 年 4 月 20 日）および以下資料に基づく。  
UNDP (2022), Transnational Referral Mechanism (TRM) Pathways for the greater Mekong Sub region 2022



## 4. カンボジアにおける調査結果

### 4.1 概況

#### 4.1.1 社会経済概況

カンボジア王国（以下「カンボジア」）はインドシナ半島南部に位置し、北はラオス、東はベトナム、西はタイと国境を接する立憲君主国家である。総人口は約 1,700 万人（2021 年）で<sup>35</sup>、国民の大部分がクメール語を母語としている。また、国民の 97.4%が仏教を信仰しており、次いでイスラム教徒が 1.8%、キリスト教徒が 0.7%となっている<sup>36</sup>。

1953 年にフランスから独立し王政が敷かれ、その後 1970 年に起きたクーデターにより共和制に移行、反中親米派と親中共産派（クメール・ルーージュ）との間で内戦が勃発し、1975 年にクメール・ルーージュによる民主カンボジア（ポル・ポト）政権が樹立された。その後も内紛が続き、1993 年に国連カンボジア暫定機構（United Nations Transitional Authority in Cambodia : UNTAC）監視下で行われた制憲議会選挙を経て制定された新憲法により王政が復活した<sup>37</sup>。1993 年以降、フン・セン首相率いる人民党による長期政権が続いている（フンシンベック党との 2 人首相体制時期（1993-1998 年）を含む）。地方行政は全国 24 州（Province）および首都プノンペンで構成されており、首都プノンペンの下には区（Khan）ーサンカット（Sangkat）、州の下には郡（District）ーコミュン（Commune）または市（Municipality）ーサンカット（Sangkat）が設置されている。

2021 年のカンボジアにおける一人当たり国民総所得（Gross National Income : GNI）は 1,550USD（アトラス方式、2021 年）となっており<sup>38</sup>、2011 年の 810USD から倍増している。しかしながら、カンボジアが定める国家貧困ライン（都市部では 1 日当たり 9,571 カンボジア・リエル、農村部では一に当たり 8,908 カンボジア・リエル）以下で暮らす人の割合は 17.8%となっており<sup>39</sup>、特に農村部での貧困率が依然として高いとされている<sup>40</sup>。主な産業は農業、工業、サービス業等となっており、2019 年までは縫製品等の輸出品、建設業、サービス業および海外直接投資の増加により、GDP 成長率が年約 7%という安定した経済成長を続けていた<sup>41</sup>。2020 年は COVID-19 のパンデミックの影響を受けてマイナス成長となったが、2021 年以降は再びプラス成長となることが期待されている。

#### 4.1.2 人身取引の概況

##### 4.1.2.1 人身取引被害の現状

カンボジアでは近年の目覚ましい経済成長と貧困削減の一方で、経済的な苦境から近隣諸国に出稼ぎに行く移住労働者<sup>42</sup>や海外で被害に遭う人身取引被害が多く確認されおり、人身取引の送出国となっている。また同じく人身取引の通過国、目的国ともなっており、カンボジア国内で外国人の被害が確認されるケースもある。

カンボジアにおける人身取引の被害者数や件数に関する包括的なデータは公開されていない。米国国務省によるカンボジア人身取引報告書によると、2019 年、2020 年、2021 年にカ

<sup>35</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=KH>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>36</sup> National Institute of Statistics, et.al, Cambodia Demographic and Health Survey 2021-22\_Key Indicator Report, P.10

<sup>37</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html#section1>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>38</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=KH>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>39</sup> アジア開発銀行, <https://www.adb.org/countries/cambodia/poverty>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>40</sup> Khmer Times, <https://www.khmertimeskh.com/50973518/cambodias-poverty-line-updated-178-percent-cambodians-under-the-poverty-line/>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>41</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html#section1>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>42</sup> 本報告書における「移住労働者（Migrant Workers）」とは国連の「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families）1990」における第 2 条 1「国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者」の定義に基づく。

ンボジア政府から報告されている人身取引の被害者数と人身取引対策および青少年保護警察（Anti-Human Trafficking and Juvenile Protection Police : AHTJP）によって取り扱われた人身取引の件数はそれぞれ表 7 と表 6 の通りとなっている。また同報告書によると、2019 年にはプノンペン市裁判所は 166 件の人身取引事案を取り扱い、そのうち 63 件（140 名）が有罪となり、調査対象終了時点で 103 件が処理中であった<sup>43</sup>。2020 年は全県で計 348 件が起訴され、そのうち 233 件の裁判が実施された（2020 年はパンデミックにより裁判所が数カ月間閉鎖となっていた）<sup>44</sup>。また、2021 年には起訴された 109 名の容疑者のうち 38 名が有罪判決を受けたと報告されている<sup>45</sup>。

表 6：AHTJP による人身取引事案の取扱件数

	性的搾取	性的搾取以外
2019 年	14 件(容疑者は 27 名)	21 件(容疑者は 26 名)
2020 年	21 件(容疑者は 48 名)	21 件(容疑者は 46 名)
2021 年*	4 件	60 件

\*性的搾取、性的搾取以外の全ての人身取引事案を合わせて容疑者数は 109 名（内訳は報告されていない）

出所：US Department of States, TIP Report Cambodia 2020, 2021, 2022 より筆者作成

表 7：カンボジアにおける人身取引被害者数

	性的搾取	性的搾取以外
2019 年	76 名(うち未成年 26 名)	66 名(うち未成年 20 名)
2020 年	95 名(うち未成年 26 名)	322 名
2021 年	364 名*	

\*未成年の被害者数については報告されていない。

出所：US Department of States, TIP Report Cambodia 2020, 2021, 2022 より筆者作成

過去 5 年間（2018～2021 年）の米国国務省によるカンボジア人身取引報告書によると、2018 年までは Tier 2 であったが、2019 年に Tier 2 Watch List に格下げとなった。格下げとなった理由としては、前年までと比較して取組が強化されていないこと、法施行に関する十分な情報収集・共有を行っていないこと、加害者の徹底的な訴追が行われていないこと、人身取引の加害者（または加害集団）に政府当局が何らかの関わりを持っている疑惑があること、等が挙げられている<sup>46</sup>。これ以降カンボジアは 2021 年まで 3 年連続で Tier 2 Watch List に分類され、最新版の 2022 年の報告書ではさらに Tier 3 に格下げとなった。同報告書によると、全国的に多くの人身取引被害が生じているにもかかわらず、汚職が蔓延していることにより、関与した公務員やその他の関係者が十分な取り調べを受けておらず、積極的な対応が行われていないこと、政府が国内外での被害者に対する保護サービスを十分に提供しておらず、必要なケアの提供や資金の確保について NGO や海外の支援団体に大きく依存していることが、格下げの理由として挙げられている<sup>47</sup>。

#### 4.1.2.2 カンボジア国外における人身取引

カンボジアからの人身取引被害者の目的国はマレーシア、中国、タイが多く、近年は中東での被害者も増えている。2018 年には外務国際協力省（MFAIC）が、9 カ国から 986 人のカンボジア人身取引被害者を送還したと報告した。内訳は、マレーシアから 382 人、タイから 288 人、ベトナムから 171 人、中国から 53 人、ラオスから 49 人、インドネシアから 23 人、日本から 12 人、シンガポールから 5 人、ミャンマーから 3 人であったから 3 人であった<sup>48</sup>。内容としては性的搾取や強制結婚を目的とした人身取引の他に、漁業、農業、建設業、工場労働、家事労働などでの強制労働が中心で、多くは不法な移住労働を行ったり無許可のブローカーの仲介を利用したりしている。また貧困家庭の子どもはタイやベトナムなどの近隣国で強制的な物乞いや路上販売などの強制労働を保護者や親戚から強いられているケースもある。

<sup>43</sup> US Department of State (2020) Trafficking in Persons Report: Cambodia

<sup>44</sup> US Department of State (2021) Trafficking in Persons Report: Cambodia

<sup>45</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Cambodia

<sup>46</sup> US Department of State (2019) Trafficking in Persons Report: Cambodia

<sup>47</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Cambodia

<sup>48</sup> US Department of State (2019) Trafficking in Persons Report: Cambodia

また、近年は代理母出産を目的とした被害も増加している。以前はカンボジア国内で妊娠、出産が行われていたが、2016年に代理母出産が違法となってからは、女性（18~35歳くらいの女性を中心に）を雇い、海外で医師や看護師、食料、その他物資等を準備して組織的に代理母出産を行うという形態が一般的となっている<sup>49</sup>。多くの場合、農村部などで勧誘を行い（代理母の募集とは明かさず、縫製業などと偽って勧誘される）、妊娠が確認されたらパスポートの発給をサポートして海外に連れて行かれる。妊娠したら500USD、また毎月およそ300USDほどが支払われ、出産後には合計で10,000USD（カンボジアの平均年収の6倍程度とされる）ほどの報酬を得ることができるとされている。社会問題・退役軍人・青少年更生省（Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation : MOSAVY）によると2016年には35件の代理母出産に係る被害が確認され、年々件数は増加している（中国の顧客が多いとされる）<sup>5051</sup>。

#### 4.1.2.3 カンボジア国内における人身取引

##### 1) 性的搾取、強制売春

カンボジア国内では、観光地や都市部の強制売春が頻繁に発生している。いわゆる「売春宿」での被害のほか、マッサージ店、カラオケバー、ビアガーデンなどが間接的な買売春斡旋施設となっている。加害者にはカンボジア人のほか、欧米やアジアからの観光客も多い。

##### 2) レンガ産業等建築業における強制労働

近年の建設ラッシュによって、建設業、特にレンガ産業における強制労働が深刻な課題となっている。カンボジアではレンガは工場ではなくレンガ窯（Brick Klin）で焼成して制作されているが、レンガ窯の経営者が貧困世帯の抱えている負債（借金やマイクロファイナンス機関<sup>52</sup>への債務）を買い取り、そのうえで家族全員にレンガ窯での労働を強いるケースが発生している<sup>53</sup>。またレンガ窯での労働を含む建設業界では労働衛生に対する意識が希薄な傾向にあり、時に危険を伴う作業によって労働者、特に子どもや重傷や障がいを負うことも少なくないと報告されている<sup>54</sup>。

##### 3) カジノ、コールセンター等における強制労働

カンボジアは長く人身取引の送出国と認識されてきたが、近年はカンボジアを目的国とした人身取引の被害が多数報告されている。国境地域のカジノでの強制労働や強制売春に加えて、カンボジア国内（多くがシアヌークビル、プノンペンなどでの被害である）の「コールセンター」での強制労働などが発生している（通称「コールセンター詐欺」）。「コールセンター」とは通常の案内業務ではなく、外国人をターゲットにした金銭の詐取を目的とするオンライン詐欺（または電話での詐欺）業務を詐欺集団から強要されるというものである。特にタイ人がカンボジアに連れてこられ、タイ人に対して詐欺電話をかけ続ける強制労働を強いられるケースがタイでも深刻な課題として認識され、数百名単位での被害が確認されている

<sup>49</sup> タイで代理母出産が違法とされて以降、カンボジアでは中国や欧米の顧客に対する代理母出産が頻繁に行われるようになったが、2016年に保健省が人間の臓器や細胞の売買を禁じる「Law on the Regulation of Donation and Adaption of Human Cells」が代理母出産にも適用され、「代理母出産は完全に禁止される」との省令（Prakas）を発表し、事実上カンボジアでの代理母出産は違法となった。

Sensible for Loving Families, <https://www.sensiblesurrogacy.com/surrogacy-in-cambodia/>, 2022年4月2日閲覧

<sup>50</sup> カンボジアでは代理母出産は違法であるため、代理母出産をした女性が罪に問われるケースもある。ロイター, <https://www.reuters.com/article/us-cambodia-surrogacy-women-idUSKBN21I1NS>, 2022年4月1日閲覧

<sup>51</sup> MOSVY への聞き取り結果に基づく（2022年3月11日）

<sup>52</sup> カンボジアにおけるマイクロファイナンス事業が人身取引や強制労働のリスクを高めているという指摘が少なからず確認される。例えば下記資料等参照。

Nithya Natarajan., et al (2020), Diffuse Drivers of Modern Slavery: From Microfinance to Unfree Labour in Cambodia

LICADHO (2019), Collateral Damage-Land Loss and Abuses in Cambodia's Microfinance Sector

UNODC (2017), Trafficking in persons from Cambodia, Lao PDR and Myanmar to Thailand

<sup>53</sup> ロンドン大学でカンボジアにおけるレンガ産業について研究しているチームは、レンガ窯での労働は現代奴隷制の一形態であると指摘している。また、気候変動によって農業が立ち行かなくなった農村部の世帯が被害に遭うケースが多いことも報告されている。Brickell K.et al, (2018) Blood Bricks: Untold Stories of Modern Slavery and Climate Change from Cambodia.

<sup>54</sup> Brickell K.et al, (2018) Blood Bricks: Untold Stories of Modern Slavery and Climate Change from Cambodia.P.37

55. 特にパンデミック以降、タイ国内で失業した人が同様の被害に遭うケースが増加しているとされている。タイだけでなく、インドネシア、ベトナム、パキスタンなどからの被害者も確認されている<sup>56</sup>。

#### 4.1.2.4 人身取引被害者の本国送還システム

海外で人身取引被害者と認定されたカンボジア人被害者の本国送還（Repatriation）および保護プロセスは大きく分けて2段階で構成される。第1段階は MOSVY（または NGO）によるみなし被害者（Potential Victims）の認定（仮認定、Preliminary Victim Identification）、第2段階は法執行機関（警察、検察、裁判所）による被害者認定（Victim Identification）である。

第1段階の仮認定は MOSVY の人身取引及び被害者社会復帰局、当該国のカンボジア大使館職員、NGO 等によるインタビューを通して実施される<sup>57</sup>。これは被害状況の確認、必要なサービスの特定、リファールのためのプロセスで、ここで人身取引のみなし被害者であると確認された場合は、被害者自身の希望に応じて NGO が提供するシェルター、法律扶助、医療支援、職業訓練等の支援の紹介を受けることができる（人身取引被害者の可能性が確認されなかった場合も希望に応じて NGO のサービスへのリファールを受けることはできる）。また、ケースが終了するまでは MOSVY および MOSVY の州レベルの支部である州社会問題・退役軍人・青少年更生局（Department of Social Affairs, veterans and Youth Rehabilitation : DOSVY）が継続的にフォローアップを行うこととなっている。

仮認定プロセスでみなし被害者であると認定された場合は、その後警察による捜査が開始される。警察による捜査は司法警察官（Judicial Police Officer）の資格を持つ警察官によって実施され、警察が人身取引被害者であると判断した場合ケースが検察に送致され、検察官による捜査の結果加害者が起訴されると裁判が行われる。最終的に裁判で人身取引であるという判決が出た場合、被害者は人身取引被害者と認定され、加害者からの補償を受けることができる。

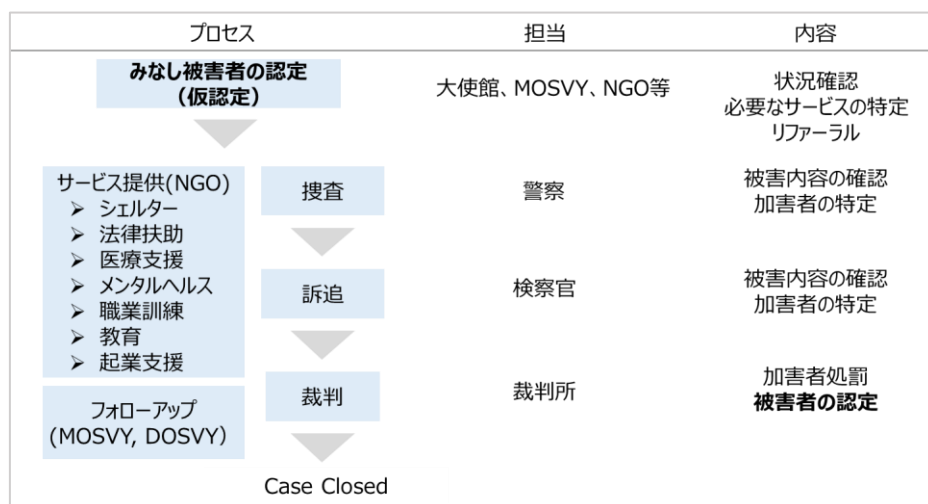


図 2：カンボジアに本国送還(repatriation)された人身取引被害者の保護プロセス  
出所：聞き取り結果を基に筆者作成

海外からの本国送還プロセスは当該国で人身取引の被害者であることが認定されたケースに適用されるが、海外で人身取引被害者ではなく違法移民であると判断された場合は強制送還（Deportation）となる。ただ、強制送還された違法移民の中にも人身取引被害者がいる可能性があるため、強制送還の際にも上記のプロセスが実行され、仮認定で人身取引のみなし

<sup>55</sup> MOSVY への聞き取り結果に基づく（2022年3月11日）

<sup>56</sup> Forum-Asia, <https://www.forum-asia.org/?p=36638>, 2022年5月20日閲覧。

<sup>57</sup> MOSVY や DOSVY の人員が十分ではないため、訓練を受けた NGO の職員やコミュニティの代表者も仮認定プロセスを担うことがある。

被害者であると認定された場合は保護を受けることができる。

## 4.2 人身取引に係る法的枠組み

### 4.2.1 国際条約および地域条約

カンボジアが批准、締結している人身取引に関連する国際条約や地域条約は以下の通りである。

表 8：カンボジアが批准・締結している国際条約、地域条約等

名称 (O内は採択年)	批准・締結年
国際条約 (UN)	
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW) (1979)	1992
子どもの権利条約 (1989)	1992
すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 (1990)	2004 署名、未批准
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書 (1999)	2010
最悪の形態の児童労働に関する条約 (1999)	2006
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (2000)	2005
国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 (パレルモ議定書) (2000)	2007
国際的組織犯罪防止条約移民密輸議定書 (2000)	2005
児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(2000)	2002
強制労働条約 2014 年議定書 (2014)	未署名、未批准
地域条約 (ASEAN、COMMIT)	
メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書 (COMMIT MOU) (2004)	2004
ASEAN 地域における女性に対する暴力の撤廃に係る宣言 (2004)	2004
移住労働者の権利の保護と促進に係る ASEAN 共同宣言 (2007)	2007
人権に関する ASEAN 宣言 (2012)	2012
女性と子どもの人身取引対策に関する ASEAN 協定 (ACTIP) (2015)	2016

出所：United Nations Treaty Collection([https://treaties.un.org/pages/Home.aspx?clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/Home.aspx?clang=_en))等から筆者作成

### 4.2.2 二国間覚書または二国間協定

カンボジアでは人身取引被害者の保護に関して以下の二国間覚書または二国間協定を結んでいる<sup>58</sup>。

- カンボジア－タイ間における女性と子どもの人身取引の撤廃と人身取引被害者の支援に係る二国間協力に関する二国間 MOU (2003 締結、2014 改訂)
- カンボジア－ベトナム間における人身取引の撲滅と人身取引被害者の保護に係る二国間協力に関する協定 (2005 締結、2012 年訂)
- カンボジア－中国間の人身取引の撲滅に係る協力強化に関する二国間協定 (2016)
- カンボジア－インド間の人身取引の予防と、特に女性と子どもの被害者の救出、リハビリテーション、送還および社会復帰に係る協力に係る二国間 MOU (2018)

これらの覚書または協定では、人身取引の被害者の保護や送還に関する協力、連携の強化について二国間で合意しているということが記載されている。カンボジア政府はさらにインドネシア、マレーシアとも協定の締結を希望しているが、2022 年 3 月時点では実現していない<sup>59</sup>。また、カンボジアはタイとベトナムとの間で二国間の標準作業手順書(Standard Operating Procedures : SOP) を結んでいる。SOP は MOU に基づきさらに詳細な本国送還等の手続きについて記載されており、二国間で SOP が共有されていることで、被害者の保護プロセスがより円滑に進められる。したがって、カンボジア政府は被害者保護をより強化するためにカン

<sup>58</sup> Kingdom of Cambodia (2019), Five-Year national Strategic Plan for Counter Trafficking in Persons 2019-2023, P.75-76

<sup>59</sup> MOSVY への聞き取り結果に基づく (2022 年 3 月 11 日)

ボジアからの人身取引被害者の多い中国、インドとの SOP の締結を目指している（すでに SOP のドラフトが中国、インド側に共有されている）<sup>60</sup>。

#### 4.2.3 国内法

カンボジアでは2006年にパレルモ議定書に批准したことにより国内法の整備に係る議論が開始され、2008年に人身取引及び性的搾取の防止に関する法律（Law on suppression of human trafficking and sexual exploitation）が発効された。この法律は国内におけるカンボジア人と外国人、および国外におけるカンボジア人への人身取引の撤廃を目的とし、搾取等の目的を持った違法な移動、国境を越えての移転のための違法な移動、搾取のための違法な募集、搾取等の目的を持った人の売買または交換、目的を持った人の受け取り、買春および児童買春、ポルノグラフィの配布・販売・展示・映写など、人身取引に当たる各種行為に対して懲役刑や罰金刑を定めている<sup>61</sup>。本法律の多くの条項は加害者への罰則を定めたもので、被害者の保護や社会復帰支援については法的にはほとんど定義されていない。被害者の保護に係る条項として記載されているのは第46条の不当利益の返還（加害者が得た不当利益の被害者への返還と、被害者から加害者への損害賠償請求）のみである。

その他、刑法および刑事手続法（Criminal Code and Procedure of Criminal Code）に基づいて加害者が処罰されることもある。

### 4.3 政策および調整機能

#### 4.3.1 政策

カンボジアでは、人身取引に係る国家戦略を立案し実施している。戦略計画は国家人身取引対策委員会（NCCT、第2部4.3.2.1参照）によって立案され、その後政府に承認されると、NCCTのメンバーは当該国家戦略に沿って各活動を実施していく。これまでに「行動計画2011～2013（Plan of Action 2011-2013）」、「国家行動計画2014～2018（National Plan of Action 2014-2018）」が実施され、現在は第3ロードマップである「反人身取引5カ年戦略計画2019-2023（Five Year National Strategic Plan for Counter Trafficking in Persons 2019-2023）」が実施されている。

現行の5カ年戦略計画2019-2023は以下の4つの戦略に基づき立案され各戦略下で多数の活動が計画され、それぞれの実施責任機関、実施機関、予算拠出機関等が設定されている<sup>62</sup>。

- 1) 法律、政策、法的基準の形成と実施に係る連携の強化
- 2) あらゆる形態の人身取引および子どもの虐待の予防の促進
- 3) 人身取引と子どもの虐待に対応する刑事司法制度の強化
- 4) 被害者、特に女性と子どもの被害者の保護の促進

同戦略計画の実施状況は NCCT がモニタリング、評価を行い、2021年に中間レビューが実施され、現在は最終レビューと次の5カ年戦略計画立案のための準備が進められている<sup>63</sup>。

#### 4.3.2 調整機能

カンボジアではナショナルレベルおよびサブナショナルレベルで人身取引関連政策実施のための調整機能が設置されている。

##### 4.3.2.1 国家人身取引対策委員会（NCCT）

政令No. 0614/080に基づき2014年6月25日に人身取引に関する活動を行う政府・非政府組織の調整を担う機能として国家人身取引対策委員会（National Committee for Counter Trafficking:

<sup>60</sup> MOSVY への聞き取り結果に基づく（2022年3月11日）

<sup>61</sup> 日本語訳は日本国法務省による以下の文書参照。

<https://www.moj.go.jp/content/001226849.pdf>, 2022年4月5日閲覧。

<sup>62</sup> Kingdom of Cambodia (2019), Five-Year national Strategic Plan for Counter Trafficking in Persons 2019-2023, P. 15-72

<sup>63</sup> NCCT への聞き取り結果に基づく（2022年3月15日）。

NCCT) が設置された<sup>64</sup>。NCCTは人身取引およびあらゆる形態の搾取（労働搾取、性的搾取、子どもの売買、臓器売買等）の撤廃のための調整、情報収集、データ分析、協議の促進等を行う国家調整機能である<sup>65</sup>。議長を副首相兼内務大臣、副議長を内務省事務次官が務めており、約70名のスタッフが所属する事務局（副議長が事務局長を兼務）が設けられている。また、人身取引に関わる26の政府機関<sup>66</sup>がメンバーとなっている。

NCCT は年に2回の調整会議を行い、反人身取引5カ年戦略計画の立案や実施状況の監視を行っている。またNCCTにはテーマ別に6つのワーキンググループ（Working Group : WG）が設置され、それぞれのWGのリードエージェンシーのもと、年4回の調整会議やWG毎の戦略、行動計画の策定が行われている。WGと各リードエージェンシーは以下の通りである。

- 1) 予防（Prevention）：教育・青少年・スポーツ省（MOEYS）
- 2) 被害者の保護（Victim Protection）：社会問題・退役軍人・青少年更生省（MOSVY）
- 3) 法執行（Law Enforcement）：国家警察（National Police Commissariat）
- 4) 司法（Judicial Affairs）：法務省（MOJ）
- 5) 国際関係（International Relation）：女性省（MOWA）
- 6) 移住（Migration）：労働職業訓練省（MOLVT）

NCCTは基本的には調整を行う機能で、メンバーである省庁との調整、WGの運営、および非政府組織との調整等が主要な業務である。NCCT事務局は各WGの活動や成果を取りまとめ、毎年1回人身取引報告書を作成し、首相と国会に提出している。国際機関やNGO等の開発支援機関はWGの正式メンバーではないが、WGの会議のトピックによってはNCCTから会議への出席を依頼することもある。

一方で、各WGの活動とは別に、NCCTでは人身取引に関する指導者育成のための研修（Training on Trainers : ToT）も提供している。主要省庁における各課題のトレーナーを養成し、各トレーナーが組織内で研修を実施するという形をとっている。また、トレーナーの養成だけでは十分でない場合は、NCCTが主体となってガイドラインの策定・改訂を行うこともある。例えば2015年にはMOSVYから被害者認定ガイドラインの策定を引き継ぎ、NCCTが主体となって現在使われている被害者認定ガイドラインを作成し、関連する研修などを実施している。当該被害者認定ガイドラインについては現在改訂プロセスを開始したところで、現行のフォーマットが複雑で使いにくいという声が多かったため、どの点をどのように改定するか、どの程度簡素化するかを関係者と協議している<sup>67</sup>。改訂後は研修を実施し、使い方をより明確にしていく予定である。その他、報告、記録、情報管理などについても今後研修を

<sup>64</sup> Kingdom of Cambodia (2019), Five-Year national Strategic Plan for Counter Trafficking in Persons 2019-2023, P. 3

<sup>65</sup> Ibid P. 4

<sup>66</sup> NCCTのメンバーは以下の通り

【省庁】1. 内務省（Ministry of Interior : MOI）、2. 教育・若者・スポーツ省（Ministry of Education, Youth and Sports : MOEYS）、3. 社会問題・退役軍人・青少年更生省（Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation : MOSAVY）、4. 法務省（Ministry of Justice : MOJ）5. 女性省（Ministry of Women Affairs : MOWA）、6. 労働職業訓練省（Ministry of Labor and Vocational Training : MOLVT）、7. 保健省（Ministry of Health : MOH）、8. 観光省（Ministry of Tourism : MOT）、9. 内閣府（Council of Ministers : COM）、10. 外務省（Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation : MOFAIC）、11. 国防省（Ministry of National Defense : MOND）、12. 経済財政省（Ministry of Economy and Finance : MOEF）、13. 計画省（Ministry of Planning : MOP）、14. 情報省（Ministry of Information : MOIf）、15. 文化芸術省（Ministry of Culture and Fine Arts : MOCFA）、16. 地方開発省（Ministry of Rural Development : MORD）17. 郵便・電気通信省（Ministry of Post and Telecommunication : MOPT）、18. 農林水産省（Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries : MOAFF）、19. 工業・科学・技術・革新省（Ministry of Industry, Science, Technology and Innovation : MISTI）、20. 宗教省（Ministry of Cult and Religion : MOCR）、21. 公的機能省（Ministry of Public Function : MIPF）、

【特別ユニット（Specialized Unit）】国家警察（General Commissariat of the National Police, MOI）、移民局（General Department of Immigration, MOI）、認定局（General Department of Identification, MOI）、王国憲兵隊（Gendarmerie）、カンボジア王国軍国境警備局（Department of Border Affairs, Royal Cambodian Armed Forces, MOND）

<sup>67</sup> NCCTへの聞き取り結果に基づく（2022年3月15日）。

実施していきたいとしている<sup>68</sup>。公務員の異動によって担当者が変更した場合にも新しい担当者に知見が引き継がれるように、定期的に研修を実施する必要があると考えられている。

NCCT は国際機関や NGO 等から直接的な資金提供は受けていないが、研修の実施やガイドラインの策定において支援を受けている。例えば ASEAN-ACT、A21、IOM、Winrock International、Hager International などと共同で研修を実施している。

本件調査におけるインタビューを通して、NCCT として以下の課題を認識していることが明らかとなった<sup>69</sup>。

- 州レベルでも ToT および各種研修を実施することが期待されるが、職員が通常業務に追われていて十分な研修が実施できていないと認識している。各省庁や NGO 等の協力を仰ぎながら、州レベルでの研修の実施についても検討していく必要がある。
- 人身取引対策計画を立案しても、加害者の行動は充分には予見できず、また犯罪の形態も変化しているため、それらの状況に対応するのはますます困難となっている。したがって、発生した犯罪に対処するだけでなく、いかに犯罪そのものを起こさないか、という点を重視する必要がある。そのため、「予防」に重点を置くことが肝要であると考えている。

#### 4.3.2.2 州人身取引対策委員会（PCCT）

NCCT の下に、プノンペン特別市および全24州に州人身取引対策委員会（Provincial Committee for Counter Trafficking : PCCT）が設置されている。各州では州知事がPCCT議長、州副知事がPCCT事務局長を務めており、中央レベルと同じく6つのWGがそれぞれ設置され、州の関係局がメンバーになっている。また各WGはNGO等の開発パートナーと連携して活動を実施している。

PCCTはNCCTが作成した反人身取引5カ年戦略計画に基づいて、各州の状況に応じて行動計画を策定し、当該行動計画の内容に基づき予算計画を立案する。予算計画はまず5カ年で立案され、それに基づき3カ年計画が策定され、その中で1年ずつの計画が立案される。予算計画に基づく予算は州および各関連省庁から配分される。州によってはNGOや民間セクターから資金援助がある場合もある。PCCTは行動計画に基づく各施策の進捗状況や人身取引の発生状況について毎月NCCTに報告書を提出している。

州以下では郡およびコミューンに人身取引対策 WG が設置されている<sup>70</sup>。郡の人身取引対策 WG は郡知事が議長、郡副知事が副議長を務めている。コミューンの人身取引対策 WG はコミューン・チーフが議長を務め、地域の学校長やヘルスセンターの責任者、青少年の代表、子どもクラブの代表などがメンバーとなっている。現状ではコミューンの中には人身取引対策 WG の活動状況が活発ではないコミューンもある<sup>71</sup>。コミューンレベルにも人身取引対策に関してコミューン行政から配分されている予算があるため、これらの予算の使い方、計画立案、戦略立案等についてコミューンのメンバーの能力強化を行っている PCCT もある。

#### 4.3.2.3 女性と子どものためのコミューン評議会

カンボジアでは人身取引対策委員会とは別に、女性と子どものためのコミューン評議会（Commune Council for Women and Children : CCWC）が設置されている。CCWC はコミューン内の女性と子どもの保護、女性と子どもに対する暴力の予防や親密なパートナー間の暴力およびその他の家族・親戚関係における暴力（Domestic Violence : DV）の被害者への支援な

<sup>68</sup> Ibid

<sup>69</sup> Ibid

<sup>70</sup> 以前は郡レベルにも各省庁の支部があったが、現在進められている地方分権政策に基づく行政構造の改革により、省庁の支部は郡およびコミューン行政の一部局として再編成されている。そのため、郡およびコミューンレベルでは、NCCT や PCCT のようにテーマ別に各省庁の支部が 6 つの WG をリードするという形ではなく、郡およびコミューンの行政が一つの WG を統括するという形となっている。

<sup>71</sup> シェムリアップ州 PCCT への聞き取り結果に基づく（2022年3月21日）



どについて、政策立案、情報収集、啓発活動などを実施する行政機能である。CCWC は 2004 年に国連児童基金（United Nations Children's Fund： UNICEF）のサポートを受けて 6 州 422 コミューンで試験的に導入され、その成果をもって 2007 年に全コミュニティでの設置が開始された<sup>72</sup>。CCWC は女性と子どもの保健、教育、出生登録、安全管理等に関する支援を担っており、人身取引もその課題の一つとして取り扱われている。月次ミーティングに加え、州地方行政（Provincial Local Administration Unit：PLAU）および郡事務所（District Office）との年 4 回のミーティングなどを通して情報共有や課題についての協議が実施されている。CCWC は以下のメンバーで構成される。

- 1) コミューン・チーフ（Commune Chief）：議長
- 2) 第二副コミュニティ・チーフ（Second Deputy-Chief of Commune）：副議長
- 3) コミューン・クラーク（Commune Clerk）：永久メンバー
- 4) コミューン警察チーフまたは副チーフ（A chief or Deputy Commune Police）：メンバー
- 5) 学校長または学校の代表（A Director of School or a Representative）：メンバー
- 6) ヘルスセンター長または代表（A Director of Health Centre or a Representative）：メンバー
- 7) 全ての村のチーフまたは副チーフ（A Village Chief or Deputy from all Villages）：メンバー

国、州、郡、コミュニティレベルの調整機能の関係性は図 3 の通りとなっている。

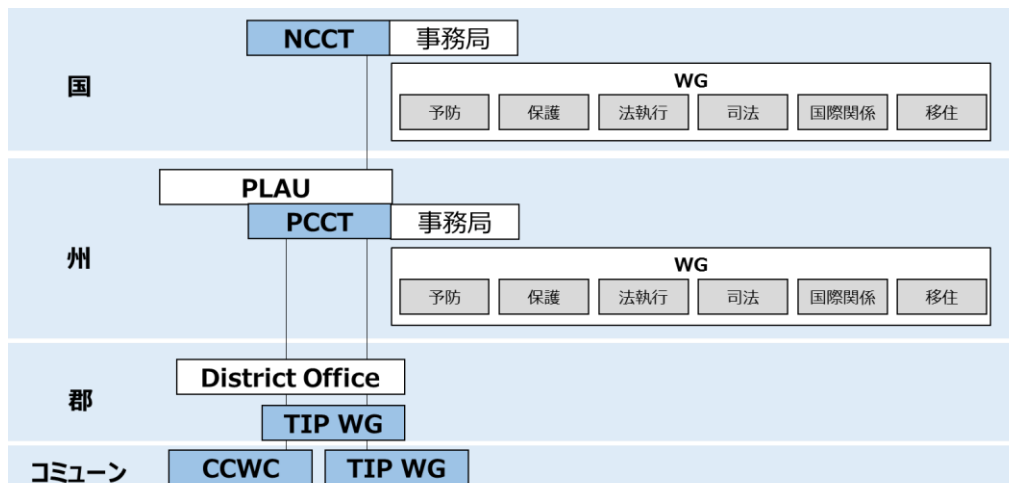


図 3：カンボジアにおける中央省庁・地方行政の調整機構と連携体制

出所：聞き取り結果等に基づき筆者作成

#### 4.3.3 政策実施体制

本項では現地調査でインタビューを実施した政府機関による人身取引に係る役割について記載する。

##### 4.3.3.1 社会問題・退役軍人・青少年更生省（MOSVY）

MOSVY の反人身取引および被害者社会復帰局（Department of Anti-Human Trafficking and Victim Repatriation）は、人身取引被害者に関して、1) 本国送還のサポート、2) 更生、3) 社会復帰、の 3 点に係る活動を主に担当している。また、MOSVY は NCCT における被害者の保護 WG のリードエージェンシーを務めており、反人身取引 5 カ年計画に基づく行動計画の立案や関連機関の活動の調整、報告等を実施している。

人身取引被害者の本国送還は、タイとの国境であるポイペト、ベトナムとの国境であるボヴェに加え、プノンペン、シェムリアップ、シアヌークビルの各空港で受け入れている。被害者が帰還する場合、MOSVY は各国にあるカンボジア大使館から外務省を通して連絡を受け取り、プノンペンに帰還する被害者についてはプノンペンの MOSVY のチームが対応し、

<sup>72</sup> Royal Government of Cambodia (2008), The Functioning of Commune committee for Women and Children, P.2

シムリアップやシアヌークビルに帰還する場合は各州の DOSVY が対応する。受入後、MOSVY または DOSVY（またはパートナーNGO 等）は被害者への個別インタビューを実施する（第 2 部 4.1.2.4 参照）。インタビューでは被害の詳細の他に、支援サービスの必要性について確認し、被害者がサービス提供を希望する場合は NGO 等のパートナー団体にリファールを行い心理社会的サポートや職業訓練等の提供を依頼し、社会復帰までのサポートを行う。被害者が特設サービス提供を希望しない場合は被害者の出身コミュニティへの帰還を支援する。また、カンボジア国内で外国人の人身取引被害者がいた場合は、適切なサービス提供を実施しつつ、本国への帰還をサポートする。

地方レベルでは MOSVY は州に DOSVY を有しており、郡レベルにも事務所を有している（コミューンには出先機関はない）。州の DOSVY は MOSVY に所属しているが、近年は地方分権による地方行政の構造改革が行われており、郡レベルの事務所は郡行政の一部に統合されている。そのため計画の進捗や実施状況については、DOSVY は MOSVY に報告義務を有し州行政と連携して活動しているが、郡レベルの事務所は MOSVY ではなく郡知事に報告し、郡知事から州知事を通して各省庁に報告が上がる仕組みとなっている<sup>73</sup>。

現地調査の結果、MOSVY では以下の点を課題と認識していることが明らかとなった<sup>74</sup>。

- 被害者認定およびサービス提供に関わる関係者の能力強化

MOSVY および現場で被害者の対応を行うスタッフの能力強化が急務である。すべてのスタッフが人身取引対策について十分な理解やスキルを有してはいない中で、被害者のニーズに適切に対応するためには継続的な能力開発が必要とされている。またスタッフの人数が少なく、休日の送還などに対応できない場合もある。人身取引の被害者に対する仮認定のプロセスは被害者認定ガイドラインによって詳細が定められているが、実際にはガイドラインが必ずしも遵守されていないことも確認されている。また特別な配慮が必要な被害者に対応しなければならないケースもある。適切なコンサルテーションや被害者認定プロセスの実施のために、被害者の受入やインタビューの実施、サービス提供に関わるすべての関係者に対して研修を実施したいと考えている。特に、被害者の権利に基づくインタビューの実施、サービスアセスメントやサービス提供に係る理解が不足している。

- 地方行政の担当者の能力強化

NGO によるスキルトレーニングや職業訓練を受けた被害者が自身の出身コミュニティに戻った後は、地方行政の担当者（州、郡、コミューンの担当者）がフォローアップを行うことになっている。当該地域の地方行政や NGO においてどのようなサービスが提供可能かを被害者に伝えたり、身に着けたスキルをどこで生かすことができるかなどを伝え、細やかなフォローアップを行うことで、被害者が再び人身取引のリスクにさらされることのないようサポートすることが求められている。

#### 4.3.3.2 女性省（MOWA）

MOWA の法的保護局（Department of Legal Protection）は、人身取引については、国家レベルと地域（ASEAN、COMMIT）レベルにおいてそれぞれの役割を有している。

国家レベルでは NCCT の国際関係 WG のリードエージェンシーとして、人身取引に係る現状の国際協力体制の維持、二国間の協力体制の確立、二国間 MOU の実施状況の監視等を行っている。国際関係 WG は 19 の政府機関、NGO、UN Women などの国際機関、その他 CBO（Community Based Organization）から構成されており、1 年に 4 回調整会議を実施している。

地域レベルでは ASEAN の ACWC と ASEAN 女性委員会のカンボジア代表を務めている。この 2 つの会議体は、ASEAN における女性の権利を保護するための政策立案等を実施して

<sup>73</sup> MOSVY への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 11 日）

<sup>74</sup> すべて MOSVY への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 11 日）

いる。また人身取引防止に関する ASEAN 条約の実施状況の監督も行っている。COMMIT では MOWA は法律タスクフォース（Legal Task Force）のカンボジアの代表を務めている。

また MOWA は国家政策の中でジェンダーに基づく暴力（Gender Based Violence：GBV）<sup>75</sup> の撤廃の促進を担っており、人身取引は GBV の一形態でもあると捉えられていることから、MOWA が実施する啓発活動や支援活動の中で人身取引の防止や被害者の支援を行うこともある。例えば、MOWA は人身取引を含め SGBV の報告を受け付けるオンラインプラットフォームの管理・運営を行っており、一般市民からの通報を受け取り対応している。ここには海外で人身取引の被害に遭ったカンボジア人からの通報も寄せられるため、様々な SNS を活用している（タイでは LINE、中国では WeChat など）。通報を受けた場合、MOWA は国家警察や外務省、MOSVY と連携して被害者の保護や捜査に当たっている。MOWA の法的保護局には通報を受け付けるためのオペレーターが 4～5 名所属している。また GBV の被害を電話で受け付けるためのヘルプラインも運営している（24 時間 365 日の運営ではないため、「ホットライン」ではなく「ヘルプライン」と呼ばれている）。ヘルプラインで通報を受けた場合は国家警察を始めとする関係機関との調整を開始し、被害者の居場所の特定や親族への聞き取り等が実施される。

現地調査の結果、MOWA は以下の点を課題として認識していることが明らかとなった<sup>76</sup>。

- より強力な二国間連携の確立

人身取引被害の対応のためには、目的国とのより強力な連携が必要である。証拠の収集や加害者の捜査は目的国でなければ実施が難しいケースが多く、4P の全ての側面で協力体制を築き、NGO や現地政府からのサポートが得られるようになることが望ましい。被害者はしばしば、違法移民として拘束されたり、拘留の対象となったりしているが、人身取引の被害者かそうでないかを慎重に判断し、人道的なプロセスに則って、被害者自身が法的な手続きを選択したり精神的に安心できる環境に身を置けるようにサポートしなければならない。

- 人身取引事案の司法手続きの実施

人身取引の被害者は法的手続きに入ることを忌避する傾向が強い。被害者やみなし被害者は経済的に困窮して近隣諸国で働こうとしていたにもかかわらず、法的手続きの完了には数カ月、場合によっては数年かかることがあり、被害者にとっては所得を得る機会を逸してしまうことになりうる。親戚や知人が加害者である場合も多く、また自身が他の被害者のケースに関わっていて被害者でもあり加害者でもある場合などもある。そのようなケースでは、被害者が法的手続きに参加することを拒否することもある。

#### 4.3.3.3 反人身取引および青少年保護警察（AHTJP）、内務省（MOI）

MOI が所管する国家警察（General Commissariat of National Police）の中にある反人身取引および青少年保護警察（Anti-Human Trafficking and Juvenile Protection Police：AHTJP）は人身取引、性的搾取と子ども、青少年の保護に関する責任を有している警察組織の一部である。

国家警察はサブナショナルレベルでもすべての州に警察組織を有しており、また郡レベルにも一般刑事警察官（General Criminal Police Officer）が配置されており、犯罪捜査を実施す

<sup>75</sup> Sexual and Gender Based Violence は「性的暴力（SV: Sexual Violence）」と「ジェンダーに基づく暴力（GBV：Gender-Based Violence）」を合わせたものとして使用されるようになった用語であるが（下記資料参照）、SV も GBV の一形態であることを踏まえ、本報告書では GBV と SGBV は同義のものとして用い、直接的な引用や名称以外は「SGBV」に統一する。OHCHR、[https://www.ohchr.org/documents/issues/women/wrgs/onepaggers/sexual\\_and\\_gender-based\\_violence.pdf](https://www.ohchr.org/documents/issues/women/wrgs/onepaggers/sexual_and_gender-based_violence.pdf), 2022 年 3 月 20 日閲覧

カンボジアでは政策文書において「GBV」使用されているため、本稿では「GBV」とした。なお、カンボジアの国家政策における GBV は「女性に対する暴力」を指している。

Royal Government of Cambodia(2019), National Action Plan to Prevent Violence Against Women 2019-2023, P. 42

<sup>76</sup> すべて MOWA への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 15 日）。

る役割を有している。コミュニケーションレベルには警察署が設置されている（これが最小単位の警察組織である）。州以下の警察組織は国家警察および各地方行政の指示も受けている。

人身取引対策に関して、国家警察は独自の行動計画を有しており、国、州、郡、コミュニケーションレベルでそれぞれ計画に沿った活動を実施している。国家警察は国内での人身取引および海外でカンボジア人が被害に遭う人身取引の両方のケースに対応する責任を有している。国内での被害のケースは各地域の警察が連携して対応に当たり、海外で起きたケースの場合は国家警察が対応することが多い（大使館や海外の警察等との連携が必要なため）。例えば、地方で子どもが海外に連れ去られたケースの場合は、地方警察は国家警察に報告し、国家警察が海外での捜査やその他の対応に当たる。

人身取引の被害が確認された場合、警察はみなし被害者の認定が行われた後の被害者認定プロセスに関わる（第2部 4.1.2.4 参照）。警察によるインタビューは基本的には司法警察官（Judicial Police Officer）<sup>77</sup>の資格を持つ警察官のみが実施できる。このプロセスはインタビューを通じた情報の収集、証拠の収集によって実施され、これにより被害が人身取引であるかどうか判断される。警察が人身取引事案であると判断した場合は検察にケースが送致される。大使館や MOSVY によるインタビューはあくまでも予備的な初期調査であり、公式な人身取引被害の認定は警察や司法のみが実施する。

国家警察にはサイバー犯罪を取り扱っている別の部署もあり、当該部署でもオンラインベースの人身取引ケースなどを担当することもある。

現地調査の結果、AHTJP では以下の点を課題と認識していることが明らかとなった<sup>78</sup>。

- 被害者認定プロセスの実施

MOSVY 等による仮認定の段階ではみなし被害者と認定されても、警察によるプロセスで被害者とは認定されないケースが多い。これには2つの背景があるとみられる。一つ目の背景は、海外での被害の場合、しばしば本当に人身取引の被害者ではなく、自発的に海外に行ったがうまく仕事が見つからずにカンボジアに帰りたいために人身取引の被害者を装うケースがあるということである。もう一つの背景は、警察の捜査の段階になると、被害者が自身のケースについて話すことで人身取引に関わった可能性のある親戚や知人、友人が逮捕される可能性があることを懸念して証言しない場合があるということである。したがって、インタビューで真相を明らかにし、適切な被害者認定を行うのは容易ではない。十分な証拠なしに被害者を認定することはできないが、多くのケースでは被害に遭ったことを示す書類などは存在しない。

- 新しい形態の犯罪への対応

加害者は常に新しい手法を考え出すため、その新たな潮流を警察も常に追い続けなければならない。COVID-19 のパンデミックがあり移動の自由が制限されたにもかかわらず、引き続き人身取引の被害は継続的に発生している。特にメコン地域6カ国においてカンボジアは一人当たり GDP がミャンマーに次いで2番目に低く<sup>79</sup>、経済的に豊かではないため、海外への移住労働者は今後ますます増えていくだろうと予想される。また、IT 技術を用いた人身取引のケースも増加傾向にあるため、これまでの手法では対応しきれない新しい形態の犯罪

<sup>77</sup> カンボジアには行政警察と司法警察という2種類の警察組織があり、Judicial Police Officer は司法警察に当たる。司法警察官は刑法で定められている職種で、犯罪の捜査、加害者の特定、逮捕、証拠の収集等を担う警察官で、特定の研修を受けて資格を有している警察官のみ名乗ることができる。また司法警察官は州、郡、コミュニケーションの全てのレベルに配置されている。司法警察の資格を取るためには適切な訓練を受けなければならない。その研修は警察学校（Royal Academy of the Police）などで実施されている。司法警察官は警察官の他、政府職員や公務員も資格を取ることができる（これらの公務員も訓練を受けなければならない）。

<sup>78</sup> すべて AHTJP への聞き取り結果に基づく（2022年3月14日）。

<sup>79</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=KH-TH-LA-VN-CN-MM>, 2022年10月7日閲覧

への対応を強化していかなければならない。

#### 4.4 政府および地方行政による対応、取組

本項では、政府および地方行政による人身取引対策の概要について記載する。なお、表 2 の調査項目の4において「DX等、革新的な取組や好事例」が調査対象として挙げられているが、文献調査および現地調査においてカンボジアではDX等による人身取引対策に係る取組例は確認されなかった。

##### 4.4.1 政府による取組

###### 4.4.1.1 各種ガイドラインの整備

人身取引の対応に関しては、各省庁が様々なガイドラインを作成している。現在使用されている主なガイドラインは以下の通りである。

表 9：カンボジアにおける人身取引対策関連文書一覧

名称	概要
被害者認定ガイドライン (Guidelines on Forms and Procedures for Identification of Victims of Human Trafficking for Appropriate Service Provision) (2015)	MOSVY が起草し、NCCT が発行した被害者認定に係るガイドライン。 人身取引と性的搾取の識別基準、みなし被害者の認定（仮認定）に係る手順とフォーマット、リファール手順などについて規定している。
「身取引被害者の権利保護に係る方針および最低基準」の実施に係るモニタリング評価ツール (Monitoring and Evaluation Tool for Implementation of Policy and Minimum Standards for Protection of the Rights of Victims of Human Trafficking) (2015)	2009 年に MOSVY が発行した「Policy and Minimum Standards for Protection of the Rights of Victims of Human Trafficking」の実施に係るモニタリング評価に関する規定。
人身取引被害者の住居に係る最低基準 (Minimum Standards on Residential Care for Victims of Human Trafficking and Sexual Exploitation) (2014)	MOSVY が発行した人身取引被害者のシェルター運営に係るガイドライン。 建物の大きさ、場所、環境、リハビリテーション活動、職業訓練などを規定している。
男性の人身取引被害者の社会復帰支援に係る SOP (Standard operating procedures on the support of reintegration of men who are victims of human trafficking) (2012)	MOSVY が発行した海外で被害に遭った男性の人身取引被害者の送還と社会復帰支援に係る SOP。 家族の搜索、送還と受入、サービス提供、モニタリング等各フェーズの標準的手順について規定している。
人身取引担当部署のための SOP (Standard operating procedures for the units specializing in suppression of human trafficking) (2010)	国家警察が警察官向けの研修資料として発行した SOP。 人身取引事案の取り扱いや捜査に関して警察官が実施する業務について規定している。
身取引被害者の権利保護に係る方針および最低基準 (Monitoring and Evaluation Tool for Implementation of Policy and Minimum Standards for Protection of the Rights of Victims of Human Trafficking) (2015)	MOSVY が発行した人身取引被害者の権利の保護に係る最低基準。 被害者中心アプローチ <sup>80</sup> および被害者の権利に基づくアプローチを用いて、支援プロセスにおける被害者のニーズに焦点を当てた被害者保護のための最低基準を定めている。

<sup>80</sup> 「被害者中心アプローチ (Victim/Survivor-Centered Approach)」とは支援において被害者の権利、ニーズ、希望を優先するアプローチである。被害者自身の様々なニーズ、安全管理、プライバシーの保護などを考慮するとともに、個々の被害者の希望に合わせた支援を提供することを重視する。下記参照。  
Relief Web, [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/interagency-gbv-case-managementguidelines\\_final\\_2017low-res.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/interagency-gbv-case-managementguidelines_final_2017low-res.pdf)

出所：聞き取り調査等から筆者作成

先述の通り、被害者認定ガイドラインは現在 NCCT の調整のもと改訂プロセスが進められている。また MOSVY は、ASEAN-ACT カンボジアの支援を受けて人身取引被害者のケースマネジメントに関するガイドラインの作成している<sup>81</sup>。また、UNDP は COMMIT プロセスの一環として、政府機関や行政、NGO や CSO が、被害者の保護から社会復帰の各プロセスにおいてどのような役割を担っているのかを明確にするため、MOSVY による国内リファール制度（National Referral Mechanism：NRM）のガイドライン策定を支援している<sup>82</sup>。

#### 4.4.1.2 ポイペト・トランジット・センター（PTC）

ポイペト・トランジット・センター（Poipet Transit Center：PTC）は MOSVY の反人身取引および被害者社会復帰局が所管する施設で、バンテアイミエンチェイ州とタイのサケオ県の間に位置する国境でタイから強制送還された不法移住労働者および本国送還された人身取引被害者を一時的に保護する施設である。

##### 1) 人身取引被害者の本国送還のケース

タイ側で人身取引被害者であると認定された場合はタイのシェルターに入り、タイ側の法的手続きが終わってから本国送還される（概ね 3~6 カ月タイのシェルターで暮らす。1 年以上滞在することもある）。本国送還される被害者はタイとの国境を越えて PTC までタイ側が送致する。通常本国送還のケースは概ねひと月に 1 回実施され、PTC は一時的な受け入れ施設として被害者の受付、インタビューなどを実施する。被害者が PTC に滞在するのは長くても 1 日程度で、中長期的な支援が必要な被害者は NGO 等が運営するシェルターにリファールする。シェルターに行くことを希望しない被害者の場合は、PTC のソーシャル・オフィサーが被害者の出身コミュニティを訪問して家族や生活環境のアセスメントを行ったり、社会復帰支援をしている NGO に支援を依頼したりすることもある。パンデミック以前は毎月 10 名程度の本国送還があったが、パンデミック後は非常に少なくなった（2021 年は 1 名のみ、2022 年（1~3 月）で 2 名）<sup>83</sup>。

##### 2) 違法移住労働者の強制送還のケース

タイ側で拘束された違法移住労働者はカンボジアに強制送還される。通常 1 日当たり 50~100 名のカンボジア人労働者が強制送還される。強制送還される移住労働者はポイペトのタイとの国境検問所まで送致され、国境からはカンボジア側の車両（トラック）で PTC に移送される。パンデミック前には、強制送還された移住労働者の中にも人身取引の被害者がいる可能性があるため、一人ずつインタビューして状況を確認していたが、パンデミック以降対面でのインタビューが禁止となったのでこのプロセスは実施されていない<sup>84</sup>。PTC で受け付けた後は、人身取引の予防や安全な移住に関する数時間の講習を実施し、パンデミック前はそのまま帰宅、パンデミック後は隔離施設に入る、というプロセスとなっている。

本国送還、強制送還いずれの場合も PTC からは物資等の支援は行われていないが、PTC で活動する NGO から食料やリフレッシュメント、帰宅するための少額の交通費の支援が提供される。また、人身取引の被害者とは認定されなかった違法移住労働者にも、希望に応じて NGO からシェルターでの支援や職業訓練支援などが提供されることもある。また、PTC には IOM もオフィスを設置しており、タイから帰国した移住労働者に結核の検査を実施している。

その他、PTC のソーシャル・オフィサーによる啓発活動なども実施されている。

<sup>81</sup> すでにドラフトが完成し、MOSVY の大臣の署名を待っている段階である。ASEAN-ACT カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 18 日）。

<sup>82</sup> NRM ガイドラインの草案は現在 MOSVY によるレビュー中となっている。UNDP カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 18 日）。

<sup>83</sup> PTC への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 23 日）。

<sup>84</sup> Ibid

#### 4.4.1.3 シェルター

カンボジアには現在政府や行政が運営する公的な人身取引被害者のためのシェルターはない。すべてのシェルターは NGO によって運営され、政府が保護した被害者は NGO が運営するシェルターにリファールされる（NGO が運営するシェルターについては第 2 部 4.5.3 参照）。

従前よりタイ政府による支援でポイペトに人身取引被害者のための中長期的支援を提供するシェルターが設置予定となっているが、2022 年 3 月時点ではまだ建設が始まっていない。このシェルターの建設は、タイとカンボジアの間で人身取引に関する二国間 MOU の締結に係る協議が始まった 2003 年から計画されおり、2014 年に MOU が改訂されて以降、建設場所の選定（PTC に隣接する場所が建設予定地）や建設許可の取得などが進められてきた。COVID-19 のパンデミック以降、タイ側とのコミュニケーションが少し難しくなったが、2021 年 12 月 13~14 日にタイからの視察団が在カンボジアタイ大使館と共に MOSVY を訪問し、建設資材の免税措置などに係る協議を行った。建設はタイ政府が実施するため、現在はタイ側で入札プロセスが進められているところとカンボジア側は認識しているが具体的な進捗状況は把握していない<sup>85</sup>（タイ側のカウンターパートは DATIP である）。シェルターの完成後 2 年間はタイ側が運営をするが、その間にカンボジアに技術移転し、2 年後には完全にカンボジア側による運営となる予定となっている<sup>86</sup>。

#### 4.4.1.4 人身取引対策ホットライン

人身取引被害を通報するためのホットラインは AHTJP が運営している全国ホットライン、およびシエムリアップ、バンテアイミエンチェイなどいくつかの州レベルのホットラインが存在している。また前述の通り、MOWA が運営する GBV ヘルプラインでも人身取引の通報の受付を行っている。また複数の NGO が独自に運営するホットラインも稼働している。

#### 4.4.1.5 法律扶助（Legal Aid）

カンボジアでは人身取引被害者に向けた政府による無料の法律扶助は提供されていない。カンボジアで提供される公的法律扶助は貧困層であることを証明する「ID Poor」という ID カードを所有している人のみを対象としている。

ID Poor プログラムはドイツ連邦経済協力開発省とドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : GIZ）、オーストラリア外務貿易省の支援を受けて 2006 年に計画省（MOP）が開始した貧困削減プログラムで、脆弱な世帯に適切なサービスや支援を提供することを目的に、貧困世帯のスクリーニングと認定、情報管理を行うものである。貧困世帯への支援や COVID-19 によって経済的打撃を受けた世帯への支援などはこの ID Poor のデータに基づき実施されている。当初は農村部に限定されていたが、2014 年からは都市部にも拡大され、標準化された貧困基準を用いて質問票に基づく調査を実施するとともに、地域住民を交えた参加型プロセスを経て貧困世帯を特定している<sup>87</sup>。当該プログラムで貧困層であると認定された世帯は物資や現金給付、医療、貧困削減に係る情報提供など、様々な支援を受けることができる。

法律扶助は ID Poor を持っている貧困世帯に限られ、貧困世帯ではない被害者に対しては、NGO による無料の法律扶助が提供されているが、政府による法的支援は行われていない（第 2 部 4.5.3 参照）。

#### 4.4.1.6 学校における啓発活動

人身取引の対象になりやすい子どもたちに対して、人身取引の予防に係る啓発活動が NGO を中心に行われてきたが、MOEYS が正規のカリキュラムの中に人身取引の予防を取り入れ

<sup>85</sup> MOSVY への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 11 日）。

<sup>86</sup> PTC への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 23 日）。

<sup>87</sup> ID Poor, <https://www.idpoor.gov.kh/about/process>, 2022 年 4 月 5 日閲覧

るために NGO 等の協力を得てテキストを作成した。初等学校および中等学校で実施予定で、2022 年からパイロット的な導入が始まるとされている。しかしながら、MOEYS では資金不足のため十分な量のテキストが印刷できず、また教員への研修も十分に実施されていない<sup>88</sup>。

#### 4.4.2 地方行政による取組

本項では現地調査を実施したシェムリアップ州とバンテアイミエンチェイ州における取組について概説する。

##### 4.4.2.1 シェムリアップ州

シェムリアップ州ではシェムリアップ州 PCCT が積極的に人身取引対策を行っており、州知事（議長）、州副知事（事務局長）の調整のもと、6 つの WG が各活動を統括し行政機関と NGO が連携して対応に当たっている。

シェムリアップ州では 2020 年度には 19 件、2021 年度には 14 件の人身取引ケースがあった<sup>89</sup>。シェムリアップは観光地であり、ホテルやゲストハウスが多いため、外国人が 18 歳未満の子どもをそれらの宿泊施設に連れ込んで性的搾取に及ぶというケースがしばしば発生する。また、一般的な合法ビジネス（カラオケ、マッサージ店、娯楽施設、美容室など）を装って性的搾取や強制売春が行われていることもある。カンボジアでは 18 歳未満の子どもとの性行為は違法であるため、被害者が子どもであった場合は例外なく加害者は逮捕されるが、子どもが年齢を詐称して働いているケースも多く、その場合はすぐに判断することができず介入が難しいこともある。また、タイとの国境も近いいため、シェムリアップ州からは約 40,000 人の移住労働者がタイに出稼ぎに行っているとされる<sup>90</sup>。その過程で強制労働や人身取引の被害に遭うケースが後を絶たない。

州警察では少なくとも 1 名の女性の副長官を設置する規定となっており、女性の副長官が人身取引および SGBV、子どもに対する暴力の対応を統括している。警察は事案の捜査や加害者の逮捕の他に、コミュニティレベルでの啓発活動も実施し、人身取引の予防にも努めている。シェムリアップ州警察で取り扱う人身取引事案としては労働搾取、性的搾取、また臓器売買を目的とした人身取引もある。

また、まだ多くはないが民間セクターとの連携の強化も模索している。州が主催する人身取引の啓発活動に民間企業を招待したり、企業の代表者に地域のコンサルテーション会議への出席を促したりしている。また、社内に設置している自動販売機に反人身取引に関するメッセージ（「18 歳未満の子どもはカラオケや娯楽施設、ゲストハウスに入るのを見たら通報してください」、など）を印刷することに協力する企業もある。

現地調査の結果、シェムリアップ州 PCCT では以下の点を課題と認識していることが明らかとなった<sup>91</sup>。

#### ● オンライン上での性的搾取の増加

オンライン上の性的搾取については関連する法律がカンボジアにはない。COVID-19 によって多くの子どもたちがオンラインで授業を受けることになり、インターネット上の搾取に晒されるリスクが高まった。また、加害者側のオンライン技術のキャパシティに警察の技術や能力が追いついていないため、取り締まりが困難となっている。そのため、警察官の IT スキルの向上に関して NGO 等と連携することが求められている。例えば加害者が子どものポルノグラフィを撮影し Twitter に投稿しても、警察官が Twitter に詳しくないため、取り締まることができなかったという事案があった。

<sup>88</sup> A21 カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 22 日）

<sup>89</sup> シェムリアップ州 PCCT への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 21 日）

<sup>90</sup> Ibid

<sup>91</sup> すべてシェムリアップ州 PCCT への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 21 日）



- 研修機会の不足

州や郡レベル以下のスタッフに対する人身取引、被害者認定、サービス提供等に関する研修の機会が不足している。州以下のレベルでは予算が限られており、十分な研修機会が確保できない。また、人身取引対策に係る国際的な連携に係る知見も限定的である。

- 移住労働者の子どもの出生登録や教育

移住労働者が現地で家族を持つ場合や、カンボジアに子どもを置いて出稼ぎに行く場合などがあるが、いずれのケースも子どもが十分な教育を受ける機会を得られていないことが多い。移住労働者の子どもは出生届が提出されていないことが多く、出生届が提出されていなければ（出生証明書がなければ）学校に通うことができない。また、タイの法律ではタイ人と結婚してもカンボジア人やその子どもが自動的にタイ国籍を取得できるわけではないので、タイにいる移住労働者の子どもは無国籍のこともある。このような子どもたちはいずれの国でも教育にアクセスできない状態となっている。

- 違法な移住の取り締まり

タイとカンボジアは国境の多くを接しているため、違法な移住を完全に取り締まることは難しい。タイで働いている移住労働者がカンボジアにいる自身の親戚や友人に連絡して勧誘し、法的書類を何も持たずに直接タイに移住するというケースも多い。また、違法に国境を越えているため、違法移住労働者の名前や出身地などに係る正確なデータがない。たとえタイ側で拘束されて強制送還となってもまた簡単にタイに戻ってしまい、強制送還された際に過去に複数回送還されていることが記録によって判明することも多い。

- 社会復帰支援の強化

NGO 等が被害者に職業訓練を提供しても、コミュニティに戻った後、その技術を活用する場がないことがある。例えば美容院を開く技術を身につけても、出身地が都市部から遠く離れた場所であった場合、美容院には需要がなく収入が得られず再び人身取引のリスクにさらされるケースが確認されている。家族を支えるために収入を得なければならない被害者もあり、リスクがあると分かっているにもかかわらず海外に行くケースも多い。

#### 4.4.2.2 バンテアイミエンチェイ州

バンテアイミエンチェイ州でも、バンテアイミエンチェイ州 PCCT が人身取引対策を行っており、州知事（議長）、州副知事（事務局長）の調整のもと、6つの WG が各活動を統括し行政機関と NGO が連携して対応に当たっている。

バンテアイミエンチェイ州はタイと国境を接する場所にあり、タイ・サケオ県の間には 2 つの国境（ポイペト、プノンデイ）とカンボジア・タイ間の二国間 MOU に基づく二国間検問所がある。二国間検問所は 2 国間でビジネスなどをする人のために開かれている検問所である（正式な国境ではないため、パスポートに出入国スタンプは押されない）。二国間検問所では通過するための国境パス（Border Pass）を入手できれば通過することができ、基本的には日帰りで朝 7 時から夜 7 時までの間にカンボジア側に戻らなければならない。

バンテアイミエンチェイ州では地域国境会議（Regional Border Committee : RBC）を通してタイ側との調整を行っている。バンテアイミエンチェイ州およびバタンボン州がタイ側のサケオ県、トラート県、チャンタブリー県と年に 1 度会議を開催し（必要に応じて臨時で開催されることもある）、各州の州知事が出席し国境付近の共通課題について協議を行っている。過去に 27 回開催され、今年度は 28 回目タイで実施予定となっている。開催場所はタイとカンボジアが交互に担うことになっているが、2022 年は COVID-19 の影響でカンボジア側に会議を開催する予算が確保できなかったため、タイ側に開催を要請し受諾された<sup>92</sup>。RBC の主なアジェンダは 1) 教育、2) 交通、3) 商業、4) 人身取引、で構成され、協議の結

<sup>92</sup> バンテアイミエンチェイ州 PCCT からの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 23 日）。

果は各政府に報告される。人身取引については、2 国間の情報共有や人身取引事案が発生した際の対応、移民労働の問題などについて協議する。教育については、国境付近にいる子どもの教育に係る協議を行う。国境地域では人々は2 国間を行き来して、タイに住んでいてもクメール語を話す人もいれば、カンボジアに住んでいてタイ語を話す人もいる。タイに住むクメール語を話す子どもに対しては、タイ政府がカンボジアから教員を招き、クメール語で学校教育を提供している。しかし、カンボジア政府は十分な予算がないため、カンボジアに住むタイ語を話す子どもに対して、母語での教育を提供することができていない。このような状況に対して、2 国間の調整やタイ側の取組からの学びを得るために協議を行う。RBCとは別に、バンテアイミエンチェイ州とサケオ県のみのも会議も存在する（州知事が議長を務める）。こちらは定期開催ではなく、ニーズベースで実施されている。

現地調査の結果、バンテアイミエンチェイ州では以下の点を課題と認識していることが明らかとなった<sup>93</sup>。

- インフラの不足

国境から PTC に強制送還された移住労働者を移送するためのトラックが 1 台しかなく、1 日に何度も往復しなければならず、移住労働者を長時間国境で待たせることになっている。

- 人身取引対策に係る予算の不足

人身取引対策に関して、中央政府から州政府に配分されている予算はなく、州の予算を配分している。またいくつかの NGO やドナーからの支援があるに留まる。

- 国境パスを悪用した不法移住のケースの発生

二国間 MOU に基づき発行される証明書である国境パス（Border Pass）でタイに渡り、意図的に戻って来ず移住労働者として不法滞在するケースもある。その結果、労働搾取や人身取引の被害に遭うこともある。

#### 4.5 国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体

カンボジアでは国際機関、二国間援助機関、多くの NGO 等民間団体が人身取引対策関連の支援を実施している。本項ではこれらの機関・団体の中で、現地調査でインタビューを実施した機関・団体による支援について概要を記載する。なお、カンボジアでは現在、人身取引に関する開発パートナー間の調整や情報共有に係る会議は行われていない<sup>94</sup>。

##### 4.5.1 国際機関

###### 4.5.1.1 IOMカンボジア<sup>95</sup>

IOM カンボジアでは人身取引対策そのものに対する支援は実施しておらず、基本的には移住労働や強制労働の文脈の中の一つの課題として人身取引対策に当たっている。移住や強制労働プログラムの中で、人身取引被害者の認定やリファールプロセスに係る政府機関に対する研修等を実施している。これらのプログラムにおける人身取引に関する主要なカウンターパートは NCCT と MOI である。

IOM カンボジアが実施している労働移民と人間開発のプログラムでは、移住労働者の権利や正式な移住へのアクセスの増加、生計向上などに係る支援、啓発活動等を行っている。カンボジア全国でニーズはあるが、特にカンボジアではタイとの国境地域に重点を置いており、バンテアイミエンチェイ、バタンボン、シエムリアップの 3 州を中心に活動している。

<sup>93</sup> すべてバンテアイミエンチェイ州 PCCT からの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 23 日）。

<sup>94</sup> 2016 年時点では UN-ACT が中心となって人身取引対策主要パートナー会議（Key Partner Meeting）と人身取引対策関係者会議（Stakeholder Meeting）が実施されていたことが報告されている。JICA, et al, (2016), メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査 調査報告書, P. 83, 84

<sup>95</sup> IOM カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 14 日）。

#### 4.5.1.2 UNDPカンボジア<sup>96</sup>

UNDP は以前 UN-ACT が担っていた役割を引き継ぎ、メコン地域 6 カ国（カンボジア、タイ、ミャンマー、ラオス、ベトナム、中国）の COMMIT の事務局機能を担当している。UNDP カンボジアでは、カンボジア国内の COMMIT タスクフォースの取組の支援、COMMIT の関連会議の開催支援などを行っている。現在は COMMIT SPA 5 の作成に向けた SPA 4 の進捗状況の確認、TRM の構築に向けたベースライン調査、コンサルテーション・ワークショップの実施が主な活動となっている。また、UN-ACT が実施していた NRM ガイドライン策定プロセスも引き継ぎ、ガイドラインの発行に向けた MOSVY への支援も実施している。

#### 4.5.2 二国間援助機関

##### 4.5.2.1 ASEAN-ACTカンボジア<sup>97</sup>

ASEAN-ACT カンボジアでは主に政府機関とカウンターパートとし、政策レベルでの取組の支援を行っている（直接的な被害者への支援は実施していない）。主なカウンターパートは NCCT、AHTJP、法務省、MOSVY である。他に労働省とも職業訓練などで連携している。

直近では AHTJP による人身取引事案の捜査に係る SOP の策定、MOSVY によるケースマネジメントに関するガイドラインの策定のサポートを行った。ケースマネジメントガイドラインはすでにドラフトが完成し、2022 年 6 月には発行される見通しとなっている。ガイドラインが完成してからは、関連するスタッフに対する研修の提供を検討している。また今後、人身取引を含むオンラインベースの犯罪に関する研修の実施を予定している。被害者の社会復帰に関しては MOSVY の反人身取引および被害者社会復帰局と連携し、被害者保護等に係る研修をタイおよびベトナムとの国境で活動するフロントラインのスタッフに提供している。

NCCT に対しては、被害者認定とサービス提供に係る能力強化について支援しており、現在 NCCT が取り組んでいる被害者認定ガイドラインの改訂についてもアドバイザーを行っている。また NCCT は現在タイとカンボジアにおける人身取引に係る SOP の改訂にも取り組んでおり、このプロセスの支援も行っている。法務省については、検察官や裁判官の能力強化を行っており、2022 年 7 月に加害者の処罰や捜査に関するワークショップの実施を予定している。また、人身取引と関わりが深いマネーロンダリングなどに関する研修に関する要望も受け、実施を検討している。パンデミックによりすべての研修がオンラインで行われることになったため、検察官と裁判官への研修を実施している法務省の担当部署に対してオンライン会議に係る機材の提供を行った。

国際協力体制の強化支援の一環として、カンボジア国家警察とタイの国家警察およびタイ法務省特別捜査局（Department of Special Investigation : DSI）とのオンライン会議の実施支援も行っている。協議自体は国家間の協議のため内容や技術的な面については ASEAN-ACT からインプットは行っていないが、会議の場の調整や連携の支援をしている。

#### 4.5.3 NGO 等民間団体

##### 4.5.3.1 Winrock Internationalカンボジア

Winrock International はアメリカに拠点を置く NGO で、米国国際開発庁（United States Agency for International Development : USAID）からの資金援助を受けて東南アジア各国で人身取引対策に係る活動を行っている。カンボジアでは過去に 2 フェーズの人身取引関連プロジェクトを実施しており、現在は 8 つの州（バンテアイミエンチェイ、シムリアップ、バタンボン、コンポンチャム、プレイベン、ココン、シアヌークビル、プノンペン特別市）で、「予防」「保護」「アカウントビリティの強化」「パートナーシップ」の 4 つの分野に係る 5 年間（2021～2025 年）のプログラムを実施している。これらの州では特にタイ、インドネシアへの出稼

<sup>96</sup> UNDP カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 18 日）。

<sup>97</sup> ASEAN-ACT カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 18 日）。

ぎ労働者が多く、また都市部やビジネスの中心地（プノンペンやシアヌークビル）ではカンボジア人労働者が搾取されている。中国、タイ、パキスタン、バングラデシュなど様々な外国人がカンボジアで搾取的ビジネスを実施していることが報道されており、近年ではオンラインベースの詐欺やギャンブルに係る犯罪行為が増加している。各活動の詳細は以下の通りである<sup>98</sup>。

#### 1) 予防

農村地域で搾取を目的とした移住や人身取引のリスクにさらされている人や帰国した移住労働者を特定し、生計の選択肢を広げるためにソフトスキルを身に付けたり、職業訓練を受けたりする機会を提供する。安定した収入を得ることで、海外に出稼ぎに行く人が減るのではないかと、という仮説のもと、農業や畜産業（養鶏、養殖など）での収入を得るためのコミュニティベースの活動を通じた生計手段の獲得、および工場や企業での労働者の募集における労働搾取の防止に係る対応の強化を行っている。初期支援として日用品を提供し、その後農業に係る基本的な技術トレーニングを実施したうえで、各世帯に対するアセスメントを行う（どのような作物や家畜を生産したいかを確認する）。技術訓練や農業指導、職業訓練校（労働・職業訓練省が運営する技術訓練校等）の紹介はパートナーのローカル NGO が担当する。

#### 2) 保護

人身取引の被害者を特定し必要なサービスを提供するための政府の体制、能力の強化を行う。特に、NCCTによる被害者認定ガイドラインの更新と ToT 研修マニュアルの策定を支援している。また、人身取引被害者のためのコミュニティベースのケースマネジメントについて、CSO と政府機関の双方の連携や能力強化を実施している。前フェーズでは保護分野の活動に多くの予算を割いていたが、現行フェーズではそれほど大きな割合ではない。

#### 3) アカウンタビリティの強化

CSO や政府のサービスプロバイダーと連携して、人身取引被害者に対する法的救済へのアクセスの拡大に取り組んでいる。また、人身取引関連犯罪に対するより効果的な刑事司法による対応を実現するための能力強化、警察・裁判所との連携の強化も行っている。被害者やその家族への補償を提供するための代替紛争解決手段の構築に係るパイロットプロジェクトも実施している（弁護士が立ち上げたローカル NGO と連携予定）。正規の司法手続きだけでなく、CSO との連携に基づく代替紛争解決手段（都市問題、環境問題、労働問題等ではすでに導入されている）の確立に力を入れていく予定となっている。

#### 4) パートナーシップの強化

カンボジアの人身取引対策の分野において活動する二国間援助機関、国際機関、国際 NGO、ローカル NGO、CSO 等との協力体制の強化を図っている。また、NCCT や PCCT など、国レベルや地方レベルの関係者のイニシアティブを強化するために、戦略策定などを支援している。また、人身取引被害者や搾取のリスクにさらされている人々を支援するために、カンボジア国内および国外の民間セクターとのパートナーシップの強化にも取り組んでいる。

#### 4.5.3.2 カンボジア女性救援センター（CWCC）

カンボジア女性救援センター（Cambodian Women's Crisis Centre : CWCC）は 1997 年に設立され、1998 年に NGO 登録されたカンボジアのローカル NGO である。プノンペン、シェムリアップ、バンテアイミエンチェイ、コンポントムで、女性に対する暴力、DV、性的暴力及び人身取引に係る課題を克服するために、コミュニティのエンパワーメントを目的とした啓発活動やシェルターの運営等を行っている。主な活動は以下の通りである<sup>99</sup>。

<sup>98</sup> Winrock International への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 18 日）。

<sup>99</sup> CWCC プノンペン（2022 年 3 月 14 日）、CWCC シェムリアップ（2022 年 3 月 21 日）、CWCC バンテアイミエンチェイ（2022 年 3 月 22 日）への聞き取り結果に基づく。

#### 1) シェルターの運営

プノンペン、シェムリアップ、バンテアイミエンチェイでシェルターを運営し、人身取引の被害者や SGBV の被害者を受け入れている。被害者自身や家族が CWCC に通報してきた場合もあれば、MOSVY から受入を依頼される場合もある。タイの NGO や MOSVY から連絡を受けた場合、国境で被害者、強制送還者を受け入れ、その後インタビューを通して仮認定を実施する。シェルターでは食事や生活の支援の他、心理社会的カウンセリングや被害者の社会復帰に係るサポート、法律扶助、職業訓練等を提供している。すべてのシェルターを合わせると 30~50 名ほどの受入キャパシティがある。政府機関とは受け入れに関して連携しているが、財政的な支援は受けていない。

男性の被害者はシェルターには受け入れておらず、希望があれば職業訓練を提供している。被害者の社会復帰に際しては、事前に出身コミュニティのアセスメントを行い、安全な環境でないと判断された場合は、本人のニーズに基づき、引き続きシェルターで生活したり、新しい職を見つけるサポートを行ったりしている。

#### 2) コミュニティベースの保護ネットワークの立ち上げ・運営

包括的な支援サービスへのリファラールメカニズムとして、コミュニン議会のメンバー、村のチーフ、学校長、警察官、保健関係者等から構成される 10 のコミュニティベース保護ネットワーク（Community-Based Protection Networks : CBPNs）を立ち上げた（99 名のメンバーのうち 43 名が女性）。CBPNs は移住と人身取引の課題とその対処方法について能力強化研修を受け、各地域で啓発活動を行っている。2021 年には DV24 件、性的暴力 16 件、人身取引 19 件を特定し CWCC のサービスに照会した。

#### 3) コミュニティベースの自助グループの立ち上げ・運営

安全な移住、ジェンダー平等を含む移住労働者の権利、人身取引、その他関連政策に関する研修を受けた 74 名（うち女性 63 名）からなるコミュニティベース自助グループ（Community-Based Self-Help Group : SHG）を立ち上げ、各担当地域において、移住、人身取引などの課題について子どもに対する Peer-to-peer 教育を実施している。

#### 4) 共同貯蓄組合の立ち上げ・運営

収入向上支援の一環として、これまでに 3 つの共同貯蓄組合を設立した（メンバーは計 71 名。うち 27 名の帰還者を含む 64 名が女性）。

#### 4.5.3.3 子どもと女性への法的支援（LSCW）

子どもと女性への法的支援（Legal Support for Children and Women : LSCW）は 2000 年に創設され、2002 年に NGO 登録されたカンボジアのローカル NGO で、女性と子どもに対する法的支援を行っている。設立当初から LSCW は若い弁護士や法律を学ぶ大学院生によりプロボノベースの活動を中心として、主に法律教育、コミュニティの啓発、自治体等へのリーガルトレーニング、人身取引被害者やその他の暴力の被害者への法的カウンセリング、薬物使用者へのサポートなどを行ってきた。また、より専門的に人身取引や SGBV、性的搾取等の被害を取り扱う弁護士も所属している。主な活動内容は以下の通りである<sup>100</sup>。

#### 1) コミュニティ・エンパワーメント

コミュニティレベルでの人身取引の予防と対策に係るトレーニングを実施している。特に移住を検討している人々を啓発するために、安全な移住に関する研修を実施している。移住をやめさせるのではなく、あくまでも安全な移住（必ずしも法的な移住のみを指すわけではなく、二国間で結ばれた MOU に基づく移住も含む）に関する知見を深める支援をしている。タイでの仕事に関する情報や渡航から到着までの情報、身を守るための方法などに関する情報提供を行うとともに、困難な事態に直面した際に相談を受け付けるサービスも実施してい

<sup>100</sup> LSCW への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 16 日）。

る（通報のためのホットラインも運営している）。

## 2) 法律支援

移住労働者や強制労働等の被害者に対する法的アドバイスの提供、法的代理人としての支援などを無償で提供している。二国間 MOU に基づく移住の場合は、労働環境等に問題があった際は労働・職業訓練省に申し立てる必要がある。自発的な移民の場合は、人身取引等の被害に遭った際は警察を通じた司法手続きが必要となる。これらの法的手続きにおけるサポートを提供している。

## 3) リファールサービス

人身取引のみなし被害者であってもその証拠となる書類等を示すことができなければ法的には被害者とはみなされないため、みなし被害者に対して生活や教育、職業訓練等の支援を行うことができるカンボジア国内の団体を紹介しリファールを行っている。

### 4.5.3.4 A21カンボジア

A21 は人身取引の撲滅を目指して活動している国際 NGO で、カンボジアでは 2016 年から活動を開始し、2018 年に正式にカンボジアで活動する国際 NGO として登録された。カンボジアでは人身取引被害者の多くが 18 歳以下の子どもであり、タイとの国境であるバンテアイミエンチェイや観光地であるシェムリアップに特に多くの被害者がいることが判明したため、現在はシェムリアップに子どもの人身取引被害者へのサービス提供を行うチャイルド・アドボカシー・センター（Child Advocacy Centre : CAC）、ポイペトに事務所を構え、人身取引被害者（男性、女性、少年・男児、少女・女児）の支援を行っている。主な活動は以下の通りである<sup>101</sup>。

#### 1) 人身取引に係る啓発活動

人身取引等のリスクの高いコミュニティや初等学校（課外活動）等を対象に子どもの人身取引の予防、子どもの権利、安全な移住などに係る啓発活動を実施している。民間企業に対する人身取引や労働搾取に関する啓発も実施している。

#### 2) 人身取引のみなし被害者の認定支援

AHTJP、MOSVY、NCCT 等と連携して、仮認定プロセスに参加している。CAC には子どもにやさしいインタビュールーム（Child Friendly Interview Room）が設置され、子どもへのインタビューは一人の面接官のみが行い、その他の関係者は隣室に控えてカメラとスピーカーを通して面接の様子をモニターすることにより、何度も同じインタビューを子どもに強いることのないよう努めている。そうすることで被害者の心理的負担を軽減し、また関係者全員が同じ情報を共有できるようになる。関係者が連携してケースに当たることで、人員異動があってもチーム間で知見を共有することも期待される。NCCT の副議長もこの手法に関心を示しており、他の州でも同様の設備が導入される可能性がある。

#### 3) 海外での被害者の救出および法的サポート

海外で被害に遭った子どもの帰還支援および無料の法律扶助を実施している。また施設には心理学者、ソーシャルワーカー、カウンセラーが常駐し、人身取引の被害に遭った子どもたちのケアを行っている。シェルターでの保護が必要な子どもはシェルターを運営している他の NGO にリファールする。また、被害者の社会復帰に向けて、サロンや工場と協定を結んで、職業訓練の一環として一定期間の職業体験の提供も行っている（給与は A21 が負担する）。

### 4.5.3.5 サラ・バイ・ホテルズ アンド レストランズ<sup>102</sup>

サラ・バイ・ホテルズ アンド レストランズ（Sala Bai Hotels and Restaurants）は 2002 年に

<sup>101</sup> A21 カンボジアへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 22 日）。

<sup>102</sup> サラ・バイ・ホテルズ アンド レストランズへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 24 日）。

シムリアップに設立されたホテルとレストランおよびバーを併設した民間の職業訓練施設で、ホテルやレストランなどの観光業で働くスタッフを育成している。人身取引のリスクにさらされている貧困層や脆弱な世帯の子どもを対象に、無料で職業訓練を行っている。生徒の募集に際しては、ラジオ広告や新聞広告等を通じて広報し、農村部、特に国境地帯の農村部で勧誘を行う。所属している6名のソーシャルワーカーがNGOやコミュニティの有力者（村長など）と連携して情報収集し、入学を申請したすべての世帯を訪問して家庭状況や経済状況のアセスメント、学校の教育プログラムやその後の就労支援などについての説明を行う。必要に応じて家族は授業の様子を見学しに来ることもできる。アセスメントでは、世帯の人数、住んでいる家の状態、生計手段、バイクや車の保有状況、水道や電気の使用状況、学校へのアクセスなど様々な項目で脆弱性の評価を行う。また、選定に当たっては、読み書きの能力、および基礎的な英語能力を確認する（授業を受けなければならないため、読み書きができない場合は入学できない）。

全寮制で、定員は1学年150名となっている（応募は毎年450件程度）。募集する生徒の年齢は17～23歳まで、70%は女性である。寮費、食費、生活費、制服代、自転車代、健康保険、医療費など、生活に係るすべての費用を学校が負担している。コースは調理、レストラン、ハウスキーピング、フロントオフィス、ビューティセラピーの5つから構成され、1年間のカリキュラムとなっている。その後インターンを経て就業支援まで実施している。

#### 4.6 COVID-19の影響

##### 1) 人身取引事案の増加

パンデミックにより国境が閉鎖され国家間の移動ができなくなったが、カンボジア政府によると、2021年は359件の人身取引が確認され、2020年の155件と比べて倍増した<sup>103</sup>。増加した要因はカンボジア国内で外国人が詐欺やギャンブルに係る強制労働を強いられるケースが多く発覚したことにあるとみられる（第2部4.1.2.3参照）。また代理母出産の摘発も増加している。パンデミックによる経済的な困窮から、違法に国境を越えて海外で働く移住労働者はますます増加するとみられる。

##### 2) 被害者認定プロセスの実施の遅延

パンデミックが始まって以降、対面でのインタビューが禁止されたため、本国送還された被害者の被害者認定に遅れが生じた。また対面でのインタビューができないため、強制送還された違法移住労働者への被害者認定が実施されなかった。違法移住労働者の中には人身取引被害者がいる可能性があり、パンデミック前には強制送還された違法移住労働者にも個別インタビューが実施されていたが、パンデミック以降はこのプロセスが禁止となり、みなし被害者に対する支援は行われなかった。

#### 4.7 JICAによる支援のレビュー

JICAではこれまでに、カンボジアにおいて人身取引対策に係る事業は実施していないが、タイにおける2件の技術協力プロジェクト「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（2009–2014年）および「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015–2019年）において実施されたメコン地域ワークショップ（MRW）で、カンボジアの人身取引対策関係者を招へいた。

また、2012年から開始された日本での課題別研修『アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー（～2014年）』『アセアン諸国における人身取引対策協力促進（2015年～）』にカンボジアからの参加者を受け入れてきた。課題別研修では2014年以降（2020年、2021年はオンライン開催）19名の研修員をカンボジアから受け入れ、日本政府や日本の民間団体による人身取引対策に係る取組を学ぶとともに、ケーススタディや関連施設の施設などを通して、

<sup>103</sup> Radio Free Asia, <https://www.rfa.org/english/news/cambodia/trafficking-04072022165439.html>, 2022年4月7日閲覧

人身取引対策と被害者の保護に係る学びを深める機会を提供した。

JICA による直接的な人身取引に関連する活動は含まれていないが、カンボジアではこれまでに MOWA をカウンターパートとして「ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト」(2003～2008年)、「ジェンダー主流化プロジェクト・フェーズ 2」(2010～2015年)、「JICA 女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロジェクト(2017～2022年)」の 3 つの技術協力プロジェクトを実施し、カンボジアにおけるジェンダー主流化を支援してきた。政策立案におけるジェンダー主流化、経済的エンパワーメントを通じたジェンダー主流化を進め、現行プロジェクトでは、農業、養鶏、観光業などを通じた女性に対する経済的エンパワーメントを目的としたパイロット活動を実施している。人身取引支援においては被害者の社会復帰に係る支援の重要性が認識されているにもかかわらず、保護や予防と比較して社会復帰支援の提供は少なく、職業訓練を提供しても実際の就職や起業にはつながっていないケースも多い。今後 JICA による人身取引支援が実施される際には、本プロジェクトで実施されたパイロットプロジェクトを通して得られた経済的エンパワーメント手法による成果やその評価、集成的アプローチ手法などに係る知見を、人身取引被害者への社会復帰支援に活用していくことが期待される。

#### 4.8 支援ニーズおよび課題

本項では、第2部1.2で述べた「政策 (Policy)」「加害者処罰 (Prosecution)」「予防 (Prevention)」「保護・社会復帰 (Protection)」「調整・連携 (Partnership)、モニタリング評価、データ収集・管理」の 5P に沿って、調査過程で確認された課題や支援ニーズについて記載する。

##### 4.8.1 政策 (Policy) に係る課題

###### 【法律】

- 人身取引及び性的搾取の防止に関する法律に人身取引被害者の保護、社会復帰に係る条項がない。
- 「人身取引」の法的な定義が明確ではない (人身取引及び性的搾取の防止に関する法律にはその定義は記載されておらず、禁止される行為が列挙されているのみ)。
- 2018 年に改正された労働法の中で強制労働や労働搾取についての規定が十分に盛り込まれていない。
- オンライン上の性的搾取を取り締まる法律がない。

##### 4.8.2 加害者処罰 (Prosecution) に係る課題

###### 【犯罪の取り締まり】

- 多くの人身取引事案がオンラインプラットフォームを利用した犯罪に移行しているが、予算や関係者の IT スキルが不足しているために、オンライン犯罪への対応が十分に行われていない。
- コールセンター詐欺やそれに関連する強制労働への対応が十分に行われていない。
- 代理母出産やオンライン詐欺など、多様化する犯罪の形態に対応が追いついていない。

##### 4.8.3 予防 (Prevention) に係る課題

###### 【民間セクターへの啓発】

- 強制労働や労働搾取の撲滅に向けて、民間セクターとの連携強化が求められる。

###### 【啓発活動】

- 人身取引の予防を目的とする啓発活動をより一層強化する必要がある。特に都市部からのアクセスが悪い農村部では啓発活動が行われていない地域も多い。
- 公教育のカリキュラムにおける人身取引の予防に係る啓発の全国的な導入に向けて、テキストや教員の研修が不足している。



#### 【人身取引 WG、CCWC】

- 最もコミュニティに近いコミュニケーションレベルの調整機能である人身取引 WG や CCWC の実施能力が不足している。
- 人身取引 WG と CCWC の役割が一部重複しており、また SGBV の予防と対応に当たる「GBV WG」という組織の設置も開始されており、組織の役割の明確化や十分な調整が行われていない。

#### 4.8.4 保護・社会復帰（Protection）に係る課題

##### 【被害者認定】

- 被害者認定プロセスが複雑で、またその実施について十分な知見が共有されていない。また、研修後の継続的なフォローアップやモニタリングも実施されていない。人員異動があれば再度研修が必要となる。
- 認定プロセスの中で何度も同様のインタビューが行われ、被害者、特に子どもの被害者の大きな心理的負担となっている。
- みなし被害者の認定と司法機関による被害者認定で結果が異なるケースが多い。
- 被害を示す証拠がなければ人身取引の被害者としては認められにくい。
- 国によって「人身取引被害者」を認定する基準やプロセスが異なっているため、目的国で人身取引被害者と認定された場合も、本国送還された後、当該国の法的プロセスにおいては認定されないケースもあり、被害者支援をめぐる状況に混乱が生じたり、被害者が適切な支援サービスを受けられないこともある。
- 公的な法律扶助が貧困層にしか提供されない規定となっているが、貧困層ではない被害者であっても、家族からの支援を受けられなかったり、十分な個人資産を持たない場合は法的手続きの支援を受けられないケースがある。
- 海外で被害に遭った際に、身分証明書や法的書類を所持していない場合、身元を特定できないケースがある（ID カードの使いまわしなども多い）。移住労働者の場合はその家族も移住労働者であることが多いため、身元確認がさらに困難である。
- 法的手続きに数カ月、数年単位の長い時間を要するため、法的手続きを忌避する被害者が多い。

##### 【保護】

- 人身取引被害者のための公的シェルターが存在しない。
- シェルターをはじめ、被害者の保護と社会復帰に係る支援のほとんどが NGO によって提供されており、財政基盤が脆弱である。
- 男性、少年・男児、LGBTQI+の被害者を受け入れているシェルターが限定的である。また男性や LGBTQI+が利用できるその他のサービスを提供している団体が少ない。
- 被害者中心アプローチへの関係者の理解が乏しく、シェルターの中には、利用者から携帯電話を取り上げたり、門限を課したりして、利用者を厳しく管理している施設がある。
- 移住労働者の多く子どもは出生届が提出されておらず、出生登録がない（海外で生まれた場合はほとんどが無国籍である）。また学校に通っていない子どもが多く、家計を支えるために働かされているケースもある。
- 被害に遭ったことを明らかにしたくない、行政を信用していない、親戚や友人が加害者となる可能性があるなど、様々な理由で被害を通報しないケースが多い。

##### 【補償】

- 法的には加害者に対して被害者が損害賠償を請求できるが、実際には加害者のほとんどは補償できるだけの資産を有していない。
- 人身取引被害者への補償や経済的支援を提供するための公的基金がない。

##### 【社会復帰】

- 被害者が就職したり起業したりすることで生計手段を獲得することが期待されるが、実際に十分な収入を得られるケースは少数に留まっている。また、起業に係る公的な財政支援はない。
- 社会復帰に向けてのコミュニティや家族のアセスメントの実施において、サブナショナルレベルのスタッフやコミュニティメンバーとの連携体制の構築が必要である。
- 被害者の多くが職業訓練に関心がなく、すぐに収入が得られる生計手段を求める傾向にある。

#### 4.8.5 調整・連携（Partnership）、モニタリング評価、データ収集・管理に係る課題

##### 【調整・連携】

- 多くの省庁が人身取引対策に関わっているが、省庁間の横断的な連携は非常に限定されている。また中央から地方レベルにおける垂直的な連携も十分ではない。

##### 【データ収集・管理】

- 人身取引に係る統合されたデータがなく、また定義があいまいであるため、データを収集している機関によって数値が異なることがある。
- PCCT や州関係者の人身取引に係るモニタリング評価やデータマネジメントに係る能力が不足している。

#### 4.9 JICA による協力の方向性

これらの現状と課題を踏まえ、これまでのカンボジアにおける JICA による支援の実績、JICA の比較優位性、活用可能な JICA のスキームや知見・経験等に鑑みて、以下 2 件の支援案を提案する。

表 10：カンボジアにおける支援案①

項目	詳細
概要	被害者の保護・社会復帰に関連する実務を実施する州、郡、コミュニティの各関係者に対して、1)被害者の保護・社会復帰における多部門連携、2) 被害者中心アプローチに基づく被害者保護およびサービスアセスメント、3)標準化された被害者認定、4)被害者の保護・社会復帰プロセスにおけるフォローアップ手順・報告、5)データ収集・管理、の各項目に係る手順の明確化（ガイドライン等の改訂を含む）及び研修を通じた能力強化を行うことにより、被害者の保護・社会復帰に係る対応モデルが構築される。
プロジェクト目標	「多分野協働チーム（MDT）」アプローチに基づく被害者保護・自立社会復帰支援モデルが構築される。
スキーム	技術協力プロジェクト
カウンターパート	内務省（MOI）人身取引対策および青少年保護局
協力機関	国家人身取引対策委員会（NCCT） 州人身取引対策委員会（PCCT） 社会問題・退役軍人・青少年更正省（MOSVY） 州社会問題・退役軍人・青少年更正局（DoSVY） 労働省（MOL）、法務省（MOJ）、女性省（MOWA）、教育・若者・スポーツ省（MOEYS） 郡人身取引ワーキンググループ コミュニティ人身取引ワーキンググループ
期待される成果	1. 被害者の保護・社会復帰に係る関係者間の連携が促進される。 2. 被害者の保護・社会復帰に係る関係者の被害者中心アプローチに係る理解が深まる 3. 被害者の保護・社会復帰に係る明確化された手順に基づく適切なプロセスの実施が促進される。

表 11：カンボジアにおける支援案②

項目	詳細
概要	人身取引被害者を保護、サポートするための公的シェルターを建設し、人身取引被害者に適切な支援を提供する環境を整備する。具体的には、1) 公的中長期シェルターの建設・運営、2) 人身取引被害の通報や相談を受け付けるコールセンターの設置（シェルターに併設）・運営、3) 公的中長期シェルター、コールセンターの運営・維持管理体制の強化、を通して人身取引被害者への包括的支援を提供する環境及び体制が構築される
プロジェクト目標	カンボジアにおける人身取引被害者のための公的中長期シェルターが建設され、それらの運営・維持管理体制が構築される
スキーム	無償資金協力
カウンターパート	社会問題・退役軍人・青少年更正省（MOSVY）
協力機関	国家人身取引対策委員会（NCCT） 州人身取引対策委員会（PCCT） 内務省（MOI）人身取引対策および青少年保護局 州社会問題・退役軍人・青少年更正局（DoSVY） 労働省（MOL）、法務省（MOJ）、女性省（MOWA）、教育・若者・スポーツ省（MOEYS） 郡人身取引ワーキンググループ コミュニオン人身取引ワーキンググループ
期待される成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公的中長期シェルターが建設される</li> <li>2. 人身取引被害者が保護、自立・社会復帰のために必要なサービスを受ける</li> <li>3. シェルターに併設されたコールセンターの運営を通して、人身取引被害の通報や相談を受け付ける体制が強化される</li> <li>4. ガイドラインの整備や研修の実施等を通して、公的シェルターを適切に運営・維持管理していくための体制が構築される</li> </ol>

## 5. タイにおける調査結果

### 5.1 概況

#### 5.1.1 社会経済概況

タイ王国（以下「タイ」）はインドシナ半島中部から南部に位置する立憲君主国家で、北はラオス、西はミャンマー、東はカンボジアに接している。総人口は約 7,000 万人（2021 年）で<sup>104</sup>、人口の約 1/3 がバンコクを中心とした都市部に集中している。国民の大部分がタイ族であり、また国民の 94%が仏教を信仰している（その他イスラム教徒が 5%、それ以外の宗教も僅かに存在している<sup>105</sup>）。

13 世紀にタイ族によって築かれたスコータイ王朝以降、現在のチャックリー王朝まで王政が存続しているが、1932 年の立憲革命により王は象徴的な存在として憲法に定められ、立憲君主制に移行した<sup>106</sup>。内政では、2014 年 5 月にインラック首相（当時）が失職した後、プラユット陸軍総司令官（当時）率いる軍を中心とした「国家平和秩序維持評議会（National Council for Peace and Order : NCPO）」が全権を掌握するクーデターに発展した。NCPO はその後、民政復帰に向けたロードマップを発表した上で新憲法の制定や下院総選挙などを実施し、2019 年 7 月にプラユット政権が発足したことによりタイは 5 年ぶりに民政に復帰した。地方行政は首都バンコクと全国 76 の県（Province）で構成されており、その下には郡（District）－行政区（Sub-district）－村（Village）が設置されている。

タイの一人当たり GNI は 7,260USD（アトラス方式、2021 年）となっており<sup>107</sup>、2019 年には世界銀行の分類において高中所得国に格上げとなった<sup>108</sup>。タイでは 2018 年から「経済社会のデジタル化を加速させることで、タイを付加価値創造社会へ移行させるというビジョン」のもと、今後 20 年間に高所得国入りすることを目指す「タイランド 4.0（Thailand 4.0）」と呼ばれる長期成長戦略を実施している<sup>109</sup>。同戦略のもと、これまでの重工業、工業製品の輸出に重点を置いていた経済政策から、デジタル経済の発展と新世代産業（次世代自動車、スマート・エレクトロニクス、医療・健康ツーリズム、農業・バイオテクノロジー、未来食品、ロボット産業、航空・ロジスティック、バイオ燃料とバイオ化学、デジタル産業、医療ハブ）<sup>110</sup>の育成を柱とした経済政策への移行を図っている。

#### 5.1.2 人身取引の概況

##### 5.1.2.1 人身取引被害の現状

タイはメコン地域 6 カ国の中でも中国に次いで経済発展が目覚しく、その豊富な労働市場を目指し近隣諸国から多くの正規・非正規移住労働者が入国し、水産加工業、漁業、建設業など様々な産業で労働に従事している。移住労働者の中には人身取引や強制労働の被害に遭う者も少なくなく、タイは同地域の人身取引被害者の主要な目的国となっている。また、カンボジア、ミャンマー等の近隣諸国からマレーシアやインドネシアに移動する人身取引被害者の経由国となっているとともに、近年はタイ人が海外で人身取引の被害に遭うケースも増加傾向にある。

以下に示す表 12、表 13は、タイ政府が公表している人身取引被害者件数である（国籍の「タイ」には、タイ国内で被害に遭ったタイ人と、海外で被害に遭ったタイ人双方を含む）。COVID-19のパンデミックにより国境が封鎖された2020年は特定された被害者数が減少した。

<sup>104</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=TH>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>105</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>106</sup> タイ王国政府観光庁, <https://www.thailandtravel.or.jp/about/history/>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>107</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?locations=TH>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>108</sup> World Bank, <https://thailand.opendevelopmentmekong.net/announcements/world-banks-new-country-classifications-by-income-level/>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>109</sup> Royal Thai Embassy, Washington D.C., <https://thaiembdc.org/thailand-4-0-2/>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>110</sup> 日本総研 (2017), 環太平洋ビジネス情報, P. 103

表 12：タイにおける人身取引被害者数（2017～2022 年）

年	合計	性別		国籍				
		男性	女性	タイ	ミャンマー	カンボジア	ラオス	その他
2017	455	88	367	327	53	26	30	19
2018	631	282	349	345	205	28	14	39
2019	1,821	1,158	663	251	1,306	96	38	130
2020	231	66	165	162	5	5	46	13
2021	414	151	263	312	94	0	2	6
2022 1～3月	202	87	115	196	2	2	2	0

出所：Royal Thai Government (2022), Royal Thai Governments Progress Report on Anti-Human Trafficking Efforts (1 January-31 March 2022), P.6

被害の種別としては強制売春が最も多く、次いで漁業以外の産業における強制労働が多く確認されている。

表 13：タイにおける人身取引種別に基づく被害者数（2020～2022 年）

年	合計	種別 <sup>111</sup>							
		強制売春	ポルノグラフィ	性的搾取	奴隷労働	強制的物乞い	強制労働	強制労働(漁業)	他
2020	231	134	21	13	0	2	48	13	0
2021	414	159	14	8	2	2	156	2	71
2022 1～3月	202	70	10	0	0	3	117	2	0

出所：Royal Thai Government (2022), Royal Thai Governments Progress Report on Anti-Human Trafficking Efforts (1 January-31 March 2022), P.8

表 14 の通り、タイ政府は 2021 年に人身取引の可能性のある事案 188 件を捜査し、容疑者 125 名の起訴手続きを開始した。82 名の容疑者が有罪判決を受け、そのうち 75 名が 2 年以上の禁固刑を言い渡されたと報告されている<sup>112</sup>。

表 14：タイにおける人身取引事案の起訴状況

	捜査	起訴	有罪判決
2020 年	133 件	302 名	233 名
2021 年	180 件	125 名	82 名

US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

過去 5 年間（2018～2021 年）の米国国務省によるタイ人身取引報告書によると、2018 年から 2020 年の 3 年間は Tier 2 であったが、2021 年に Tier 2 Watch List に格下げとなった。2021 年の同報告では「タイ政府は、COVID-19 パンデミックが人身取引対策に与える影響を考慮しても、前回の報告期間と比較して全体的に増加した取り組みを示さなかった」として、当局が強制移住労働、特に漁業、水産、衣料品産業における強制労働対策を十分に講じていないことが指摘された<sup>113</sup>。タイ政府はこの格下げに対して「当該レポートは国際基準を示すものではない」と反発を示しつつも、反人身取引に関する取組をより強化していくことを表明し<sup>114</sup>、2021～2022 年にかけて複数の新たな取組（第 2 部 5.4.1 参照）を開始したこと、人身取引犯罪の捜査や起訴件数が増加したことなどを背景に、2022 年の同報告書で再び Tier 2 に格上げされた<sup>115</sup>。

### 5.1.2.2 タイ国外における人身取引

タイ人は北米、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、中東等広い地域で強制労働や人身取引の

<sup>111</sup> 人身取引の種別は出典元の記載・分類に基づく。

<sup>112</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

<sup>113</sup> US Department of State (2021) Trafficking in Persons Report: Thailand

<sup>114</sup> Ministry of Foreign Affairs, Kingdom of Thailand(2021), Thailand's Position on the U.S. State Department's 2021 Trafficking in Persons Report

<sup>115</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

被害に遭っており、スイスで 88 名のタイ人が性的搾取を受けた事案<sup>116</sup>や、アラブ首長国連邦で性的搾取や強制家事労働の被害を受けた事案<sup>117</sup>など、多数報告されている。また、ラオスのゴールドエンタライアングル等近隣諸国の経済特区（Special Economic Zone : SEZ）に運営されているカジノ等でタイ人が性的搾取や強制労働の被害に遭うケースも確認されている<sup>118</sup>。

近年は、カンボジアでタイ人が「コールセンター詐欺（Call Center Scam）」と呼ばれる犯罪行為に関する強制労働の被害に遭うケースが急増している。カンボジアを拠点にオンラインや電話での詐欺行為を行う犯罪組織により勧誘されたタイ人が、カンボジアから一般のタイ人に向けたオンラインメッセージやコールセンターからの電話を用いた投資詐欺を行うことを強要させられている（被害者は自身の出身国やオンライン上など、様々な場面や手法でこれらの犯罪組織からの勧誘を受ける）。例えば、ビルの 1 室に監禁された上でノルマを課され、達成するまでは詐欺行為を強要され続ける、または金銭をもって補填することを求められる、などのケースが報告されている<sup>119</sup>。カンボジアとの国境検問所のあるサケオ県では、カンボジアのコールセンター詐欺の被害を受けたタイ人の強制送還後の受け入れを担当している。サケオ県社会開発人間安全保障事務所（Provincial Social Development and Human Security Office: PSDHS）の担当者によると、2021 年 8 月から 2022 年 5 月までに、13 回で計 721 名を受け入れ、うち 249 名が人身取引被害者と認定されたが<sup>120</sup>、さらに千人単位でカンボジア国内に被害者が留まっているのではないかと推測されている。カンボジアでのコールセンター詐欺についてタイ政府も深刻に受け止めており、タイ王国国家警察（Royal Thai Police、以下「タイ国家警察」）副長官がカンボジアを訪問し、カンボジア政府側と本件について協議するなど、対応が模索されている。

### 5.1.2.3 人身取引被害者の認定システム

タイ国内における人身取引事案の対応には多分野協働チーム（Multi-Disciplinary Team : MDT）アプローチが採用されている。MDT は被害者保護のプロセスにおいて現場における関係者間の連携を重視するアプローチである。全ての県で複数の関係機関の職員から構成される MDT が組織され、人身取引が疑われるケースが発生した場合に、MDT が被害者への聞き取りから被害者認定までの各種手続きを担っている。

MDT を構成するのは人身取引対策委員会および人身取引対策調整・モニタリング委員会（第 2 部 5.3.2 参照）に所属する行政機関の職員で、主に各県の PSDHS、警察、労働事務所、検察等の法執行機関で、ケースによっては保健省の職員が同行することもある。MDT による被害者認定プロセスにおいて、最終的な認定は警察または法務省特別捜査局職員または検察官が務める捜査官（Inquiry Officer）が判断する。これにより人身取引被害者または人身取引被害者の可能性が高いと認定されれば被害者は政府運営のシェルター（第 2 部 5.4.1 参照）に移送され（タイ人被害者の場合は本人が希望すればシェルター外で生活できる）、警察による捜査、検察による捜査および起訴、裁判という法的手続きが実施される。MDT によって人身取引被害者であると認定されれば、シェルターでの心理社会的サポートや職業訓練、人身取引対策基金（第 2 部 5.4.1 参照）からの補償を受けることができる。被害者が外国人の場合は、すべての法的手続きが終了した後、国家間の手続きに則って本国送還となる。

人身取引被害者の可能性がないと判断されたタイ人は、ニーズに応じて医療や職業訓練等の行政サービスへの照会を受け、人身取引被害者の可能性がないと判断された外国人は一時

<sup>116</sup> Swiss Info, [https://www.swissinfo.ch/eng/society/exorbitant-fees\\_thai-human-trafficker-sentenced-in-switzerland-for-exploiting-compatriots/45601938](https://www.swissinfo.ch/eng/society/exorbitant-fees_thai-human-trafficker-sentenced-in-switzerland-for-exploiting-compatriots/45601938), 2022 年 9 月 2 日閲覧

<sup>117</sup> Bangkok Post, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2185467/trafficked-thai-woman-flown-home-from-dubai-govt>, 2022 年 9 月 2 日閲覧

<sup>118</sup> チェンライ県社会開発人間安全保障事務所へのインタビューに基づく（2022 年 6 月 17 日）。

<sup>119</sup> Ibid

<sup>120</sup> サケオ県社会開発人間安全保障事務所へのインタビューに基づく（2022 年 5 月 12 日）。

的にシェルターで保護された後、国家間の手続きに則って強制送還となる。

被害者の認定プロセスの概要は以下の通りである。

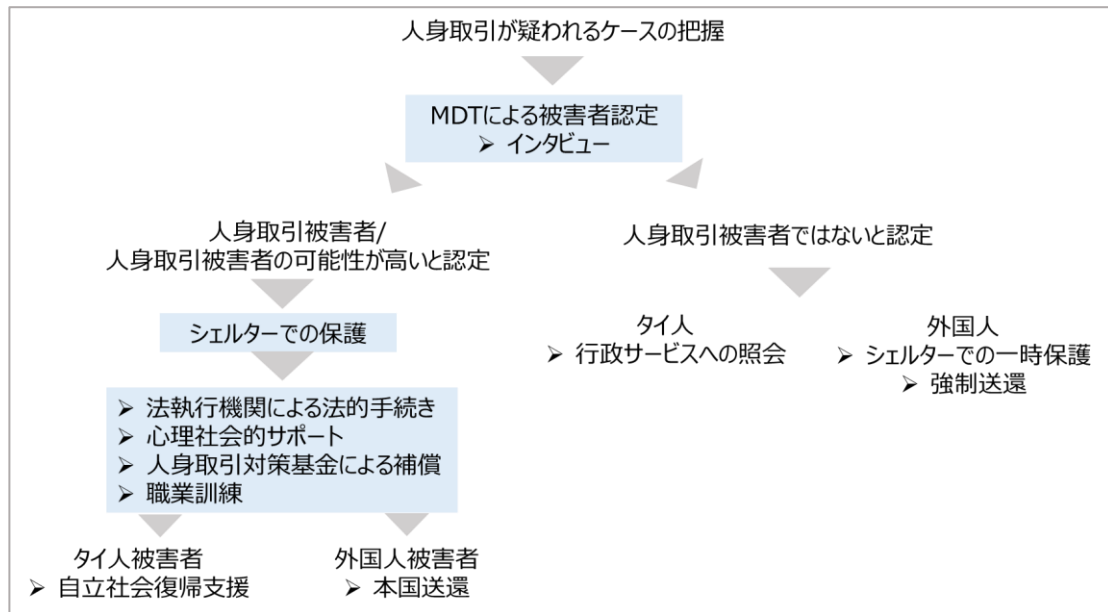


図 4：タイにおける被害者認定と保護プロセスの概要

出所：聞き取り結果等を基に筆者作成

## 5.2 人身取引に係る法的枠組み

### 5.2.1 国際条約および地域条約

タイが批准、締結している人身取引に関連する国際条約や地域条約は以下の通りである。

表 15：タイが批准・締結している国際条約、地域条約等

名称 (0内は採択年)	批准・締結年
国際条約 (UN)	
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW) (1979)	1985
子どもの権利条約 (1989)	1992
すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約(1990)	未署名、未批准
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書 (1999)	2000
最悪の形態の児童労働に関する条約 (1999)	2001
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (2000)	2013
国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 (パレルモ議定書) (2000)	2013
国際的組織犯罪防止条約移民密輸議定書 (2000)	2001 署名、未批准
児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(2000)	2006
強制労働条約 2014 年議定書 (2014)	2004
地域条約 (ASEAN、COMMIT)	
メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書 (COMMIT MOU) (2004)	2004
ASEAN 地域における女性に対する暴力の撤廃に係る宣言 (2004)	2004
移住労働者の権利の保護と促進に係る ASEAN 共同宣言 (2007)	2007
人権に関する ASEAN 宣言 (2012)	2012
女性と子どもの人身取引対策に関する ASEAN 協定 (ACTIP) (2015)	2016

出所：United Nations Treaty Collection([https://treaties.un.org/pages/Home.aspx?clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/Home.aspx?clang=_en))等から筆者作成

## 5.2.2 二国間覚書または二国間協定

タイでは人身取引被害者の保護に関して以下の二国間覚書を締結している<sup>121</sup>。

- タイーベトナム間における人身取引、特に女性と子どもに対する人身取引の撤廃に係る二国間 MOU (2008)
- タイーミャンマー間における人身取引、特に女性と子どもに対する人身取引の撤廃に係る二国間 MOU (2009)
- タイーマレーシア間における人身取引撲滅のための情報共有に関する覚書 (2013)
- カンボジアータイ間における女性と子どもの人身取引の撤廃と人身取引被害者の支援に係る二国間協力に関する二国間 MOU (2003 締結、2014 改訂)
- タイーラオス間における人身取引、特に女性と子どもに対する人身取引の根絶に係る二国間 MOU (2017)
- タイーアラブ首長国連邦間における人身取引に関する二国間 MOU (2018)
- タイー中国間における人身取引の防止と抑止の協力に関する覚書 (2018)

上記 MOU に加えて、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアとの間で、実際の本国送還手続きを定めた SOP を締結している。

## 5.2.3 国内法

タイでは 2008 年に「人身取引対策法」(Anti-Trafficking in Persons Act B.E 2551) が制定された。同法制定以前は「女性と子どもの人身取引の防止と撲滅に関する法律」(Measures in Prevention and Suppression of Trafficking in Women and Children Act B.E.2540) (1997) が施行されていたが、同法律では女性と子どもに対する犯罪のみが対象であった。そのような中で 2006 年にサムットサーコーン県の水産加工工場で人身取引被害者が強制労働をさせられていることが発覚し、約 800 名の被害者のミャンマーからの移住労働者のうち女性 60 名と子どもが人身取引被害者と認定されシェルターで保護された一方で、男性は法の保護を受けることができず、その大半が不法滞在者として強制送還されるという事案が発生した<sup>122</sup>。これを受けて、男性の人身取引被害者も保護の対象とすべきであるとの認識が高まり、新しい人身取引対策法の起草が開始され、男性の人身取引被害者も法的保護の対象となった。

同法は人身取引の定義を定めるとともに、加害者の処罰、各種調整委員会の設置、関係省庁の役割、人身取引被害者の保護と支援、人身取引対策基金の設置<sup>123</sup>について定めている。同法では、パレルモ議定書における人身取引の定義に基づき、搾取を「目的」として、脅しや暴力、誘拐、詐欺などの「手段」を用いて、人を調達、売買、引き渡し等の「行為」を行うことを人身取引と定めており<sup>124</sup>、基本的に人身取引被害者の認定プロセスではこの定義に基づき、「目的」「手段」「行為」の 3 つの要素が存在するかどうかを確認する。

同法第 52 条によると、人身取引を犯した者は 4 年以上 10 年以下の懲役および 8 万タイ・バーツ以上 20 万タイ・バーツ以下の罰金が科せられる。被害者が未成年の場合はより厳しい罰則となり、被害者が 15 歳以上 18 歳未満の場合、加害者は 6 年以上 12 年以下の懲役および 12 万タイ・バーツ以上 24 万タイ・バーツ以下の罰金、被害者が 15 歳未満の場合、8 年以上 15 年以下の懲役および 16 万タイ・バーツ以上 30 万タイ・バーツ以下の罰金を科せられ

<sup>121</sup> JICA「メコン地域人身取引対策情報収集・確認調査（人身取引対策におけるケース・マネージメントに関する調査）」(2013)ではマレーシアとの MOU 締結に向けて交渉中であることが報告されているが、本件調査実施時点では締結されていない。

<sup>122</sup> Johns Hopkins Bloomberg School of Public Health (2016), Anti-Human Trafficking in Thailand: A Stakeholder Analysis of Thai Government Efforts, The U.S. TIP Report and Rankings, and Recommendations for Action, P.30

<sup>123</sup> 同基金は 2005 年に設置されており、2008 年の人身取引対策法の制定により同法の下で運営されることとなった。

<sup>124</sup> Royal Thai Government (2008), The Anti-Trafficking in Persons Act B.E 2551 (2008), Section 6



る<sup>125</sup>。

同法は2019年に改正され、第6/1条と第6/2が追加された。第6/1条は強制労働の禁止に係る条項で、暴力や脅しを用いた労働の強要、身分証明書の押収、借金と引き換えにした労働の強要などを犯罪として新たに規定した（第6/2条は第6/1条に対する免責事項が定められている）<sup>126</sup>。強制労働に係る罰則は6ヶ月から4年の懲役刑、被害者一人当たり5万から40万タイ・バーツの罰金、又はその両方が科せられるが、人身取引に係る罰則と比較すると軽い処罰となっている。同条項が追加されたことにより強制労働を処罰する規定が施行されることとなったが、実際に労働現場を監査する際の実施ガイドラインがなく、監査や捜査を担当する職員の間でも十分な理解が共有されていないために、移住労働者からの搾取の申し立てに対して十分な捜査が行われなかったり、人身取引のケースを労働法違反と認定し加害者に対する刑事訴追を行わなかったりした事例があったことが報告されている<sup>127</sup>。人身取引と強制労働の法的な定義については、それらをより明確にするための議論が政府や支援団体の間で続けられている<sup>128</sup>。こうした状況に対処するため労働省ではASEAN-ACTやNGO等の支援を受けて強制労働の監査に係るSOPの作成を開始し、2022年3月に同SOPが承認された。今後労働省と社会開発人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security: MSDHS）が中心となり、現場レベルの職員に対してSOPの使用方法等に係る研修を実施していく予定となっている<sup>129</sup>。

その他、人身取引、強制労働と関連する法律として以下の法律が挙げられる。

- 刑法（1906）
- 買売春禁止法（1996）
- 資金洗浄防止法（1999）
- 刑事事件の被害者賠償金法（2001）
- 児童保護法（2003）
- コンピューター犯罪関連法（2017）

### 5.3 政策および調整機能

#### 5.3.1 政策

タイでは20年間の国家戦略2018-2037（National Strategy 2018-2037）が策定されており、当該国家戦略の基づき5年ごとに各分野の政策が決定されている（現在は2018-2022年の第1フェーズ）。人身取引は同国家戦略において安全保障の課題の一つに分類され、関連する課題に対する予防、対応を促進することが記載されている<sup>130</sup>。2016年までは人身取引の個別国家戦略が5年ごとに策定されていたが、2018年以降は国家戦略2018-2037のもと、人身取引対策委員会において5カ年計画が策定され、さらに1年ごとの計画が策定されている<sup>131</sup>。2022年は第1次5カ年計画の最終年に当たるため、MSDHSが中心となって関係省庁における政策実施状況のレビューを行い、その結果が2022年6月に国会で報告される予定となっている<sup>132</sup>。

#### 5.3.2 調整機能

タイでは人身取引対策法のもとで2つの国家委員会が設置されている。MSDHS内には実

<sup>125</sup> Royal Thai Government (2008). The Anti-Trafficking in Persons Act B.E. 2551 (2008), Section 52

<sup>126</sup> Royal Thai Government (2021), Emergency Decree Amending the Anti-Human Trafficking Act B.E.2551(2008), B.E.2562(2019)

<sup>127</sup> US Department of State (2021) Trafficking in Persons Report: Thailand

<sup>128</sup> ASEAN-ACT Thailandへの聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

<sup>129</sup> 労働省への聞き取り結果に基づく（2022年4月26日）。

<sup>130</sup> Royal Thai Government (2018), National Strategy 2018-2037, P. 10

<sup>131</sup> DATIPへの聞き取り結果に基づく（2022年4月28日）。

<sup>132</sup> Ibid

務の政策調整を行う中央レベルと県レベルのオペレーションセンターが設置されている。

#### 5.3.2.1 人身取引対策委員会

人身取引対策委員会 (Anti-Trafficking in Persons Committee: ATP)は人身取引対策法の制定に伴い 2008 年に設置された。首相を議長、副首相を副議長とし、防衛相、外務省、観光・スポーツ省、MSDHS、内務省、法務省、労働省の 7 つの省庁の大臣、および首相から任命された関連職業経験を持つ 4 名の有識者から構成される (委員の 1/2 以上が女性でなければならないと規定されている)<sup>133</sup>。MSDHS の人身取引対策部 (Division of Anti-Trafficking in Persons: DATIP) が事務局を務め、ATP では人身取引対策に関する意思決定と政策提言を行うとともに、省庁間の戦略調整を行う。具体的には以下の役割を担っている<sup>134</sup>。

- 1) 人身取引の防止及び抑制に関する政策について内閣に政策提言をする。
- 2) 人身取引採択法の効果的な実施を可能にするため、人身取引の防止及び抑制に責任を負う政府機関の法律、規則、規制の改正又は再編について内閣に提言する。
- 3) 人身取引の防止及び抑制のための戦略及び計画を策定する。
- 4) 人身取引の防止及び抑制に関する海外の関連機関との協力及び調整を含む、国際的な義務の履行を監視し、指針を定める。
- 5) 人身取引の防止及び抑制のための調査・研究プロジェクト及び統合データベースシステムの整備を指導・監督する。
- 6) 人身取引の防止及び抑制を目的とする非政府組織の登録に関する規則を制定し、当該組織の活動遂行を支援するための規則を制定する。
- 7) 財務省の同意を得て、人身取引対策基金の受領、支払、保管、資金調達および管理に関する規則を制定する。
- 8) 人身取引対策法実施のための財務状況の報告および基金の管理に関する規則を制定する
- 9) 人身取引対策調整・モニタリング委員会の職務の執行を指示・監督する。
- 10) 内閣から委託されたその他の業務を遂行する。

また、ATP のもとで、様々なテーマの小委員会 (Sub-Committee) が設置され、関連する省庁が担当者を指名し、特定のテーマに応じて政策提言や調整を行っている。

#### 5.3.2.2 人身取引対策調整・モニタリング委員会

人身取引対策調整・モニタリング委員会 (Coordinating and Monitoring of Anti-Trafficking in Persons Committee : CMP) も ATP 同様、人身取引対策法に基づき 2008 年に設置された。政策の実施を監視・評価し、ATP による見直しのための計画や勧告を作成する。副首相が議長、MSDHS の大臣が副議長を務め、ATP のメンバーである 7 省の代表者に加え 10 の行政機関の代表者 (教育省事務次官、保健省事務次官、検事総長、タイ国家警察長官、地方行政局事務局長、法務省特別捜査局事務局長、資金洗浄対策局事務局長、国家人権委員会事務局長、国家安全保障会議事務局長、バンコク都知事) と人身取引の予防、対応、自立社会復帰及び国際協力の分野で 7 年以上の職務経験を持つ専門家の中から任命された 8 名の有識者から構成される (委員の 1/2 以上が女性でなければならないと規定されている)<sup>135</sup>。MSDHS の DATIP が事務局を務める。CMP の役割は以下の通りである<sup>136</sup>。

- 1) 人身取引の防止及び抑制に関する政策、戦略及び措置との整合性を担保するため、中央、地方レベル、および地域社会、市民社会における関係機関の政策実施と調整計画を監督する。
- 2) 人身取引の防止及び抑制に責任を有する職員の能力向上に関する計画およびガイドラ

<sup>133</sup> Royal Thai Government (2008), The Anti-Trafficking in Persons Act B.E 2551 (2008) Section 15

<sup>134</sup> Ibid, Section 16

<sup>135</sup> Ibid, Section 22

<sup>136</sup> Ibid, Section 23

インを作成し、その実施状況を監督する。

- 3) 人身取引の防止及び抑制に関連して、国民に情報を提供し、教育するためのキャンペーンを策定し、監視する。
- 4) 政策、戦略、計画に基づく実施状況と人身取引対策法に基づく実施状況を監督、評価し、ATP に報告する。
- 5) 人身取引の防止及び抑制に関する国際的な義務、海外の関連機関との協力および協調の履行をフォローアップし、ATP に報告する。
- 6) 人身取引対策基金からの支出について、規則を定め承認する。
- 7) 資金洗浄防止法、国家腐敗対策法、国際的義務を含むその他の関連法に合致するよう、人身取引対策法に基づく実施計画を作成し、監督する。
- 8) ATP から委託されたその他の業務を実施する。

また、CMP には以下の 5 つの小委員会が設置されている<sup>137</sup>。

- 1) 人身取引の抑止に関する小委員会（議長：内務大臣）
- 2) 女性に関する小委員会（議長：社会開発人間安全保障大臣）
- 3) 児童労働・強制労働・移民労働に関する小委員会（議長：労働大臣）
- 4) 違法・無報告・無規制漁業(IUU 漁業)に関する小委員会（議長：農業・商業組合大臣）
- 5) 広報・法務に関する小委員会（議長：外務副大臣）

### 5.3.2.3 中央人身取引防止抑制オペレーション・センターおよび県人身取引防止抑制オペレーション・センター

中央人身取引防止抑制オペレーション・センター(National Operation Center for the Prevention and Suppression of Human Trafficking: NOCHT) は MSDHS の事務次官(Permanent Secretary: PS) 室直属の機関として設置された機関で、強制労働、人身売買、商業的性的搾取を含む人身取引の予防と対応に関する活動を調整している。

また、NOCHT は全 76 県に県人身取引防止抑制オペレーション・センター(Provincial Operation Center for the Prevention and Suppression of Human Trafficking: POCHT) を設置している。POCHT は各県内の人身取引対策に係る政策決定を行うとともに、NOCHT は POCHT の活動状況の監督、取りまとめを行っている。

### 5.3.3 政策実施体制

本項では現地調査でインタビューを実施した政府機関による人身取引に係る役割について記載する。

#### 5.3.3.1 社会開発人間安全保障省人身取引対策部

MSDHS は人身取引対策の主要省庁であり、同省内の人身取引対策局(Division of Anti-Trafficking in Persons: DATIP) は主に人身取引被害者の保護に係る各種政策実施やサービス提供を行っている。DATIP 内は以下の 4 つの部署で構成される。

- 1) 政策および研究局：ATP で決定された人身取引対策政策に基づいた活動計画の立案を行う。他の省庁との連携も同局が担当している。
- 2) 人身取引被害者権利保護局：全国に 9 ヶ所ある人身取引被害者のためのシェルターの運営・管理を担っている。また、被害者の権利を保護し、裁判や補償のサポートや外国籍の被害者の本国送還の手続きなども担当している。
- 3) 国家委員会事務局：ATP と CMP の 2 つの国家委員会の事務局を担当している。
- 4) 人身取引対策基金局：人身取引対策法に基づき設置された被害者の救済に係る基金の運

<sup>137</sup> USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners, P.78

営を担当している。また、シェルターに居住する被害者の福利厚生も担っている。

調査時点で DATIP には、公務員（正規職員）、4 年ごとに契約職員、1 年ごとの契約職員の合計 78 名の職員が在籍している（うち 1/3 が公務員）<sup>138</sup>。シェルター 9 ヶ所を合わせて計 277 名のスタッフが雇用されている（公務員、契約職員含む）。また、各県には県社会開発人間安全保障事務所（PSDHS）が設置され、人身取引対策を含む MSDHS 所管業務を県レベルで実施している。県内で人身取引が発生した際には PSDHS 内の担当者が MDT の一員となって被害者認定を行う。

### 5.3.3.2 タイ国家警察

タイ国家警察は人身取引事案の捜査、加害者の処罰を担っている。タイ国家警察内には人身取引事案を扱う人身取引対策部（Anti-Trafficking in Person Division: ATPD）があるほか、人身取引対策に係る複数の機関が設置されている。

#### 1) 子どもと女性の保護および人身取引対策センター

子どもと女性の保護および人身取引対策センター（The Child Woman Protection and Anti-Human Trafficking Centre: CWP）はタイ国家警察内で子ども、女性、家族の保護および人身取引対策を専門に担う機関で、2015 年に設立された。タイ国内で人身取引事案が発生した際に対応に当たる。CWP は人身取引の 5P に基づき主に以下の役割を担っている<sup>139</sup>。

- a) 政策（Policy）：タイ国家警察内の人身取引に係る政策や計画の立案を行う。
- b) 予防（Prevention）：人身取引の予防のため、移住労働者などの人身取引のリスクや脆弱性が人を対象として予防に係る活動を行う。タイ国家警察移民局、国境警備隊、海上警察など様々な警察の部署が連携し、移住労働者が働く企業や工場で監査を行ったり、啓発活動を行ったりしている。
- c) 起訴（Prosecution）：人身取引事案の捜査および検察への送検等を行う。また、人身取引捜査に関する警察官等の能力強化や検察の協力体制の強化にも取り組んでいる。
- d) 保護（Protection）：検察、MSDHS と連携して加害者からの賠償金を受け取るための法的手続きのサポートを行っている。
- e) 連携（Partnership）：他の政府機関、国内外の NGO や CSO との連携、調整、他国との調整や情報共有を行っている。また、タイ人が海外で人身取引の被害に遭った場合、本国送還手続きのサポートを行う。

CWP には他部署と兼任している警察官を含め 423 名の警察官が所属しており、CWP の下に後述するタイ人身対策タスクフォースとタイ児童インターネット犯罪対策タスクフォースが設置されている。国内で人身取引事案が発生した際は基本的に当該県の警察が捜査を担当するが、被害者が多く規模の大きな事案の場合は CWP から支援要員を派遣することもある。ASEAN-ACT 等のドナーや NGO から技術支援を受けている。

#### 2) タイ人身取引対策タスクフォース（Thailand Against Trafficking in Persons Task Force : TATIP）

TATIP は CWP の監督下に設置された機関で、タイ全国の警察官とソーシャルワーカー、NGO 等から構成される人身取引対策のためのタスクフォースである。複雑な人身取引事案の捜査を専門に取り扱っている。

#### 3) タイ児童インターネット犯罪対策タスクフォース

タイ児童インターネット犯罪対策タスクフォース（Thailand Internet Crimes Against Children Task Force : TICAC）は、タイ全国の警察官で構成される子どもに対するオンラ

<sup>138</sup> DATIP への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 28 日）。

<sup>139</sup> CWP への聞き取り結果に基づく（2022 年 6 月 29 日）。

イン犯罪、特にオンライン上の性的搾取に対応するための専門的タスクフォースで、中央警察と地方警察を合わせて 300 名が所属している。オンライン上で子どものポルノグラフィなどの子どもに対する犯罪が確認されれば、オンライン上の情報を回収、分析して加害者を特定するデジタル・フォレンジックを行い、MSDHS や NGO 等と連携して子どもの保護と加害者の捜査、逮捕等を行う。

通報は各種ホットラインや子どもへのオンライン性的搾取の監視を専門とする海外の NGO からの連絡が多く、また、Facebook や Twitter などの SNS の監視でも発見される。2021 年度に TICAC が捜査した事案は 79 件で、うちインターネットを介した人身取引が 11 件、児童への性的搾取が 11 件、児童ポルノ所持が 40 件、その他 17 件であった<sup>140</sup>。

#### 5.3.3.3 法務省特別捜査局

法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation : DSI) は法務省に設置された部署で、刑事犯罪の中でも特に重大で深刻性の高い事案を専門に取り扱う。同局内に人身取引犯罪部局があり、複雑な人身取引事案が発生した場合はタイ国家警察ではなく DSI が担当することとなっている (DSI が担当するかどうかは、事案の内容に鑑みて DSI 内の特別委員会の判断により決定する)<sup>141</sup>。2021 年に特定された 188 件の人身取引事案のうち、6 件を DSI が担当した<sup>142</sup>。

#### 5.3.3.4 最高検察局

最高検察局 (Office of Attorney General : OAG) は刑事犯罪の捜査、起訴を行う政府機関で 2002 年に設立された (タイの最高検察局は法務省の所管ではなく、独立した行政機関である)。OAG では警察から送検されてきた人身取引事案の捜査、起訴手続きを行うと同時に、被害者が 18 歳未満であった場合は必ず MDT の一員として被害者認定プロセスに加わることとなっている<sup>143</sup>。

人身取引予防のための啓発活動も行っている。OAG は各県に法律扶助事務所 (Legal Aid Office) を設置しており、同事務所が県内の初等および中等学校で、人身取引について学ぶための啓発活動、特に法律の普及や被害に遭った際の通報などについての啓発を行っている。啓発活動は定期的に実施されており、毎年 500~700 名の児童、生徒が参加している<sup>144</sup>。同事務所では、啓発活動以外に地域住民への法律アドバイスや貧困層への支援などを行っている。

#### 5.3.3.5 労働省

労働省では人身取引と強制労働の予防と対応について、1) 事務次官室 (Permanent Secretary Office)、2) 雇用局 (Department of Employment)、3) 労働者保護福祉局 (Department of Labor Protection and Welfare)、の主に 3 つの部署がそれぞれ業務を担当しており、1)は労働省内の政策決定、2)は労働現場における雇用や労働状況の管理・監督、3)は海外からの移住労働者の保護を行っている。

労働省は各県に労働事務所を設置しており、県労働事務所に所属する労働監督官 (Labor Inspector) は警察と連携して人身取引や強制労働のリスクの高い労働現場の監査、現地調査等を行っている<sup>145</sup>。

### 5.4 政府および地方行政による取組

本項では、政府および地方行政による人身取引対策の概要について記載する。なお、表 2 の調査項目の 4 において「DX 等、革新的な取組や好事例」が調査対象として挙げられてい

<sup>140</sup> Royal Thai Government (2022), Royal Thai Government's Country Report on Anti-Human Trafficking Efforts 1 January – 31 December 2021, P.26

<sup>141</sup> CWP への聞き取り結果に基づく (2022 年 6 月 29 日)。

<sup>142</sup> Ibid

<sup>143</sup> OAG への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 27 日)。

<sup>144</sup> Ibid

<sup>145</sup> 労働省への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 26 日)。

るが、タイにおいては TICAC による取組（第 2 部 5.3.3.2 参照）のほか、モバイルアプリケーション「Protect-U」（本項 5.4.1.6 参照）、人身取引対策電子データベース（本項 5.4.1.7 参照）などがデジタル技術を活用した取組として挙げられる。

#### 5.4.1 政府による取組

##### 5.4.1.1 シェルター

MSDHS は人身取引被害者の保護のため、全国に 9 か所の人身取引被害者用の保護シェルターを運営している。9 か所のうち、4 ヶ所が女性用、4 ヶ所が男性用、1 ヶ所が少年用となっている。

- 1) 女性用シェルター
  - ピサヌローク人身取引被害者保護福祉センター（Phisanuloke Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、北部）
  - ノンタブリー人身取引被害者保護福祉センター（Nonthaburi Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、中部）
  - ナコンラチャシマー人身取引被害者保護福祉センター（Nakon Ratchasima Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、東部）
  - スラートターニー人身取引被害者保護福祉センター（Surathani Welfare Protection Center for Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、南部）
- 2) 男性用シェルター
  - チェンライ人身取引被害者保護福祉センター（Chiang Rai Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、北部）
  - パトゥムターニー人身取引被害者保護福祉センター（Pathumthani Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、中部）
  - ソンクラーク人身取引被害者保護福祉センター（Songkhla Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、東部）
  - ラノー人身取引被害者保護福祉センター（Ranong Welfare Protection Center for Victims of Trafficking、南部）
- 3) 少年用シェルター（18 歳までの男児の被害者用保護施設）
  - パーククレット男児受入施設（Pakkred Reception Home for Boys、ノンタブリー県）

シェルターは前述の通り DATIP の人身取引被害者権利保護局が運営を担当している。MDT による被害者認定手続きで人身取引被害者、または人身取引被害者の可能性が高いと認定されればシェルターで保護されることになる（基本的にすべての人身取引被害者が政府が運営するシェルターに入所し、NGO 等民間シェルターへの入所は認められていない）。タイ人被害者の場合は希望すれば自宅に戻ることもできるが、外国人被害者は法的手続きが終了して本国送還となるまでシェルターで保護される（通常は本国送還されるまで概ね 8~12 カ月を要する。現在はパンデミックにより本国送還が中断されている）。女性用シェルターでは被害者に子どもがいる場合は一緒に受け入れており、6 歳未満であれば男児も受け入れる。男性用シェルターでは配偶者や子どもを含む家族全員を保護することもある<sup>146</sup>。被害者がどのシェルターに入所するかは DATIP が決定する。なお、シェルターは女性用、男性用に分けられているが、近年 DATIP では特定の性的指向やジェンダー・アイデンティティを持った人（LGBTQI+）が被害者であるケースへの対応の必要性が認識され始めたことにより、LGBTQI+の人身取引被害者がいた場合は試験的にチェンライ人身取引被害者保護福祉センターで受け入れられる体制を整えることとし、また各シェルターの職員に対しても LGBTQI+の被害者のケアに係る研修を実施した。

各シェルターには総務担当、被害者へのインタビュー等を通してサービスアセスメントを

<sup>146</sup> DATIP への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 28 日）。

行うソーシャルワーカー、法的サポートを提供する法務担当などが配属されている。シェルターに入居した被害者は、最初の2~3カ月間は心身のケアを優先し心理社会的サポートを受ける。性感染症に罹患しているケース、妊娠しているケース、虐待されたケースなど、心身ともに傷を負っている深刻なケースはより長い時間を要することもある。回復期間には職業訓練や法的サポートなどは受けず、ソーシャルワーカーや精神科医によるカウンセリング、瞑想、各種アクティビティを通して心身のケアに集中する。心身ともに健康を取り戻したことが確認できれば、次の段階として職業訓練と法的手続きを開始する。法的手続きについては法律専門家がシェルターを訪問しサポートを行うとともに、警察による捜査も行われる。同時に、職業訓練や通学も開始される。事情により学校に通えない学齢期の被害者にはシェルターでの学習サポート、テレビ等を通じた遠隔教育などが提供される。職業訓練については、被害者のニーズに合わせて様々なコースが準備されている。また訓練と同時にソーシャルワーカーとの面談なども行い、シェルターを退所した後の自立社会復帰などに関するカウンセリングも行われる。また、人身取引被害者は人身取引対策法37条に基づき一時的にタイでの労働許可を得てシェルター外で就業することも可能となっている。

シェルター退所後は、被害者の自宅が位置する県のPSDHSまたはシェルターの職員が社会復帰状況を定期的にフォローアップする。本国送還された外国人被害者については、各県のPSDHSまたはシェルターの職員が当該国のケースマネージャーと定期的に連絡をとり、社会復帰状況をアセスメントしている。また、タイと当該国の間でケースマネジメント会議(Case Management Meeting : CMM)を開催し、同会議でも社会復帰状況をフォローしている<sup>147</sup>。

各シェルターは毎月DATIPとミーティングを実施して、方針やパフォーマンス状況などについて報告している。以前は年に2~3回DATIPの職員が各シェルターの運営状況を視察していたが、現在はパンデミックにより中断している。財務書類などの関連書類は3カ月ごとにDATIPに提出し、3~6カ月ごとに実施される入所者へのアンケートの結果もDATIPに提出される。シェルターには外国人被害者が多いため、DATIPでは被害者をサポートするための通訳マニュアルを策定するとともに、法的手続きのサポートなども行うことに鑑みて、法律や人身取引に関する専門知識を身に付けている必要があるため通訳の育成を目的とした研修を実施している<sup>148</sup>。研修を終えるとDATIP認定通訳としてシェルターで通訳の仕事ができる。通訳は常に帯同するわけではなく、警察の捜査や法的サポートなどの特に支援が必要な場合に派遣される。

シェルターでの被害者の保護については、心理社会的ケアや法的手続きのサポート等様々なサービスが受けられる反面、関係者へのインタビューやタイにおける人身取引関連報告書では以下のような課題が確認された。

- 被害者の移動の自由および携帯電話使用の制限  
政府が運営するシェルターでは被害者の移動の自由が制限され、自由に外出することが許可されていない。ASEAN-ACTはMSDHSに対して移動の自由に関するアドボカシーを行っており<sup>149</sup>、MSDHSでもその必要性は認識されているが、依然として完全な移動の自由は確保されていない。
- 法的手続きの実施  
被害者はシェルターでのサービスを受けるためには、人身取引被害を訴えるための法的手続き(起訴)を行うことが求められる。起訴や裁判を望まない被害者もいるため、法

<sup>147</sup> Royal Thai Government (2017), Thailand's Country Report on Anti-Human Trafficking Response (1 January – 31 December 2016), P.101

<sup>148</sup> DATIP への聞き取り結果に基づく(2022年4月28日)。

<sup>149</sup> ASEAN-ACT Thailand への聞き取り結果に基づく(2022年4月19日)。

的手続きを義務付けることなく各種サービスを受けられるようにする必要がある<sup>150</sup>。

- シェルター外での就業  
シェルター外での就業について被害者の性別に基づく規定は人身取引対策法にはないが、USAID の報告書では外で働くことを許可されている被害者のほとんどが男性であることが報告されている<sup>151</sup>。
- 不正行為  
2022年5月にスラートターニー県で発生した未成年への組織的人身取引（性的搾取）事案でスラートターニー県の児童福祉施設（Home for Children、虐待や暴力を受けた子どもを保護する公的シェルターで、バンコク及び全76県に設置されている）で保護されていた未成年の少女複数名に対して、事件の加害者の一人に地元政治家の息子がいたことを証言しないように、と同施設のセンター長を介して圧力をかけていたことが発覚し、MSDHS 児童青年局副局長が刑事告発された<sup>152</sup>。人身取引被害者のシェルターではないが、MSDHS が運営する公的シェルターで発生した事件であり、公務員や政府関係者の関与や不正行為の根絶のためより一層取組を強化することが求められている<sup>153</sup>。

現地調査ではノンタブリー人身取引被害者保護福祉センター、ラノン人身取引被害者保護福祉センター、パトゥムターニー保護職業訓練センターに訪問した。各シェルターでの現状と課題は以下の通りである。

#### 1) ノンタブリー人身取引被害者保護福祉センター

ノンタブリー人身取引被害者保護福祉センターはタイ中部ノンタブリー県に位置する女性被害者用シェルターである。訪問時点ではラオス人6名、タイ人44名、カンボジア人1名、ベトナム人1名の計52名が入所していた。居住スペースは6棟あり、各棟5～60名の受入が可能のため、最大で計300名程度入所できる。2022年に入ってから通算で88名が入所した<sup>154</sup>。ソーシャルワーカー3名、臨床心理士4名、看護師（看護師資格を持っているわけではないが、専門的に看護を学んだ経験があるスタッフ）3名など、計36名の職員が在籍している。

被害者の入所直後は心身のケアを重視し、様々なカウンセリングプログラムやグループカウンセリング、セラピーなどを通して心身の健康を取り戻すことを優先させる。心理社会的ケアの具体的な実施方法については MSDHS から示されている概要はあるが詳細は記載されていないため、同センターで IOM の支援を受けて独自に開発した。他のシェルターとも状況を共有し、同センターのプログラムをモデルとして参照しているシェルターもある<sup>155</sup>。

職業訓練は、1) 調理師（飲み物（バリスタ）、ベーカリー、タイの伝統菓子）、2) 縫製（学生服などミシンを使う作業）、3) ビニール製のかご製作、4) 手芸（編み物、パッチワーク、花輪づくり、など）、の4つのコースを提供している<sup>156</sup>。これらの常設コースに加えて、入所者の要望を基に外部の講師を招いてネイルアート、クレープ作り、ホテルのベッドメイキング、ランドリーなどに係る職業訓練を提供したこともあり、度々 NGO のスタッフが英語を教えに来ることもある。

<sup>150</sup> Winrock International Thailand への聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

<sup>151</sup> USAID, Winrock International (2021), Review of Models of Care for Trafficking Survivors in Thailand, P.6

<sup>152</sup> Bangkok Post, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2307210/well-known-politicians-son-faces-underage-sex-rap>, 2022年9月5日閲覧

<sup>153</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

<sup>154</sup> ノンタブリー人身取引被害者保護福祉センターへの聞き取り結果に基づく（2022年6月14日）。

<sup>155</sup> Ibid

<sup>156</sup> 以前は美容師、タイマッサージ、織物などのコースもあったが、美容師は講師が退職したため終了し、タイマッサージと織物は MSDHS の決定により女性のための公共職業訓練施設で行われることとなった。



ノンタブリー人身取引被害者保護福祉センターでは以下の課題が確認された<sup>157</sup>。

- **スタッフの確保**

在籍している職員 30 名のうち 23 名が契約職員であり、入れ替わりが激しい。ある程度専門知識を身に着けても、他に安定した正規の仕事が得られれば転職してしまうケースも多い。この問題については MSDHS も認識しており、正規職員を増やすように努めてはいるが、政府機関の職員の定員が増えない中で解決は困難な状況である。

- **職業訓練の講師の確保**

職業訓練を担う講師は専門的な技術を持つだけでなく、様々な問題や困難を抱えた被害者たちに寄り添い対処するためのスキルも必要となるため、必然的に同じ講師が長く教えることにあり、新しい分野の訓練や IT スキルを教られる講師の確保が難しい。

## 2) ラノーン人身取引被害者保護福祉センター

ラノーン人身取引被害者保護福祉センターは、タイ南部ラノーン県に位置する男性被害者のためのシェルターである。2010 年以降はタイ人被害者を受け入れたことがなく、訪問時点ではカンボジア人 1 名、ミャンマーからの避難民（ロヒンギャ）4 名の計 5 名の被害者が入所していた<sup>158</sup>。カンボジア人被害者は幼いころから人身取引の被害者となってプーケットで土産物販売をさせられていた。ロヒンギャの被害者 4 名は 15 歳未満でタイに入国し人身取引の被害に遭った<sup>159</sup>。パンデミックによりタイへの入国ができなかったため、人身取引被害者と認定されるケースが減少したことにより現在は入所者が少ないが、2019 年は 160 名、2020 年は 80 名の被害者を受け入れていた。

同センターにはセンター長を含めて 24 人の職員が在籍している。そのうち 6 名（ソーシャルワーカー、法律の知識を持っている職員、社会開発の担当職員など）が MDT として被害者認定プロセスに参加しており、2 人ずつ 3 組が交代で担当している（ラノーン県の MDT は同センター、PSDHS、県労働事務所、県雇用事務所、県自治体、移民局、警察の 7 組織から構成される）。

被害者は 4 週間の回復期間（男性被害者の場合は短く設定されている）を経て、職業訓練を開始する。被害者の希望に応じて様々なコースを用意しており、シェルター内には工事現場でのセメント製作、鉄や木材の加工、工芸品の製作など学べる施設がある。基本的に 2 名の講師が在籍しており、1 年間で 2 つのコースを学ぶ（内容によって 3 カ月や 6 カ月のコースもある）。施設内には模擬裁判のための設備もあり、裁判で証言する際の練習ができる。

ラノーン人身取引被害者保護福祉センターでは以下の課題が確認された<sup>160</sup>。

- **MDT の能力強化**

同センターから MDT に職員を派遣しているが、MDT のメンバーでありながら認定に関する研修を受けたことがなくマニュアルを読んだことがあるだけの担当者もいる。認定プロセスや基準は複雑であるため、専門的な研修を受けてプロセスへの理解をふかめる必要があるが、研修機会が十分に提供されていない。同センターからは 6 名が MDT に参画しているにもかかわらず、1 名を除いてほかの 5 名は研修を受けたことがない。最近実施された被害者認定研修には 1 名だけが参加を許可され、学んだ内容を他の 5 名に伝えることが期待されていたが、研修の内容は複雑であるため、同じレベルの理解を担保するためにも全員が研修に参加する必要がある。

<sup>157</sup> ノンタブリー人身取引被害者保護福祉センターへの聞き取り結果に基づく（2022 年 6 月 14 日）。

<sup>158</sup> ラノーン人身取引被害者保護福祉センターへの聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 7 日）。

<sup>159</sup> ロヒンギャの被害者 4 名はミャンマーへの本国送還を拒否しているため、国連を通してアメリカへの第三国定住のプロセスが進められていたが、パンデミックにより中断している。

<sup>160</sup> ラノーン人身取引被害者保護福祉センターへの聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 7 日）。

- 通訳の人材不足

被害者のサポートをするにあたり、十分な基準に達している通訳の確保が困難である。通訳の能力および人身取引や法律への理解が不足しているために、被害者認定プロセスや被害者への聞き取りで誤解や理解の齟齬が生じることもある。通訳が足りない場合は他の行政機関（県労働事務所や県福利厚生事務所など）に通訳の派遣を依頼することもあるが、それらの通訳は必ずしも人身取引被害者の認定プロセスを良く理解しているわけではないため、混乱が生じることがある。

### 3) パトゥムターニー人身取引被害者保護福祉センター

パトゥムターニー人身取引被害者保護福祉センターはタイ中部パトゥムターニー県に位置する男性被害者用のシェルターである。訪問時は 34 名の被害者とその家族（7 家族）を保護しており、そのうち 1 名がタイ人、33 名がミャンマー人であり、ほとんどが強制労働の被害者であった<sup>161</sup>。被害者の受入に当たっては、健康診断、所持品の確認、生活必需品の提供などをしたうえで、被害者がタイ人であった場合は保護者や家族に連絡する。その後、オリエンテーションを実施し、被害者の権利や義務について教えたうえで、心身のケア、法的手続き、職業訓練などが行われる。シェルターに入ることを希望しないタイ人被害者は、カウンセリングや法的手続きを受けるためにシェルターに通ったり、シェルターや行政の職員が家庭訪問をしたりしてフォローアップすることもある。

職業訓練については、被害者の専門性や希望を確認した上で、各人に対応したプログラムを提供しており、主に、タイの工芸品製作（かご、ひも、など）、キノコ栽培、果実の収穫、野菜栽培、美容・理容などのコースが準備されている。また、シェルター内で働くことも可能で、料理、総務、庭師、警備、ベビーシッター（ナーサリー）などのアシスタントをすることで人身取引対策基金から賃金が支給される（第 2 部 5.4.1.2 参照）。同センターの被害者の多くはシェルターに居住中に工事現場などで働いている。基本的には日帰りで働くが、雇用主の持つ寮等で暮らすこともある。パンデミック後は感染対策のため日帰りで働くのが難しくなったため、雇用主の施設で居住して働くケースが多くなった<sup>162</sup>。パトゥムターニー県では最低賃金の日給 330B がシェルター外での労働に対して支給される<sup>163</sup>。

同センターでは被害者の家族も入所できるため、被害者の子どものためのナーサリープログラムもある。ナーサリーでは子どものケアプログラムが 1 日 6 時間あり、現在は 7 人の子どもに同サービスを提供している<sup>164</sup>。ナーサリーで子どもをケアしている間に、保護者は職業訓練を受けたり、シェルター外で仕事をしたりすることができる。

被害者は、通院（病気治療、子どものワクチン接種、妊婦検診、COVID-19 ワクチン接種など）、法的手続き関連施設訪問（裁判など）、銀行（シェルターが口座開設を支援し、人身取引対策基金からの助成金や労働への報酬を受け取る。月に 2 回シェルターの車両で銀行に行き現金を引き出せる）、スーパー（銀行に行った日にスーパーに行くことができる）、レクリエーション（ストレス解消のための外出、家族との外出、宗教的なイベント等）等、同センターの支援で様々な外出が許可されている。また、携帯電話は 24 時間自由に使用可能で、施設内の一部では無料 Wi-Fi も提供している（使い方は職員が監視している）<sup>165</sup>。

パトゥムターニー保護職業訓練センターでは以下の課題が確認された<sup>166</sup>。

- ミャンマーとの調整

---

<sup>161</sup> パトゥムターニー人身取引被害者保護福祉センターへの聞き取り結果に基づく（2022 年 8 月 11 日）。

<sup>162</sup> Ibid

<sup>163</sup> Ibid

<sup>164</sup> Ibid

<sup>165</sup> Ibid

<sup>166</sup> Ibid

ミャンマーにおける政情不安とパンデミックにより、ミャンマーへの本国送還は中断されている。ミャンマーとの CMM はパンデミック中もオンラインで継続されており、今回の CMM は 2022 年 7~8 月に実施されると決まっていたが、ミャンマー側から正式な連絡が来ていない状況となっている。

- DV への対応

ミャンマーでは DV 被害が多く、同センターに入所する家族の中でも DV 被害が確認されている。現在は JICA 海外協力隊をはじめ感染対策のためボランティアの受入は行っていないが、ボランティアの受入が再開されれば DV や SGBV の予防や対応に専門的知見を持つ人材に来てほしいと考えている。

#### 5.4.1.2 人身取引対策基金

人身取引対策法第 5 章（第 42~51 条）に基づいて、被害者の救済と人身取引対策の強化のために人身取引対策基金（The Anti-Trafficking in Persons Fund）が運営されている。同基金は MSDHS の DATIP 内の人身取引対策基金局が管理し、1) 人身取引被害者の支援、2) 人身取引被害者保護に係る費用、3) 人身取引被害者の帰還、本国送還に係る費用、4) 人身取引対策の実施、5) 基金の運営、の 5 つの目的で活用される<sup>167</sup>。運営に当たっては、MSDHS 事務次官を議長とし、外務省事務次官、法務省事務次官、予算局の代表、会計検査院代表から構成される基金管理委員会が設置され、各種支出の承認や財務状況の確認を行っている<sup>168</sup>。

同基金から被害者に支給される補助金は主に以下の 5 種類となっている<sup>169</sup>。

- 1) 生活費：1 人当たり年に 3 回、1 回につき 3000B。ソーシャルワーカーが各被害者にインタビューを行い可否を判断し、基金に申請する。
- 2) シェルター内の業務に対する報酬：被害者がシェルター内での業務（料理、警備、総務、庭師など）を行ったことに対する報酬。1 日当たり 200B。
- 3) 医療費：病気の治療等で病院に行く際の医療費。被害者負担はなし。
- 4) 本国送還に係る費用：空港送迎、ホテル代など
- 5) ビザ関連手続き費用

生活費や報酬は基金からシェルターに送られ、シェルターから被害者に支払われる。2021 年には、同基金から人身取引被害者に 413 万タイ・バーツが支給された<sup>170</sup>。なお、同基金からの補助金は外国人被害者にも支給される。

また同基金は人身取引の予防や対応に関する活動資金としても活用することができ、各県では NOCHT や各担当事務所において年度ごとに実施する活動を立案し、人身取引対策基金局に申請し、承認されれば助成金を受け取ることができる。

同基金は人身取引の被害者の回復期や法的手続き期間を支援するための重要な施策ではある一方で、以下のような課題が報告されている。

- 被害者がこの基金を利用するための手続きは複雑で、そのために必要な金銭的支援を受けられなかった被害者もいる、とも指摘されている<sup>171</sup>。
- 人身取引対策活動に係る助成金についても、応募するための条件が厳しく、また応募の過程が複雑で非常に使いにくいという声が多い<sup>172</sup>。

<sup>167</sup> Royal Thai Government (2008), The Anti-Trafficking in Persons Act B.E 2551 (2008) Section 44

<sup>168</sup> Ibid Section 45

<sup>169</sup> DATIP への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 28 日）。

<sup>170</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

<sup>171</sup> Ibid

<sup>172</sup> JICA (2017), メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査調査報告書、P.101

#### 5.4.1.3 国内リファールメカニズム

国内リファールメカニズム（National Referral Mechanism：NRM）は2021年にTIPレポートでTier 2 Watch Listに格下げとなったことを受けて本格的に導入の検討が開始され、2022年3月に承認された新たな制度である。NRMは、被害者の人権を尊重し必要なサービスを効果的に提供するために、「国家が人身売買された人の人権を保護・促進する義務を果たし、市民社会と戦略的に連携するための協力的な枠組み」とされる<sup>173</sup>。その具体的内容は国によって異なるが、確実に認定された被害者だけでなく、被害者であると推定される人（Presumed Trafficked Persons）にも適切なサービスを提供することを求める<sup>174</sup>。

タイにおけるNRMの主要なポイントは、被害者認定のために45日間の振り返り期間（Reflection Period）を設けることである。被害者本人が心身ともに回復し、加害者の恐怖が及ばない場所で自身を振り返り自己決定していく過程を尊重することを重視し、45日間の振り返り期間を担保することを盛り込んだNRMガイドラインが2022年3月にATPにて承認された<sup>175</sup>。またATPはMSDHSに対して、NRMの実施推進を指示した<sup>176</sup>。

#### 5.4.1.4 ホットライン

タイでは、人身取引被害の通報や相談のためのホットラインが多数存在し、関係機関がそれぞれのホットラインを運用している。代表的なホットラインは以下の通りである。

- ソーシャルアシスタンスセンター1330ホットライン：MSDHSが運営する24時間運営の人身取引専門ホットライン。バンコクのコールセンターで受け付け、被害者のいる県に向けて対応の要請が発出される。2021年、同ホットラインには64件の人身取引が疑われる事案に係る情報が寄せられ（強制売春31件、性的搾取20件、強制労働11件、強制的な物乞い1件、商業的代理出産1件、男性8名、女性56名）、64件すべてが、さらなる調査のために関係当局に照会された<sup>177</sup>。
- 労働省ホットライン 1506、1546、1694
- DSIホットライン 1202
- TATIP24時間ホットライン 1599
- TICACホットライン 1191、1441

電話以外にも、Facebook等SNSを通じた通報の受付もあり、またNGO等の支援団体が運営しているホットラインも多数存在している。

#### 5.4.1.5 各種ガイドラインの整備

人身取引の対応に関しては、各省庁が様々なガイドラインを作成している。現在使用されている主なガイドラインは表16の通りである。

表 16：タイにおける人身取引対策関連文書一覧

名称	概要
賠償請求ガイドライン (Guidelines on Claims for Compensation) (2018)	MSDHSが発行した、人身取引事案における賠償請求の実務に関するガイドライン。
人身取引被害者認定の効率化ガイドライン	政府機関とCSOのコンサルテーションにより作成されたガイドライン。被害者認定に係る審査やリファールなどの一連のプロセスを具体的に規定している。

<sup>173</sup> OSCE/ODIHR (2004), NATIONAL REFERRAL MECHANISMS: Joining Efforts to Protect the Rights of Trafficked Persons A Practical Handbook. P.15

<sup>174</sup> USAID, Winrock International (2021), Review of Models of Care for Trafficking Survivors in Thailand, P.11

<sup>175</sup> Royal Thai Government (2022), Royal Thai Government's Progress Report on Anti-Human Trafficking Efforts, P.1

<sup>176</sup> Ibid, P.28

<sup>177</sup> Royal Thai Government (2022), Thailand's Country Report on Anti-Human Trafficking Response (1 January – 31 December 2021)

名称	概要
(Guideline to Enhance Efficiency of Human Trafficking Victim Identification) (2016)	
移住労働者の労働に係る規則に関する勅令 (Royal Ordinance Concerning Rules on Bringing Migrant Workers to Work with the Employers in the Kingdom B.E. 2559) (2016)	移住労働者に対する搾取や強制労働の被害の予防に係る勅令。
人身取引被害者の保護のための MDT 運用ガイドライン (MDT Operational Guidelines for the Protection of Victims of Human Trafficking) (2013)	MSDHS と JICA が共同で開発した MDT の業務に関するガイドラインで、1) タイにおける外国人の人身取引被害に関する規定、2) 外国で被害に遭ったタイ人被害者に関する規定、3) 人身取引対策基金への申請、の 3 章から構成される。

出所：聞き取り調査等から筆者作成

#### 5.4.1.6 モバイルアプリケーション「PROTECT-U」

MSDHS は、被害者やその関係者が政府当局に人身取引について通報するためのツールとして、「PROTECT-U」というモバイルアプリケーションを 2019 年 3 月から提供している。

このアプリケーションでは、被害者や関係者がその居場所を Google Map 上で全地球測位システム (Global Positioning System : GPS) を用いて共有できるほか、通訳 (ミャンマー語、カンボジア語、ラオス語) が必要な場合、同アプリケーションを通して手配を依頼することができる<sup>178</sup>。また、タイで働く移住労働者の権利に関する情報を英語、カンボジア語、ミャンマー語、中国語、ベトナム語、ラオ語、タイ語の 7 か国語で提供している<sup>179</sup>。同アプリケーションでは、タイの公的シェルターに居住する人身取引被害者が職業訓練の一環として製作した物品を販売するオンラインストアも備えている。

#### 5.4.1.7 人身取引対策電子データベース

人身取引対策電子データベース (Electronic Database for Anti-Human Trafficking : E-aht、<https://www.e-aht.com/>) は人身取引対策に関する各種データが取りまとめられているウェブサイトで、DATIP が管理運用している。サイト上では、政府が取り扱った人身取引の件数や人身取引対策の関連文書、広報資料等が公開されている他、政府が運営する人身取引被害者のためのシェルターで入所者が職業訓練の一環として制作した物品の販売も行われることがある (ウェブサイトはタイ語のみの運用となっている)。

#### 5.4.1.8 ドンムアン人身取引被害者認定センター

タイ政府は、労働省とタイ国家警察、その他の関連機関の協力のもと、2022 年 2 月にドンムアン人身売買被害者特定センターを設立した。同センターは主に以下の 3 つの施設から構成される<sup>180</sup>。

##### 1) 被害者認定センター

人身取引被害者である可能性のある人に安全な宿泊施設と被害者中心サービスを提供し、人身取引で受けた精神的苦痛からの回復を支援する。被害者の特定プロセスと保護サービスの質を向上させるため、先進的技術とデータベースシステムが導入される。

<sup>178</sup> Bangkok Post, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1836544/protect-u-app-gives-big-boost-to-victims>, 2022 年 9 月 28 日閲覧

<sup>179</sup> Royal Thai Embassy, Washington <https://thaiembdc.org/2020/02/03/ministry-of-social-development-and-human-security-launched-protect-u/>, 2022 年 9 月 28 日閲覧

<sup>180</sup> Royal Thai Government (2022), Royal Thai Government's Progress Report on Anti-Human Trafficking Efforts 1 January – 31 March 2022, P.1

## 2) MDT と関連機関のための人身取引防止オペレーションセンター

### 3) 人身取引対策地域センター

法執行官（検察官や裁判官）が人身取引対策の専門性を身に着けるための研修を行う。研修カリキュラムは、NGO の IJM (International Justice Mission) および ASEAN-ACT と共同で開発される予定である。

#### 5.4.1.9 漁業・水産加工業における強制労働の取り締まり

タイの漁業産業における人身取引、強制労働については 2014 年頃に国際的に大きく報道され、事態の深刻性に鑑みて米国の TIP レポートでは 2014 年、2015 年に Teir3 まで格下げとなり、欧州連合（European Union : EU）からも違法・無報告・無規制漁業（Illegal, Unreported and Unregulated Fishing : IUU 漁業）に関する警告（通称「イエローカード」）が発出された。

これを受けてタイ政府は、2015 年に漁業・水産加工業における人身取引や強制労働をより厳しく取り締まる仕組みとして、ポートイン・ポートアウト規制センター（Port in Port Out Controlling Center : PIPO）を海に接している全 22 県に設立した。PIPO は漁業における様々な課題解決を主導するオペレーションセンターで、労働省、水産省、港湾局、海軍などからなる MDT を組織して、漁業・水産加工業における人身取引、強制労働の取り締まりに当たっている。設立当初は海軍が主導していたが、海軍だけで全ての取り締まりを行うことはできないため、現在は水産省が所管し、他の機関も共同で参加するという形となっている。

労働者の権利保護のプロセスとして、まず漁業船はすべて PIPO に登録され、当該船の労働者の契約書も PIPO がすべてチェックする。同時に労働許可証の取得、給与額（最低賃金以上）、給与の支払い方法（すべて銀行振込で行うことが義務付けている）なども確認する。雇用契約書はすべてタイ語と労働者の母語の最低でも 2 か国語で作成されなければならない、また、18 歳未満は雇用してはならない、と定められている。港湾局では船舶の関連書類を確認している。これらの書類確認に加えて、PIPO の MDT が船舶のランダムチェックを行い、乗員へのインタビュー等を通して、契約書と実態の齟齬がないかを確認する。

PIPO による取り締まりの他にも、関連法の改正や各種 SOP、ガイドライン等の作成等の施策の成果により、タイの漁業・水産加工業における人身取引、強制労働は大きく減少したとされ、2021 年に調査が行われた漁業における人身取引事案は 22 件であったと報告されている<sup>181</sup>。しかしながら、一部の港では近くに ATM がないために現金で給与が支払われている、雇用主に身分証を押収されて帰国できない、パンデミックによって増加した保存可能な水産物の需要により強制的な時間外労働に直面している、等の事例が報告されており、漁業・水産加工業においては移住労働者の 14~18% が依然として強制労働の被害に遭っていると推測されている<sup>182</sup>。

#### 5.4.1.10 2022年以降の取組

米国国務省による TIP レポートにおいて Tier 2 に格上げされたことを受けて、タイ政府は 2022 年 7 月に、将来的にさらに取組を強化して Tier1 にステップアップしていくために、以下の政策を進めていくことを表明した<sup>183</sup>。

- 1) すべての関係機関による、NRM、案件管理、被害者保護、および強制労働に関する行動計画の効果的な実施を促進する。
- 2) 被害者認定、リファーラル、および保護システムを強化するために、振返期間の担保を含む NRM の実施をモニタリングする。

<sup>181</sup> US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

<sup>182</sup> Ibid

<sup>183</sup> Royal Thai Embassy, Washington D.C., <https://thaiembdc.org/2022/07/27/thai-government-to-advance-six-measures-against-human-trafficking/>, 2022 年 9 月 15 日閲覧

- 3) 準備、スクリーニング、身元確認を含む被害者認定プロセス全体を強化するために、ドムアン人身取引被害者認定センターを活用する。
- 4) オーストラリア政府と協力して、人身取引対策に係るセンター オブ エクセレンスを設立し、アジア諸国間の技術協力と専門的知見の共有を強化する（これに係る MoU はタイが主催する APEC 会議の中で署名される予定）。
- 5) 子どもを人身取引から守るための積極的な対策として、チャイルド・セーフ・フレンドリー・ツーリズム・プロジェクト（Child Safe Friendly Tourism Project）を全国に拡大する
- 6) USAID および Winrock International と連携して、児童労働、強制労働、および人身取引を防止および撲滅するためのシステムとガイドラインを開発する。

#### 5.4.2 地方行政による取組

本項では、現地調査を行ったラノーン県とサケオ県における人身取引およびその対策の実施状況の概要を記載する。

##### 5.4.2.1 ラノーン県

ラノーン県での人身取引被害者は 2014～2015 年頃はほとんど漁業労働者であった。多くが奴隷労働とも言われるような強制労働の被害者で、身分証を押収されたり、十分な休息を与えられなかったり、契約書とは全く違う条件で働かされたりするような過酷な環境であった。しかし、前述の PIPO を通した様々な取り締まりの結果、現在ラノーン県では漁業や水産加工業における強制労働、人身取引は発生していない<sup>184</sup>。また、性的搾取に係る人身取引はもともと少なく、1 年に数件あるかどうかという程度となっている<sup>185</sup>。一方で、海を挟んでミャンマーと接しているため、政変発生以降、ミャンマーからの移民が増加しており、人身取引のリスクが高いケースもあるため、労働監査官（Labor Inspector）を通じた監査や取り締まりを強化している<sup>186</sup>。

県内の人身取引政策は POCHT で取りまとめている。委員会は毎月開催されており、議長である県知事のもと、PSDHS や労働事務所の他、警察、軍隊など各関係機関が参加し、施策の進捗状況やプロジェクトの立案・検討などを行っている。その他、啓発活動（メディア連携、パンフレット作成、ラジオ番組放映、人身取引の情報の広報・PR、看板の作成等）、研修の実施や漁業船の取り締まり・抜き打ちチェックなどの計画立案などを行っている。また、前述の通り、人身取引対策活動を実施するために人身取引対策基金に資金を申請することができるので、県レベルの活動の実施について POCHT で検討を行っている。ラノーン県 PSDHS では 3 日間の MDT 研修の実実施計画、警察からは人身取引や強制労働に係る啓発資料の作成計画や移住労働者監視のためのネットワーク強化計画などが申請された<sup>187</sup>。

またラノーン県では、情報共有と連携強化のため、2011 年からミャンマー側の近隣県と人身取引に係る国境会議（Border committee on Anti-Trafficking in Persons : BCATIP）を 1 年に 2 回開催してきたが、パンデミック以降会議の開催は中断されている。

ラノーン県では人身取引に関して以下の課題が確認された<sup>188</sup>。

- 被害者認定に携わる人材の不足  
ラノーン県 PSDHS では、人身取引の被害者認定に係る人材が不足している。ミャンマーとの国境に接しているため違法移民が多く、毎月多くの被害者認定プロセスの依頼が来るが、人員が十分でないため対応が難しいことがある。また、専門性を有した通訳も不足している。

<sup>184</sup> ラノーン県労働事務所への聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 5 日）。

<sup>185</sup> Ibid

<sup>186</sup> Ibid

<sup>187</sup> ラノーン県 PSDHS への聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 5 日）。

<sup>188</sup> Ibid

- ミャンマーとの調整の中断

政変とパンデミックにより、ミャンマーへの本国送還及び強制送還の手続きが数年にわたり中断している。また、前述の通り BCATIP も開催されておらず、ミャンマー側と継続的に調整を行うのが困難な状況となっている。

#### 5.4.2.2 サケオ県

サケオ県では人身取引事案は少ないが<sup>189</sup>、移民が多いため人身取引や強制労働のリスクは高い。カンボジアとの国境検問所があるため、カンボジアからの移住労働者や出稼ぎ労働者が多く、パンデミック前は検問所前のローンクルア市場に違法移民も含めて一日 1 万人以上のカンボジア人が出稼ぎに来ていたとされている<sup>190</sup>。同市場ではまた多くのカンボジア人の子どもが働いており、物品の販売、荷運びなどのほかに、保護者が仕事をしている間に物乞いをする子どももいる<sup>191</sup>。

サケオ県労働事務所では強制労働の取り締まりを行っており、労働監査官による監査や警察による捜査により違法な労働の可能性のある事案が確認されることはある<sup>192</sup>。そのようなケースが発覚した場合は、雇用者に対して説明を行い、適切な労働環境になるよう対応を求める。

サケオ県 PSDHS では、MDT での被害者認定をはじめ、人身取引の予防と対応を行っている。ラノン県同様、POCHT で県内の人身取引対策や現状を取りまとめ、計画の実施を促進するとともに、関係各機関による人身取引対策基金への資金申請に係る検討も行っている。サケオ県 PSDHS では同基金を活用して、人材育成、特に警察への人身取引対策法に関する研修、MDT のメンバーの人材育成、雇用者への啓発などを実施している。県内での人身取引が少ない一方で、近年は第 2 部 5.1.2.2 で述べた通りカンボジアにおいてタイ人がコールセンター詐欺の強制労働被害に遭っており、国境検問所があるサケオ県ではカンボジアから送還される被害者の被害者認定プロセスをすべて担当している。一度の送還で 100 名以上の被害者がいることもあり、定められた期間中に MDT による認定プロセスを終わらせなければならないため、被害者が多い場合は近隣県の MDT に支援を要請することもある<sup>193</sup>。

なお、サケオ県はカンボジアと国境を接しているため、カンボジア側の近隣県、およびタイ側の近隣県と地域国境会議（Regional Border Committee : RBC）を開催している（第 2 部 4.4.2.2 参照）。パンデミックにより中断していたが、2022 年から再開され、5 月 11 日にタイで開催された。RBC では 7 つの課題が取り上げられたが、そのうちの 하나가人身取引で、国境間の取り締まりや連携の強化について検討が行われた<sup>194</sup>。

サケオ県では人身取引に関して以下の課題が確認された<sup>195</sup>。

- 被害者認定に携わる人材の不足

サケオ県 PSDHS では、人身取引の被害者認定に携わる人員が不足している。現在は認定の経験のある 5 名の職員で対応しているが、コールセンター詐欺の被害者が多く手が回っていない状況である。サケオ県 PSDHS 内の他部署から一時的にスタッフを派遣してもらうこともあるが、人身取引について十分な知見を有していない場合もある。また、MDT の人材育成のための研修機会も不足している。サケオ県労働省事務所からは MDT に参加するスタッフが 7 人いるが、7 人のうち 1 人も人身取引被害者認定の正式な研修

<sup>189</sup> サケオ県労働事務所への聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 12 日）。

<sup>190</sup> World Vision サケオ事務所への聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 13 日）。

<sup>191</sup> Ibid

<sup>192</sup> サケオ県労働事務所への聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 12 日）。

<sup>193</sup> サケオ県 PSDHS への聞き取り結果に基づく（2022 年 5 月 12 日）。

<sup>194</sup> Ibid

<sup>195</sup> Ibid



を受けたことがない<sup>196</sup>。MSDHS が主催する被害者認定研修は参加者数が限られているため、PSDHS に加えて労働事務所や警察など他の MDT メンバーが参加できる機会が少ない。

- コールセンター詐欺への対応

カンボジア国内にはまだ多くのタイ人被害者がいるとされており、コールセンター詐欺被害者の送還は今後も続くと見られており、対応体制の構築が課題となっている。

## 5.5 国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体による取組

タイでは国際機関、二国間援助機関、多くの NGO 等民間団体が人身取引対策関連の支援を実施している。本項ではこれらの機関・団体の中で、現地調査でインタビューを実施した機関・団体による支援について概要を記載する。

### 5.5.1 国際機関

#### 5.5.1.1 UNDP

UNDP では現在、EU の資金援助を受けた ILO、IOM との共同プログラムである「hip to Shore Right Programme (S2SR)」を実施している。同プログラムは東南アジアの漁業、水産加工業における定期的かつ安全な移住を促進するため、移住労働者の権利保護、政府に対するエビデンスに基づく政策的解決のアドボカシー、労働者のエンパワーメント等を行っている。また、業界団体や NGO、CSO とも連携し、人身取引の防止に取り組んでいる。同プログラム内の UNDP の役割は以下の 2 点である<sup>197</sup>。

- 1) 東南アジアにおける労働移動と人身取引の推進要因、結果、力学に関する理解と知識を向上させ、知見とエビデンスに基づく政策と実践を促進させる
  - 漁業や水産加工業に従事する労働者に焦点を当てた移住と開発に関する研究を実施し、各種関連文書を作成する。
- 2) 人身取引や容認できない形態の労働と闘うために、労働監督局、法執行当局、ソーシャル・パートナーの間のパートナーシップを強化する
  - 強制労働のための人身取引の被害者と脆弱な移民のための COMMIT プロセスの下での TRM 構築を支援し、SOP の作成と能力強化を含め、既存の NRM と連携して支援し、地域における優れた実践と教訓を共有する

上記の役割に沿って、TRM 構築のためのコンサルテーションの開催、2022 年にタイで予定されている COMMIT 閣僚級会合 (Inter-Ministerial Meeting: IMM) の開催支援、その他調査分析等を行っている。

#### 5.5.1.2 UN Women<sup>198</sup>

UN Women では現在、EU の資金援助を受けた ASEAN10 カ国 (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) で行われる女性移住労働者に対する暴力の撤廃を目指すプロジェクトである「Safe and Fair: Realizing women migrant workers' rights and opportunities in the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) region」を、ILO、UNODC とともに実施している。これは「Spotlight Initiative to eliminate violence against women and girls」という SGBV の撤廃のためのイニシアティブの一部として実施されているプロジェクトで、対象 10 カ国で 3 年間実施される。同プログラムの目的は以下の通りである。

- 1) 女性の移住労働者が、ジェンダーに配慮した労働移住ガバナンスの枠組みによってよりよく保護される。

<sup>196</sup> サケオ県労働事務所への聞き取り結果に基づく (2022 年 5 月 12 日)。

<sup>197</sup> UNDP への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 19 日)。

<sup>198</sup> UN Women への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 21 日)。

- 2) 女性の移住労働者が、暴力や人身取引の被害を受けにくく、調整された迅速で質の高いサービスを受ける。
- 3) 女性移住労働者の権利と貢献に関するデータ、知識、行動が改善される。

タイでは、タイに移住してきた外国人女性移住労働者を対象にしており（政策アドボカシーや啓発活動では、移住労働者ではない一般の女性住民を対象にすることもある）、中でも、ロヒンギヤの女性移住労働者に対する SGBV の予防に係る啓発活動、NGO や CSO のネットワーク強化支援、医療、社会、司法などの必須サービスへのアクセス向上を目指す情報提供、SGBV 関連データの収集に関する行政機関への研修などを行っている。

#### 5.5.1.3 ILO<sup>199</sup>

ILO では、UN Women および UNODC とともに、上述の「Safe and Fair」プロジェクトを実施している。2020 年まではスラートターニー県、ノンタブリー県で人身取引被害に遭いシェルトーに入所している女性、特にロヒンギヤの女性たちに対して、臨床心理士による心理社会的サポートや人身取引被害者の子どもに対するレクリエーション活動の実施を行った。

2021～2022 年は新たに、100 名の労働監査官に対して強制労働と人身取引に関する研修、被害者認定プロセスにおけるジェンダーの視点に立った実践に関する研修を実施している。また、2022 年には労働省が雇用する 102 名の通訳に対して、人身取引被害者認定インタビューにおける心理社会的アプローチに関する研修を実施する予定となっている。

### 5.5.2 二国間援助機関

#### 5.5.2.1 ASEAN-ACT タイ

ASEAN-ACT タイでは人身取引の起訴（Prosecution）と保護（Protection）に焦点を当て、主に以下の活動を行っている<sup>200</sup>。

- 1) 刑事司法制度の強化支援  
タイ国家警察、DSI、法務省などの法執行機関に対して、人身取引や強制労働に関する警察官、検察官、裁判官の能力強化支援を行っている。具体的には、検察官に対するトラウマ・インフォームド・ケア（Trauma Informed Care）研修、裁判官に対するエビデンス・イシュー・セミナー（Evidence Issue Seminar）などを実施している。
- 2) 二国間会合実施支援  
タイの法執行機関とミャンマーの国境を越えた捜査協力に関する二国間会合の開催を支援している。また、タイとカンボジア、ラオス、マレーシアとの会合も予定しており、カンボジアとの間で開催される予定の共同タスクフォース会議（Joint Task Force Meeting）の実施支援を行う。
- 3) 人身取引に関する各種文書の作成  
裁判官や検察官のための人身取引事案に係るハンドブックの作成や通訳ハンドブックの作成などを行っている。また、ToT ツールも開発している。
- 4) センター・オブ・エクセレンスの設立  
タイ政府と共同で、人身取引に関する能力強化を取りまとめるセンター・オブ・エクセレンスの立ち上げを行っている。同センターはオーストラリア政府とタイ政府が共同で運営し、研修カリキュラムの開発や研修の提供を行う予定となっている。
- 5) ATP への参加  
国家プログラム常任委員会（National Programme Steering Committee : NPTC）、能力強化および持続可能な解決策（Capacity Development and Sustainable Solution）サブ委員会、NRM

<sup>199</sup> ILO への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 28 日）。

<sup>200</sup> ASEAN-ACT タイへの聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 19 日）。

サブ委員会など、複数の国家委員会のメンバーとして会議に参加している。

- 6) 人身取引対策法に関するパブリックコメントの取りまとめ  
MSDHS からの要望を受けて、人身取引対策政策や人身取引対策法に係る評価やパブリックコメントの取りまとめ支援を行っている。人身取引法については、他の関連法や国際条約等との整合性、改正以降の法の有効性等に係る評価の支援を行っている。
- 7) シェルターにおける被害者の移動の自由に係るアドボカシー  
人身取引被害者のためのシェルターを所管する MSDHS に対して、被害者の移動の自由を担保するようアドボカシーを行っている。

基本的にタイでは人身取引の専門機関（警察や法務省の人身取引対策専門機関）がバンコクに設置されているため、ASEAN-ACT ではバンコクに配属されている検察や警察官を研修の対象にしているが、今後設立されるセンター・オブ・エクセレンスでは地方の職員も研修の対象とする予定となっている。

### 5.5.3 NGO 等民間団体

#### 5.5.3.1 Winrock International タイ<sup>201</sup>

Winrock International タイでは主に移民の支援と MDT に対する研修を実施し、政府向け研修プラットフォームを運営するとともに、民間企業向けの研修の提供を行っている。また、MDT の活動に係るベストプラクティスを収集し、DATIP と労働省に対して全国普及するよう働きかけている。人身取引対策基金への申請方法や予算配分に関する研修、政府機関のためのジェンダー・ツールキットを開発し、ジェンダー研修なども実施した。

上記以外にも、社会的行動変容コミュニケーションについて、ジャーナリストを対象に、強制労働の見分け方、報告の仕方、SNS の投稿の作り方などに関する研修を行っている。また地域住民や移住労働者を対象に、自身の利益、権利、社会保障およびその請求方法に関する研修を行っている。プーケットでは漁師のための移民開発センターを開発し、NGO や弁護士と連携して強制労働のケース、漁師の権利、タイ政府のサービス、転職の方法等様々な項目について研修を行っている。

対象地域としては、過去 5 年間はチェンライ県、チェンマイ県、スタートターニー県、サケオ県、プーケット県を対象にしてきた（MDT の研修は 5 州全てで実施）。チェンライ県とサケオ県では同様の研修を今後も続ける予定である。

#### 5.5.3.2 A21 タイ

A21 タイは 2013 年に設立され、2016 年に正式にタイで NGO として登録された。同年、タイ国家警察、法執行機関、USAID、米国連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation : FBI）、米国政府と連携して、パタヤに子どもの人身取引被害者へのサービス提供を行うチャイルド・アドボカシー・センター（Child Advocacy Centre : CAC）を立ち上げた。CAC にはカンボジアと同様、子どもにやさしいインタビュー・ルームが設置されている<sup>202</sup>。A21 タイは主に以下の 3 つの活動を行っている<sup>203</sup>。

- 1) 予防、啓発  
初等学校の生徒たちに人権、安全な移住などに関する研修プログラムを実施している。タイ教育省によると、人身取引に関するカリキュラムは高等学校からしか取り入れられていないが、実際には非常に若い年齢の被害者も多いことから、より早い年齢から啓発できるように課外活動として開始した。人身取引というトピックは比較的に難しいため、

<sup>201</sup> Winrock International Thailand への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 19 日）。

<sup>202</sup> パタヤにおける子どもの被害者のほとんどがカンボジア人であることが判明したため、カンボジア政府と連携してカンボジアに CAC を作る準備を開始し、2019 年にシムリアップに CAC を開設した。

<sup>203</sup> A21 タイへの聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 21 日）。

低学年の子ども向けにゲームや遊びをベースにしたプログラムとなっている。3年間で約7,000人の子どもたちが同プログラムに参加した。今後は研修内容を電子化し、A21のウェブサイト上からもアクセスできるようにしたいと考えている。また、教育省の基礎教育委員会事務局（Office of Basic Education Commission；OBEC）に対して、同研修プログラムを全国展開するようアドボカシーを行っている。

## 2) 人身取引被害者の保護

A21は法執行機関ではないため、保護に関しては人身取引被害者を直接的に保護するのではなく、被害者保護の強化に係るアドボカシーを中心に実施している。具体的には法的支援、被害者認定の実施支援を行っている。また以下の研修も実施している。

- 人身取引に係る専門的研修：人身取引の定義、被害者認定の基準、などについての研修。特定される人身取引被害者の人数を増加させることを目的としている。
- フォレンジック・インタビュー研修（Forensic Interview Training）：米国政府のHIS(Homeland Security Investigations)からの支援を受けてDSIに対してフォレンジック・インタビュー研修を実施し、技術指導を行った。

## 3) 人身取引被害者の心理社会的サポート

各人身取引被害者のニーズに基づいて、心理社会的サポートを提供している。政府機関により被害者認定を受けた被害者について、TICACや他の法執行機関、パタヤのローカルNGOなどからリファールを受けて対応している（直接通報を受け取るホットラインは有していない）。A21では被害者の心理社会状況を評価する基準を有しており、ケースワーカーによるインタビューを通してレベル1から4までの評価を実施し、レベル4まで到達したらアフターケアプログラムを終了するという仕組みになっている。

### 5.5.3.3 Hug Project

Hug ProjectはタイのローカルNGOで、人身取引対策、特に子どもに対する人身取引の予防、被害者の保護、法執行機関の能力強化に関する活動を行っている<sup>204</sup>。

#### 1) 人身取引の予防

初等学校および中等学校の生徒、教員や保護者向けに、性犯罪やオンライン性的搾取、児童労働などに関する啓発・研修を実施している。研修はオンラインで実施し、なるべく多くの子どもや保護者を対象にできるようにしている（バンコク、チェンマイ、チェンライなどは多くのNGOが活動しており、同様の研修は数多く提供されているが、その他の地域は研修へのアクセスがない）。また、何か問題が生じたときに生徒がすぐに相談できるようにするために、各学校に対しては、学校内で子どもの保護担当者（Child Protection Officer）をアサインするよう勧めている。

#### 2) 被害者の保護

何らかの犯罪の被害に遭っている子どもたちからの通報を受け、警察等の法執行機関と連携して被害者を保護している。Hug Projectにはホットラインもあるが、通報のほとんどはSNSからで、ほぼ毎日Twitter上で助けを求める連絡を受ける。その多くはオンライン性的搾取・性的暴力で、人身取引まで発展したケースもある。通報を受けた際には、警察、検察、裁判官と緊密に連携し、被害者が迅速に司法にアクセスできるようサポートする。保護に際しては、被害者への聞き取りは行うが、被害者認定や捜査は行政機関の業務であるためHug Projectでは実施しない。NGOの中には先に自ら被害者に対して詳細な聞き取りを実施して、後から警察に連絡をする団体もあるが、ケース対応の初期段階から警察や行政とともに行動することが重要であると考えている。

また、チェンライ、プーケット、カンチャナブリーでCACを運営しており、心理社会的

<sup>204</sup> Hug Project への聞き取り結果に基づく（2022年4月28日）。

サポートが必要な子どもにカウンセリングサービスを提供している。

### 3) 法執行機関の能力強化

法執行機関、主に TICAC と OAG に対する能力強化を行っている。TICAC に対しては、オンライン性犯罪の捜査やフォレンジック捜査に関する能力を強化するため、オンライン性的搾取の予防に関するハンドブックや SOP などを作成し、それらの文書を基に研修を実施している。OAG に対しては、「子どもにやさしい司法 (Child friendly Justice)」の確立を目指して研修カリキュラムを作成し、全国の検察官に対する研修を実施した。

#### 5.5.3.4 World Vision タイ<sup>205</sup>

World Vision タイでは、調査実施時点で人身取引と直接かかわる支援活動は行っていないが、過去に人身取引対策に特化したプロジェクトを実施しており、新たに人身取引対策プロジェクトを開始するため Winrock International に資金援助を申請している。資金が得られれば、チェンライ、ラノー等 4-5 の県で人身取引対策、特にアドボカシーを含む啓発活動と、MDT の能力強化を中心とした人身取引被害者の保護に係る活動を実施したいと考えている。プロジェクトという形では実施していないが、地方行政から依頼があった際には MDT 等への研修を提供している。昨年は移住労働者の多いサケオ、ラノー、スラートターニーで MDT の能力強化研修を行った。研修には MDT のメンバーだけでなく、コミュニティ・リーダーなど地域の事情をよく知る関係者も出席し、地域全体の理解促進と対応能力の向上を目指した。

現在は、IOM からの資金提供を受けて、COVID-19 のパンデミックの影響を受けた移住労働者の生活支援を目的として、COVID-19 のワクチン接種サポートおよび現金給付 (キャッシュ・アシスタンス) を行っている。

## 5.6 COVID-19 の影響

パンデミックによる国境閉鎖で海外からタイへ渡航することができなくなったことにより、2020 年度に陸路でタイに合法的に入国した移住労働者は 5,800 名と、前年度の 100 万人から 99% の減少となった<sup>206</sup>。これに伴い、人身取引や強制労働の事案が調査された件数も 2020 年には大きく減少したが、いくつかの報告書やインタビューでは、国境を接している近隣諸国からは引き続き違法な入国が続いており、違法移住労働者の中には引き続き多くの人身取引の被害者がいるだろうと推測されている<sup>207</sup>。

観光客の入国がなくなったため、強制売春目的の人身取引は減少したとされる。一方で、USAID がタイにおける人身取引対策関係者 (政府職員、NGO 職員等) を対象とした質問票調査に基づいて 2021 年に実施した人身取引対策評価では、最も多くの回答者が課題であると答えたのが COVID-19 のパンデミックであった<sup>208</sup>。同評価の報告書では、パンデミック期間中にインターネットの使用がさらに加速し、オンライン上の性的搾取や人身取引の増加につながったと報告されている<sup>209</sup>。また、パンデミックにより経済状況の悪化が、低賃金での長時間労働につながっているとの指摘もある<sup>210</sup>。また、感染対策により、被害者認定プロセスの実施前に隔離施設において一定の隔離期間を経なければならなかったり、警察の捜査や裁判が中断・遅延したりするなど、通常業務のオペレーションにも大きな影響が生じた。裁判については、従前よりオンライン裁判等の IT 技術の導入が進んでいたため、多少の影響はあったがそれほど深刻な事態には至らなかった、との声もある一方で<sup>211</sup>、地方の県ではオン

<sup>205</sup> World Vision タイへの聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 19 日)。

<sup>206</sup> Royal Thai Police Immigration Bureau (2021), 入国管理統計

<sup>207</sup> NGO 等への聞き取り結果に基づく。

<sup>208</sup> USAID (2022), Final Assessment Report-Thailand Countering Trafficking in Persons (CTIP), P. 7

<sup>209</sup> Ibid

<sup>210</sup> Ibid

<sup>211</sup> OAG への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 27 日)。

ラインプラットフォームやインフラが整っておらず、その影響は大きかったとの声も聞かれた<sup>212</sup>。

## 5.7 JICA による支援のレビュー

### 5.7.1 技術協力プロジェクト

JICA はこれまでに、タイにおける人身取引対策の能力強化を目指し、2 件の技術協力プロジェクトを実施してきた。

#### 1) 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト（2009～2014 年、以下「第 1 フェーズ」）は、タイにおいて人身取引被害が急増する中で、人身取引被害者の救出・保護・社会復帰を効果的に進めていくために、MDT の能力強化に焦点を当てた支援を行った。

プロジェクト目標は「タイ政府が中央/地方 MDT を通じて人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施する」と設定され、以下の 3 点のアウトプットのもと能力強化が行われた。

- アウトプット 1: 人身取引被害者保護・自立支援のために中央 MDT の機能（調整・管理・実施・能力開発）が強化される
- アウトプット 2: 人身取引被害者保護・自立支援のために地方 MDT の機能（調整・管理・実施・能力開発）が強化される
- アウトプット 3: 人身取引被害者保護・自立支援のための MDT アプローチにかかわる教訓が、関連諸国間で情報共有される

2013 年 8～9 月にかけて実施された終了時評価では、プロジェクト目標およびアウトプット 1～3 全て達成見込みとされ、妥当性、有効性、持続性は高いと評価されたものの、インパクトは中程度とされ、プロジェクト対象県（パヤオ県、チェンライ県）以外の MDT や郡、サブ郡レベルにも知見を共有していくことへの期待が示された<sup>213</sup>。また、チェンライ県で対象郡のキーパーソンからの協力が得られなかったり、MDT がそもそも組織されていないなかったりしたため、期待された成果が発現しなかったことも併せて報告されている<sup>214</sup>。

プロジェクト期間を通して、多くのワークショップや関連文書の作成が行われ、対象県の MDT の能力が向上したとともに、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの 5 カ国の実務者を対象にした MRW を年に 1 回開催し、MDT アプローチや国境を越えた連携などについて議論が行われた。

#### 2) メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト（2015～2019 年、以下「第 2 フェーズ」）は、先行プロジェクトに引き続き、人身取引対策を促進するため、タイおよび近隣諸国の人身取引被害者の社会復帰に向けた支援の改善に焦点を当てた活動が行われた。

プロジェクト目標は「タイ人及び非タイ人 VOT とタイ国内で被害に遭った外国人 VOT の生活の再建に向けた支援が改善される」と設定され、以下の 3 つのアウトプットのもと、能力強化が行われた。

- アウトプット 1: タイ国内で社会復帰支援に取り組むソーシャルワーカー/ケースマネージャーを中心とする MDT メンバーと VOT から構成される自助グループの社会復帰支援に関する能力が強化される。

<sup>212</sup> ASEAN-ACT Thailand への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 19 日）。

<sup>213</sup> JICA (2013), タイ王国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト終了時評価調査報告書, P. iii～vi

<sup>214</sup> Ibid

- ▶ アウトプット2：タイ国内で活動する VOT の帰国／帰還支援に取り組むソーシャルワーカー／ケースマネージャーを中心とする関係諸機関の連携が改善される。
- ▶ アウトプット3：タイの周辺国において、VOT の帰国／帰還支援と社会復帰に関わる支援体制が強化される。

対象県はバンコク首都圏、チェンライ県、パヤオ県、ウボンラチャタニ県に加えて、タイと国境を接するラオスの2県、ミャンマーの1県が選定された（ラオス、ミャンマーとは、国境を越えた地域レベルの協力の促進が行われた）。本プロジェクトについては中間評価や終了時評価が行われていないが、事業完了報告書によると、妥当性、効率性、インパクト、持続性は高いと報告されている<sup>215</sup>。有効性については、いくつかの指標が「部分的に達成」となったため中程度とされた<sup>216</sup>。

当該プロジェクトでも、各種研修やハンドブック等の関連文書の作成が行われたとともに、国境を接する近隣国との県レベルの協力が促進された。また、先行プロジェクトに引き続き MRW が年に1回開催され、被害者の自立社会復帰支援や二国間および地域的な連携などに係る経験や知見が共有された。

上記2件の技術協力プロジェクトの成果について、本件調査では以下の点が確認された。

- 国同士の連携については外交ルートなどを使って時間を要する手続きが必要だが、第2フェーズで実施された国境を越えた県同士の連携は、国同士の連携と比較してより迅速かつ効果的であると一定の評価を得た<sup>217</sup>。インタビューを実施したチェンライ県 PSDHS の担当者によると、第2フェーズを通して確立されたラオス・ボケオ県との協力関係は継続しており、お互いに学びを共有するセッションなども行われている。パンデミックにより一時的に中断しているが、今度のワークプランについてはパンデミック後に共有し合う予定となっている。一方、同じく第2フェーズを通じて協力関係を構築したミャンマーのタチレク県とは、ミャンマーの政変以降、連絡は途絶えている<sup>218</sup>。
- JICA が実施してきた地方の MDT の能力強化については、依然としてニーズが高い。前述したラノン県やサケオ県の調査でも明らかのように、地方の MDT には研修機会などが少なく、関係者全員が十分に人身取引や認定プロセスについて理解しているとは言えない状況であることが確認された。第1フェーズの終了時に期待されていた他県への波及は十分に行われていない。
- MRW の開催は第3フェーズ「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」（2022～2025年）に引き継がれ、引き続きタイと近隣諸国の実務レベルの担当者が集い知見を共有し合う貴重な機会となっている。一方、プロジェクト終了後にどのような形でこのような機会の持続性を担保するかは今後検討すべき課題となっている。
- 第1フェーズ、第2フェーズを通して JICA プロジェクトで作成された数多くの文書について現在の使用状況を追うことはできなかったが、文書が非常に役に立ったという声が開発パートナーから聞かれた<sup>219</sup>。一方で、各県の人身取引担当者一覧などは、すでに発行から時間が経ち、担当者の入れ替わりも多い中で、定期的に更新されていないことが確認された<sup>220</sup>。プロジェクトで作成した有効性の高い文書について、継続的な更新や改定などを通してその効果を維持することは重要な課題である。

<sup>215</sup> JICA (2019), Project Completion Report-Project on Capacity Development on Assisting Victims of Trafficking in the Greater Mekong Sub-Regional Countries (CM4TIP), P.17

<sup>216</sup> Ibid P.18-19

<sup>217</sup> UNDP への聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

<sup>218</sup> チェンライ県 PSDHS への聞き取り結果に基づく（2022年6月17日）。

<sup>219</sup> Winrock International Thailand への聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

<sup>220</sup> Winrock International Thailand への聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

## 5.7.2 その他

上記2件の技術協力プロジェクトの他に、JICAでは人身取引被害者福祉保護センター（シェルター）にJICA海外協力隊員を派遣してきた。青少年活動や手工芸、家政など、様々な職種が派遣され、被害者のメンタルサポートの支援や職業訓練の提供などが行われた。現地調査時点ではCOVID-19の感染拡大の影響を受けて中断されていたJICA海外協力隊員の派遣が再開されたばかりであったため、シェルターに派遣されている隊員はいなかったが、MSDHSを通して各シェルターに要望調査をしており、ニーズに応じてソーシャルワーカーや臨床心理士など、より専門的な経験を有した隊員の派遣も検討される予定となっている<sup>221</sup>。

また、2012年から開始された日本での課題別研修『アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー（～2014年）』『アセアン諸国における人身取引対策協力促進（2015年～）』においてもタイからの参加者を受け入れてきた。課題別研修では2014年以降（2020年、2021年はオンライン開催）15名の研修員をタイから受け入れ、日本政府や日本の民間団体による人身取引対策に係る取組を学ぶとともに、ケーススタディや関連施設の施設などを通して、人身取引対策と被害者の保護に係る学びを深める機会を提供した。

## 5.8 支援ニーズおよび課題

本項では、第2部1.2で述べた「政策（Policy）」「加害者処罰（Prosecution）」「予防（Prevention）」「保護・社会復帰（Protection）」「調整・連携（Partnership）」、「モニタリング評価、データ収集・管理」の5Pに沿って、調査過程で確認された課題や支援ニーズについて記載する。

### 5.8.1 政策（Policy）に係る課題

#### 【法律】

- 2019年に人身取引対策法に追加された強制労働に係る第6/1条について、人身取引と判断されるケースと強制労働を判断されるケースについてのより明確な法的定義の確立が求められている。

### 5.8.2 加害者処罰（Prosecution）に係る課題

#### 【犯罪の取り締まり】

- IT技術を活用した人身取引被害が急増している。特に、SNS等における勧誘や子どもに対する性的搾取が増加している。また、オンライン犯罪はより巧妙に、かつ複雑になってきており、使用されるアプリケーションも増加し、犯罪の捜査や特定が困難な状況となっている。
- カンボジアにおけるコールセンター詐欺が急増している中で、全容の把握と加害者の処罰、被害者の保護についてカンボジア政府とのより一層の連携が求められる。
- 漁業・水産加工業、建設業、農業などの分野での強制労働や労働搾取の取り締まりを強める必要がある<sup>222</sup>。

### 5.8.3 予防（Prevention）に係る課題

#### 【民間セクターへの啓発】

- 強制労働や労働搾取の撲滅に向けて、民間セクターとの連携強化が求められる。

#### 【その他】

- タイ人が海外で人身取引被害に遭うケースが増加している。
- 犯罪の形態が多様化していく中で、被害者の特性も変化してきている。高学歴の大卒者や多言語を話す人など、これまでは人身取引の被害者にはなりにくいと思われていたよ

<sup>221</sup> JICAタイ事務所ボランティア調整員への聞き取り結果に基づく（2022年4月22日）。

<sup>222</sup> 下記報告書では、特にこの3業界における強制労働の懸念が示された。

USAID (2022), Final Assessment Report-Thailand Countering Trafficking in Persons (CTIP), P.10



うな層が被害に遭うケースが増えてきており<sup>223</sup>、このような背景をよく分析して予防していく必要がある。

#### 5.8.4 保護・社会復帰（Protection）に係る課題

##### 【シェルター】

- 被害者の移動の自由や携帯電話使用の自由が必ずしも担保されていない。
- 被害者はシェルター等のサービスを受けるためには、人身取引被害に係る法的手続きを開始することを求められる。
- 女性被害者がシェルター外で就業できるケースが男性と比較して非常に少ない。
- シェルターの職業訓練で身に着けた技術が、退所後必ずしも就業や生計向上につながっていない。

##### 【人材育成】

- 人身取引事案に携わった経験のない人が、人事異動により地方で MDT に加わることもあり、人身取引に関する基礎的な理解が担保されていないケースがある。
- 地方の県では MDT メンバーの能力強化が引き続き必要とされている。地方のメンバーが参加できる研修機会も限られており、一度も被害者認定研修を受けずに MDT として活動しているメンバーもいる。
- 地方で研修が足りないとの声がある一方で、逆にバンコクでは様々な種類の研修が数多く実施されており、研修に出席するために通常業務ができない日が多い政府職員もいる<sup>224</sup>。研修のニーズを改めて確認するとともに、実施済みの研修についてもその効果をよく検証し、より効果的な研修に焦点を当てて実施していく必要がある。
- 地方では被害者の支援を行う通訳が不足している。特に人身取引や人身取引対策法、被害者中心アプローチなどについて十分な知見を持った通訳が不足しているため、インタビュー等で解釈の違いが生じることもある。

##### 【その他】

- 被害者認定に関連するフォーマットやガイドラインが多く、プロセスが複雑化している。また、それぞれ異なる機関が作成しているため、文書間の整合性が担保されているか判断しづらい。被害者認定は慎重に行われなければならないため安易に簡易化することはできないが、複雑化することによりメンバー間の理解の齟齬が生じる、フォーマットを使いこなせていない、などの事態が生じるのは避けなければならない。
- 人身取引事案への対応に当たっては、地域の情報をよく把握しているコミュニティリーダーとの信頼関係の構築が重要であり、コミュニティリーダーからの協力が得られなければ捜査が円滑に進まないこともある<sup>225</sup>。
- 被害者の保護プロセス全体と通じて、ジェンダーや脆弱性の視点をさらに取り入れていく必要がある。
- 漁業産業で労働監査官が被害者認定を行う際に使うモバイルアプリケーションが導入されているが、政府から携帯電話を支給されておらず、Wi-Fi ネットワークなどもないため使用に当たっては労働監査官が自身の携帯電話を使用し、通信料を負担しなければならないことがある<sup>226</sup>。また、被害者支援のためのアプリケーションについても、特に漁業産業で働く移住労働者は読み書きができないことが多いため、アプリケーションを使えないこともある<sup>227</sup>。

#### 5.8.5 調整・連携（Partnership）に係る課題

<sup>223</sup> UNDP への聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

<sup>224</sup> NGO への聞き取り結果に基づく。

<sup>225</sup> World Vision Thailand への聞き取り結果に基づく（2022年4月19日）。

<sup>226</sup> ILO への聞き取り結果に基づく（2022年4月28日）。

<sup>227</sup> Ibid

### 【国境を越えた連携】

- 国境を越えた取組の推進のためには、国同士の連携だけでなく、過去の JICA プロジェクトで実施されていたように、国境を接する県など地区レベルの連携も必要である。
- ミャンマーで政変が発生してから、被害者の本国送還や移民の強制送還などの手続きが中断し、2 国間連携などの調整も行われていない。

### 5.9 JICA による協力の方向性

これらの現状と課題を踏まえ、これまでのタイにおける JICA による支援の実績、JICA の比較優位性、活用可能な JICA のスキームや知見・経験等に鑑みて、以下 1 件の支援案を提案する。

表 17：タイにおける支援案①

項目	詳細
概要	タイにおける移住労働者の強制労働および移住労働者とその家族の福利厚生に携わる関係者に対して、1)人身取引対策法第 6/1 条の執行に係る研修、2) 移住労働者への対応における社会的脆弱性の視点の導入、3)被害者認定プロセスにおける各種ガイドライン、SOP 等の整理、統合、標準化、4)データ収集・管理、の各項目に係る手順の明確化（ガイドライン等の改訂を含む）および研修を通じた能力強化を行うことにより、移住労働者とその家族の保護に係る対応モデルが構築される。
プロジェクト目標	タイにおける移住労働者とその家族の労働環境、生活環境が改善される。
スキーム	技術協力プロジェクト
カウンターパート	労働省労働者保護福祉局
協力機関	人身取引対策委員会（ATP） 人身取引対策調整・モニタリング委員会（CMP） 社会開発人間安全保障省（MSDHS） タイ国家警察（RTP）
期待される成果	1. タイにおける移住労働者とその家族の労働、生活状況が明らかになる 2. 強制労働の予防・対応に係る明確化された手順に基づく適切なプロセスの実施が促進される。 3. 移住労働者とその家族が適切に保護される

## 6. ラオスにおける調査結果

### 6.1 概況

#### 6.1.1 社会経済概況

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」）はインドシナ半島北部に位置する社会主義共和制国家で、北は中国、南はカンボジア、西はミャンマー、タイ、東はベトナムと国境を接している。総人口は約740万人(2021年)で<sup>228</sup>、全人口の半分以上を占めるラオ族を始めとして、50以上の民族から構成されている<sup>229</sup>。公用語はラオ語で、国民の大部分が仏教を信仰している。

1899年のフランスのインドシナ連邦に編入された後、1953年に独立したが、その後内戦が繰り返された。1973年に「ラオスにおける平和の回復及び民族和解に関する協定」が成立したことにより、1975年に現在のラオス人民民主共和国となった。政治制度は人民革命党による一党指導体制で、党幹部が各国家機関の幹部を兼任している。人民民主党は5年に1度党大会を開催し、5年ごとの政策と人事を決定している<sup>230</sup>。現在はシースリット国家主席兼人民民主党書記長が国家元首となっている。地方行政は首都ビエンチャンと全国17県(Province)から構成されており、その下に郡(District)一村(Village)が設置されている。

ラオスの一人当たり GNI は 2,520USD (アトラス方式、2021年) で<sup>231</sup>、10年前の 1,140USD から倍増している。ラオスが定める国家貧困ライン(1日当たり 2.5USD) 以下で暮らす人の割合は 18.3% (2018年) <sup>232</sup>で大幅に減少傾向にあるが、都市部と農村部の経済格差は依然として大きく、また少数民族の人々が多く居住する地域における貧困率が高いことが報告されている<sup>233</sup>。主要産業はサービス業、農業、工業等で、1990年以降、毎年約 6~8%の高い GDP 成長率を維持してきたが、2020年は COVID-19 のパンデミックの影響でマイナス成長となった。海外への移住労働者からの海外送金も大きな収入源となっており、パンデミックにより移住労働者が帰国を余儀なくされ、海外送金が減少したことも経済成長の停滞に係る大きな要因の一つとして指摘されている<sup>234</sup>。

#### 6.1.2 人身取引の概況

##### 6.1.2.1 人身取引被害の現状

ラオスは近隣諸国への人身取引被害者の送出国となっており、最も多い目的国は中国とタイである。他にも、マレーシア、インドネシア、ベトナム等でラオスからの人身取引被害者が確認されることもある。また、ラオスを經由してベトナムからタイや中国へ移動する人身取引被害者の経由国ともなっている。また、ラオス国内に位置する SEZ などではラオス人および外国人の人身取引被害者が確認されている。

ラオスにおける人身取引の被害者数や件数に関する包括的なデータは公開されていないが、米国国務省の TIP レポートによると、2019年~2021年にラオス公安省内の人身取引対策局 (Anti-Trafficking in Persons Department:ATD) が捜査を行った人身取引犯罪の容

表 18：ラオスにおける人身取引犯罪件数

	ATD が捜査を行った 件数および容疑者数	ATD から検察に 送致された容疑者数
2019年	32件	14件(25名)
2020年	21件(43名)	10件(20名)
2021年	39件(77名)	25件

\*2019年と2021年のデータの一部には人数の記載なし。

出所：US Department of States, TIP Report Lao PDR 2020, 2021, 2022  
より筆者作成

<sup>228</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=LA>, 2022年10月22日閲覧

<sup>229</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html#section1>, 2022年10月22日閲覧

<sup>230</sup> Ibid

<sup>231</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?locations=LA>, 2022年10月22日閲覧

<sup>232</sup> アジア開発銀行, <https://data.adb.org/dataset/basic-statistics-asia-and-pacific>, 2022年10月22日閲覧

<sup>233</sup> World Bank. et al (2020), Poverty Profile in Lao PDR, P.9

<sup>234</sup> Ibid

疑者数と、その後検察に送致された容疑者数は表 19 の通りである。また、同期間に認定された人身取引被害者数は表 19 の通りである。最高人民検察院（Office of Supreme People's Prosecutor: OSPP）は 25 件のうち 21 件を起訴し、13 件で裁判が開始された結果、7 件で 10 名の被告が有罪判決を受けたことが報告されている（2020 年は有罪判決は 5 件 11 名であった）<sup>235</sup>。人身取引の種別ごとの起訴件数や有罪判決数などは集計されていない。

2021 年のデータでは人身取引被害の内訳は公表されていなかったが、被害者の性別と年齢は、成人女性 30 名、少女・女兒 62 名、成人男性 3 名、少年・男児 13 名という内訳であった<sup>236</sup>。110 名の被害者のうち 92 名は海外で人身取引の被害に遭ったラオス人で、そのほとんどが中国とタイでの被害であった。

米国国務省 TIP レポートでの格付けは、2018 年 Tier3、2019 年 Tier2 Watch List、2020 年から 2022 年の 3 年間は Tier2 となっている。COVID-19 のパンデミック前と比較して人身取引の加害者に対する捜査や検察への送致など、法執行機関による取組の強化、研修や啓発活動の積極的な実施、被害者の送還の増加などの取組が評価されたことにより、2022 年は Tier2 の格付けを維持した<sup>237</sup>。一方で、パンデミックによる国境封鎖の影響で近隣諸国から帰国した移住労働者への支援の不足や、国内の強制労働への対応不足、国境地域の政府職員の能力強化不足などの点において、さらなる努力が求められている<sup>238</sup>。

#### 6.1.2.2 ラオス国外での人身取引被害

ラオスからの人身取引被害者の目的国で最も多いのは中国、次いでタイとなっている<sup>239</sup>。中国へは、国境を接しているルアンナムター県などの北部の県や SEZ を通じて中国雲南省に入るルートが一般的に使用されている。中国での人身取引被害で最も多いのは強制結婚であるとされており、2021 年に中国政府が中国で強制結婚や詐欺的な結婚の被害に遭ったラオス人女性 220 名を本国送還し、これらの女性はラオス政府から社会復帰支援を受けた、と報告されている<sup>240</sup>。ラオスにおいては児童婚（18 歳未満の結婚）の割合が依然として高いことが、国内外での強制結婚の被害者が多い理由の一つであるとの指摘もある<sup>241</sup>。実際に、2017 年に実施された UNICEF の複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Surveys : MICS）では、「20～24 歳の女性のうち 18 歳未満で結婚した女性の割合」は 33%となっており、カンボジア（19%、2014 年）、タイ（20%、2019 年）、ミャンマー（16%、2015 年）、ベトナム（11%、2014 年）などの近隣諸国と比較しても高いことが確認できる<sup>242</sup>。

タイにおいては性的搾取、強制労働（農業、製造業、家事労働など）の被害が多いとされる。タイとラオスは経済格差が大きく、タイでの雇用機会が多いこと、非正規雇用であってもラオスより賃金が高いことなどから、タイでの就業を希望する多くの移住労働者がラオスからタイに渡っている。パンデミック前には毎年平均約 44,000 人の移住労働者がラオスからタイに入国していたと推定されている（最大で 50 万人のラオス人労働者がタイに滞在していたと見られる）<sup>243</sup>。その中で、一部の移住労働者は人身取引被害者と認定され、タイからラオスに送還されている。また、タイでは多くの都市でバーやカラオケなどの飲食店やマッサージ店などを拠点に性的搾取が行われているが、実態が見えにくく、タイで性的搾取を目的とした人身取引の被害に遭うラオス人の統計や推計値は明らかにされていない<sup>244</sup>。なお、

<sup>235</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>236</sup> Ibid

<sup>237</sup> Ibid

<sup>238</sup> Ibid

<sup>239</sup> 公安省への聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 1 日）

<sup>240</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>241</sup> USAID (2022), Countering Trafficking in Persons in the Lao People's Democratic Republic An Ecosystem Approach Using Weak-Signal Analysis

<sup>242</sup> UNICEF, <https://data.unicef.org/topic/child-protection/child-marriage/>, 2022 年 9 月 15 日閲覧

<sup>243</sup> UNODC (2017), Trafficking in Persons from Cambodia, Lao PDR and Myanmar to Thailand, P.58

<sup>244</sup> Ibid, P.78

パンデミック発生以降国境が封鎖されたことで、膨大な数の移住労働者がタイからの帰還を余儀なくされ、一時的に施設での隔離を課せられた。これらの移住労働者の中には人身取引被害者がいた可能性が高いが、感染対策のため対面でのインタビューなどは行われず、人身取引被害者の認定や支援は行われなかった<sup>245</sup>。

その他、マレーシアやインドネシアなどの近隣諸国で、ラオス人が人身取引や強制労働の被害に遭うケースが確認されている。

### 6.1.2.3 ラオス国内での人身取引被害

ラオス国内では、全国に点在する 13 の SEZ（さらに 27 の SEZ の建設が予定されている）において、強制労働や性的搾取などの人身取引が行われていることが大きな課題となっている。中でも、タイ、ミャンマーとの国境に位置するボケオ県のゴールデントライアングル経済特区は人身取引のリスクが特に高いと報告されており<sup>246</sup>、ラオス人だけでなく、ミャンマー人、マレーシア人、タイ人等多くの外国人も人身取引の被害に遭っていることが報道されている<sup>247</sup>。SEZ では、カジノでの強制労働や外国人観光客からの性的搾取のほか、カンボジアで行われているコールセンター詐欺と同じくオンライン詐欺の強制労働などの被害が確認されている。しかしながら、SEZ で経済活動を行う企業等は外国資本であることが多く、国を挙げてその誘致を強化していることもあり、SEZ 内における犯罪行為の積極的な取り締まりは行われていない状況である。

SEZ 以外では、バーなどの飲食店、家事労働、衣料品・繊維産業、農業、建設業等での強制労働や性的搾取の被害が確認されている<sup>248</sup>。

### 6.1.2.4 人身取引被害者の認定システム

ラオスにおける人身取引被害者認定プロセスは 2 段階に分類される。最初のプロセスはラオス女性組合、県警察、入国管理局、NGO/CSO 等によるみなし被害者の認定（仮認定、Preliminary Victim Identification）で、この段階で人身取引被害者の可能性が高いと判断されれば、ATD による被害者認定（Victim Identification）が行われる。

被害者認定ガイドライン（2016）に定められている被害者認定における主な手順は以下の 4 点である<sup>249</sup>。

- 1) インタビュー実施前のアセスメント  
年齢、性別、国籍、言語、本人確認書類、移動手段、被害に遭った場所、身体的痕跡等、人身取引の被害者である可能性を示す各項目を確認する。
- 2) インタビューの準備  
インタビュー実施者、チームの構成、通訳など、インタビューに必要な準備を行う。
- 3) 被害者へのインタビューの実施  
同ガイドラインに規定された質問票に則って、家を出た理由、移動の手配、斡旋された仕事の内容、宿泊先などを確認し、人身取引対策法で規定されている 3 つの要素（手段、目的、行為）の有無を検証するための情報収集を行う。
- 4) インタビュー結果の取りまとめ  
インタビュー結果を検証し、人身取引の 3 要素の有無を確認する。

上記の手順を経て人身取引の被害者であると判断された場合は ATD へ照会され、ATD による認定手続きが行われる。ATD により人身取引被害者と認定されれば、被害者のニーズに

<sup>245</sup> NGO 等への聞き取り結果に基づく。

<sup>246</sup> US Department of States (2018), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>247</sup> Radio Free Asia, <https://www.rfa.org/english/news/laos/ransom-10032022143444.html>, 2022 年 10 月 10 日閲覧

<sup>248</sup> US Department of States (2021), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>249</sup> USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners. P. 63



## 6.2.2 二国間覚書または二国間協定

ラオスでは人身取引被害者の保護に関して以下の二国間覚書を締結している。

- ラオスーベトナム間における人身取引の防止および撲滅並びに人身取引被害者の保護に関する二国間 MOU (2010)
- ラオスー中国間における人身取引の防止と撲滅のための協力に関する二国間協定 (2014)
- ラオスータイ間における人身取引、特に女性と子どもに対する人身取引の根絶に係る二国間 MOU (2017)

上記 3 つの MOU に加えて、タイとの間で人身取引被害者の本国送還手続きを定めた SOP を締結している。また今後、マレーシア、カンボジアと二国間協力協定を結ぶことを目指している<sup>251</sup>。

## 6.2.3 国内法

ラオスでは 2015 年に人身取引対策法 (The Law on Anti-Trafficking in Persons) が制定された。同法では、パレルモ議定書における人身取引の定義に基づき、搾取を「目的」として、脅しや暴力、誘拐、詐欺などの「手段」を用いて、人を調達、売買、引き渡し等の「行為」を行うことを人身取引と定めており、基本的に人身取引被害者の認定プロセスではこの定義に基づき、「目的」「手段」「行為」の 3 つを人身取引を構成する要素と定義している<sup>252</sup> (被害者が 18 歳未満の子どもである場合は、本人の自発的な意思の有無に関わらず、「行為」「目的」が確認されれば人身取引に該当する)。人身取引を犯した者は、5 年から 15 年の禁固刑、および 1 千万～1 億ラオス・キープの罰金を科される。

同法では罰則規定の他に、人身取引の予防、被害者の保護、人身取引対策に関する国際協力、担当機関などについて定めている。人身取引の被害者、または人身取引被害者である可能性のある人に対しては、法執行機関が適切な情報収集を行うとともに、必要な支援サービスへの照会、一時的な保護施設 (シェルター) への照会、法律・医療・職業訓練・教育・社会復帰に係る支援を受ける権利が法的に保障されている。

人身取引対策法の他に、人身取引と関連がある法律は以下の通りである。

- 女性の保護と能力開発に関する法律 (2004)
- 刑事訴訟法 (2004)
- 労働法 (2006)
- 女性と子どもに対する暴力の防止と対策に関する法律 (2014)

## 6.3 政策および調整機能

### 6.3.1 政策

ラオスでは現在、人身取引対策国家計画フェーズ III (The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III)(2021-2025)が実施されている。同計画では人身取引の撲滅を目指して、以下の 12 のターゲット (指標) を定めている<sup>253</sup>。

- 1) 法律、ガイドライン、教育カリキュラム、研修の開発および改訂を促進する。

<sup>251</sup> Lao People's Democratic Republic (2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025), P.23

<sup>252</sup> Lao People's Democratic Republic (2015), Decree of the President of the Lao People's Democratic Republic on the Promulgation of the Law on Anti-Trafficking in Persons, Article. 9

<sup>253</sup> Lao People's Democratic Republic (2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025), P.16-17

- 2) 中央及び地方レベルで人身取引対策に携わる職員に対する研修を実施する。国内および海外における視察を実施し、作業計画及び中央と地方の間の調整メカニズムを更新し、適時性、効率性及び有効性を担保する。
- 3) 様々な形態のコミュニケーションおよび意識向上用ツールの開発を促進する。
- 4) 人身取引の危険性と負の影響についての理解を促進するための意識向上キャンペーンを実施し、住民、コミュニティ、当局、脆弱な地域に対する働きかけを確実に実践する。
- 5) ホットラインの利用率を向上させる。
- 6) 起訴率 80% を達成し、加害者を裁き、厳罰に処する。
- 7) 人身取引事案に関する統計とデータ収集システムを強化し、包括性、正確性を確保する。
- 8) 人身取引の被害者を適時かつ包括的に保護・支援する。
- 9) 脆弱な人々や人身取引の被害者が就業できるようにするとともに、法令に基づき労務管理を改善する。
- 10) 技術的・財政的支援と援助を確保するために、二国間および多国間協力を拡大する。
- 11) 人身取引被害者のためのシェルター、サービスの維持・改善、およびルアンナムター県の人身取引被害者一時保護施設の建設、人身取引対策国家委員会の事務局の建設を実施する。国内外からの寄付を財源とする予算を充当し、人身取引対策を支援するための車両や機材を提供する。
- 12) 国家計画内のすべての活動が実施されるよう、四半期、半年、1年のタイミングで進捗を報告するとともに、1年、3年、5年のタイミングで実施状況を評価する。

上記ターゲットのもと、5P の各側面で実施すべき具体的活動が定められている。政策 (Policy) では 3 つのプロジェクト (9 つの活動)、予防 (Prevention) では 8 つのプロジェクト (30 の活動)、起訴 (Prosecution) では 5 つのプロジェクト (23 の活動)、保護 (Protection) では 7 つのプロジェクト (35 の活動)、連携 (Partnership) では 2 つのプロジェクト (15 の活動) が設定されている。

### 6.3.2 調整機能

2015 年に人身取引対策法が制定されたことに伴い、国家人身取引対策委員会 (National Committee on Anti-Trafficking in Persons : NCATIP) が設置された。NCATIP は副首相を議長、公安省長官を常任副議長とし、労働社会福祉大臣、ラオス女性連合副会長、外務副大臣、首相府副次官、法務省副大臣、公衆衛生省副大臣、教育・スポーツ省副大臣、情報・文化・観光副大臣、ラオス革命青年連合副書記長、ラオス労働組合連合副会長、公安省警察局長から構成される人身取引対策の調整委員会である。公安省警察局長に事務局を置き、以下の役割を担っている<sup>254</sup>。

- 1) 人身取引対策に関する政策、戦略計画、プログラム、計画、プロジェクトを策定し、政府に提案する。
- 2) 政策、法律、規則を普及させ、人身取引対策に関する情報を一般市民、関連する国内外の関係者に提供する。
- 3) 県及び首都ビエンチャンの人身取引対策委員会を指導、監督、監視する。
- 4) 人身取引対策に関して、各省庁、団体、自治体、その他の関係者の調整、監督を行う。
- 5) 人身取引対策から得られた教訓を取りまとめ、会議で共有する。
- 6) 人身取引対策における地域的・国際的な協力関係を維持する。
- 7) 人身取引対策に関する活動の進捗を取りまとめ、定期的に政府に報告する。
- 8) その他、法令に定める権利および義務を行使する。

NCATIP のもとには、テクニカルレベルのワーキンググループが設置され、実務レベルの

<sup>254</sup> Lao People's Democratic Republic (2015), The Law on Anti-Trafficking in Persons, Article 56-57



議論や情報共有が行われる。

また、中央レベルの NCATIP のもと、全 17 県および首都ビエンチャンに県レベルの人身取引対策委員会が設置されている。県人身取引対策委員会は各県の副知事が議長を務め、県公安局が事務局となり、その他 NCATIP のメンバーの県レベルの組織で構成されている。各県における人身取引対策の進捗状況や課題の把握、関係者の調整等を行っている。

### 6.3.3 政策実施体制

本項ではオンラインインタビューを実施した政府機関による人身取引に係る役割について記載する。

#### 6.3.3.1 公安省

公安省(Ministry of Public Security: MPS)は警察局 (General Police Department) を所管する省庁で、警察局には NCATIP を取りまとめる事務局が設置されている。同事務局は海外からラオス人の人身取引被害者が本国送還される際にも受入の中心的な役割を担っている。

警察局内には人身取引対策局 (ATD) が設置されている。ATD は、情報、捜査、啓発・訓練など 6 つの部署から構成され、人身取引事案への対応と人身取引の予防を担っている。ATD は中央レベルに約 100 名、地方に約 200 名 (各県に 10~20 名) の計約 300 名の警察官が所属しており、人身取引事案の通報の受付、捜査や訴訟手続き、人身取引に係るデータの収集などを行っている<sup>255</sup>。また ATD は、被害者認定プロセスにおいて、他の政府機関や CSO 等が仮認定を行った被害者に対する正式な認定を行っている。

法的手続きだけでなく、人身取引や暴力との闘いに関する意識向上を目的に、様々なコミュニケーションメディアを通じた啓発活動を行うとともに、被害者認定と被害者の保護、支援のために開発されている各種ガイドラインに関する情報の普及なども行っている。公安省が運営するテレビやラジオの番組で、定期的に人身取引に関する意識向上キャンペーンを行っている<sup>256</sup>。また、警察内の人材育成については、県や郡レベルの警察組織とも連携し、毎年複数の対象県で人身取引に関する研修を行っている (2022 年はサバナケット県とルアンパバーン県で実施した)<sup>257</sup>。これらの研修を実施するために、ASEAN-ACT から技術支援を受けている。

#### 6.3.3.2 最高人民検察院

最高人民検察院 (The Office of the Supreme People's Prosecutor : OSPP) は、主に人身取引事案の法的手続きを担っている。人身取引が疑われる事案が発生した際に ATD や県警察が捜査を行い、刑事犯罪である可能性が高いと判断されれば検察に事案が送致される。その後検察で情報収集を行ったうえでケースを精査し、起訴するかどうかを決定する。ラオスでは首都ビエンチャンおよび全 17 県でそれぞれ検察組織が設置されており、捜査や検証は各県レベルの検察で行われる。さらなる捜査や検証が必要な場合は OSPP が対応することもある<sup>258</sup>。

OSPP 内では、人身取引事案の取り扱いや基礎に係る様々な研修を実施している。また、各部局にマスタートレーナーを養成し、部局内で研修内容を広めていく体制も整えつつある。研修は 3 カ月から 6 カ月に 1 回程度の頻度で実施され、全ての県および首都を対象に行われる。研修等の実施については、IOM と ASEAN-ACT から技術支援を受けている<sup>259</sup>。

<sup>255</sup> 公安省への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 1 日)。

<sup>256</sup> Lao People's Democratic Republic (2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025), P.6

<sup>257</sup> Ibid

<sup>258</sup> 最高人民検察院への聞き取り結果に基づく (2022 年 2 月 24 日)。

<sup>259</sup> Ibid

### 6.3.3.3 ラオス女性連合

ラオス女性連合 (Laos Women's Union: LWU) はラオス人民革命党管理下の大衆組織<sup>260</sup>の一つで、1955年に設立された。女性の権利の保護と促進に係る活動を行う責任を有しており、ラオスにおけるジェンダー平等推進に係るナショナル・マシンアリーとしての役割を担っている。中央の本部のもとに、県、郡、村の各レベルに支部がある。人身取引対策においては、人身取引被害者に対してシェルターでの保護や医療支援・カウンセリング・職業訓練・法的支援などを提供する役割を担っており、警察からのリファールを受けて、ビエンチャンで運営するシェルター「女性と子どものためのカウンセリング・保護センター」で人身取引被害者を受け入れている (第2部 6.4.1.1 参照)。また、人身取引被害者の仮認定なども行っている。

### 6.3.3.4 労働社会福祉省

労働社会福祉省 (Ministry of Labor and Social Welfare: MLSW) は、人身取引の被害者に対する長期的な職業訓練、能力開発、雇用機会を提供するとともに、安全なシェルターやリハビリテーション、心理社会的サポート、社会復帰支援などの社会福祉サービスの提供を行う役割を担っている。

MLSW はビエンチャンにビエンチャントランジットセンター (Vientiane Transit Centre: VTC) を運営しており、海外から送還されてきた人身取引被害者を一時的に受け入れている (VTC に滞在している間に、ATD による被害者認定が行われる)。また、人身取引被害者を含む脆弱な人々、障がいを持つ人々、貧困層等の支援のためのシェルターを全国に6か所設置し、安全な住居を提供するとともに、職業訓練を通じた社会復帰支援を行っている。人身取引被害者はLWUのシェルターで保護された後、長期的な支援が必要と判断された場合はMLSWに照会され、シェルターを含むMLSWのサービスを受ける。MLSWはまた、NGOが運営する同様のシェルターの運営についても、監督責任を有している<sup>261</sup>。

### 6.3.3.5 教育・スポーツ省

教育・スポーツ省 (Ministry of Education and Sports: MOES) は、国家人身取引委員会のメンバーとして、1) 女性と子どもに対する普遍的な教育の普及、2) 教育機関の管理、3) 人身取引の予防のカリキュラム化、4) 人身取引被害者への無償の教育機会の提供、の4点を担っている。

人身取引の予防は、初等学校および中等学校の「市民教育 (Civil Education)」という科目の一部として取り扱われる予定となっており、MOESでは授業で使用する補助的な教材として、人身取引の予防と根絶に関する教科書を策定した。また、教員向けの人身取引の予防と根絶に係るガイドラインも策定された。当該ガイドラインは、低学年用2種類、高学年用2種類の計4種類作成されている。市民教育の教員に対しては、これらの教材やガイドラインの使い方について現在研修を実施している段階となっている<sup>262</sup>。カリキュラム化に当たっては、NGOのWinrock International ラオス (第2部 6.5.3.1 参照) から技術支援を受けている。

教材やガイドラインの発行については、印刷に係る十分な予算がないため、首都ビエンチャンおよび全17県のうち、12県分の印刷が終了し、今後配布される予定となっているが、残りの6県分は2022年中に印刷が進められることとなっている<sup>263</sup>。教員の研修についても予算が不足しており、一部のみの実施に留まっている (教育スポーツ省では国家人身取引委員会から年間2億~2億7000万ラオス・キープほどの国家予算を配分されている)<sup>264</sup>。また、

<sup>260</sup> ラオスではラオス人民革命党管理下の社会政治団体であるラオス国家建設戦線のもとに、ラオス労働組合総連盟、ラオス女性連合、ラオス人民革命青年連合の3つの大衆組織が設置されている。ほとんどの国民がいずれかの組織に所属し、党の指導、管理を草の根レベルで実践している。

<sup>261</sup> 労働社会福祉省への聞き取り結果に基づく (2022年3月3日)。

<sup>262</sup> 教育・スポーツ省への聞き取り結果に基づく (2022年2月18日)。

<sup>263</sup> Ibid

<sup>264</sup> Ibid

学校を中退した子どもやインフォーマル教育を受けている子どもは人身取引のリスクがより高いと考えられるが、人身取引のカリキュラム化についてはフォーマル教育における取組が始まったばかりで、インフォーマル教育における普及はまだ計画されていない。

#### 6.3.3.6 情報・文化・観光省

情報・文化・観光省（Ministry of Information, Culture and Tourism: MoICT）では、主に人身取引予防のための啓発活動や広報活動の実施を担っている。テレビ、ラジオ、SNS 等様々なツールを通して、人身取引に関する意識向上キャンペーンを実施するとともに、人身取引対策に関連する規制や法律に関する情報の広報を行っている。

また、民間企業や民間団体を対象とした研修やワークショップも行っている。特に観光産業は人身取引に係るハイリスク分野の一つであり、人身取引事案の多くが観光ビジネスに関連して生じていることに鑑みて、観光分野は主要なターゲットの一つとなっている。そのため、観光事業者やマスメディアに対しての啓発活動や、観光産業における児童労働の防止に関する啓発活動などを実施している<sup>265</sup>。

これらの活動の実施については、人身取引対策国家委員会から年間約 3 億ラオス・キープの予算が配分されていたが、COVID-19 によって 2020 年度以降 30%削減された<sup>266</sup>。

### 6.4 政府および地方行政による取組

本項では、政府および地方行政による人身取引対策の概要について記載する。なお、表 2 の調査項目の 4 において「DX 等、革新的な取組や好事例」が調査対象として挙げられているが、文献調査および現地調査においてラオスでは DX 等による人身取引対策に係る取組例は確認されなかった。

#### 6.4.1 政府による取組

##### 6.4.1.1 シェルター

人身取引被害者を受け入れるシェルターとして、LWU がビエンチャンに「女性と子どものためのカウンセリング・保護センター（Lao Women's Union Counselling and Protection Center for Women and Children）」を運営している。同シェルターは UNICEF、アジア財団、日本政府など支援を受けて 2006 年に開設された。主に人身取引と SGBV の被害者を保護し、医療ケア、法律扶助、職業訓練、教育、リハビリテーションなど、関連法に基づいた様々なサポートを提供し、その後の社会復帰も支援している（サービスは無料で提供されている）。ラオス人被害者のほか、ラオスで人身取引の被害に遭った外国人被害者（主にベトナム人）も受け入れている。

同シェルターには管理部門、保護部門、カウンセリング部門の 3 つの部署があり、ソーシャルワーカーやカウンセラーなどを含めて計約 20 名のスタッフが配属されている。被害者は概ね 3 カ月程度滞在するが、DV 被害者の場合はさらに長く滞在するケースもある（2 年以上のケースもある）。シェルターでは女性も男性も受け入れることができるが、男女は別々の施設で生活している。男女合わせて最大 60 名程度まで受け入れることができる<sup>267</sup>。被害者がシェルターから自宅に戻る前には、被害者の家族やコミュニティへのアセスメントを行う。特に、家族が被害者を受け入れる意思があるかどうかを確認する。被害者自身が自宅に戻ることを望まない場合は、同じ出身県内でも自宅のある場所とは別の場所で仕事を斡旋することもある。被害者がシェルターを退所した後、ガイドライン上は 2 年間ケースをクローズせずフォローアップを行うことになっているが、実際の被害者の状況に鑑みて 3 年間フォローアップすることもあれば 1 年でケースをクローズすることもある<sup>268</sup>。同シェルターで保護サ

<sup>265</sup> Ibid

<sup>266</sup> Ibid

<sup>267</sup> 女性と子どものためのカウンセリング・保護センターへの聞き取り結果に基づく（2022年2月15日）。

<sup>268</sup> Ibid

ービスを受けて自宅に戻った後、さらに中長期的な支援を希望する場合には MLSW による職業訓練や NGO 等が運営するシェルターへの照会を受けることができる。

また、中国からラオス北部へ帰還する人身取引被害者の一時的な保護のため、政府は中国と国境を接するルアンナムター県に一時保護シェルターを建設した。同シェルターは 2022 年 3 月に開設され、女性、男性、LGBTQI+の人々を受け入れることができるとされているが、開設後もまだ完全には機能していないと報告されている<sup>269</sup>。

本件調査で女性と子どものためのカウンセリング・保護センターにインタビューを実施したところ、以下の課題が確認された<sup>270</sup>。

- シェルターのスタッフの知見や専門性が限定的である。労働搾取、性的搾取などの被害者の専門的なリハビリテーションや心理社会的ケアに関する専門性を持ったスタッフがいないため、深刻なケースの取り扱いが非常に難しい。ラオスの高等教育機関ではこれらの専門性について学べるカリキュラムがないため、スタッフが日本やタイでの研修でその一部を学ぶのみに留まっている。
- シェルターの本部の建物（事務所や食堂が入っている）についての老朽化が目立ってきており補修が必要となっているが、十分な予算を確保できていない。

#### 6.4.1.2 ホットライン

ラオスでは、人身取引に係る通報や相談に関して、主に以下のホットラインが存在する<sup>271</sup>。

- ATD のホットライン 1300
- 女性と子どものためのカウンセリング・保護センターのホットライン 1362
- ラオス労働組合総連盟ホットライン 1512

2022 年の米国国務省の TIP レポートでは、2021 年には人身取引、DV、SGBV、「子どもの保護（Child Protection）」の対象となる児童虐待等、労働搾取などの被害者 4,000 人以上がホットラインを通して支援を受けたとされているが、パンデミックの間はすべてのホットラインで人員不足に陥ったとともに、ホットラインの存在に対する一般市民の認識は限定的であったことが報告されている<sup>272</sup>。

#### 6.4.1.3 被害者認定ガイドライン

MPS は IOM 等国連機関のサポートを受けて、2016 年に「被害者認定ガイドライン」を作成した。同ガイドラインでは、被害者認定プロセスを定め、被害者認定インタビューの手順や質問項目、インタビュー実施における留意事項、被害者中心アプローチなどについて記載している（第 2 部 6.1.2.4 参照）。同ガイドラインの発行以来、MPS やその他の人身取引関係機関はガイドラインに基づく研修を継続的に実施しているが、被害者認定を行う現場レベルのスタッフが十分に認定プロセスについて理解している状態ではないため、引き続き研修を通じた能力強化の必要性が指摘されている<sup>273</sup>。

人身取引対策国家計画フェーズ III では、上記人身取引被害者認定ガイドラインのほか、以下の関連文書が作成されたことが記載されている<sup>274</sup>。

<sup>269</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>270</sup> 女性と子どものためのカウンセリング・保護センターへの聞き取り結果に基づく（2022年2月15日）。

<sup>271</sup> Lao People's Democratic Republic(2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025), P.17-18

<sup>272</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>273</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>274</sup> Lao People's Democratic Republic(2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025), P.8

- 人身取引対策法ハンドブック
- 女性に対する暴力の予防および対応に係るハンドブック
- 人身取引に関する意識向上ガイドライン
- 人身取引防止に係る研修マニュアル
- 人身取引被害者の保護および支援に係るガイドライン
- その他啓発ツール・資料

#### 6.4.1.4 人身取引被害者支援基金

人身取引被害者に補償を支払うための被害者支援基金の設立については、人身取引対策国家計画フェーズⅢにおいて言及されているが、調査実施時点では具体的な計画は開始されていない。また、労働社会福祉省でも社会福祉基金設立について議論が行われているが、同基金についてもまだ計画立案は行われていない<sup>275</sup><sup>276</sup>。

刑事訴訟の結果に基づいて、被害者が加害者から損害賠償を受け取ることが可能となっているが、被害者が加害者を起訴し損害賠償を要求しなければならず<sup>277</sup>、被害者の精神的な負担が大きい。また、民事訴訟でも損害賠償を受けることができるとされているが、これについても被害者が加害者を相手取り民事訴訟を起こさなければならないため、実際に手続きが行われることはほとんどない。

#### 6.4.2 地方行政による取組

本項では、オンラインインタビューを実施したチャンパサック県労働社会福祉局 (Provincial Office of Labor and Social Welfare: POLSW) における人身取引対策の概要と課題を記載する。

第2部6.3.2で述べた通り、中央レベルのNCATIPのもとに、首都ビエンチャンおよび全17件で県人身取引対策委員会が設置されている。県人身取引対策委員会は県副知事が議長を務め、NCATIPを構成する政府機関の県レベルの組織がメンバーとなっている。定例会議は年に2回開催されており、議題によっては県内で活動するNGOやCSOが出席することもある。

チャンパサック県 POLSW では、人身取引被害者を含む脆弱層を支援するためのシェルターを運営し、能力強化、能力開発、職業教育訓練、教育、雇用機会の提供などを行っている。同県では、Winrock International が支援して NGO の Village Focus International が運営する施設、県 LWU が運営する職業訓練センター（縫製と理容・美容が学べる）、POLSW が運営する能力開発センター (Skill Development Center) など、同様の施設が複数存在している。POLSW の能力開発センターでは、11 のコースから職業を学ぶことができる。

チャンパサック県 POLSW へのインタビューを通して、以下の課題が確認された<sup>278</sup>。

- 人身取引被害者の中には、公的支援を受けることを希望しない被害者が多い。多くの被害者は、自宅から離れた場所で生活することに不安を覚え、早く自宅に帰ることを希望する。また、職業訓練を受けている間は収入がないため、職業訓練を受けずになるべく早く社会復帰し、収入を得たいと考える被害者も多い。
- 職業訓練終了時の資機材配布支援が減少している。以前は、職業訓練終了時に自身でビジネスを開始するための資機材の提供（縫製コースではミシン、理容・美容コースでは

<sup>275</sup> 労働社会福祉省への聞き取り結果に基づく（2022年3月3日）

<sup>276</sup> 社会福祉基金については、2016年にJICAが実施した『メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査』の調査報告書でも記載されているが、本件調査実施までの5年間に具体的な計画立案には至っていない。

JICA (2016), メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査 調査報告書, P. 53

<sup>277</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR

<sup>278</sup> チャンパサック県 POLSW への聞き取り結果に基づく（2022年3月3日）。

理器具一式、自転車修理コースでは修理器具一式、など)を行っていたが、現在は予算が不足しているため、資機材の提供を受けられるのは20人中4~5人程度となっている。

## 6.5 国際機関、二国間援助機関、NGO等民間団体による取組

ラオスでは国際機関、二国間援助機関、多くのNGO等民間団体が人身取引対策関連の支援を実施している。本項ではこれらの機関・団体による支援の一部について概要を記載する。

### 6.5.1 国際機関

#### 6.5.1.1 IOM

IOMでは、2001年からラオス政府に対して人身取引や労働搾取に対処し、移民の脆弱性を低減するための支援を行ってきた。近年は主に以下の2つのプロジェクトを実施した(IOMによる現行プロジェクトの有無は確認されていない)<sup>279</sup>。

#### 1) 司法能力強化を通じた人身取引対策 (Combating Human Trafficking through Reinforcing Judicial Capacity : CHARJ, 2017~2019年)

CHARJは、米国国務省の支援を受けて実施された法執行機関(警察官、検察官、裁判官、弁護士)の能力強化プロジェクトである。人身取引の撤廃に向けて、被害者保護や加害者処罰に係る最低基準に則った司法手続き、被害者認定ガイドラインの遵守に係る研修やワークショップを行った。

#### 2) 人身取引と移民の密入国に対するグローバルアクション(Global Action against Trafficking in Persons and Smuggling of Migrants: GLO.ACT, 2015~2019年)

GLO ACTはUNODC、UNICEFとの連携のもと、EUの資金提供により、ベラルーシ、ブラジル、コロンビア、エジプト、キルギス共和国、ラオス、マリ、モロッコ、ネパール、ニジェール、パキスタン、南アフリカ、ウクライナの13カ国を対象に実施された人身取引対策のためのグローバルプログラムである。同プログラムにおいて、ラオスでは人身取引被害者や脆弱な移住労働者に対する支援を提供するCSOと連携して、人身取引事案の対応能力の強化を行った。

また、国際機関としては、UNDPがCOMMITプロセスの事務局として、SPA4のレビューとSPA5の策定に向けたコンサルテーションを実施している(第2部3.3.3参照)<sup>280</sup>。

### 6.5.2 二国間援助機関

#### 6.5.2.1 ASEAN-ACTラオス<sup>281</sup>

ASEAN-ACTラオスでは、主に被害者の保護と加害者の処罰に係る政府職員の能力強化を行っている。具体的には以下の活動が挙げられる。

#### 1) 被害者認定能力強化

ATDと連携し、被害者認定と人身取引事案の捜査に関する研修を行っている。現場レベルの警察官の間では、人身取引の定義や認定プロセスに関する理解はまだ十分ではないため、人身取引事案への対応に焦点を当てた研修を提供している。また、法律扶助へのアクセス、プライバシーの保護、適切なシェルターへのアクセスなど、被害者の権利の尊重に関する研修も行っている。

#### 2) 人身取引の被害に遭った子どもに対する対応強化

ATDと連携して、人身取引の被害に遭った子どもに対して、子どもにやさしい(Child Friendly)インタビューの実施など、子どもに配慮した規定を設けるための議論を行って

<sup>279</sup> IOM (2020), IOM Fact sheet\_IOM's Counter Trafficking Programming in Lao PDR. P.2

<sup>280</sup> UNDP, <https://www.undp.org/laopdr/press-releases/nationwide-consultation-first-ever-action-plan-legal-aid-lao-pdr>, 2022年9月20日閲覧

<sup>281</sup> ASEAN-ACTへの聞き取り結果に基づく(2022年2月22日)。

いる。

- 3) 被害者中心アプローチに則った司法手続きの導入  
OSPP と連携し、司法手続きにおける被害者中心アプローチと被害者に配慮した指標の導入に係るプロジェクトを実施している。また、裁判所と連携して被害者中心アプローチに関するガイドラインを作成している。当該ガイドラインが完成すれば、すべての裁判所に適用される予定となっている。裁判官に対しては、ビデオ証言や裁判前の証言などに係る研修も実施している。
- 4) アドボカシー  
ラオスでは人身取引被害者に対する補償制度が導入されていないため、被害者補償に関する政府へのアドボカシーを行っている。
- 5) 被害者保護に係る能力強化  
LWU と連携し、被害者の早期発見、被害者認定、警察との連携、シェルターの運営、現場レベルでのサービスやサポートに関する能力強化を行っている。また、被害者の保護と支援に関する能力を高めるために、トラウマやジェンダーに配慮したアプローチに関する活動も行っている。

上記以外にも、人身取引の最近の傾向として、特に子どもに対するオンラインでの勧誘や搾取が増加しているため、人身取引事案における IT 技術の活用やデジタルの証拠の保全・活用などに関する理解を深めるプロジェクトも行っている。また、Village Focus International などの NGO とパートナーシップを組み、被害者の保護や社会復帰支援の強化を行っている。

### 6.5.3 NGO 等民間団体

#### 6.5.3.1 Winrock International ラオス

Winrock International は 2017 年からラオスに拠点を置き、2019 年に正式に活動を開始した。主に被害者の脆弱性とリスクの低減に焦点を置き、政策 (Policy)、保護 (Protection)、予防 (Prevention) の 3 つの側面で活動している<sup>282</sup>。

- 1) 政策 (Policy)  
政府の人身取引に関する計画実施のサポート、特に人身取引国家計画の県レベルでの実施のため、県における人身取引計画の立案の作成のサポートを行っている。また、各種政策の英訳、広報支援も行っている。
- 2) 予防 (Prevention)  
人身取引被害者や、被害に遭うリスクの高い人々に対する経済的エンパワーメントを行っている。基本的には各人のニーズに合わせて、様々な職業訓練や能力開発を受けることができる。対象はチャンパサック県とサバナケット県の計 15 郡である。人身取引の背景の一つとして貧困が挙げられ、仕事が無かったり、あっても収入が非常に少なかったりする中で、人身取引の被害に遭うリスクが高まる。そのため、就業したり、より高い収入を得たりするためのスキルトレーニングを行っている。そのほか、MoICT とともに啓発活動 (ポスターやハンドブック作成など) を行ったり、教育省と連携して学校における啓発活動を行ったりしている。
- 3) 保護 (Protection)  
人身取引の被害者が適切なサポートを受けられるように、シェルター等のサービスへのリファールを行っている。また、シェルターへのトレーニングを実施して、サービスの質の向上を目指している。政府が運営する 2 つのシェルターのほか、ローカル NGO のシェルターなどを対象にしている。また、LWU と連携して、被害者認定やシェルター

<sup>282</sup> Winrock International ラオスへの聞き取り結果に基づく (2022 年 2 月 24 日)。

運営に係る最低基準ガイドラインの作成を行っている。

#### 6.5.3.2 Sensabang

Sensabang は 2006 年に設立されたラオスのローカル NGO で、MLSW のパートナー団体の一つとして、人身取引の被害者を含めた脆弱層への支援を行っている。3 名のソーシャルワーカーと 1 名の弁護士を含む計 12 名のフルタイムスタッフが在籍し、主に以下の活動を実施している<sup>283</sup>。

##### 1) 人身取引被害者の保護

サバナケット県で、1) 脆弱層（貧困、病気、障がいなどの課題を抱えている人々）、2) 暴力の被害者（性的暴力や強制労働の被害者）、3) 人身取引被害者、を保護する施設を運営している。同施設には最大 55 名滞在することができ、医療やカウンセリングのほか、職業訓練などを提供している。職業訓練については、縫製、理容・美容など複数のコースから入所者自身が選択できる。学校を中退している人身取引被害者に対しては教育支援も行っている。なお、施設に居住できるのは女性のみで、男性は外部から通って職業訓練を受けたり、シェルター外での職業訓練を紹介したりしている。同施設は経済特区に隣接しており、パンデミック前は経済特区に工場を構える企業から職業訓練の提供があったり、要望を受けてそれらの工場で働くことを希望する入所者を紹介したりしていた。

##### 2) 人身取引予防のための啓発活動

コミュニティおよび学校で、人身取引対策のためのアウトリーチ活動と啓発活動を行っている。人身取引だけでなく、移住労働者に対する安全な移住に関する啓発や、ジェンダー平等、生徒に対する薬物使用の防止に係る啓発も同時に実施している。

Sensabang ではドイツ、スイス、オーストラリアの団体から資金提供を受けているほか、Winrock International からも支援を受けている。

#### 6.5.3.3 Village Focus International

Village Focus International (VFI) は女性と子どもの保護およびエンパワーメントを推進するラオスのローカル NGO である。Winrock International や欧州の団体などから資金提供を受けて、人身取引被害者の保護を中心とした活動を行っている<sup>284</sup>。

VFI はチャンパサック県とビエンチャンで被害者保護施設を運営している。同施設で安全な居住環境を提供するとともに、医療、職業訓練、教育、社会復帰（就業機会の支援）、家族への支援、生計向上支援など様々なサービスを提供している。シェルターでは女性のみを受け入れており（人身取引被害者だけでなく、脆弱な人々や帰還した移住労働者も受け入れている）、ビエンチャンでは最大 26 名、チャンパサックでは最大 25 名を受け入れることができる。職業訓練としては、裁縫、料理、ベッドメイキング、美容室、自転車修理、農業、キノコ栽培、食品加工などのコースがあり、コースによって必要な期間が異なっている（裁縫は最大で 5 カ月、料理は 2 カ月、農業は 1 週間から 1 ヶ月、自転車修理は 2～2.5 カ月、など）。被害者が退所してから 2 年間はフォローアップを行うこととしている。

施設の運営のほか、学校における啓発活動や CSO に対する被害者認定研修なども行っている。以前はチャンパサック県とタイ・ウボンラチャタニ県間の国境検問所付近にトランジットセンターを設置し、タイから送還された被害者や移住労働者を一時的に受け入れていたが、COVID-19 の感染拡大の影響で現在は閉鎖されている。

## 6.6 COVID-19 の影響

COVID-19 の感染拡大による影響について、特定された人身取引事案は実際の被害者数を必ずしも反映していないため、パンデミックによって人身取引の被害件数の増減があったか

<sup>283</sup> Sensabang への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 3 日）。

<sup>284</sup> Village Focus International への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 29 日）。



どうかを判断するのは容易ではない。一方で、人身取引対策、特に被害者の保護および加害者処罰において COVID-19 の影響が大きかったことが確認された。ロックダウン期間中は警察や検察による捜査や手続きが中断し、裁判も行われなかった時期があったことから、人身取引事案の訴訟手続きに大きな遅れが生じた<sup>285</sup>。また、集会が禁止されたことにより、2020年からの約2年間は研修やワークショップなどの開催が困難となった<sup>286</sup>。また、移動制限が科されたことにより、地方のコミュニティへの移動ができなくなり、啓発活動の多くが実施されなかった。一部の活動をオンラインベースで実施したが、インターネット接続が脆弱な地域もあり、コミュニケーションに係る課題が大きかった<sup>287</sup>。

LWU では、パンデミック期間中にホットラインの回線を増設し、より多くの相談や通報を受けられる体制とした。特に、収入が減ったことによりストレスを抱えた人々によるカウンセリングの希望が多かった<sup>288</sup>。また、国境が閉鎖されたことにより、タイをはじめとする近隣諸国から数多くの移住労働者が帰還した。狭い隔離施設に多くの移住労働者が居住を余儀なくされたため COVID-19 の感染が拡大し、それにより移住労働者に対する被害者認定インタビューなどが行われなかった<sup>289</sup>。通常の被害者認定プロセスも、対面のインタビューが難しくなったため、実施されなかったり、実施に遅れが生じたりした。

人身取引対策の予算は削減され、多くのリソースは COVID-19 対策に充てられた。そのため、実施予定であった活動が中止されたり、現場レベルでの被害者への対応が困難となったりしたことも報告されている<sup>290</sup>。

## 6.7 JICA による支援のレビュー

ラオスでは人身取引分野に係る JICA による支援は実施されていないが、タイで実施された「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト（2015-2019年）」（第2部 5.7.1 参照）で、タイと国境を接するラオスのチャンパサック県とボケオ県が支援対象地域として選定され、タイとの連携強化を含めた地方レベルでの能力強化が行われた。

本件調査でチャンパサック県の人身取引対策担当者へのインタビューを実施したところ、JICA による支援の結果、タイのウボンラチャタニ県との間で人身取引対策に係る MoU が締結され（その後3回改訂された）、人身取引事案に関する調査における連携や、啓発ツールの共同開発、定期会議の実施などについて両県の間で合意が行われた<sup>291</sup>。プロジェクト終了後も同県との連携が続いているだけでなく、同 MoU に基づき、タイの他の近隣県との情報共有も行われている<sup>292</sup>。

また JICA では、JICA ではこれまでに、タイにおける2件の技術協力プロジェクト「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（2009-2014年）および「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015-2019年）のにおいて実施されたメコン地域ワークショップ（MRW）で、ラオスの人身取引対策関係者を招へいした。

2012年から開始された日本での課題別研修『アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー（～2014年）』『アセアン諸国における人身取引対策協力促進(2015年～)』では、ラオスからの参加者を受け入れてきた。課題別研修では2014年以降（2020年、2021年はオンライン開催）18名の研修員をラオスから受け入れ、日本政府や日本の民間団体による人身取引

<sup>285</sup> 公安省への聞き取り結果に基づく（2022年4月11日）。

<sup>286</sup> 教育・スポーツ省への聞き取り結果に基づく（2022年2月18日）。

<sup>287</sup> 情報・文化・観光省への聞き取り結果に基づく（2022年2月22日）。

<sup>288</sup> 女性と子どものためのカウンセリング・保護センターへの聞き取り結果に基づく（2022年2月15日）。

<sup>289</sup> NGO等へのインタビュー結果に基づく。

<sup>290</sup> ASEAN-ACTへの聞き取り（2022年2月22日）、情報・文化・観光省への聞き取り（2022年2月22日）に基づく。

<sup>291</sup> チャンパサック県 PLSW への聞き取り結果に基づく（2022年3月3日）。

<sup>292</sup> Ibid

対策に係る取組を学ぶとともに、ケーススタディや関連施設の施設などを通して、人身取引対策と被害者の保護に係る学びを深める機会を提供した。

## 6.8 支援ニーズおよび課題

本項では、第2部1.2で述べた「政策(Policy)」「加害者処罰(Prosecution)」「予防(Prevention)」「保護・社会復帰(Protection)」「調整・連携(Partnership)、モニタリング評価、データ収集・管理」の5Pに沿って、調査過程で確認された課題や支援ニーズについて記載する。

### 6.8.1 政策(Policy)に係る課題

#### 【法律】

- 強制労働は労働法において禁止されているが、明確な定義や罰則規定がない。

### 6.8.2 加害者処罰(Prosecution)に係る課題

#### 【犯罪の取り締まり】

- 性的搾取が人身取引の中心的な形態であるとの認識が強く、広く行われている強制労働や労働搾取に対する対応が不十分である。
- IT技術を活用した人身取引被害が急増しているが、オンライン犯罪の取り締まりやデジタルツールの導入などは開始されていない。
- 国内における人身取引の実態が十分に把握されておらず、特にSEZにおける強制労働や性的搾取の取り締まりが適切に行われていない。観光業界における性的搾取の取り締まりも限定的である。

### 6.8.3 予防(Prevention)に係る課題

#### 【教育課程における人身取引のカリキュラム化】

- 初等教育および中等教育においてカリキュラムの一部に人身取引の予防が取り入れられたが、予算不足によりテキストやガイドラインの印刷・配布、教員の研修などに遅れが生じている。
- 学校を中退した子どもやインフォーマル教育を受けている子どもなど、人身取引のリスクの高い子どもに対する啓発が十分に行われていない。

#### 【啓発活動】

- 都市部から離れた地域や遠隔地においても人身取引対策の重要性や問題の危険性について啓発を行う必要があるが、予算が限定されていることにより、遠隔地での実施は少ない。

### 6.8.4 保護・社会復帰(Protection)に係る課題

#### 【被害者認定】

- 被害者認定ガイドラインやその他の関連ガイドラインに係る関係者間の理解が十分に進んでおらず、人身取引事案の捜査や司法手続きに必要なスキルを有した専門職員は依然として少ない。

#### 【保護】

- 海外から帰還した移住労働者に対するスクリーニングや人身取引被害者認定が適切に実施されていない。
- 人身取引被害者のための長期的支援を提供する公的シェルターは存在しない。
- シェルター等の保護施設において、被害者の心理社会的サポートやケアを適切に行える専門性を有した臨床心理士やカウンセラーがいない。また、ラオスではそれらの専門性を身に着ける高等教育のカリキュラムが存在しない。
- いくつかのシェルターでは建物の老朽化が進んでいる。
- 被害者のジェンダーに配慮したアプローチや社会的脆弱性に対する理解が限定的である。

る。

- 男性、男児、LGBTQI+を受け入れているシェルターが限定的である。また男性やLGBTQI+が利用できるその他のサービスを提供している団体が少ない。

#### 【人身取引被害者への経済的支援】

- 被害者を救済するための経済的支援を行う基金が設置されていない。
- 刑事訴訟、民事訴訟で加害者から損害賠償を得ることができる場合があるが、被害者自身が加害者を相手取り裁判を起こす必要があり、実際に手続きを行うのは非常に困難である。

#### 【社会復帰】

- 人身取引被害者の中には、シェルターや職業訓練などの公的支援を受けることを望まない被害者もあり、人身取引のリスクが高い状態が続いているケースがある。
- 職業訓練を受けた後に生計向上のための資機材を提供する予算が減少している。

### 6.8.5 調整・連携（Partnership）に係る課題

#### 【調整・連携】

- 多くの省庁が人身取引対策に関わっているが、省庁間の横断的な連携は非常に限定されている。また中央から地方レベルにおける垂直的な連携も十分ではない。
- 二国間協力の枠組みだけでなく、緊密な情報交換や相互支援のための円滑なシステムを構築し、国境を越えた連携を促進する必要がある。また、県レベルの連携の強化も重要である。

#### 【データ収集・管理】

- 人身取引に係る統合されたデータがなく、また定義があいまいであるため、データを収集している機関によって数値が異なることがある。統合されたデータベースの構築が以前から計画されていたが<sup>293</sup>、調査実施時点では同計画に進捗はない

### 6.9 JICA による協力の方向性

これらの現状と課題を踏まえ、ラオスにおける JICA による支援の実績、JICA の比較優位性、活用可能な JICA のスキームや知見・経験等に鑑みて、以下 2 件の支援案を提案する。

表 21：ラオスにおける支援案①

項目	詳細
概要	人身取引と SGBV の予防と対応を行っているラオス女性連盟に対して、1) 意識変容、行動変容を促す啓発活動に係る啓発ツールの開発、2) 効果的な啓発活動の実施に係るパイロットプロジェクト、3) 農村部、遠隔地における啓発活動の実施モデルの構築、4) 啓発活動における他省庁との連携、の実施を通して、人身取引の予防に係る課題と効果的施策を特定する
プロジェクト目標	人身取引に係る意識・行動変容を目的とした啓発活動のモデルが構築される
スキーム	個別専門家
カウンターパート	ラオス女性連合（LWU）
協力機関	国家人身取引対策委員会（NCATIP） 県人身取引対策委員会 ラオス女性連合（LWU）女性と子どものためのカウンセリング・保護センター 公安省（MPS）

<sup>293</sup> Lao People's Democratic Republic(2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025),P.6

	労働社会福祉省 (MLSW) 教育・スポーツ省
期待される成果	1. 意識変容、行動変容を目指す啓発活動のツールが開発され、パイロットプロジェクトが実施される 2. 農村部、遠隔地における効果的な啓発活動のモデルが構築される 3. 他の省庁と連携した啓発活動実施体制が構築される

表 22 : ラオスにおける支援案②

項目	詳細
概要	人身取引被害者と SGBV 被害者へ支援を提供する施設である「女性と子どものためのカウンセリング・保護センター」において、被害者中心アプローチに則った対応能力が強化される。具体的には、1) スタッフへの被害者中心アプローチに対する理解を深める研修の実施、2) ガイドライン整備等の実施を通じたシェルターおよびホットラインの対応能力強化、3) シェルターおよびホットラインのスタッフへのカウンセリング、心理社会的サポート、トラウマケアなどの専門性を高める研修の実施、4) 人身取引被害者救済基金の立ち上げに係る調査、調整、を通してより効果的な人身取引被害者対応モデルが構築される
プロジェクト目標	女性と子どものためのカウンセリング・保護センターにおけるケースマネジメントとカウンセリングの質が向上する
スキーム	技術協力プロジェクト
カウンターパート	ラオス女性連合 (LWU) 女性と子どものためのカウンセリング・保護センター
協力機関	国家人身取引対策委員会 (NCATIP) 県人身取引対策委員会 ラオス女性連合 (LWU) 公安省 (MPS) 労働社会福祉省 (MLSW) 教育・スポーツ省
期待される成果	1. シェルターとホットラインのスタッフが被害者中心アプローチへの理解を深める 2. シェルターおよびホットラインの運営ガイドラインが整備される 3. シェルターおよびホットラインのスタッフが、カウンセリング、心理社会的サポート、トラウマケアに係る専門性を身に付ける 4. シェルター、ホットラインでのサービスを通じた被害者中心アプローチに則った支援モデルが構築される 5. 人身取引被害者救済基金の立ち上げに係るニーズ、課題が特定される
備考	女性と子どものためのカウンセリング・保護センターにおいて、スタッフの専門性が不足しているという課題が明らかになったため、JICA がベトナムで実施した「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」におけるカウンセリング能力の向上に係る知見を活用する。

## 7. ベトナムにおける調査結果

### 7.1 概況

#### 7.1.1 社会経済概況

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）は、インドシナ半島東部に位置する社会主義共和制国家で、北は中国、西はラオス、カンボジアと国境を接している。総人口は 9,800 万人（2021 年）で<sup>294</sup>、人口の約 86%を占めるキン族と 53 の少数民族で構成されている<sup>295</sup>。公用語はベトナム語だが、少数民族固有の言語も数多く存在している。国民の大部分が仏教を信仰しているが、キリスト教徒やイスラム教徒も一定数いるとされている。

1960 年から 1975 年まで約 14 年間続いたベトナム戦争<sup>296</sup>が終結し、1976 年に北ベトナムと南ベトナムが統一されたことにより、現在のベトナム社会主義共和国となった。1986 年からはドイモイ（刷新）政策が打ち出されて以降、ベトナム政府は構造改革や国際競争力強化に取り組んでいる。内政は唯一の合法政党である共産党による指導体制となっており<sup>297</sup>、現在は共産党党首のグエン・フー・チョン共産党書記長が国家元首を務めている。地方行政は 5 つの中央直轄市（centrally administered cities、首都ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントー）と全国 58 の省（Province）から構成されており、中央直轄市の下には市（Municipal City/District level Town）／郡（Urban District）／県（District）－区（Ward）／コミューン（Commune）、省の下には県（District）－市（Township）、または県（District）／省轄市（Provincial Cities）／市（District level Town）－区（Ward）／コミューン（Commune）が置かれている<sup>298</sup>。

同国の一人当たり GNI は 3,560USD（アトラス方式、2021 年）となっており<sup>299</sup>、2011 年からの 10 年間で倍以上増加している。主要産業は農林水産業、鉱工業・建築業、サービス業となっている。2000 年以降、毎年 5～7%前後の高い GDP 成長率を示しており、様々な自由貿易協定の発効、ODA を活用したインフラ整備、低賃金の労働力などを背景に、輸出主導型の経済成長を続けてきた<sup>300</sup>。一方で、一部の地域では改善が見られるものの、依然として都市部から離れた中部地域や北部の山岳地域、特に少数民族が多く暮らす地域では貧困率が高い傾向にある<sup>301</sup>。

#### 7.1.2 人身取引の概況

##### 7.1.2.1 人身取引被害の現状

ベトナムは人身取引被害者の送出国となっており、中でも確認された事案の中では中国での被害が最も多い。公安省（Ministry of Public Security : MPS）は、2012 年から 2017 年にかけて 3,000 人以上が人身取引の被害に遭い、その大半は中国、カンボジア、ラオス等国境を接する国への越境による人身取引であったとしている<sup>302</sup>。また近隣諸国のみならず、アジア各国の SEZ や中東、欧州での強制労働の被害者も確認されている。ベトナム国内においても、製造業での労働搾取や都市部での性的搾取、強制労働などが横行しており、農村部の貧困層や少数民族、子どもなどの脆弱層が人身取引のリスクに晒されている。

ベトナムにおける人身取引の被害者数や件数に関する包括的なデータは公開されていない

<sup>294</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=VN>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>295</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>296</sup> ベトナム戦争がいつから開始されたとみなすかは諸説ある（1955 年、1959 年、1961 年など）。

<sup>297</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>298</sup> 国土交通省, <https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/vietnam/index.html>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>299</sup> World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?locations=VN>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>300</sup> 外務省, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>, 2022 年 10 月 22 日閲覧

<sup>301</sup> World Bank et al, (2022), From the Last Mile to the Next Mile\_2022 Vietnam Poverty and Equity Assessment, P.3-5

<sup>302</sup> Nguyen, Huy Binh.(2019). The Emergent Situation of Human Trafficking in Southeast Asia: A Case Study of Vietnam. The International Journal of Humanities & Social Studies. Vol. 7. Iss. 6

が、米国国務省の TIP レポートによると、2019 年～2021 年に MPS が捜査を行った人身取引事案と、最高人民検察院（The Supreme People’s Procuracy : SPP）が起訴した人身取引事案数は表 23 の通りである。警察が捜査を行った 77 件の内訳は、性的搾取 7 件、強制労働 3 件、その他の搾取が 67 件となっている<sup>303</sup>。また裁判所では、94 名の容疑者を含む 49 件の事案について司法手続きが行われ、94 名全員に有罪判決が申し渡された（量刑は事案により異なり、3 年未満の懲役から無期懲役までとなる）<sup>304</sup>。

特定された被害者数は表 24 となっており、126 名のうち、96 名がベトナム国外で被害に遭ったベトナム国籍を有する被害者であった<sup>305</sup>。海外での被害者 96 名には、性的搾取の被害者が 28 名、強制労働の被害者が 22 名含まれていた。また 126 名のうち半数以上が少数民族の出身者であったと報告されている<sup>306</sup>。2010 年から 2019 年までに約 7,000 人の被害者が認定されたが、ここ数年は報告件数が大きく減少している<sup>307</sup>。

米国国務省 TIP レポートでの格付けは、2018 年までは Tier 2 であったが、2019～2021 年は 3 年連続で Tier 2 Watch List となっており、最新版の 2022 年のレポートでは Tier 3 に格下げとなった。過去数年と比較して、捜査や起訴が行われる事案の件数が減少していること、人身取引のリスクが高い施設の監査やその過程での人身取引被害者の認定が不十分であること、在サウジアラビア・ベトナム大使館において、複数の外交官がベトナム人の人身取引に加担したにもかかわらず、当該外交官に対する刑事告発が行われず適切に処罰されていないこと、などが格下げの理由として報告されている<sup>308</sup>。今後は、関連する法律の改正や、国家政策実施のための予算確保、関係機関の能力強化、海外での強制労働の予防に係る取組の強化等が求められている<sup>309</sup>。

#### 7.1.2.2 ベトナム国外での人身取引被害

上述の通り、ベトナムで特定される人身取引事案の大半はベトナム人が海外で被害に遭うケースで、中でも中国での強制結婚、強制労働が最も多い割合を占めている<sup>310</sup>。ベトナムの北部では多くの省が中国と国境を接しており、国境地域の取り締まりが比較的緩いエリアでは、川や山を越えることで容易に中国側に渡ることができる状況となっている<sup>311</sup>。中国へと渡った被害者は、ベトナムとの近隣地域だけでなく中国全土に移動させられており、中には内モンゴル自治区で発見される被害者もいる<sup>312</sup>。その他、韓国やマレーシアなどアジア各国

表 23：ベトナムにおける人身取引犯罪件数

	MPS が捜査を行った 人身取引事案数	SPP が起訴した 人身取引事案数
2019 年	175 件	84 件（152 名）
2020 年	110 件（144 名）	106 件（180 名）
2021 年	77 件（149 名）	106 件（177 名）

\*起訴された事案には前年度に MPS から送検された事案も含まれるため、捜査件数と起訴件数は必ずしも連動していない。

出所：US Department of States, TIP Report Vietnam 2020, 2021, 2022 より筆者作成

表 24：ベトナムにおける人身取引被害者数

	合計	女性	男性
2019 年	300 名	—	—
2020 年	121 名	112 名	9 名
2021 年	126 名	114 名	12 名

\*2019 年には被害者の性別に係るデータは報告されていない。

出所：US Department of States, TIP Report Vietnam 2020, 2021, 2022 より筆者作成

<sup>303</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Vietnam

<sup>304</sup> Ibid

<sup>305</sup> Ibid

<sup>306</sup> Ibid

<sup>307</sup> USAID (2021), Assessment of Countering Trafficking in Persons in Vietnam-Situational Analysis Report, P. vii

<sup>308</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Vietnam

<sup>309</sup> Ibid

<sup>310</sup> Anti-Trafficking Review, <https://www.antitraffickingreview.org/index.php/atjournal/article/view/611/464>, 2022 年 9 月 25 日閲覧

<sup>311</sup> NGO への聞き取り結果に基づく。

<sup>312</sup> NGO への聞き取り結果に基づく。

での農業、漁業等における強制労働、中東での家事使用人としての強制労働など、様々な国、地域でベトナム人の被害が確認されている。ラオス、タイ、ミャンマーの国境地域に位置するゴールドトライアングル経済特区でも、多くのベトナム人が強制労働を課せられていることが報告されている（第2部 6.1.2.3 参照）。

#### 7.1.2.3 ベトナム国内での人身取引被害

ベトナム国内においても多くの人身取引や強制労働の被害者がいるとみられるが、政府当局の対応が不十分であると指摘されている<sup>313</sup>。衣料品セクターでは、民間の小規模な縫製工場や違法な工場等で子どもに対する強制労働が行われていたり、都市部での強制的な物乞いや土産物の販売、鉱山での強制労働が行われていたりしていることも報告されている<sup>314</sup>。性的搾取を目的とした人身取引や家事労働の強制なども確認されているが、国内での被害の実態については十分に捜査が行われておらず、関連するデータや情報は依然として少ない状況となっている<sup>315</sup>。

#### 7.1.2.4 人身取引被害者の認定システム

ベトナムにおける人身取引被害者の認定、リファール、送還に係る手続きは、MPS、国防省、労働傷病兵社会省（Ministry of Labor Invalids and Social Affairs: MOLISA）が共同で発行している「省令 01 人身取引の被害者の特定、受理、送還に関する指示と手順、協力に関する共同通達（Circular 01 Joint Circular on Instructions and Procedure for and Cooperation in Identification, Receipt and Repatriation of Victims of Human Trafficking、以下「Inter-Agency Circular 01」）」（2014）にて定められている（省令については第2部 7.2.3 参照）。

Inter-Agency Circular 01 では、人身取引の被害者を以下の3形態に区別している。

- 1) 海外で人身取引の被害に遭ったベトナム人被害者（第4条～第5条）  
外務省（MFA）および公安省（MPS）が当該被害者の帰還の支援と認定を行う。その後、MPS または国防省が被害者を受け入れ、MOLISA に照会し、初期支援（Initial Support）を提供する。
- 2) ベトナム国内で人身取引の被害に遭ったベトナム人被害者（第6条～第7条）  
警察が書類の確認、被害者認定などを行い、警察から MOLISA に照会し、初期支援を提供する。
- 3) ベトナム国内で人身取引の被害に遭った外国人被害者（第8条～第9条）  
警察、国境警備隊、沿岸警察が被害者を受付・認定し、その後 MOLISA に照会し、初期支援を提供する。

いずれの場合も、人身取引被害者と認定された場合は警察、国境警備隊、在外公館などから「被害者認定証」が発行される。正式に人身取引被害者と認定され被害者認定証が発行されれば、7.2.3.1 に記載する被害者支援を受けることができる。

被害者支援のうち初期支援は、1) 衣服、石鹸、歯ブラシなどの生活必需品、2) 食事手当、3) 救急医療費、4) 初期支援金、で構成されるが、4)の初期支援金（ひと月45USD程度）は貧困世帯出身者のみに提供される規定となっている（貧困世帯は社会福祉プログラムにおいて貧困世帯に発行される証明書を有している）<sup>316</sup>。また、人身取引に関する省令の一つでは被害者とその証人が司法手続きにおいて法律扶助と弁護士のサポートを受ける権利があることが明記されているが<sup>317</sup>、法律扶助法（2017）では、1) 貧困世帯出身者、2) 社会経済的条件

<sup>313</sup> Ibid

<sup>314</sup> US Department of States (2020), Trafficking in Persons Report: Vietnam

<sup>315</sup> NGO への聞き取り結果に基づく。

<sup>316</sup> USAID (2021), Assessment of Countering Trafficking in Persons in Vietnam-Situational Analysis Report, P.26

<sup>317</sup> Socialist Republic of Vietnam (2019), Circular No. 84/2019/TT-BTC Provisions on Contents and Levels for the Assistance of Victims and the Content and Levels of Support for Victims Provided in the Government's Decree No. 09/2013/ND-CP which provides Guidelines for the Law on Preventing Human Trafficking

が特に厳しい地域に居住する少数民族出身者、のみに法律扶助が提供されることとなっており、これらの支援に関するアクセスが一部の被害者に限定されている可能性もある<sup>318</sup>。

## 7.2 人身取引に係る法的枠組み

### 7.2.1 国際条約及び地域条約

ベトナムが批准、締結している人身取引関連の国際条約や地域条約は以下の通りである。

表 25：ベトナムが批准・締結している国際条約、地域条約等

名称 (O内は採択年)	批准・締結年
国際条約 (UN)	
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW) (1979)	1982
子どもの権利条約 (1989)	1990
すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約(1990)	未署名、未批准
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書 (1999)	未署名、未批准
最悪の形態の児童労働に関する条約 (1999)	2000
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (2000)	2012
国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 (パレルモ議定書) (2000)	2012
国際的組織犯罪防止条約移民密輸議定書 (2000)	未署名、未批准
児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(2000)	2001
強制労働条約 2014 年議定書 (2014)	未署名、未批准
地域条約 (ASEAN、COMMIT)	
メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書 (COMMIT MOU) (2004)	2004
ASEAN 地域における女性に対する暴力の撤廃に係る宣言 (2004)	2004
移住労働者の権利の保護と促進に係る ASEAN 共同宣言 (2007)	2007
人権に関する ASEAN 宣言 (2012)	2012
女性と子どもの人身取引対策に関する ASEAN 協定 (ACTIP) (2015)	2016

出所：United Nations Treaty Collection([https://treaties.un.org/pages/Home.aspx?clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/Home.aspx?clang=_en))等から筆者作成

### 7.2.2 二国間覚書または二国間協定

ベトナムでは人身取引被害者の保護に関して以下の二国間覚書を締結している。

- タイーベトナム間における人身取引、特に女性と子どもに対する人身取引の撤廃に係る二国間 MOU (2008)
- ラオスーベトナム間における人身取引の防止および撲滅並びに人身取引被害者の保護に関する二国間 MOU (2010)
- カンボジアーベトナム間における人身取引の撲滅と人身取引被害者の保護に係る二国間協力に関する協定 (2005 締結、2012 年訂)
- ベトナムー中国間における人身取引の防止及び撲滅に関する協力の強化に関する合意書 (2010)

上記二国間 MOU のほか、カンボジア (2009)、タイ (2013) との間で、人身取引被害者の送還に関する SOP を締結している。

### 7.2.3 国内法

ベトナムの法制度では、「憲法」のもとで国会に承認された「法律 (Law)」が置かれ、法律の具体的な実施方法を定めるために政府から「政令 (Decree)」が発行される。さらに、法律や政令を実施するための行政手続きや内部指針の詳細を定めた「省令 (Circular)」が各省庁から発行される<sup>319</sup>。人身取引については、法律、政令、省令それぞれの段階で法的枠組みが

<sup>318</sup> USAID (2021), Assessment of Countering Trafficking in Persons in Vietnam-Situational Analysis Report, P.26

<sup>319</sup> 日本貿易振興機構 (2018), ベトナム税務 Q&A, P.1



定められており、本項ではそれらの法律文書の概要を説明する。

### 7.2.3.1 法律

ベトナムにおいて人身取引を取り締まる法律は人身取引対策法（Law No. 66/2011/QH12 on human trafficking prevention and combat）と刑法（Penal Code あるいは Criminal Code）である。

2011年に制定された人身取引対策法においては、人身取引の定義、人身取引被害者の権利と義務、関連機関の役割などについて規定されている。人身取引の定義については、1) 性的搾取、強制労働、人間の臓器の摘出、その他の非人道的な目的のために人を移送または受け入れること、2) 性的搾取、強制労働、人体臓器の摘出その他の非人道的な目的のために人を募集、輸送又は蔵匿すること、と定められており、人身取引の加害者は刑法にて裁かれることとなる。人身取引被害者に対しては、以下の支援が提供されることが定められている<sup>320</sup>。

- 1) 生活必需品と旅費（初期支援：Initial Support）
- 2) 医療支援
- 3) 心理社会的サポート
- 4) 司法手続きにおける支援
- 5) 教育および職業訓練に係る支援
- 6) 回復のための初期手当、ローン借入れのサポート

刑法においては、第 150 条、第 151 条にて人身取引が禁止されている。

#### ➤ 刑法第 150 条：人身取引

暴力を用い、脅迫し、偽計を用い、またはその他の方法により、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処する。

- a) 金銭、財産その他の経済的利益を目的として、人間を譲渡し、または譲り受けること。
- b) 性的奴隷、強制労働、身体の一部の採取、その他の非人道的な目的のために人間を移送したり受け入れたりすること。
- c) 本条 a 項または b 項に定める行為を行うために、他人を勧誘し、移送し、または蔵匿すること。

#### ➤ 刑法第 151 条：16 歳未満の人身取引

次の各号のいずれかに該当する行為を行った者は、7 年以上 12 年以下の懲役に処する

- a) 人道的な目的を除き、金銭、財産、その他の経済的利益を目的として 16 歳未満の者を譲渡し、または譲り受けること。
- b) 16 歳未満の者を、性的奴隷、強制労働、身体の一部の採取、その他の非人道的な目的のために移送または受領すること。
- c) 本条 a 項または b 項に定める行為を行うために 16 歳未満の者を募集し、移送し、または蔵匿すること。

なお人身取引については、ベトナムの法律で定められている定義とパレルモ議定書における定義の間に 2 点の違いがあり、法律上の整合性を担保すること、および法律の改正を検討することが求められている<sup>321</sup>。

#### ● 「人身取引」の定義

刑法で定める人身取引では、人の受け渡し（transferring and receiving）を伴わない人の獲得、輸送と蔵匿は人身取引にあたらぬ（人身取引の定義に含まれていない）、とされている。一方で、人身取引対策法で定める「被害者」には、上記刑法で定める人身取引の被害者に加えて、受け渡しを伴わなくても、性的搾取や労働搾取、臓器摘出やその他非

<sup>320</sup> Socialist Republic of Vietnam (2011), Law No. 66/2011/QH12 on human trafficking prevention and combat, Article 32

<sup>321</sup> US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Vietnam

人道的な目的のために獲得・輸送・蔵匿された人が「被害者」として認められているため、人身取引対策法とパレルモ議定書の間では定義に齟齬はない。しかしながら、刑法とパレルモ議定書の定義と合わない点があり、また刑法と人身取引対策法の間にも矛盾があることから、各ケースが人身取引と認定されるかどうか、という点について、現場レベルで混乱が生じている<sup>322</sup>。

- 「子ども」の定義

国際法上、「18歳未満」が子どもを定められており、パレルモ議定書でも18歳未満を子どもとして取り扱っている。パレルモ議定書においては、人身取引を構成する3つの要素、すなわち「目的」「行為」「手段」のうち、18歳未満の子どもについては脅迫や詐欺などの「手段」が無くても、目的と行動があれば「目的」と「行為」が確認されれば人身取引被害者と認定される（第2部3.1.1参照）。しかしながら、ベトナムの刑法では子どもは「16歳未満」とされているため、「16歳以上18歳未満」の場合、パレルモ議定書の子どもの定義が適用されないこととなる。ベトナムにおいてはその“手段”があった（本人の同意がなかった）ことが証明できなければ人身取引被害者と認定されなくなる。

これらの課題を解決するため、現在ベトナム政府は国際機関や二国間援助機関の支援を受けて人身取引対策法の改正プロセスを進めている。調査実施時点ではすでに改正案の草案は完成しており、今後国会での議論、承認を待つという段階となっている<sup>323</sup>。国会承認は2023年になると見られている<sup>324</sup>。

### 7.2.3.2 政令

人身取引対策法の実施のために発行されている政令の中で、被害者支援について定めているのが「人身取引対策法の細則に係る政令（Decree No. 09/2013/ND-CP, Stipulating in detail a number of articles of the anti-human trafficking law、以下「Decree No.09」）」（2013）である。

Decree No.09では、被害者支援施設・団体の認可、その運営方法、被害者支援の手続きについて定められており、特に被害者に対して提供される支援の詳細が記載されていることから、被害者保護の現場で参照される文書である。被害者に対する支援は、生活必需品と旅費（第19条）、医療支援（第20条）、心理社会的支援（第21条）、法的支援（第22条）、基本的な職業訓練と回復初期の支援（第21条）など、人身取引対策法第32条に則った支援の詳細について記載されているが、これらの支援内容が羅列されているのみで、実際に現場で使う際に、どの段階でどの支援が提供可能であるかが分かりにくい構成となっている。また、実際には提供されているにもかかわらずDecree No.09に掲載されていない支援もあり、その持続性を確保するためにも、提供可能な支援について改めて確認し、記載を整理する必要があることが指摘されていた。

そのため、国際機関、JICAを始めとする二国間援助機関、NGOなどがDecree No.09を管理するMOLISAと連携して、Decree No.09の改正案を策定した。すでに草案は完成し省内の確認は進んでいるが、上述の通り人身取引対策法の改正も同時に進んでおり、同法が改正されてから関連する政令や省令の改正が行われるため、実際にDecree No.09が改正されるのは、2023年に人身取引対策法が改正された後となる予定である<sup>325</sup>。

### 7.2.3.3 省令

人身取引対策法に係る省令は、上述の Inter-Agency Circular 01 のほか、以下2点の省令が

<sup>322</sup> USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners, P.90

<sup>323</sup> ASEAN-ACT への聞き取り結果に基づく（2022年3月4日）。

<sup>324</sup> Ibid

<sup>325</sup> JICA「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」プロジェクト関係者への聞き取りに基づく（2022年3月9日）。

人身取引対策法に関連して発行されている。

- 「人身取引対策法の細則に係る省令 35 (Circular No. 35/2013/TT-BLDTBXH, Guidelines for some articles of the Government’s Decree No. 09/2013/ND-CP Dated January 11, 2013, detailing the Law on Prevention of Human Trafficking) (2013)  
MOLISA が発行する人身取引被害者の支援施設・団体についての細則。施設の部屋の大きさや人員、機能、提供するサービスの詳細、本国送還など、被害者の支援に係る細則が定められている。
- 「人身取引対策法の細則に係る政令に関する省令 84 (Circular No. 84/2019/TT-BTC Provisions on Contents and Levels for the Assistance of Victims and the Content and Levels of Support for Victims Provided in the Government’s Decree No. 09/2013/ND-CP which provides Guidelines for the Law on Preventing Human Trafficking) (2019)  
Decree No.09 で規定されている各種支援に関して、予算措置、資金動員、被害者への経済的支援、支出水準などに係る細則が定められている。

### 7.3 政策および調整機能

#### 7.3.1 政策

ベトナムでは現在、人身取引対策に関して、人身取引対策国家行動計画 2021-2025 (National Plan of Action 2021-2025: NPA 2021-2025) が実施されている。NPA2021-2025 では、以下の目標のもと、関連する各種活動が行われている<sup>326</sup>。

- 1) 人身取引の予防と対策について、個人、家族、コミュニティの意識を高めるために、特に遠隔地、国境地域、農村部、少数民族等のリスクの高い地域、人々を優先して啓発活動が強化される。
- 2) 人身取引に関連する犯罪の通報や制度の申立てが適切に受理・分類された割合は 100%、適切に処理された割合は 90%以上を目標とする。
- 3) 被害者中心アプローチに則って、被害者が迅速かつ効果的に受理、検証、特定、救助、保護、支援されるようにする。被害者支援の施設を強化する。人身取引対策に携わる職員のスキルと知識を高めるための研修を提供する。
- 4) 人身取引対策と予防、被害者の確認、認定、救助、保護、支援に関する政策と法律は、内部の一貫性と整合性、地域法および国際法との外部の整合性、人身取引対策業務の実際の進展との整合性のために定期的に見直し、改訂される。
- 5) 被害者の受け入れ、確認、認定、救出、保護、支援、および人身取引事案の捜査、起訴、裁定における機関間の調整と国際協力の効率を向上させる。ベトナムが加盟している人身取引に関する国際条約や二国間・多国間協定の効果的な実施を確保し、定期的にレビューと見直しを行う。
- 6) 人身取引に関するデータおよび情報は、監視、評価、政策立案のために、収集、編集、更新され、関係省庁間で共有される。

現行の NPA 2021-2025 の内容は、1 期前の NPA 2016-2020 の内容をほぼ踏襲しており、人身取引のトレンドや変化に十分に対応していないと指摘されている<sup>327</sup>。また、目標 2)で設定されている目標値を始めとして、設定された指標が現実的ではなく、また定義もあいまいで

<sup>326</sup> The Socialist Republic of Vietnam (2021), PROGRAM on Human Trafficking Prevention and Combat for period 2021 – 2025 with a Vision to 2030, P.1-2

<sup>327</sup> USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners, P.21

達成度を測定するのが難しいとの指摘もある。

### 7.3.2 調整機能

NPA の実施促進に係る枠組みとして、「138 委員会 (Steering Committee 138)」が設置されている。同委員会は副首相が議長、公安省の大臣と副大臣が副議長を務めており、人身取引対策に係る政策決定とモニタリングを行う機関として NPA の実施を監督している。MOLISA、国防省、外務省、法務省、保健省、情報通信省、農業農村開発省、財務省、計画投資省、人民委員会、ベトナム女性連合などがメンバーとなっている。

また、実務レベルの調整機能として、「国家人身取引対策ネットワーク (National Counter-Trafficking Network)」が設置されている。これは IOM と UNDP が共同議長を務め、国際機関、二国間援助機関、NGO や CSO がメンバーとなり、年に 4 回開催される会議で活動の調整や情報共有を行っている<sup>328</sup>。

### 7.3.3 政策実施体制

#### 7.3.3.1 労働傷病兵社会省

労働傷病兵社会省 (MOLISA) は、人身取引対策法および NPA2021-2025 において、人身取引被害者への支援を担う機関として指定されている。MOLISA 内で人身取引対策を主に担っているのは社会悪予防局 (Department of Social Vice Protection and Combat : DSVP) で、被害者支援に係る法律の策定、施行、被害者支援団体の認可・監督、被害者支援担当者の研修、国際協力の強化などを行っている。各省においては、MOLISA の省レベルの組織である労働傷病兵社会局 (Department of Labor Invalids and Social Affairs : DOLISA) が省内の人身取引被害者への支援を担っている。また、テレビ、ラジオ、ポスター、リーフレットなど、様々なツールを使用した啓発活動も実施している。

DSVP では現在、被害者のケースマネジメントおよび心理社会的サポートに関する研修教材を作成しており、2023 年に当該教材を使用した ToT 研修をハザン省でパイロット的に実施し、その後全国に普及をしていく予定となっている<sup>329</sup>。同研修は DOLISA、省や郡の警察、ベトナム女性連盟のメンバー、国境警備隊など、人身取引被害者のサポートを担っている担当者を対象とする予定である。また、DSVP では、認定前の被害者 (人身取引被害者である可能性が高いが、証拠がそろわず認定されていない人たち) と国内の人身取引被害者への支援モデルの構築に係るパイロットプロジェクトの開始も計画している<sup>330</sup>。同プロジェクトに向けて、現在はバーやカラオケなどの国内のサービス産業で働く被害者の支援に係るツールの開発を行っている。

また、MOLISA 内の児童保護局 (Department of Children Affairs : DCA) は、JICA の支援を受けて、人身取引の全国ホットラインを運営している。

本件調査を通して、DSVP としては以下の課題があることが確認された<sup>331</sup>。

- 人身取引法の改正が行われなければ Decree No.09 の改正が審議されないため、被害者支援をより効果的に実施するためにも、人身取引法の改正を急ぐ必要がある。
- 現行の規則や政策は、海外で被害に遭ったベトナム人被害者に焦点を当てており、国内の被害者への対応、支援が十分に考慮されていない。
- シェルター等被害者保護施設の機能をより拡充するとともに、支援の質を高めていくことが求められている。

<sup>328</sup> NGO への聞き取り結果に基づく。

<sup>329</sup> DSVP への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 8 日)。

<sup>330</sup> 政府からの予算措置が十分ではないため、現在はドナーを募ることを検討している。DSVP への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 8 日)。

<sup>331</sup> DSVP への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 8 日)。

### 7.3.3.2 公安省

公安省は警察を所管する省庁で、人身取引事案の捜査、加害者の処罰を行う。また、人身取引被害者認定のプロセスにおいて、正式な被害者認定を行う機関でもある。

### 7.3.3.3 国境警備隊

国境警備隊は国防省内の一組織で、国境地域の取り締まりを行っている。国境地域に帰還した被害者、または送還された被害者がいた場合国境事務所で保護し、書類の確認やインタビューを行い、人身取引被害者証明書を発行する<sup>332</sup>。手続きが終了すれば、被害者を DOLISA や NGO のスタッフに引き渡す。また国境警備を通して、国境を越えようとしている被害者を国境警備隊が救助することもある。

本件調査を通して、国境警備隊としては以下の課題があることが確認された<sup>333</sup>。

- 女性の被害者が多い一方で、国境警備隊の職員は男性が多く、女性被害者への対応が困難ケースがある。
- 国境警備隊で行われる人身取引関連研修の多くは予防に係るものであり、被害者認定や捜査に関する研修は警察や NGO など外部の団体による研修に参加しているが、それらの研修に参加できる機会は多くはない。そのため、関連する法律などが変われば職員自身で情報を更新する必要がある、十分に周知することができなかつたり、法律について誤った理解をしてしまつたりすることがある。

### 7.3.3.4 ベトナム女性連合

ベトナム女性連合 (Vietnam Women's Union : VWU) は、全国に 1,800 万人の会員を有する大衆組織で、会員は基本的にベトナム共産党の女性メンバーである。VWU は中央の本部のほか、省、ディストリクト、コミューンの各レベルに支部を有している。人身取引に関しては、全国各地で女性に対して人身取引のリスク、関連法に関する啓発活動や、人身取引被害者のためのサービスに関する情報提供を行っている。また VWU は女性の人身取引被害者を受け入れるシェルターや、通報・相談を受け付けるホットラインを運営している (第 2 部 7.4.1 参照)。

## 7.4 政府による取組

本項では、政府による人身取引対策の概要について記載する。なお、表 2 の調査項目の 4 において「DX 等、革新的な取組や好事例」が調査対象として挙げられているが、文献調査および現地調査においてベトナムでは DX 等による人身取引対策に係る取組例は確認されなかった (携帯電話のアプリケーションを用いた金融リテラシー向上など、デジタル化による NGO の取組は確認された (第 2 部 7.5.3.2 参照))。

### 7.4.1 シェルター

ベトナムでは、調査実施時点で人身取引被害者の保護のため、以下 3 種類のシェルターが運営されている。

#### 1) ピースハウスシェルター (Peace House Shelter)

VWU が 2007 年からハノイ市に 2 か所、カントー市に 1 ヶ所運営する暴力を受けた女性のためのシェルター。ハノイ市にある 2 つのシェルターのうち、一つは SGBV 被害者用、もう一つは人身取引被害者用となっており、カントー市にあるシェルターは SGBV 被害者も人身取引被害者も受け入れている<sup>334</sup>。被害者は医療、カウンセリング、職業訓練などの支援を受けることができる。

<sup>332</sup> 国境警備隊への聞き取り結果に基づく (2022 年 4 月 5 日)。

<sup>333</sup> Ibid

<sup>334</sup> The Centre for Women and Development, <https://cwg.vn/en/peace-house-shelters>, 2022 年 9 月 28 日閲覧。

## 2) ソーシャルワークセンター (Social Work Center)

各省の DOLISA が運営する保護施設で、障がいを持つ人、孤児、ホームレスの子ども、人身取引被害者、高齢者を受け入れている（設置されていない省もある）。人身取引対策法に基づき、住居、衣服、食料、心理社会的サポート、交通費などの支援を行っている。臨床心理士のいないセンターでは、VWU などに心理社会的サポートを依頼することもある<sup>335</sup>。人身取引被害者は本人の希望に基づき最大で 60 日間滞在することができるが、多くの被害者は 10～15 日程度の滞在となっている。アンザン省のソーシャルワークセンターには DCA が運営する Hotline111 が併設されている（第 2 部 7.4.2 参照）。

## 3) NGO が運営するシェルター

人身取引対策に携わる NGO の中には、独自にシェルターを有している団体もある。本国送還後の保護を担う緊急シェルターや、職業訓練などを提供する中長期シェルターなど、様々な形態で運営されている（第 2 部 7.5.3 参照）。

パンデミック以降は感染対策の一環として、本国送還された被害者や帰還した被害者は一定期間隔離施設での隔離を課され、隔離が終了すればそのまま自宅に戻る形となっていたため、調査実施時点では人身取引被害者はソーシャルワークセンターには入所していない。

人身取引被害者専用のシェルターは VWU がハノイで運営するシェルターのみで、他のシェルターは人身取引被害者に特化した施設ではない。また、長期的に滞在できるシェルターも少なく、被害者が心身の回復に集中できる環境は十分に整っていない状況となっている。

### 7.4.2 ホットライン

MOLISA の DCA では、JICA の支援を受けて人身取引および子どもに対する虐待に係る通報・相談を受け付ける Hotline111 を運営している。同ホットラインは 2004 年に MOLISA が設置し、子どもに係る相談を主に受け付けるチャイルドヘルプラインとして運営していたが、JICA の支援を受けて、人身取引の予防および被害者の社会復帰に係る相談、通報を受け付けるホットラインとしての機能を追加し、関係機関との連携も含めた体制整備を行ってきた。現在はハノイにオペレーションセンターを置き、さらにアンザン省とハザン省にコネクティング・ユニットを設置し、両省においてもホットラインを運営している。

人身取引の通報を受けたらオペレーターが内容を確認し、必要なサービスへのリファールを行う。一部の省では、Hotline111 で受け付けた事案に対応するため、複数の関係省庁から構成される省庁間ワーキングチーム（Inter-Agency Working Team : IAWT）が設置されているため、救助が必要なケースが発生すれば IAWT に連絡する。また、ベトナムで活動する NGO の中には人身取引被害者の救助活動を実施できるレスキュー隊を備えている団体があるため、NGO に救助を依頼することもある。被害者に対しては、カウンセラーによるカウンセリングサービスも提供している。JICA の支援を通して、カウンセラーの能力強化を行い、より質の高いカウンセリングサービスを提供できる体制を構築している。

同ホットラインにはカウンセラーを含めて約 30 名のスタッフが在籍しており、その運営のためにベトナム政府は毎年約 40 億ベトナム・ドン（約 600 万円）の予算を拠出している。過去 3 年間（2019～2021 年）に 127 件、165 名の人身取引被害者に対応した（そのうち、大半が性的搾取の被害者であった）<sup>336</sup>。JICA による技術協力プロジェクトは 2022 年 3 月に終了した。

同ホットライン担当者へのインタビューを通して、以下の課題が確認された<sup>337</sup>。

<sup>335</sup> ハザン省ソーシャルワークセンターへの聞き取り結果に基づく（2022 年 4 月 5 日）。

<sup>336</sup> DCA への聞き取り結果に基づく（2022 年 2 月 25 日）。

<sup>337</sup> Ibid

- JICA プロジェクト終了後、どのように Hotline111 の維持管理を行っていくか明確になっていない。政府から拠出される 40 億ベトナム・ドンだけでは、機材の更新や能力強化までカバーするには不十分であるため、MOLISA では予算を増額させる計画もあるが、まだ確定していない。
- IAWT はまだ設立されている省が少なく、現場レベルでは機能していない省もあるため、被害者保護における連携をさらに強めるため、IAWT の設置促進、能力強化を進めていく必要がある。

なお、人身取引被害の通報・相談のためのホットラインとしては、Hotline111 のほかに、VWU が運営する Hotline 1900969680 も運営されており、人身取引を含む SGBV の被害を受けた女性にリファールやカウンセリングを行っている<sup>338</sup>。

## 7.5 国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体による取組

本項では、ベトナムにおいて人身取引対策に携わる国際機関、二国間援助機関、NGO 等民間団体の中で、インタビューを実施した機関・団体による支援について概要を記載する。

### 7.5.1 国際機関

#### 7.5.1.1 IOM<sup>339</sup>

IOM はベトナムにおける人身取引対策を強化するため、予防、保護、起訴、調整の各側面に係る活動を行っている。

- 1) 予防：移住労働を計画している人々に対して啓発活動を行い、安全な移住や人身取引についての意識を高め、移住する際に十分な情報を得たうえで決断できるようにサポートしている。
- 2) 保護：政府当局が正式に認定して人身取引被害者、および被害者である可能性が高い人々に対して、直接、またはパートナー団体や政府を通して保護に係る支援を行っている。ベトナム国内で外国人が人身取引の被害に遭った場合は、本人の希望に応じて IOM が帰国支援や、ベトナムにおける定住支援を行うこともある。
- 3) 起訴：人身取引被害者や脆弱な移民に対して支援を提供する責任を有する MPS やその他の関連政府機関に技術支援を提供している。
- 4) 調整：アジア地域のパートナーシップという点では、IOM がバリ・プロセスの事務局を務めている。ベトナムでは UNDP とともに国家人身取引対策ネットワーク（National Counter Trafficking Network）の共同議長を務めている。

#### 7.5.1.2 UNODC<sup>340</sup>

UNODC1992 年からベトナムで活動を開始し、国連国際組織犯罪防止条約、パレルモ議定書に基づき、ベトナムにおける人身取引対策、特に法執行機関強化に向けて、以下の 3 点の活動を行っている。

- 1) 人身取引防止法、刑法、Decree No.09 など、人身取引に係る法的枠組みの整備を支援している。
- 2) 法執行機関と協力して、主に警察官や国境警備官を対象とした能力強化を行っている。これは特段人身取引に特化したものではなく、人身取引を含む国際組織犯罪一般に対処する能力を高めている。また、警察、検察、裁判官を対象に、児童の性的搾取に対処するための能力強化を行い、研修カリキュラムの作成、研修の開催、犯罪への対処に係る

<sup>338</sup> The Centre for Women and Development, <https://cwg.vn/en/peace-house-shelters>, 2022 年 9 月 28 日閲覧。

<sup>339</sup> IOM ベトナムへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 2 日）。

<sup>340</sup> UNODC ベトナムへの聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 3 日）

実務的な支援を行っている。

- 3) 人身取引対策に係る省庁間の調整を強化するため、児童の性的搾取に関する国家法研究会を設立した。これは司法担当官、警察官、検察官、裁判官、児童保護員、弁護士、NGO など、さまざまな機関のメンバーで構成されており、子どもの性的搾取に係る法的枠組みの新たな発展について議論している。政府に向けたアドボカシーも行っている。

## 7.5.2 二国間援助機関

### 7.5.2.1 ASEAN-ACT<sup>341</sup>

ASEAN-ACT は、オーストラリア政府の出資により、2019年に開始された第4期の人身取引対策プログラムを実施しており、同プログラムは2028年までの10年間実施される（2019～2023年が第1フェーズ、2023～2028年が第2フェーズとなっている）。

ベトナムでは主に、MPS、最高裁判所など、法執行機関の能力強化を行っている。裁判所、警察だけでなく、それらの職員の養成機関である裁判所アカデミーや検察大学、警察学校などの訓練機関においても、人身取引事案への対応に係る研修教材の開発や研修の実施を行っている。また、人身取引対策における被害者中心アプローチや被害者の権利、ジェンダーの視点に立った取組の強化も行っている。

研修の実施以外では、法執行機関間の連携の強化や、NPA2021-2015の策定支援、人身取引対策法および Decree No.09 の改訂プロセスへの支援も提供している。

## 7.5.3 NGO 等民間団体

### 7.5.3.1 Blue Dragon Children's Fund<sup>342</sup>

Blue Dragon Children's Foundation は2005年に設立されたベトナムのローカル NGO である。主に海外で人身取引の被害に遭ったベトナム人被害者の救出を行い、設立以来 2,000 人以上の被害者を支援してきた。現在、スタッフは 100 名以上在籍しており、弁護士や臨床心理士を含めて約 40 名が人身取引対策に携わっている。

ベトナムの警察当局が海外の被害者を救出する場合、国境を越えて警察権を行使することはできないため、外交ルートを通じて公式なレターを発出しなければならないが、これらのプロセスは非常に時間がかかる上に、返信が得られないこともある。そういった場合、警察や行政機関から Blue Dragon に救助依頼が入る（行政機関以外にも、Facebook や Line などの SNS で直接被害者から通報が入ることもある）。Blue Dragon には弁護士やソーシャルワーカー、臨床心理士などから構成される人身取引被害者の救助専門のレスキュー隊が設置されており、海外で被害を受けたケースに対応し、被害者を救助してベトナムで保護している。救助された被害者に対しては、各被害者の希望に応じて弁護士による刑事訴訟手続きサポートや緊急支援を提供する。また、被害者支援のための緊急シェルターも運営しており、住居、食料、カウンセリング、法律相談などを提供している。被害者が自宅に戻った後は、ソーシャルワーカーがさらにニーズアセスメントを行い、必要な支援や職業訓練、通学のサポートなどに関する計画を立てて自立・社会復帰を支援する。

救助以外の活動としては、コミュニティでの人身取引への理解とリスク低減のための啓発活動や、法律、政令の改正支援など行っている。また、人身取引の被害者が多い省（ハザン省やラオカイ省）では、人身取引事案の捜査や被害者とのコミュニケーション、被害者の家族へのアプローチなど、様々な研修を行っている。

### 7.5.3.2 Pacific Links Foundation<sup>343</sup>

Pacific Links Foundation はアメリカに本部を置く NGO で、アジアやヨーロッパの中継国、

<sup>341</sup> ASEAN-ACT への聞き取り結果に基づく（2022年3月4日）。

<sup>342</sup> Blue Dragon Children's Fund への聞き取り結果に基づく（2022年2月28日）。

<sup>343</sup> Pacific Links Foundation への聞き取り結果に基づく（2022年3月2日）。



目的国で人身取引対策を行っている。ベトナムでは20年以上活動しており、現在はベトナムと米国で合計約35名のスタッフが在籍している（そのうち、弁護士、ソーシャルワーカーなどを含めて25名が人身取引対策を担当している）。実施しているプログラムは主に以下の2点である。

#### 1) 現代の奴隷制の予防

サプライチェーンにおける人身取引を防止するため、工場への啓発活動や研修プログラムを実施している。多国籍企業や国際的なブランドと連携して、サプライチェーンにおける人身取引の危険性について、工場マネージャーや労働者に研修を実施している。工場の従業員に対しては人身取引を防ぐ方法に重点を置き、工場マネージャーに対してはサプライチェーンの透明性と現代奴隷制の防止に関する国際法および国内法などに重点を置いた研修を行っている。また、海外への移住労働者に対する出国前研修や、移住労働者のためのモバイルアプリケーション「PAXU」の提供なども行っている。PAXUでは金融リテラシーを学ぶことができ、移住先の物価とベトナムの物価の比較や、生活費支出のシミュレーションなどを通して、移住労働者をサポートしている。

#### 2) 被害者の保護と啓発

人身取引被害者に対する支援を行うシェルター「Compassion House」をラオカイ省で運営しており、主に海外から送還された被害者に対して中長期的なサービスを提供している。シェルターでは食料、カウンセリングなどの基本的な支援のほか、職業訓練や医療支援などを受けることができる。人身取引の予防のための啓発活動としては、学校、コミュニティ、バス停、市場、職業訓練校などに出向いて、学生や一般市民に対する啓発活動を行い、人身取引の危険性について認識を高めている。

上記以外にも、ベトナム以外の国のNGOや法執行機関と連携し、他の中継国や目的国の現場レベルの担当者との協力体制構築を促進している。

### 7.6 COVID-19の影響

米国国務省のTIPレポートで報告されている被害者数によると、パンデミック前の2019年と比較して、2020年、2021年の被害者数は減少している（表24参照）。しかしながら本件調査で実施したインタビューでは、COVID-19による経済危機の影響で脆弱性が高まり、パンデミック前よりも人身取引は増加したとする声が多い<sup>344</sup>。ベトナムは中国、カンボジア、ラオスと国境を接しており、一部の地域では容易に国境を越えられることから、国境検問所の閉鎖は違法な越境を増加させただけであったとの見方もある<sup>345</sup>。

また、海外への正式な渡航が難しくなったことにより、国境を越える必要のないベトナム国内での人身取引被害が増加したという報告もあった。カラオケバーなどを拠点に14～16歳の少女が強制売春の被害に遭うケースも確認されており<sup>346</sup>、オンラインでの勧誘の増加も相まって、国内での被害が深刻さを増している可能性がある。

パンデミックの直接的な影響としては、他の調査対象国と同じく、行政サービスや被害者支援が中断、遅延したことが挙げられる。海外から本国送還された被害者は、通常であればシェルターやソーシャルワークセンターで一定期間の支援を受けることができるが、COVID-19の感染対策のため、一定期間隔離された後はシェルターに入所することなく自宅に帰ることとなり、被害者が必要なサービスにアクセスできない状況が続いた。また、移動制限が課せられたことにより、被害者の救助ができなかったり遅れたりすることがあった<sup>347</sup>。

<sup>344</sup> UNODC（2022年3月3日）、NGO等への聞き取り結果に基づく。

<sup>345</sup> NGO等への聞き取り結果に基づく。

<sup>346</sup> Ibid

<sup>347</sup> NGO等への聞き取り結果に基づく。

## 7.7 JICA による支援のレビュー

### 7.7.1 技術協力プロジェクト

JICA ではこれまでに、ベトナムにおける人身取引対策の強化のため、VWU に対する個別専門家「人身取引対策アドバイザー」の派遣（2009～2011 年）に続き、2 件の技術協力プロジェクトを実施してきた。

#### 1) 人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト

「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト（2012～2016 年、以下「第 1 フェーズ」）では、人身取引の予防に焦点を置き、ホットラインに係る体制整備に取り組んだ。

プロジェクト目標は「中央政府レベルおよびターゲット省において人身取引被害者予防および被害者支援を目的としたホットラインの運営体制が整備される」と設定され、以下の 4 点のアウトプットのもと、能力強化が行われた。

- 成果 1：中央レベルおよびターゲット省内の関係機関の間で人身取引対策ホットライン運営に係る協力体制が構築される
- 成果 2：人身取引対策ホットラインの運営システムが整備される。
- 成果 3：オペレーションセンター、コネクティングユニットおよび関係機関スタッフのカウンセリング、ケースマネジメント、リファール能力が強化される。
- 成果 4：ターゲット省において、人身取引および人身取引対策ホットラインに関する人々の知識・認識が向上する。

同プロジェクトを通じて、人身取引被害の予防と被害者支援を目的として、ハノイ、アンザン省、ハザン省の既存のチャイルドヘルプラインに人身取引対策機能を追加し、人身取引対策ホットラインの運営体制を整備した。2017 年に実施された終了時評価では、妥当性、有効性、効率性、持続性はいずれも高い、または比較的高いと評価された<sup>348</sup>。フェーズ 1 の大きな成果の一つとして、MOLISA、MPS、国防省、VWU から構成される IAWT を形成したことが挙げられる。ホットラインを拠点とした省庁間の連携枠組みは国家計画におけるニーズとも合致しており、迅速かつ効果的な被害者保護に向けた体制構築を開始することができた。

#### 2) 被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト

「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト（2018～2022 年、以下「第 2 フェーズ」）では、第 1 フェーズの成果を土台とし、北部地域 28 省市を管轄するハノイのオペレーションセンターの機能強化、中部地域 16 省市を管轄するダナン市および南部地域 19 省市を管轄するアンザン省における地域コールセンター（以下、「RCC」）設置による Hotline111 の地域拠点の強化や関係機関との連携強化等に取り組んだ。

プロジェクト目標は「人身取引対策ホットラインの運営が地域レベルにおいて強化される」と設定され、以下の 3 点のアウトプットのもと、能力強化が行われた。

- 成果 1：関係機関との連携により、中央及び省・市レベルでリファール及び情報共有体制が強化される
- 成果 2：ハノイ（北部地域）、アンザン県（南部地域）、ダナン市（中部地域）において人身取引対策地域コールセンターが整備される
- 成果 3：全国において人身取引対策ホットラインにかかる人々の認識が向上する

成果 1 については、同プロジェクトを通して Hotline111 が NPA2021-2025 や Decree No. 09 の改正草案にも取り入れられ、持続性が高まった。IAWT の機能もフェーズ 1 実施時からさらに強化され、また Hotline111 で使用しているシステム内に中央レベル、省レベル、郡レベル、

<sup>348</sup> JICA (2017), ベトナム社会主義共和国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト終了時評価調査報告書, P. iv - v

コミュニケーションレベルの担当者の連絡先を E-ディレクトリとして取り入れた。

成果 2 については、導入されている機材のアップデートを行うとともに、相談員（カウンセラー）の能力強化研修を実施した。また、カウンセリングに関して心理学の専門家による外部評価も行い、相談員の能力をさらに高めることができた。

成果 3 については全国で広報活動を実施し、リーフレット、パンフレット、テレビ、ラジオ、CM、ビデオクリップなど、様々なツールを用いて広報を行った。プロジェクト期間中に Hotline111 に関するベースラインおよびエンドライン調査を行ったところ、Hotline111 を知っている人の割合は 12.3% から 51% に増加しており、広報活動について一定の成果があったと見られる<sup>349</sup>。

同プロジェクトの業務完了報告書においては、妥当性、整合性、持続性は「高い」、有効性、インパクト、効率性は「比較的高い」と評価されている<sup>350</sup>。一方、本件調査を通して、プロジェクト終了後は以下の点で引き続き取組の強化が必要となることが確認された<sup>351</sup>。

- 今後は機材のメンテナンスが課題となるため、DCS がメンテナンスのための予算を獲得しようと試みている。今は 3 か所の拠点が整備された状態ではあるが、それ以外の地方のネットワークとはまだつながっていないため、他地域との連携も必要となる。
- フェーズ 1 から IAWT の機能強化に努めてきたが、まだ十分に機能していない省も多い（まだ設置されていない省もある）。省や郡レベルの機関に連絡をしても誰が担当者か分からないこともあるため、より迅速かつ確実に対応できる体制を整える必要がある。
- ベースラインおよびエンドライン調査で Hotline111 の知名度が向上したことが確認されたが、この結果は一過性であることも考えられるため、今後も予算を確保して継続的に広報活動を行っていくことが望ましい。
- カウンセリングサービスに係る専門家による外部評価は継続的に実施すべきである。研修を実施するだけでなく、実際のオペレーションに対する評価やレビューを通して質の改善を図っていくことで高い効果を期待できる。
- 人身取引被害者には少数民族出身者が多いが、Hotline111 で受け付けた少数民族の被害者からの通報や相談は少ない。遠隔地に住む人々や少数民族など、リスクが高い人たちに Hotline111 の存在を広めていく必要がある<sup>352</sup>。

### 7.7.2 その他

JICA ではこれまでに、タイにおける 2 件の技術協力プロジェクト「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（2009–2014 年）および「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015–2019 年）のにおいて実施されたメコン地域ワークショップ（MRW）で、ベトナムの人身取引対策関係者を招へいた。

また、2012 年から開始された日本での課題別研修『アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー（～2014 年）』『アセアン諸国における人身取引対策協力促進（2015 年～）』においてベトナムからの参加者を受け入れてきた。課題別研修では 2014 年以降（2020 年、2021 年はオンライン開催）13 名の研修員をベトナムから受け入れ、日本政府や日本の民間団体による人身取引対策に係る取組を学ぶとともに、ケーススタディや関連施設の施設などを通し

<sup>349</sup> JICA (2022), ベトナム国被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト業務完了報告書, P.4-14

<sup>350</sup> Ibid, P.19-28

<sup>351</sup> JICA 「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」プロジェクト関係者への聞き取り結果に基づく（2022 年 3 月 9 日）。

<sup>352</sup> 下記資料では、人身取引被害者の 60% 以上が少数民族出身者と報告されている。  
Blue Dragon Children's Fund (2021), Human Trafficking & Traffickers in Vietnam, P.4

て、人身取引対策と被害者の保護に係る学びを深める機会を提供した。

## 7.8 支援ニーズおよび課題

本項では、第2部1.2で述べた「政策(Policy)」「加害者処罰(Prosecution)」「予防(Prevention)」「保護・社会復帰(Protection)」「調整・連携(Partnership)、モニタリング評価、データ収集・管理」の5Pに沿って、調査過程で確認された課題や支援ニーズについて記載する。

### 7.8.1 政策(Policy)に係る課題

#### 【法律】

- 「人身取引」と「子ども」の定義に関して、刑法とパレルモ議定書の間で齟齬があり、ベトナムの法的枠組みでは一部の被害者は保護されない。
- 関連する法律、政令、省令など、法律文書の間で十分な整合性が担保されていない。

#### 【政策】

- 多様な形態の犯罪に対応できるように、人身取引や強制労働に関する最新の動向をとりいれた国家政策を立案する必要がある。
- 国家政策においては、明確で達成可能な指標を設定する必要がある。
- 人身取引被害は全63省市で確認されているが、国家政策においては人身取引被害の多い省市が優先されているため、優先地域以外では人身取引を重要な課題と認識していない省市もある<sup>353</sup>。そのため、そのような省市では提供されるサービスも少ない。

### 7.8.2 加害者処罰(Prosecution)に係る課題

#### 【国内の人身取引被害】

- ベトナム国内の人身取引や強制労働の被害に関して実態が把握されておらず、対応も十分に行われていない。取組の多くが海外での人身取引被害を対象としている。

#### 【人身取引の取り締まり】

- 国境警備をより厳しくする必要がある。
- IT技術を活用した人身取引被害が急増しているが、オンライン犯罪の取り締まりやデジタルツールの導入などは開始されていない。

### 7.8.3 予防(Prevention)に係る課題

#### 【啓発】

- 遠隔地や少数民族が多い地域における啓発活動は十分に行われていない。
- 公教育のカリキュラムでは人身取引の予防に係る科目は取り入れられていない。
- 啓発活動の多くが情報提供に終始しており、意識変容や行動変容を促すような内容とはなっていない<sup>354</sup>。また、テレビやラジオを通じた広域的なものが多く、参加型の啓発はあまり実施されていない。

### 7.8.4 保護・社会復帰(Protection)に係る課題

#### 【被害者支援】

- 違法に国境を越えた被害者は、裁かれるのを恐れて行政サービスを利用しないことが多い。また、人身取引被害者認定プロセスや支援の内容を十分に理解していないために、支援を受けることを拒否することもある。
- 一部の初期支援や法律扶助は貧困層の被害者のみが利用できる規定となっており、支援が必要であるにもかかわらずアクセスできない被害者がいる。
- 人身取引被害者に特化した公的シェルターが少なく、また中長期的支援を受けられる公的シェルターもほとんどない。

<sup>353</sup> USAID (2021), Assessment of Countering Trafficking in Persons in Vietnam-Situational Analysis Report, P.11

<sup>354</sup> Ibid, P.29

- いくつかのシェルターでは建物の老朽化が進んでいる。

#### 【人身取引被害者への経済的支援】

- 被害者を救済するための経済的支援を行う基金が設置されていない。
- 法的には加害者から損害賠償を得ることができると規定されているが、ほとんどの加害者には資産がなく、賠償金を得られるケースはほぼない。

#### 【保護】

- 男性、LGBTQI+などに対する支援が不足している。男性の被害者が救助される例も少ない<sup>355</sup>。
- 被害者と認定され、被害者証明書が発行されなければ公的支援は受けられない。また、加害者が特定されなければ被害者と認定されないケースがある。

#### 【少数民族出身者への対応】

- 被害者の多くが少数民族出身者で、ベトナム語が話せない場合、コミュニケーションが難しいケースがある。

#### 【ホットライン】

- 機材メンテナンス、カウンセラーの能力強化、省庁間の連携など、継続的な取組が必要となっている。

### 7.8.5 調整・連携（Partnership）に係る課題

#### 【連携】

- ベトナムと近隣諸国の連携をさらに強める必要がある。海外から被害者が帰還するのが難しいことがある。
- 多くの省庁が人身取引対策に関わっているが、省庁間の横断的な連携は非常に限定されている。

#### 【データ収集・管理】

- 人身取引に係る統合されたデータがなく、また定義があいまいであるため、データを収集している機関によって数値が異なることがある。

### 7.9 JICA による協力の方向性

これらの現状と課題を踏まえ、これまでのラオスにおける JICA による支援の実績、JICA の比較優位性、活用可能な JICA のスキームや知見・経験等に鑑みて、以下 2 件の支援案を提案する。

表 26：ベトナムにおける支援案①

項目	詳細
概要	人身取引の啓発と人身取引被害者保護のためのシェルター、ホットラインを運営しているベトナム女性連合（VWU）に対して、1) 人身取引被害者のためのシェルターの補修、拡大、2) シェルター、ホットラインのスタッフに対する被害者中心アプローチに則った各種研修の実施、3) シェルター、ホットラインのスタッフに対するケースマネジメント、カウンセリングに係る研修の実施、4) 被害者に対する経済的エンパワーメントの拡大、を通して、人身取引被害者の保護と社会復帰に係る体制が適切に構築される。
プロジェクト目標	人身取引被害者の保護と社会復帰が促進される
スキーム	技術協力プロジェクト
カウンターパート	ベトナム女性連合（VWU）

<sup>355</sup> UK Home Office (2019), UK Home Office. 2019. Report of a Home Office fact-finding mission to Vietnam

項目	詳細
協力機関	公安省（MPS） 労働傷病兵社会省（MOLISA） 省労働傷病兵社会部（DOLISA） 国防省
期待される成果	1. 人身取引被害者のためのシェルターが拡充される 2. シェルター、ホットラインのスタッフのスキル、能力が向上する 3. シェルターで提供されるサービスの質が向上する 4. 人身取引被害者の生計向上、経済的エンパワーメントが促進される

表 27：ベトナムにおける支援案②

項目	詳細
概要	人身取引被害者の保護、加害者の取り締まりを行う女性警察官に対して、1) ベトナム国内における人身取引、特にサービス産業における性的搾取や労働搾取に係る取り締まりに関する能力強化の実施、2) 取り締まりにおける被害者中心アプローチの導入、3) ベトナム国内の人身取引の取り締まりに係るガイドライン、SOP の策定、4) 人身取引被害者への対応のための省庁間連携の促進、を通して、ベトナム国内の人身取引被害者の保護に係る体制を構築する。
プロジェクト目標	女性警察官によるベトナム国内の人身取引被害者の保護が促進される
スキーム	技術協力プロジェクト
カウンターパート	公安省（MPS）
協力機関	労働傷病兵社会省（MOLISA） 省労働傷病兵社会部（DOLISA） ベトナム女性連合（VWU）
期待される成果	1. 女性警官が、国内における性的搾取、労働搾取に係る理解を深める 2. 取締りに関する被害者中心アプローチが強化される 3. 国内の人身取引事案への対応に係るツールが整備される 4. 他の省庁との連携が促進される

## 8. ミャンマーにおける調査結果

### 8.1 JICA による支援のレビュー

#### 8.1.1 技術協力プロジェクト

JICA は、ミャンマーにおける人身取引被害者の保護と社会復帰にかかるサービスを提供する組織及び人材の能力向上を目指して、人身取引対策分野における 2 件の技術協力プロジェクトを実施してきた。

##### 1) 人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト

「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」(2012～2016 年)では、プロジェクト目標を「人身取引被害者支援に携わる対象地域の関係者による人身取引被害者の保護・自立支援にむけた支援が改善される」と設定し、以下の 3 点のアウトプットのもと、活動を実施した。

- 成果 1: 人身取引被害者の保護・自立支援に携わる人材の能力が向上する。
- 成果 2: 人身取引被害者の保護・自立支援のためのパイロット活動が計画・実施される。
- 成果 3: 人身取引被害者の保護・自立支援に携わる人材が実務に活用できるツール及び情報が整備・共有される。

##### 2) 人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト

「人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト」(2018～2021 年)では、プロジェクト目標を「パイロット地域における連携強化や中央レベルでの協働を通じて、パイロット地域の人身取引被害者に対する保護及び帰還／社会復帰支援が向上する」と設定し、以下の 3 点のアウトプットのもと、活動を実施した。

- 成果 1: パイロット地域において、多機関連携ネットワークを通じて人身取引対策に従事する被害者支援関係機関の連携が強化される。
- 成果 2: 人身取引被害者情報センターの機能強化を通じて被害者保護・帰還／社会復帰支援にかかる情報へのアクセスが改善される。
- 成果 3: 被害者中心主義に基づく人身取引対策中央委員会の被害者保護及び帰還／社会復帰支援に係る能力が強化される。

同プロジェクトの完了報告書によると、プロジェクトの妥当性は高く、開発課題やニーズとの整合性の高い内容ではあったが、2020 年初頭から始まった COVID-19 のパンデミックおよび 2021 年 2 月のクーデターによりトレーニングや会議のほとんどを継続することができなかった。そのため、成果は部分的な達成に留まり、有効性は十分に示されなかった<sup>356</sup>。進捗の遅れから効率性も低いと評価され、持続性に関しても不確定要素が多いため中程度とされた。実施機関が置かれた厳しい状況に鑑みると、プロジェクト目標の体制にはかなりの時間がかかる見込みと報告されている<sup>357</sup>。

#### 8.1.2 その他

JICA ではこれまでに、タイにおける 2 件の技術協力プロジェクト「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」(2009-2014 年)および「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」(2015-2019 年)において実施されたメコン地域ワークショップ (MRW) で、ミャンマーの人身取引対策関係者を招へいた。

また、2012 年から開始された日本での課題別研修『アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー (～2014 年)』『アセアン諸国における人身取引対策協力促進(2015 年～)』においてミャンマーからの参加者を受け入れてきた。課題別研修では 2014 年以降 (2020 年、2021

<sup>356</sup> JICA (2021), Project Completion Report - Project on Capacity Development and Promotion of Networking on Assisting Victims of Trafficking in Republic of the Union of Myanmar, P.21-27

<sup>357</sup> Ibid, P.30

年はオンライン開催) 22名の研修員をミャンマーから受け入れ、日本政府や日本の民間団体による人身取引対策に係る取組を学ぶとともに、ケーススタディや関連施設の施設などを通して、人身取引対策と被害者の保護に係る学びを深める機会を提供した。



### 第3部 メコン地域ワークショップの実施

## 1. 業務の概要

第3部では、2022年8月9、10日に実施した第10回メコン地域ワークショップの準備と実施、実施後のフォローに係る業務の概要を報告する。MRWの準備、実施、実施後フォローにおいて、短期専門家による実施と定められていた業務は以下の通りである。

### 【MRW 開催準備】

- 1) 3年間のMRWのテーマや内容について検討し、提案する
- 2) MRWの募集要項（General Information：GI）案を提出、最終化する
- 3) 本プロジェクトの具体的な活動プロセスを確認し、活動計画（Plan of Operation: PO）にサブアクティビティとして反映させる
- 4) モニタリングフォーマットを含め、MRW開催後の定期モニタリング方法について検討し、プロジェクト関係者に提案する
- 5) JICAタイ事務所および実施機関とともにMRW開催準備を進める

### 【MRW の実施】

- 6) 第10回MRWにおいて、調査結果の概要を参加者に共有する

### 【MRW 終了後のフォローアップ】

- 7) 第10回MRWの参加者アンケートを基に、プロジェクト関係者に対して、プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）成果2の指標（2.1および2.2）の数値を提案する。
- 8) MRW開催にかかる業務をもとに、タイ事務所および実施機関との協議を踏まえ、準備から開催までの手順や役割分担、留意事項等を取りまとめたMRW開催マニュアル（英文）ドラフトを作成する

## 2. MRW 開催準備

### 2.1 メコン地域ワークショップのテーマ検討（2022年5月）

第2章で取りまとめた調査結果において抽出した課題のうち、調査対象である4カ国共通の課題を特定し、1) 人身取引被害者の保護、リファール、社会復帰、2) オンライン犯罪と先端技術の活用、3) ビジネスと人権における人身取引と労働搾取、4) 組織管理、の4つのカテゴリーに分類した。2022年から2024年までの3年間のMRWのテーマについて検討し、下記の4カテゴリー、7テーマを提案した。

表 28：MRW テーマおよびアジェンダ案

カテゴリー1：人身取引被害者の保護、リファール、社会復帰	
1	<p><b>地域内における標準化かつ連携した被害者認定とリファール</b> (Standardized and collaborative victim identification and referral in GMS)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：被害者の保護プロセスの現状と課題</li> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション：例) “多国間照会メカニズム”について</li> <li>➤ グループワーク：適切な被害者保護に係る今後の各国・多国間の取り組み</li> </ul>
2	<p><b>被害者中心アプローチに基づくシェルター運営と被害者の社会復帰支援</b> (Operation of shelters and supporting social reintegration of VOT based on the survivor-centered approach)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：シェルター運営の現状、課題、グッドプラクティス</li> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション：例) 日本における被害者中心アプローチとそれに基づくシェルター運営からの学び</li> <li>➤ グループワーク：被害者中心アプローチに則った被害者支援に係る今後の各国・多国間の取り組み</li> </ul>
3	<p><b>COVID-19のパンデミック後における“ニューノーマル”に向けた準備と対応</b> (Preparation for and response to the “New Normal” after COVID-19 Pandemic)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：パンデミック下における人身取引への対応、課題、現状</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション：パンデミック下における人身取引への対応、課題、現状、グッドプラクティス</li> <li>➤ グループワーク：人身取引対策における“ニューノーマル”に向けた今後の各国および多国間の準備と対応</li> </ul>
4	<p><b>被害者保護のプロセスにおけるジェンダーおよび社会的脆弱性の視点の導入</b> (How to incorporate perspectives of gender and social vulnerabilities into the protection process)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：被害者保護プロセスにおける多様な社会的脆弱性（LGBTQI+を含むジェンダーの多様性、心身の障がい、心身の健康に係る課題、年齢、少数民族、無国籍、難民、等）への対応に係る現状と課題</li> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション：人身取引対策に係るジェンダーレンズの導入</li> <li>➤ グループワーク：人身取引被害者の社会的脆弱性を考慮した適切な保護製作の実施に向けた今後の各国・各地域の取り組みについて</li> </ul>
カテゴリー2：オンライン犯罪と先端技術の活用	
5	<p><b>オンライン犯罪の取り扱いとITソリューションの活用</b> (How to handle and respond to online based crime and using IT solutions)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：オンライン人身取引の現状と対応、課題</li> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション： <ul style="list-style-type: none"> <li>例) Tech Against Trafficking (<a href="https://techagainsttrafficking.org/">https://techagainsttrafficking.org/</a>)からの共有</li> </ul> </li> <li>➤ グループワーク：先進技術を活用したオンライン人身取引に係る今後の各国・多国間の取り組み</li> </ul>
カテゴリー3：ビジネスと人権における人身取引と労働搾取	
6	<p><b>サプライチェーン・マネジメントにおけるTIPの予防と対応における民間セクターとの連携</b> (How to involve private sectors in the prevention against and response to TIP in the supply-chain management)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：人身取引に係る民間セクターとの協力の経験、課題</li> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション：ビジネスと人権に取り組んでいる国際機関や、この問題に積極的に取り組んでいる民間企業からの情報共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>例) UNDP, ILO, Business and Human Rights Resource Centre, 経済産業省、米国大使館</li> </ul> </li> <li>➤ グループワーク：民間セクターと連携した人身取引および労働搾取に対する今後の各国・多国間の取り組み</li> </ul>
カテゴリー4：組織管理	
7	<p><b>人身取引対策のための予算配分、人材管理、業務の優先順位付け</b> (Budget allocation, human resource management and prioritization in own responsibilities for Counter-Tsafficking in Persons)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国別プレゼンテーション：人身取引対策を担う行政組織の現状とその課題</li> <li>➤ 情報提供者からのプレゼンテーション 特になし</li> <li>➤ グループワーク：人身取引対策に係る予算獲得、予算配分、人的資源管理、責任業務における優先順位付けの適正化に向けた今後の各国・多国間の取り組み</li> </ul>

## 2.2 日程およびテーマの選定（2022年5月）

カウンターパートである DATIP との調整を行い、2022年のMRWの日程を決めるとともに、上述した3年間のMRWのテーマ案7件を基に、2022年のテーマについて検討を行った。その結果、過去2年間MRWが開催されていなかったこと、この2年間にCOVID-19のパンデミックにより人身取引対策にも大きな影響が出たことに鑑み、2022年のテーマは表28の3「COVID-19のパンデミック後における“ニューノーマル”に向けた準備と対応」に決定した。

## 2.3 GI案の作成（2022年5月～6月）

日程、テーマに沿って、アジェンダを検討し、参加者募集のための募集要項を作成した。GI案はJICA本部、JICAタイ事務所、DATIPによるレビューを経て、6月上旬にカンボジア、

ラオス、ベトナムの各 JICA 在外事務所に共有され、各国で参加者募集が開始された。タイにおける参加者募集は DATIP が取りまとめることとなった（応募した参加者の中から、JICA 本部と JICA 在外事務所が各国のプレゼンテーションを取りまとめるフォーカルポイントを選定した）。

#### 2.4 MRW 開催準備業務（2022 年 6 月～8 月）

MRW の開催に向けて、タスク、タイムライン、タスクの担当者を取りまとめた作業分解構成図（Work Breakdown Structure：WBS）を作成した。WBS は準備の進捗状況を可視化、共有することを目的とした文書で、準備過程で適宜更新するとともに、関係者に共有を図った。

WBS では準備工程として、1) テーマとアジェンダの選定、2) GI の準備、3) 参加者選定、4) ワークショップに向けロジ業務、5) グループワークとプレゼンテーションの準備、6) 機材の準備、の 6 つのカテゴリーでそれぞれタスクを洗い出し、担当者と期限を設定した。担当者は JICA 本部、JICA タイ事務所、JICA 在外事務所（カンボジア、ベトナム、ラオス）、JICA 短期専門家、DATIP、各国のフォーカルポイント、ローカルコンサルタント、ファシリテーター、の 8 者で、適宜タスクの配分を行った。

短期専門家（人身取引対策）は、上記 6 カテゴリーの業務のうち主に 1)、2)、5)の業務を担当し、5)グループワークとプレゼンテーションの準備については、本プロジェクトの成果として設定されているアクティビティ・プランの策定に向けたグループワークの内容の検討を進めた。グループワーク実施に当たって、アクティビティ・プランのフォーマットを作成するとともに、グループワークの進め方に係るガイドラインを作成した。また、メインファシリテーターと各グループの議論をサポートするグループサポーターに対してグループワークの内容、アクティビティ・プランのフォーマットの使い方を説明する打合せを実施した。

#### 2.5 PO の更新（2022 年 7 月）

2.4 で洗い出したタスクについて DATIP との合意が取れたため、プロジェクトの PO を更新し、MRW の準備に係る工程におけるタスクをサブアクティビティとして追記した。

#### 2.6 その他業務

上述の業務のほか、一部ロジ業務の管理も行い、参加者に配布する参加要領（Participant Information Sheet）や国別プレゼンテーションのための資料作成ガイドラインなどを作成した。

準備過程において作成した資料は以下の 10 点である。

- 1) MRW テーマ案
- 2) 募集要項（GI）
- 3) 作業分解構成図（WBS）
- 4) プレゼン資料作成ガイドライン
- 5) 通訳時間表
- 6) アクティビティ・プランのフォーマット
- 7) グループワーク・ガイダンス（ファシリテーター、グループ・サポーター用）
- 8) グループワーク・ガイダンス 1 日目、2 日目（会場投影用）
- 9) 参加要領（Participant Information Sheet）
- 10) アクティビティ・プラン・モニタリングシート
- 11) 参加者アンケート

### 3. MRW の実施

#### 3.1 開催概要

第 10 回メコン地域ワークショップは以下の要領で実施された。

日時 : 2022 年 8 月 9、10 日（2 日間）

場所 : バンコク・アンバサダーホテルおよびオンライン（ハイブリッド形式）

参加者：タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、日本の人身取引関係者約 90 名

### 3.2 主なアジェンダ

第 10 回 MRW は、主に以下のアジェンダに基づいて実施された。

表 29：第 10 回 MRW のアジェンダと概要

	アジェンダ	内容
1	開会の挨拶	MSDHS と JICA タイ事務所よりそれぞれ開会の挨拶を行った。
2	開会スピーチ	「世界の人身取引の概要と課題、革新的な解決策」（MSDHS） MSDHS より、人身取引に関する世界全体の現状が共有されたうえで、タイにおける人身取引の現状と現在実施中の人身取引対策について報告が行われた。
3	プレゼンテーション 1	「JICA による人身取引対策に係る取組」（JICA 本部） 本プロジェクトの主管部である JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室より、これまでの JICA によるジェンダー平等推進、SGBV の予防と対応、人身取引対策等に係る取組が紹介され、本プロジェクトの位置づけや意義について報告が行われた。
4	プレゼンテーション 2	「人身取引対策に関する調査結果」（JICA 短期専門家） 次項（3.3）参照
5	プレゼンテーション 3	「JICA 人身取引課題別研修からの学び」（課題別研修参加者） 過去に JICA 人身取引課題別研修に参加したマレーシアの女性・家族・地域開発省の担当官より、マレーシアにおける人身取引対策、特にパンデミック下における対応の強化を中心に報告が行われた。
6	国別プレゼンテーション	カンボジア、ラオス、ベトナム、タイの代表者より、各国における人身取引対策の課題と現状、パンデミック下における対応と今後の見通しについて報告が行われた。
7	プレゼンテーション 4	「人身取引対策における IOM の取組」（IOM アジア太平洋地域事務所） IOM アジア太平洋地域事務所より、アジア太平洋地域における人身取引の概要、パンデミックにより生じた新たな課題、人身取引に対する IOM の対応やグッドプラクティスについて報告が行われた。
8	グループワーク	アクティビティ・プランの策定 タイ、カンボジア、ラオス、ベトナムにおける課題について議論する国別グループ、および 4 つの参加国で多国間の協力体制の構築について議論する多国間グループに分かれ、来年度の MRW までに実施する活動を取りまとめたアクティビティ・プランの作成が行われた。COVID-19 のパンデミック後を見据え、現在の課題を洗い出した上で優先すべき課題を選定し、それらの課題に対して実施すべき施策を検討し、アクティビティ・プランとして取りまとめた。なお、タイは政策、予防、起訴、保護の 4 つのグループに分かれ、カンボジア、ラオス、ベトナム、多国間はそれぞれ 1 つのグループで協議を行った。
9	閉会の挨拶	JICA 本部より閉会の挨拶を行った。

### 3.3 調査結果報告

MRW に先立って実施したタイ、カンボジア、ラオス、ベトナムにおける人身取引の現状と課題に係る調査結果（第 2 部参照）を短期専門家（人身取引対策）から報告した。主に大メコン圏全体の人身取引に係る現状に焦点を当て、犯罪形態の多様化、デジタル技術を活用した犯罪の増加、COVID-19 のパンデミックの影響など、近年の人身取引を巡る変化や潮流を取り上げた。その上で、5P（政策、予防、起訴、保護、連携）フレームワークに基づく 4 カ

国共通の課題の一部を、以下の通り報告した。

- 政策：被害者の権利に基づいた法律の策定と政策の立案
- 予防：遠隔地や少数民族の住民が多い地域での啓発活動等予防に係る取組の実施
- 保護：国ごとに異なる被害者保護プロセスとその影響  
被害者保護プロセスにおける社会的脆弱性の視点の統合  
被害者支援の強化（初期支援、法律扶助など）  
NGO による活動への支援の強化  
被害者への補償、経済的支援の強化
- 起訴：多様化する人身取引関連犯罪への対応  
サイバー犯罪に対応するための人材育成
- 連携：民間セクターとの連携の促進  
統合されたデータベースの構築、データマネジメントの実施  
省庁間、セクター間の連携の強化
- その他：デジタル技術を活用した人身取引対策の現状と課題

### 3.4 実施の成果

第 10 回 MRW 実施に係る主な成果は以下の 2 点である。

- 1) 8 件のアクティビティ・プランが策定された  
グループワークを通して、タイ 4 件、カンボジア・ラオス・ベトナム 1 件、多国間 1 件の計 8 件のアクティビティ・プランが作成された。アクティビティ・プランで設定された各活動は次年度の MRW まで約 1 年を通して実施されるとともに、JICA と DATIP がその実施のモニタリングを行い、実施の成果を次年度の MRW で報告する。
- 2) 参加者の高い理解度、満足度を得た  
MRW 終了時に実施した参加者アンケート（有効回答者数 50）で、内容が「とても良く理解できた」「理解できた」と回答した参加者が 60%、内容に「とても満足した」「満足した」と回答した参加者が 70%という結果であった。

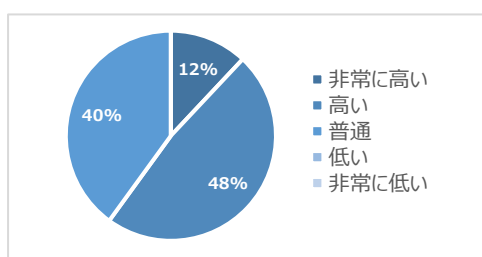


図 6：第 10 回 MRW 参加者の理解度

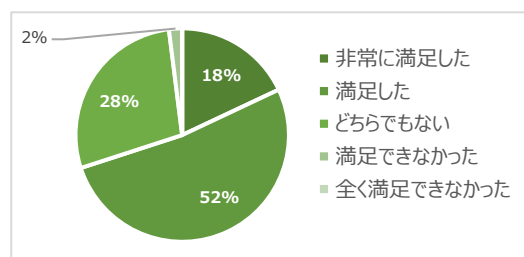


図 7：第 10 回 MRW 参加者の満足度

## 4. MRW 実施後のフォローアップ

### 4.1 PDM 成果 2 の指標（2.1 および 2.2）の数値に係る提案

担当業務の一つである、PDM 内の指標の数値について提案を行った。成果 2 の指標 2.1 は「XX%の参加者が人身取引対策についての理解を深めた、と答えた」、指標 2.2 は「YY%の参加者が MRW のコンテンツに満足した、と答えた」という内容となっており、図 6 および図 7 のアンケート結果を踏まえて下記の通り指標の数値を提案した。

- 指標 2.1：55%
- 指標 2.2：65%

### 4.2 MRW 開催マニュアルの作成

MRW の準備と実施の過程を踏まえて、2023 年度以降の MRW の開催手順をとりまとめた MRW 開催マニュアル案を作成した。担当業務の一つであるアクティビティ・プランのモニ

タリング方法については、MRW 開催マニュアルの一項目として設定し、併せて JICA および DATIP に提案した。

## 第4部 提言



## 1. メコン地域ワークショップに係る提言

第 10 回 MRW の開催において明らかとなった課題を踏まえて、2023 年と以降の MRW の開催、およびプロジェクト終了を見据えて、以下の点について改善、検討することを提言する。

表 30 : MRW の準備及び実施に係る提言

No.	項目	詳細
カウンターパートとの関係構築		
1	コミュニケーション (頻度、方法)	カウンターパートとのコミュニケーションが円滑ではなく、会議の設定にも時間がかかったため、ワークショップの重要なアジェンダ等について十分な協議を行う時間を確保できなかった。今後は、意思決定が可能な職員を交えて定期会議を行うなど、コミュニケーションの方法や頻度を検討する必要がある。
2	プロジェクトへの理解促進	カウンターパート側が PDM やプロジェクトそのものに対して十分に理解していなかった (PDM をワークショップ当日に初めて見たという担当者もいた)。政府間技術協力プロジェクト合意文書 (Record of Discussions : R/D)等を締結してから時間が経過しており人事異動等で担当者を変更したということは要因の一つと考えられるが、その場合は事前に PDM の読み合わせをするなど、プロジェクトに対する共通理解を得られるよう図る必要がある (カウンターパート側の主体的な参加を促すため)。
JICA 内の役割分担		
3	役割の明確化	本プロジェクトは、主管部はガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室だが、現場で実際に実施しているのは JICA タイ事務所であり、MRW 準備過程において、JICA 本部と JICA タイ事務所の役割が必ずしも明確ではなかった。準備過程ではタスクも多いため、JICA 内部の役割の明確化は必要不可欠である。
ワークショップの内容		
4	アクティビティプランの作成	各国のアクティビティ・プランの作成については問題なく終了したが、フォーマットについてカウンターパートと事前に協議する時間が持てなかったため、来年度以降は十分に協議、合意したうえで実施することが望ましい。
5	グループワークへのサポート	今年度はハイブリッド形式で開催され、各国で会場に集い、会場同士をオンラインでつなぐという手法をとった (ベトナムは全員がリモートで参加)。したがって、タイ以外の国のグループワークはメインファシリテーターがフォローすることができず、必然的に各 JICA 在外事務所の協力が欠かせない状態となった。アクティビティ・プランを作成するという明確なアウトプットを求めるワークショップであるため、ワークショップ中の議論をサポートするスタッフがいることが望ましく、JICA 在外事務所にその役割を期待する以上、事前に JICA 在外事務所に 2 日間の出席について良く説明し理解を得ておく必要があった (ナショナルスタッフに参加できない事務所もあった)。
6	多国間グループの運営	タイ、カンボジア、ラオス、ベトナムの 4 カ国の参加者をオンラインでつないで、多国間の連携に係るアクティビティ・プランを作成したが、ネットワークの問題が生じ、4 カ国での議論はほぼ不可能であった。また、本プロジェクトにおけるアクティビティ・プランは、MRW でその作成を支援するが、実施に

No.	項目	詳細
		については DATIP や JICA から資金が出るものではなく、あくまでも参加者の自主的な実施を期待するものであり、多国間のアクティビティ・プランを取りまとめるには、プロジェクトの実施者である JICA や DATIP のリーダーシップが必要となる。来年度以降は、DATIP のより主体的な参加が期待される。
7	多国間アクティビティ・プランの実施	作成と同じく、多国間のアクティビティ・プランの実施においても、JICA と DATIP のリーダーシップが求められる。
8	グループワーク全体のサポート	アクティビティ・プランというアウトプット作成のためには、議論を方向付けるファシリテーターが必須となるが、直前までファシリテーターが決まらず、またタイ以外の国のグループ・サポーターが確保できていなかった。PDM において明記されているにもかかわらず、アクティビティ・プランを作成するワークショップを行うために何が必要か、ということを経験が豊富な人材について、早めに候補を選定しておく必要がある。
9	ファシリテーターの選定	国際機関や二国間援助機関からの参加者が多かったため、来年度も同じく多くの参加が見込めるなら、グループワークの時間に並行してドナー会議を実施することを検討いただきたい。
10	他のドナーへの対応 *推奨事項	MRW が日本の支援による実施であるということを踏まえて、日本からの知見や学びを共有するプレゼンテーションを少なくとも一つは入れることが望ましい。
11	プレゼンテーションの内容と報告者	
プロジェクトの計画と出口戦略		
12	PDM の改訂 *推奨事項	PDM において、上位目標の指標 1 と測定方法、プロジェクト目標の指標 1, 2 と測定方法があいまいかつ測定可能とは言えない面もあるため、改訂することを検討いただきたい。
13	プロジェクト終了後の見直し	MRW は 2024 年までの開催となっており、その後の支援は未定であるが、大メコン圏の実務レベルの担当者が一堂に会して参加する MRW は貴重なネットワーキング、情報共有の場であり、2024 年以降、この機会をどのように残していくことができるか、カンターパートや他のドナー等と協議し、出口戦略を検討する必要がある。

## 2. その他の提言

本件業務において実施した情報収集・確認調査において明らかとなった課題を踏まえて、今後の JICA 事業の実施において以下の点に留意することを提言する。

### 2.1 JICA プロジェクトにおける人身取引、強制労働のリスク排除

人身取引は、労働市場、経済、移住労働、外交、ジェンダーの不平等性など、様々な要因が複雑に交差して生じる現象である。そのため、人身取引に対応するためには、人身取引のみに焦点を当てるのではなく、その背景や要因にも目を向ける必要がある。例えばカンボジアでは、既述のようにマイクロファイナンスによる多重債務が人身取引や労働搾取のリスクを高めていることが報告されている（第 2 部 4.1.3 参照）。また、建設業はいずれの国においても強制労働、労働搾取の温床となっており、経済成長に伴う建設ラッシュの中で、リスクに晒されている潜在的な被害者は多い。

JICAにおいても、無償資金協力によるインフラ等の建設やマイクロファイナンス事業への支援などが行われているが、これらの支援が間接的に（意図せず）人身取引のリスクを高める結果になっていないかをよく確認し、事前にリスク低減策を十分に講じる必要がある。例えば、マイクロファイナンス関連事業においては、審査時における脆弱性アセスメントの実施を支援したり、債務者の金融リテラシーだけでなく金融機関に対する啓発や指導を実施したりするなどの対策が必要となる。またインフラや建設等の事業では、契約業者だけでなく、その下請けやさらに下請けの業者に対してどの程度ガイドラインの遵守やデューデリジェンスの実施を求められるかを検討し、リスクを最小限に抑える努力が求められる。現状では「環境社会配慮ガイドライン」のチェックリストで社会的弱者に関する項目がわずかに触れられているのみで、実態としてどの程度強制労働や児童労働を排除する効力を有しているかは定かではない。また、建設やインフラ関係の案件においては、ジェンダー平等に係る取組や性的搾取、虐待およびハラスメント（Sexual Exploitation, Abuse and Harassment : SEAH）の防止に係る取組の導入状況も確認していく必要がある。

これまでの JICA 事業における人身取引対策への実績を踏まえて、今後は新たな案件の実施を検討するだけでなく、JICA 内の他分野の案件等においても人身取引や強制労働のリスクをより積極的に排除していくような体制や仕組みを構築することが大いに期待される。

## 2.2 日本国内における外国人労働者の労働・生活環境改善

日本では、これまでに培われた技能、技術または知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的<sup>358</sup>として「外国人技能実習生制度」が1993年から実施されている。同制度は、技術移転の観点から一定の成果を上げてきた一方で、現地の人材募集においてブローカー等に不当な手数料を要求されたり、一部の実習先では超過勤務や残業代の未払い、ハラスメントなど、労働搾取とも指摘される実態が多数報告されたりしているなど<sup>359</sup>、多くの課題を抱えているとされる。国際協力の一環として対象国の人身取引対策に貢献するだけでなく、日本におけるこうした現状を改善することが急務であることは論を俟たない。このような状況を受けて日本政府は、2022年7月に「国際貢献という目的と人手不足を補う労働力としての実態がかい離しているとの指摘はもっともだ」（法務大臣）として<sup>360</sup>、制度を抜本的に見直すことを発表した<sup>361</sup>。

外国人労働者の来日前の人材育成、帰国した外国人労働者の就業や起業支援を行ってきた JICA では、日本において外国人労働者を受け入れる民間企業及び業界団体、労働組合、市民社会、メディア、研究者らと共に「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society : JP-MIRAI）」を2020年に立ち上げ、外国人労働者の労働・生活環境を改善することを目的とした支援を行っている<sup>362</sup>。外国人労働者の労働環境を向上させるという責任を果たすため、官民が一体となつてこのような取組をさらに拡大していくことが求められる。

<sup>358</sup> 公益財団法人日本人材育成機構, <https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>, 2022年10月22日閲覧

<sup>359</sup> U.S. Department of State (2022), *Trafficking in Persons Report Japan 2022*

<sup>360</sup> NHK, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220730/k10013742971000.html>, 2022年10月22日閲覧

<sup>361</sup> 出入国在留管理庁 [https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00082.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00082.html), 2022年10月22日閲覧

<sup>362</sup> 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム <https://jp-mirai.org/jp/about/>, 2022年10月22日閲覧

## 付録：参考文献

### 日本語文献・サイト

JICA(2013), メコン地域人身取引対策情報収集・確認調査（人身取引対策におけるケース・マネージメントに関する調査）

JICA (2013),タイ王国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト終了時評価調査報告書

JICA (2017), メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査調査報告書

JICA (2017), ベトナム社会主義共和国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト終了時評価調査報告書

JICA (2022), ベトナム国被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト業務完了報告書

外務省「Japan SDGs Action Platform」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>

外務省「カンボジア王国基礎データ」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>

外務省「タイ王国基礎データ」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html>

外務省「ラオス人民民主共和国基礎データ」 [mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html)

外務省「ベトナム社会主義共和国基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

外務省「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162\\_1a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf)

法務省「人身取引及び性的搾取の防止に関する法律」 <https://www.moj.go.jp/content/001226849.pdf>

国土交通省「各国の国土政策の概要」

<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/vietnam/index.html>

出入国在留管理庁

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00082.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00082.html)

日本貿易振興機構（2018）, ベトナム税務 Q&A

JETRO アジア経済研究所（2014）山田美和編『「人身取引」問題の学際的研究』調査報告書

公益財団法人日本人材育成機構, <https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム <https://jp-mirai.org/jp/about/>

日本総研（2017）, 環太平洋ビジネス情報

### 第2部 1～3 および 4 カ国共通

ASEAN (2015), ASEAN Convention against Trafficking in Persons, Especially Women and Children

ASEAN-ACT (2020), 5 years on Baseline Report 2020

Alliance8.7 (2019), Ending Child Labour, Forced Labour and Human trafficking in Global Supply Chains

Alliance 8.7, <https://www.alliance87.org/the-alliance/>

Bali Process (2022), Regional Support Office (RSO) Fact Sheet

Bali Process, <https://www.baliprocess.net/membership/>

Bali Process, <https://www.baliprocessbusiness.org/>

COMMIT (2007), The COMMIT Sub-Regional Plan of Action (COMMIT SPA) Achievements in Combating Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region, 2005-2007

COMMIT (2015), COMMIT Sub-Regional Plan for Action (COMMIT SPA IV 2015-2018)

Council of Europe (2017), Human Trafficking for the Purpose of Labour Exploitation

Council for Europe (2022), Online and Technology-Facilitated Trafficking in Human Beings: Summary and recommendations

ICAT (2019), Human Trafficking and Technology: Trends, Challenges and Opportunities

ILO (2004), Memorandum of Understanding on Cooperation against Trafficking in Persons in the Greater Mekong Sub-Region

ILO. Et.al, (2021), Global Estimate of Modern Slavery\_Forcible labor and Forced Marriage

OHCHR (2014), Human Rights and Human Trafficking: Fact Sheet No.36

Tech Against Trafficking (2020), Leveraging Innovation to Fight Trafficking in Human Beings: A Comprehensive Analysis of Technology Tools

United Nations Treaty Collection, [https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg\\_no=XVIII-12-a&chapter=18&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg_no=XVIII-12-a&chapter=18&clang=_en)

United States (2000), Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000

UN-ACT (2017), United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons: Annual Progress Report 2017

UNDP (2022), Transnational Referral Mechanism (TRM) Pathways for the greater Mekong Sub region

UNODC (2020), Female victims of trafficking for sexual exploitation as defendants

UNODC (2021), Impact of the COVID-19 Pandemic on Trafficking in Persons

UNODC (2021), The Effects of the COVID-19 Pandemic on Trafficking in Persons and Responses to the Challenges

UNODC (2021), Global Report on Trafficking in Persons 2020

USAID et al (2020), Identifying Trafficking Victims: An Analysis of Victim Identification Tools and Resources in Asia

U.S. Department of State, <https://www.state.gov/report-to-congress-on-2022-trafficking-in-persons-interim-assessment-pursuant-to-the-trafficking-victims-protection-act/>

Walkfree Foundation <https://www.walkfree.org/what-is-modern-slavery/>

World Vision (2014), The Vulnerability Report: Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-region

#### 第 2 部 4 カンボジア

APLE (2020), Referral Directory

Asian Development Bank, <https://www.adb.org/countries/cambodia/poverty>

A21 (2020), Impact Report 2020 Cambodia

Brickell K.et al, (2018) Blood Bricks: Untold Stories of Modern Slavery and Climate Change from Cambodia

Child Safe Alliance et al (2019), Annual Report: Partnership Program for the Protection of Children (3PC)

Forum-Asia, <https://www.forum-asia.org/?p=36638>

ID Poor, <https://www.idpoor.gov.kh/about/process>

Khmer Times, <https://www.khmertimeskh.com/50973518/cambodias-poverty-line-updated-178-percent-cambodians-under-the-poverty-line/>

Kingdom of Cambodia (2019), Five-Year national Strategic Plan for Counter Trafficking in Persons 2019-2023

LICADHO (2019), Collateral Damage-Land Loss and Abuses in Cambodia's Microfinance Sector

National Institute of Statistics, et.al, Cambodia Demographic and Health Survey 2021-22\_Key Indicator Report

Nithya Natarajan., et al (2020), Diffuse Drivers of Modern Slavery: From Microfinance to Unfree Labour in Cambodia

Radio Free Asia, <https://www.rfa.org/english/news/cambodia/trafficking-04072022165439.html>

Relief Web, [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/interagency-gbv-case-managementguidelines\\_final\\_2017\\_low-res.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/interagency-gbv-case-managementguidelines_final_2017_low-res.pdf)

Reuters, <https://www.reuters.com/article/us-cambodia-surrogacy-women-idUSKBN2111NS>

Royal Government of Cambodia (2008), The Functioning of Commune committee for Women and Children

Royal Government of Cambodia(2019), National Action Plan to Prevent Violence Against Women 2019-2023, P. 42

Sensible for Loving Families, <https://www.sensiblesurrogacy.com/surrogacy-in-cambodia/>

UNODC (2017), Trafficking in persons from Cambodia, Lao PDR and Myanmar to Thailand

USAID (2013), Counter Trafficking in Persons (CTIP II ) Newsletter Jan-Mar 2013

USAID, Winrock International (2020), Cambodia Countering Trafficking-in-Persons (CTIP) Program Year Five Annual Progress Report

US Department of State (2019) Trafficking in Persons Report: Cambodia

US Department of State (2020) Trafficking in Persons Report: Cambodia

US Department of State (2021) Trafficking in Persons Report: Cambodia

US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Cambodia

World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=KH>

World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=KH>

World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=KH-TH-LA-VN-CN-MM>

## 第 2 部 5 タイ

A21 (2020), Impact Report 2020 Cambodia

A21 (2021), Q21 National Human Trafficking Hotlines Report 2021

A21 (2021), Freedom Report

Bangkok Post, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2185467/trafficked-thai-woman-flown-home-from-dubai-govt>

Bangkok Post, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2307210/well-known-politicians-son-faces-underage-sex-rap>

Bangkok Post, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1836544/protect-u-app-gives-big-boost-to-victims>

Department of Special Investigation (2021), DSI Annual Report

JICA et al (2013), MDT Operational Guideline for the Protection of Victims of Human Trafficking: Practical Version

JICA (2019), Project Completion Report-Project on Capacity Development on Assisting Victims of Trafficking in the Greater Mekong Sub-Regional Countries (CM4TIP)

Johns Hopkins Bloomberg School of Public Health (2016), Anti-Human Trafficking in Thailand: A Stakeholder Analysis of Thai Government Efforts, The U.S. TIP Report and Rankings, and Recommendations for Action

Ministry of Foreign Affairs, Kingdom of Thailand (2021), Thailand's Position on the U.S. State Department's 2021 trafficking in Persons Report

OSCE/ODIHR (2004), NATIONAL REFERRAL MECHANISMS: Joining Efforts to Protect the Rights of Trafficked Persons A Practical Handbook

Royal Thai Embassy, Washington <https://thaiembdc.org/2020/02/03/ministry-of-social-development-and-human-security-launched-protect-u/>

Royal Thai Embassy, Washington D.C., <https://thaiembdc.org/2022/07/27/thai-government-to-advance-six-measures-against-human-trafficking/>

Royal Thai Government (2008), The Anti-Trafficking in Persons Act B.E 2551 (2008)

Royal Thai Government (2017), Thailand's Country Report on Anti-Human Trafficking Response (1 January – 31 December 2016)

Royal Thai Government (2018), National Strategy 2018-2037

Royal Thai Government (2021), Emergency Decree Amending the Anti-Human Trafficking Act B.E.2551(2008), B.E.2562(2019)

Royal Thai Government (2022), Royal Thai Government's Country Report on Anti-Human Trafficking Efforts 1 January – 31 December 2021

Royal Thai Government (2022), Thailand's Country Report on Anti-Human Trafficking Response (1 January – 31 December 2021)

Swiss Info, [https://www.swissinfo.ch/eng/society/exorbitant-fees\\_thai-human-trafficker-sentenced-in-switzerland-for-exploiting-compatriots/45601938](https://www.swissinfo.ch/eng/society/exorbitant-fees_thai-human-trafficker-sentenced-in-switzerland-for-exploiting-compatriots/45601938)

Tourism Authority of Thailand, <https://www.thailandtravel.or.jp/about/history/>

USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners

USAID, Winrock International (2021), Review of Models of Care for Trafficking Survivors in Thailand

USAID, Winrock International (2021), Providing Services to Survivors in Counter Trafficking Projects: Learning from Our Actions

USAID, Winrock International (2022), A Study on Service Provision for Gender Minorities in Shelters for Human Trafficking Survivors in Thailand

USAID (2022), Final Assessment Report-Thailand Countering Trafficking in Persons (CTIP)

US Department of State (2019) Trafficking in Persons Report: Thailand

US Department of State (2020) Trafficking in Persons Report: Thailand

US Department of State (2021) Trafficking in Persons Report: Thailand  
US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand  
World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=TH>  
World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?locations=TH>  
World Bank, <https://thailand.opendevelopmentmekong.net/announcements/world-banks-new-country-classifications-by-income-level/>  
US Department of State (2022) Trafficking in Persons Report: Thailand

## 第 2 部 6 ラオス

ASEAN-ACT (2021), Lao PDR Fact Sheet  
Asian Development Bank (2009), Broken Lives: Trafficking in Human Being in the Lao People's Democratic Republic  
Asian Development Bank, <https://data.adb.org/dataset/basic-statistics-asia-and-pacific>  
IOM (2020), IOM Fact sheet\_IOM's Counter Trafficking Programming in Lao PDR  
JICA et al (2019), Study on Repatriation and Social Reintegration Assistance: Lao Victims of Trafficking Returned from Thailand  
Lao People's Democratic Republic (2015), The Law on Anti-Trafficking in Persons  
Lao People's Democratic Republic (2015), Decree of the President of the Lao People's Democratic Republic on the Promulgation of the Law on Anti-Trafficking in Persons  
Lao People's Democratic Republic (2021), The National Plan of Action On Anti-Trafficking in Persons Phase III (2021-2025)  
Lao Women's Union(2010), Promotion and Protection of Lao Women's Rights  
Radio Free Asia, <https://www.rfa.org/english/news/laos/ransom-10032022143444.html>  
UNCEF, <https://data.unicef.org/topic/child-protection/child-marriage/>  
UNDP, <https://www.undp.org/laopdr/press-releases/nationwide-consultation-first-ever-action-plan-legal-aid-lao-pdr>  
UNODC (2017), Trafficking in Persons from Cambodia, Lao PDR and Myanmar to Thailand  
USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners  
USAID (2022), USAID Laos Counter Trafficking-in-Persons Project Quarter 1 Progress Report  
USAID (2022), Countering Trafficking in Persons in the Lao People's Democratic Republic An Ecosystem Approach Using Weak-Signal Analysis  
US Department of States (2018), Trafficking in Persons Report: Lao PDR  
US Department of States (2021), Trafficking in Persons Report: Lao PDR  
US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Lao PDR  
World Bank. et al (2020), Poverty Profile in Lao PDR  
World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=LA>  
World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?locations=LA>

## 第 2 部 7 ベトナム

Anti-Trafficking Review,  
<https://www.antitraffickingreview.org/index.php/atrjournal/article/view/611/464>



Blue Dragon Children's Fund (2021), Human Trafficking & Traffickers in Vietnam

IOM et al (2018), Vulnerable to Human Trafficking: A Study of Viet Nam, Albania, Nigeria and the UK

The Centre for Women and Development, <https://cwg.vn/en/peace-house-shelters>

Nguyen, Huy Binh.(2019). The Emergent Situation of Human Trafficking in Southeast Asia: A Case Study of Vietnam. The International Journal of Humanities & Social Studies. Vol. 7

Socialist Republic of Vietnam (2011), Law No. 66/2011/QH12 on human trafficking prevention and combat, Article 32

Socialist Republic of Vietnam (2019), Circular No. 84/2019/TT-BTC Provisions on Contents and Levels for the Assistance of Victims and the Content and Levels of Support for Victims Provided in the Government's Decree No. 09/2013/ND-CP which provides Guidelines for the Law on Preventing Human Trafficking

Socialist Republic of Vietnam (2021), PROGRAM on Human Trafficking Prevention and Combat for period 2021 – 2025 with a Vision to 2030

UK Home Office (2019), UK Home Office. 2019. Report of a Home Office fact-finding mission to Vietnam

USAID (2020), Trafficking Victim Protection Frameworks in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Thailand, and Viet Nam: A Resource for Practitioners

USAID (2021), Assessment of Countering Trafficking in Persons in Vietnam-Situational Analysis Report

US Department of States (2022), Trafficking in Persons Report: Vietnam

World Bank et al, (2022), From the Last Mile to the Next Mile\_2022 Vietnam Poverty and Equity Assessment

World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=VN>

World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?locations=VN>

## 第 2 部 8 ミャンマー

JICA (2021), Project Completion Report-Project on Capacity Development and Promotion of Networking on Assisting Victims of Trafficking in Republic of the Union of Myanmar

## 第 4 部 提言

NHK, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220730/k10013742971000.html>

U.S. Department of State (2022), Trafficking in Persons Report Japan 2022